

2021年(令和3年)度 研究報告書

子ども虐待に関する文献研究
児童虐待重大事例の分析 2010年～2020年
(第1報)

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
中垣 真通 (子どもの虹情報研修センター)
鶴岡 裕晃 (子どもの虹情報研修センター)
南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)
佐藤 葵 (子どもの虹情報研修センター)
村木 良孝 (子どもの虹情報研修センター)
平田 悠里 (子どもの虹情報研修センター)
竹下 由茉 (子どもの虹情報研修センター・聖マリアンナ医科大学病院)
富樫健太郎 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)

2021年(令和3年)度 研究報告書

子ども虐待に関する文献研究
児童虐待重大事例の分析 2010年～2020年
(第1報)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)

目次

第1部 児童虐待重大事例の分析 2010年～2020年（第1報）

I. 問題と目的	1
II. 方法	3
1. 情報の収集	3
2. 情報の整理	3
III. 結果	12
1. 杉並区3歳里子虐待死事件（東京都 2010年）	12
2. 岡山市16歳女子監禁致死事件（岡山県 2011年）	25
3. 柏市2歳男児餓死事件（千葉県 2011年）	38
4. 朝霞市5歳男児暴行死事件（埼玉県 2012年）	49
5. 府中町11歳女児暴行死事件（広島県 2012年）	73
6. 横浜市6歳女児殺害遺棄事件（神奈川県 2013年）	87
7. 尼崎市母親による実の娘3人に対する性的虐待事件 （兵庫県 2013年）	103
8. 葛飾区2歳女児虐待死事件（東京都 2014年）	113
9. 富士見市2歳男児ベビーシッター虐待死事件 （埼玉県 2014年）	123
10. 厚木市5歳男児放置死遺棄事件（神奈川県 2014年）	136
11. 足立区4歳男児遺棄事件（東京都 2014年）	155
12. 川口市17歳男児祖父母殺害事件（埼玉県 2014年）	169
13. 西東京市14歳男子自殺事件（東京都 2014年）	185
14. 糸魚川市嬰兒殺害遺棄事件（新潟県 2016年）	197
15. 相模原市14歳男児保護見送り自殺事件 （神奈川県 2016年）	210

第2部 2021年の児童虐待に関する文献一覧

表1. 2021年の児童虐待に関する書籍（和書）	221
表2. 2021年の児童虐待に関する書籍（訳書）	222
表3. 2021年の児童虐待に関する雑誌特集号	223
表4. 2021年の児童虐待に関する論文	225

第 1 部

児童虐待重大事例の分析 2010 年～2020 年（第 1 報）

I. 問題と目的

本研究は、子どもの虹情報研修センター（以下、センター）が 2010 年から 2 年間にわたって行った「児童虐待重大事例の分析」（平成 22 年度、平成 23 年度報告書）に続くものである。この研究は、児童虐待防止法が制定された 2000 年から 2010 年までの間で、虐待によって死亡した事例の中で、数日、あるいは数週間にわたって継続的に報道されるような重大事件を取り上げ、分析したものであった。

この研究を行った問題意識は、主に以下の点であった。

- ① 防止法制定以降、虐待対応件数が増え続けており、虐待による死亡事例が毎年 80 名程度で推移していて、児童虐待問題が国家的な問題となり続けていること。
- ② 死亡事例の中には、報道機関が繰り返し伝えるような大きな事件があり、こうした重大事件の報道は、児童相談所等の援助機関の課題や問題点を露呈することになり、そこへの批判的な論調も含めての社会的な関心を高めたこと。
- ③ こうした重大事件は、国家的な議論の対象ともなり、法制度の改正も含めた虐待防止対応システムの改革に大きな影響を与えたこと。
- ④ 自治体がまとめた検証報告書の多くは、関係諸機関の取り組みの課題や問題点についての指摘はあるものの、虐待発生の機序、家族背景や子どもの生育歴など、「この家族で、なぜこのような虐待が起こったのか」といった視点での踏み込んだ分析が乏しいこと。
- ⑤ 当時大きく報道された重大事件であっても、時が過ぎるにつれて次第に忘れ去られていく傾向があること。

この研究で取り上げた事例は全部で 24 事例であった。これらは、大きく報道された事例であったが、これらの多くは、事件内容の悲惨さに加え、それまで一般に知られていた児童虐待の理解を超えるような特異性があったり、援助機関の課題や問題点が露呈するなどの事情があるものだった。こうした事件と児童虐待防止法施行以後の施策を関連づけてみると、重大事件が、虐待防止対応システムや施策の展開に大きな影響を与えてきたことが明確になった。それはたとえば 48 時間以内の安全確認ルールであり、臨検・捜索制度の創設、長期欠席児童等にかかわる学校と児童福祉機関の連携強化などである。

また、繰り返される虐待死事件等を受け、厚生労働省は 2004 年に社会保障審議会児童部会に専門委員会を立ち上げて虐待による死亡事例の集約と検証を行うようになり、児童虐待防止法の第 2 次改正によって、検証は地方公共団体にも義務づけられることとした。ただ、自治体がまとめた検証報告書を見ると、関係諸機関の取り組みの課題や問題点についての指摘はあっても、虐待発生の機序、家族背景や子どもの生育歴など、「この家族で、なぜこのような虐待が起こったのか」といった視点での踏み込んだ分析は、総じて十分とはいえないものだった。

研究では、検証報告書を踏まえながらも、当時の報道記事やジャーナリストによる取材などの情報を可能な限り収集して、各事例を改めて振り返り、それはどのような事件であったのか、またどのような家族であり、子どもだったのか、事件は私たちの社会にどのような波紋を及ぼしたのか、等々について分析した。事件は時の経過とともに、社会から忘れられていく。この研究からさらに 10 年を経過した今、児童虐待に関係する支援者たちの間でさえ、これらの事例は記憶から消えつつある。その分、こうした報告はより重要な意味を帯びてくることを実感する。児童虐待防止の取り組みを振り返り、進化させる上で、過去の事例は貴重な資料となるからである。

さて、この研究以降の 10 年を振り返ると、この間も児童相談所の虐待対応件数は、一度も前年を下

回ることなく増え続け、2020年度は20万件を超えた（2010年度は56,384件）。また、虐待で死亡した子どもも毎年同じような件数（約80件）で推移し、防止法制定からの20年間では1,600人に上ろうとしている。重大事件の報道がこの問題への社会的関心を高め、対応機関に対する批判等が、国や地方行政の制度的改革につながっていく展開もほとんど変わらない。また時が経てば、社会から忘れられていく傾向も変わらないようだ。過去に同じような事件があっても、まるで新しい事件であるかのように伝えられる報道もある。

本研究の目的意識は、10年前の研究と同様であり、2010年から2020年までの10年間に起きた事例を取り上げるが、その対象は、前回よりも少し幅を広げてとらえることとした。前回に取り上げた事例は、虐待によって子どもが死亡、あるいは重大な障害を受けた事例に絞ったが、今回は、虐待を受けた子どもが、犯罪を起こしてしまった事例、あるいは犯罪に巻き込まれ、そこで被害にあった子どもの事例も含めることとした。児童虐待の影響は、死亡だけでなく、こうした事件にも波及する問題であることを踏まえてのものである。

本研究では、報道された記事と各自治体で行われた死亡事例の検証報告書を中心に、可能な限り事件に関連した文献や論説等を収集し、上記で述べたことが明らかになるよう努めた。

本研究は2年計画とし、本年度は2010年から2014年までの事例について報告する。

（増沢 高）

【引用文献】

- 保坂亨 他（2007）「児童虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年～2006年まで）－戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター
- 増沢高 他（2012）「児童虐待に関する文献研究 児童虐待重大事例の分析（第1報）」子どもの虹情報研修センター
- 増沢高 他（2013）「児童虐待に関する文献研究 児童虐待重大事例の分析（第1報）」子どもの虹情報研修センター

II. 方法

1. 情報の収集

2010年から2014年までの子ども虐待による死亡等の事件、および子どもの犯罪等で背景に児童虐待が深く関係していた事件で、複数回にわたって報道された事件を抽出し、報道数の大きさを基準として研究者間で協議し、15事例を選択した（表1を参照のこと）。

その上で、これらの事件について、以下の方法で情報を集めた。

- ① 朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵」及び読売新聞オンライン記事データベース「ヨミダス」によって、対象事例の記事を検索
- ② その他のオンライン・ニュースに掲載された記事（子どもの虹情報研修センターで毎月収集していた児童虐待に関するオンライン掲載の記事）から、対象となった事件記事の抽出
- ③ 事件に関連する文献や論文の収集

2. 情報の整理

次に、収集された情報から、以下の視点を中心に整理を行った。

- ① 事例の概要
- ② 家族の状況：ジェノグラム、家族成員の特徴、家族の生活歴
- ③ 事件までの経緯
生育歴、事件の経過、公判の経過
- ④ 事件に関するコメント
検証報告書、事件報道における専門家のコメントなど
- ⑤ 事件がもたらした影響
- ⑥ その他

また、全ての事例に、原則として被害児の死亡時点（生存している児童等に関しては、事件の発覚時点）でのジェノグラム（家族図）を添付したが、これらは収集された情報をふまえたものであり、必ずしも正確なものとは限らない。

なお、事件に関わる当事者の固有名詞については、被害児および加害者の実名はあげないこととした。家族関係については、被害児童を中心にした続柄（例えば、実母、継父、母方祖父母、実兄妹など）に統一した。

（増沢 高）

表 1. 事例一覧 (2010 年～2014 年)

	事件発生地域	事例の概要
1	東京都杉並区 (2010 年)	<p>2010 年 8 月に東京都杉並区の自宅で、里子として養育されていた 3 歳女児（以下、本児とする）に暴行を加え死亡させたとして、1 年後に里親女性（事件当時 42 歳。以下里母とする）が傷害致死容疑で逮捕及び起訴された事件である。本児は 2009 年 9 月に里親委託されており、事件当時の養育家庭は里親夫婦、里親の実の娘 2 人、及び本児の 5 人暮らしだった。この事件は、里母が声優として活躍していたことでも注目された。里親委託から半年後に里母から児童相談所（以下、児相とする）に、本児の食事が遅くお漏らしもあり成長が遅い気がするかと相談があった。児相としては「一般的な相談」という認識だった。児相の医師や職員が面接をしたところ、本児の発育状況に問題がなく、虐待の兆候も認められなかった。事件前日に保育所でプール利用した際も、全身に不審な傷や痣は見られなかった。捜査関係者によると、司法解剖の際に新しい内出血痕が顔や背中や腕に複数認められたが、恒常的な虐待を示すような古い傷は見つからなかった。そのため、里母が衝動的に暴行に及び、本児の顔や頭を何度も殴り、翌日に急性脳ヘルニアで死亡させたとしている。</p> <p>里母は一貫して犯行を否認し続けたが、東京地裁は 2 人きりの時間帯に里母が衝動的に暴行を加えたこと認定して懲役 9 年を言い渡し、2014 年 2 月に最高裁が上告を棄却して刑が確定した。なお、2012 年 11 月に本児の実母が 8000 万円の賠償を求めて東京都を提訴し、2013 年 9 月に東京地方裁判所が約 4800 万円の支払いを都に命じた。</p> <p>本件は里母が本児への暴行を否認し続けており、死亡に至る経緯に不明な点が残るが、裁判により刑が確定していることから、被措置児童等虐待があったことを前提として記述している。</p>
2	岡山県岡山市 (2011 年)	<p>2011 年 2 月 28 日、岡山県岡山市の自宅アパートで、実母と 2 人暮らしの 16 歳長女（以下、本児とする）が、裸のまま手足をビニール紐で縛られた状態で浴室に 5 時間放置されて死亡し、実母が逮捕監禁致死容疑で逮捕、起訴された。救急搬送の際、本児の体には複数の痣も見つかった。本児は幼少期に広汎性発達障害疑い・軽度知的障害と診断されて療育手帳を取得しており、県立高等支援学校に通学していた。実母は保育園入園前から中学 3 年時まで児童相談所（以下、児相とする）に 1～2 年に 1 度来所した際に育児の悩みを打ち明けていたほか、学校教諭にも本児の問題行動や育児に関する相談を持ち掛けていた。2008 年以降、近隣住民と学校から児相に計 5 回の虐待通告がされており、児相は身体的虐待・ネグレクトと判断して警察に情報提供を行っていた。実母とも面談したが、実母は虐待について話が及ぶと態度を硬化させ、児相の介入に拒否的だったため、学校を介してのアプローチを試みていた。事件直前には、児相嘱託医を兼務している学校医と本児との面接を実母が受け入れ、事件当日には実母から学校医に相談の電話があったが、不在のため翌日電話する予定になっていたことが判明した。実母は事件後、</p>

		<p>自らの行為により本児の死亡を招いたという事実に直面して心身のバランスを崩し、解離性障害に罹患した。実母は裁判で一言も発しないまま、懲役3年6ヶ月の実刑判決が言い渡された。</p> <p>なお、岡山県では、2009年4月に岡山市が政令市に移行し、それに伴い児相を設置している。本事例は、それ以前の幼少期から岡山県中央児童相談所が関わっていたが、政令市移行後は、児相である岡山市こども総合相談所が引継ぎ、担当した。本稿では、両者の関与を含めて報告する。</p>
3	千葉県柏市 (2011年)	<p>2011年(平成23)5月千葉県柏市で、当時2歳10か月だった男児(以下本児とする)が餓死する事件が起きた。両親は保護責任者遺棄致死罪で逮捕された。両親は本児に十分な食事を与えず、同年4月頃から栄養失調で衰弱していたが、医師にも診せず同年5月26日に餓死させた。次姉(5)についても衰弱させ、約1か月の入院が必要なほどの栄養失調に陥らせ、両親は保護責任者遺棄致傷罪でも逮捕された。本児の死亡時の体重は5.8キロで、2歳10か月の平均体重(13.1キロ)の半分以下、本児は紙おむつや段ボール、毛髪などを食べて腸閉塞を起こしていた。実母に懲役7年、実父に懲役9年6ヶ月の判決が言い渡された。2013年1月に実父は高裁に控訴するも棄却され、刑が確定した。</p>
4	埼玉県朝霞市 (2012年)	<p>2012年7月9日夜、実母の119番連絡により、埼玉県朝霞市の本児(事件当時5歳1か月)が頭部・顔面・上肢・下肢に多くの傷を負い、心配停止の状態 で病院に搬送され、間もなく死亡した。死因は口腔粘膜損傷に起因する敗血症であった。実母とその交際相手は、しつけと称して本児を棒で殴るなどの暴行を加えたとして傷害容疑で2012年7月10日に逮捕され、7月11日傷害致死容疑で送検された。交際相手について、検察側はその犯行の悪質さから懲役13年を求刑したが、弁護側は被虐待経験により暴力以外にしつけの方法がわからなかったとして懲役6年が相当とした。判決では交際相手が暴行の多くを行っていたことを認めつつも、本児の死につながった顎の骨折が他の理由で生じた可能性を否定できないこと、被虐待経験により暴力に抵抗を感じなかったこと、軽度の知的障害があることが考慮され、懲役11年の刑が言い渡された。一方、実母は交際相手と共謀して暴行を加えたことを否定し無実を主張した。しかし、ともに暴行を行ったと説明する交際相手の証言が動画で裏付けられたのに対し、実母が交際相手に虚偽の証言の依頼を行っていること、不合理な弁解に始終したことなどから弁護側の主張は退けられ、検察の懲役10年の求刑を上回る懲役11年の刑が言い渡された。実母は判決を不服として、東京高裁に控訴したと報道されているが、その結果は報道や公開されている資料からは明らかではない。</p> <p>本件は、実母が未婚の若年妊婦であったため、出生前から支援が開始され、死亡に至るまで21回の個別支援会議が開催された。また、経済的困窮・若年出産・本児の実父と交際相手から実母へのDV・本児の発達の偏りや養育の困難さなどリスクが多岐にわたっており、多層的な支援がなされていた。</p>
5	広島県府中町	<p>2012(平成24)年10月広島県府中町で小学5年生の女児(以降本児)が実</p>

	(2012年)	<p>母からゴルフクラブで殴打され死亡した。死因は後頭部のくも膜下出血や脳挫傷による出血性ショック死とされている。本児は実母が17歳で出産し、離婚して養育困難であることを理由に、生後まもなく広島県内の乳児院に預けられ、4歳まで児童養護施設で育った。2006年3月、実母の希望で一度は施設を退所し、東広島市の母方祖母宅で同居を始めた。しかし、2009年2月、小学校から「顔にあざがある」と通報があり、虐待が発覚し、県児童相談所と小学校との面談の際に、母方祖母と実母が体罰を肯定していたため、別の児童養護施設に再び入所した。その後、段階的な交流を経て、2010年12月に措置停止し家庭引き取りされたが、県児童相談所は家庭復帰後半年をまたず2011年3月に措置解除とし、「終結事案」と判断し、見守りを継続しなかった。また家庭復帰直後に母は転居したが、引き継ぎや見守り体制の構築は十分でなかった。再統合から約1年半後、実母の虐待は再発し、本児は11歳で死亡した。傷害致死罪の裁判員裁判で、地方裁判所は実母に懲役8年を言い渡した。</p>
6	神奈川県横浜市 (2012年)	<p>2013年4月、横浜市の雑木林の中から6歳女児（以下、本児）の遺体が発見された。本児は前年7月、実母と当時母と同居していた男性（以下、R）から暴行を受けて死亡し、遺棄されていたもので、2人は死体遺棄容疑で逮捕された。なお、母子が男性宅で同居を始めたのは、事件発生直前の6月上旬頃であった。</p> <p>実母は、1歳前から本児を実家に預けていたが、5歳で本児を引き取ると、SNS等で同居に応じる男性を探してはあちこち移り住むようになった。居所は複数の自治体にまたがっており、本児は就学年齢に達していたが、入学式を含めて1日も登校していなかった。</p> <p>本事例では、死亡と同時期に、本児の異父妹が裸足で泣きわめいていたとして、児童相談所が警察から虐待通告を受けていた。児童相談所は異父妹を現認したものの、本児を目視できなかったことから調査を続けたが、母子が居所を変えたため所在を確認できず、本児の死亡時点で妊娠していた異父弟の出産が契機となって、ようやく本件が発覚した。</p> <p>実母は、暴行及び死体遺棄の容疑で起訴されたが、死体遺棄については無罪を主張した。裁判所はそれを認めず、懲役2年（求刑懲役3年）の実刑判決を下した。実母はいったん控訴したものの、その後取り下げて刑が確定した。またRは、傷害致死と死体遺棄容疑で起訴された。Rは傷害致死について否認したものの、判決は、被告の暴行で死亡に至ったと考えられると認定し、懲役8年の刑（求刑懲役10年）となった。Rは控訴せず、刑が確定している。</p> <p>なお、本事例は居所不明児の存在を浮き彫りにし、母子保健担当部署や学校・教育委員会、児童相談所等の機関間、また自治体間での情報共有、連携の課題についても問題提起するものとなった。</p> <p>各メディアは、逮捕報道の後、所在不明中の養育の実態がどうだったのか、なぜ死に至ったのかなど、警察からの事情聴取に対する実母とRの供述を連</p>

		日のように報道し、同時に機関間および自治体間の連携不足を批判した。
7	兵庫県尼崎市 (2013年)	<p>母親が、出会い系サイトで知り合った男性と共謀の上、2013年4月から10月にかけて、実の娘3人を含む5歳から15歳までの児童らに対し、わいせつな姿態を撮らせたり、児童買春の相手方をさせたりした上、自身の長女に言い寄った中学3年男児に対し、自宅に出入りしていた少年らと共謀の上、2013年10月、共犯少年らが中学3年の男児を全裸にさせ、でん部をベルトで多数回叩き、火をつけて溶かしたろうを性器等に垂らすなどして、わいせつな行為をしたもの。</p> <p>母親と少年6人の合計7人が逮捕され、長女と12歳の男子児童は児童相談所へ通告された。なお、母は懲役7年、共謀した男性は懲役3年の実刑判決を受け、逮捕された少年のうち、男子2人、女子1人の計3人は中等少年院送致、女子1人は初等少年院送致とする保護処分とされ、男女2人が保護観察処分とされた。</p>
8	東京都葛飾区 (2014年)	<p>2014（平成26）年1月、母方祖父母に養育されていた2歳の女児が、父母の住むマンションに帰省中、119番通報を受けて病院に搬送され、死亡が確認された。体には約30カ所のあざや傷があり、死因は肝臓損傷による失血死であった。実父が本児に対する暴行容疑で逮捕され、その後、傷害致死で再逮捕された。公判で、検察側は懲役12年を求刑したが、実父は、自分は犯人ではないとして無罪を主張した。判決では、実父が深夜にコンビニエンスストアに出かけて戻った際、外出時には寝ていた本児が起きて居間で遊んでいたことに腹を立て、腹部や背中を踏みつけ肝臓損傷で失血死させたとして、懲役10年の刑が言い渡された。</p> <p>なお、本家族には児童相談所（以下、児相とする）が関与しており、父母が「いずれは引き取りたい」との意向を示したことを受けて、母方祖父母宅から父母宅への帰省、交流を進める中で事件が発生したものである。</p>
9	埼玉県富士見市 (2014年)	<p>2014年3月17日、埼玉県富士見市で2歳の本児がわいせつ行為をされた上、鼻や口を手でふさがれるなどして窒息死した。生後8か月の実弟はミルクを与えられず裸で放置された状態で保護され、男性ベビーシッター（以下Aとする）が逮捕された。本児兄弟の実母は、インターネットのベビーシッター仲介サイトを通じてAに3日間の保育を依頼していたが、最終日に連絡がつかずに警察に通報したことで事件が発覚した。逮捕後の捜査で、他の複数の子どもの裸の写真などが発見され、Aは児童買春・児童ポルノ禁止法違反の罪でも逮捕された。</p> <p>2016年の判決では、殺人罪、保護責任者遺棄致傷罪、強制わいせつ致傷罪など6つの罪が認定され、最高裁で懲役26年の判決が言い渡された。</p> <p>本事件を受け、初めて全国の自治体でベビーシッター実態調査が行われ、法的規制のなかったベビーシッター制度の規制強化が行われるようになった。</p> <p>なお、本事例は保護者による虐待ではなく、児童虐待防止法で定義している児童虐待には該当しないが、ベビーシッターとして数日間にわたり子ども</p>

		<p>を預かり死亡させたという事例であること、本事件を契機にベビーシッターのあり方が社会的に大きな関心をよんだことなどをふまえ、本研究で取り上げるものである。</p>
10	神奈川県厚木市 (2014年)	<p>2014年5月22日、神奈川県厚木児童相談所（以下、児相）が警察署へ行方不明を届けていた男児（以下、本児）が厚木市内のアパートで遺体で発見され、翌日、保護責任者遺棄致死容疑で実父が逮捕された。本児は、生存していれば中学2年になっていたはずだが、3歳時に実母が家出し、父子2人だけの生活の中で、アパートから出ることもなく、十分な養育を受けられないまま、5歳で死亡していた。本児の遺体はアパートの中に7年以上も放置され続けていたことになる。</p> <p>本児が3歳のとき（2004年10月）に児相が迷子ケースとして関与していたが、以降関係機関が関わることはなく、所在の確認がなされていなかった。横浜市で2013年に、居所不明児であった6歳女児が遺体で見つかった事件を受け、所在不明の児童の調査を本格化させたことで、ようやく発覚した事件であった。</p> <p>実父は殺人罪で起訴され、裁判員裁判において、殺人罪として懲役19年の判決が言い渡された。弁護側は控訴し、控訴審では一審判決が棄却され、保護責任者遺棄致死罪として、懲役12年が言い渡された。実父はいったん上告をしたものの、その後取り下げ、刑が確定した。</p> <p>本事件や2013年に横浜で起きた女児殺害遺棄事件など、所在不明であった児童の虐待死事件が相次いだことが、国や自治体が所在不明児等の実態把握に積極的に取り組む契機となった。</p>
11	東京都足立区 (2014年)	<p>2013（平成25）年3月、当時3歳の男児（以下、本児とする）が、口にタオルを巻き付けられた状態でウサギ用小型ケージに監禁され、窒息死した。遺体は遺棄されており、事件が発覚したのは2014（平成26）年6月であった。本家族は定期的に児童相談所等が支援しており、2013年2月に児童相談所が家庭訪問した際には、子ども全員の安全が確認され、健康状態にも問題は見受けられなかった。しかし、それ以降は接触を拒まれるようになり、2014年5月に本児の姿が見えないとの通告を受けて家庭訪問した際には、本児はマネキン人形で寝ているように偽装されており、事件発覚には至らなかった。同年6月、裁判所の許可を得て強制的に立ち入る臨検・捜索に踏み切ったところ、家財道具がなく居住の実態がなかったことから家族の捜索が開始され、事件が発覚した。本児の遺体が発見されないまま異例の立件となったが、監禁致死や死体遺棄等の罪により実父は懲役9年、実母は懲役4年の刑が言い渡された。</p>
12	埼玉県川口市 (2014年)	<p>2014年3月26日、埼玉県川口市で、借金するため実母の指示で母方祖父宅を訪問していた17歳の男児（以下、本児）が、母方祖父母を殺害した。訪問前、実母は母方祖父母からすでに多額の借金をして関係が悪化しており、「祖父母を殺してでも」と本児に伝えていた。本児は祖父母殺害後、一旦は実母の元に帰って報告し、改めて実母に指示されて母方祖父宅に戻り、現</p>

		<p>金やキャッシュカードを持ち出して実母に渡した。</p> <p>実母には浪費癖があり、本児が小学生の頃からホストクラブに通い詰めるなどして長年にわたって養育を放棄し、一家は家賃を滞納して退去させられ、野宿生活することもしばしばあった。後に生まれる異父妹の面倒も、ほぼ全て本児に任されていた。また実母の交際男性（以下、R）とともにラブホテルに長期滞在しているときには、本児と同室で性行為を行うことも躊躇せず、本児に多大な心理的負担を与えていた。また、本児はRから激しい暴力も受けたが、実母は傍観していた。実母が本児に嘘をつかせて借金をさせることも日常的に行われていた。</p> <p>事件はこうした中で発生した。母方祖父母殺害で得た金を実母が浪費して底をつくると、本児は就職し、実母や異父妹とともに会社の寮に住み込んだが、事件の約1か月後、キャッシュカードから現金を引き出した容疑で実母と本児が逮捕された。その後、本児は母方祖父母殺害容疑で再逮捕され、実母も、共謀してキャッシュカードを奪った強盗容疑で再逮捕された。</p> <p>実母は公判で起訴事実を認めたが、強盗罪については、本児が主犯で自分は追従しただけだと述べ、母方祖父母殺害の指示はしていないと主張した。一方、「おまえのせいで貧しくなっている」などと本児を追い詰めたことは認められた。検察側は懲役7年を求刑し、懲役4年6か月が言い渡されて刑が確定した。</p> <p>一方、本児は家庭裁判所に送致された後、刑事処分相当として検察庁に送致（逆送）され、裁判員裁判による公判が行われた。検察側は実母の殺害指示を否定、「母親も相当悪いが、それは母の刑事責任を問うべきこと」と述べ、成人なら死刑求刑もあり得るが、事件当時17歳であったこと、実母から追い込まれていたことなどを考慮したとして無期懲役を求刑した。一方、弁護側は、「本件は、母親が本児を犯罪の道具として利用した事件」「本児は母親からの犯罪的虐待の中で学習性無力感となり、母の指示に従うしかなかった」と主張、医療少年院送致を求めた。</p> <p>判決は、実母の殺害指示を認めず懲役15年とされ、弁護側は即日控訴した。控訴審判決は、争点となっていた実母の殺害指示を認めつつも控訴を棄却。弁護側は上告したが棄却され、刑が確定した。</p>
13	東京都西東京市 (2014年)	<p>2014年7月30日、中学2年男児（以下本児とする）が自殺した。遺体の顔や胸、手足などには計数十か所のあざがあり、養父が前日に暴行を加えたとして逮捕された。その後の調べで、養父は、本児が中学1年の頃から「しつけ」と称して暴力を振るっており、特に、中学2年の6月中旬以降、本児が不登校状態になると、実母の就労中は養父と本児の2人きりになり、養父は殴る蹴るの暴行を繰り返した。また、歩けなくなるほどのけがを負わせても受診させず、食事や排泄も制限してバケツへの排泄や失禁を余儀なくさせたり、女装や首つり自殺のまねごとをさせて写真撮影したりもしていた。</p> <p>自殺の前日には、「24時間以内に自殺しろ」などと言って本児に自殺を決意させた疑いが強まり、暴行傷害等にかかる初公判の後、自殺教唆の容疑で再</p>

		<p>逮捕され、追起訴された。その後の公判で、養父は暴行自体を認めつつ自殺教唆については否認したが、判決は養父の主張を認めず、傷害と自殺教唆の罪で求刑どおり懲役6年を言い渡した。養父は判決を不服として控訴したが、後に控訴を取り下げ、刑が確定した。</p> <p>なお、学校では養父の暴力によるあざを2回確認しているが、校内での情報共有に留まり「児童虐待疑い」と判断せず、区子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡はしていなかった。</p>
14	新潟県糸魚川市 (2014年)	<p>生まれたばかりの赤ちゃんを殺害、遺棄したとして、2016年2月、当時28歳の女性(赤ちゃんの実母、以下、実母)が自首し、同年4月に実母と実母の養父(当時65歳)が逮捕された。ただし、出産、殺害の時期は2014年のことで、遺体は発見されず、翌5月には処分保留で釈放された。実母は、2003年にも15歳で別の赤ちゃんを出産し、直後に殺害したとも供述しており、釈放後、供述どおりの場所から白骨遺体が発見された。実母は、赤ちゃんの父親はいずれも養父であると話し、養父は否認したものの、逮捕から約1年後の2017年4月、地検は2014年の乳児殺害、遺棄事件で2人を起訴し、あらためて拘留した。また同月、2003年の乳児殺害容疑で実母を追起訴した。</p> <p>実母の母親は2001年に再婚しているが、当時13歳だった実母は、その頃から10数年間、養子縁組した養父の性的虐待が続いていたこと、15歳で養父(当時53歳)の子を出産、殺害したこと、同じく2014年にも妊娠がわかり、養父に中絶費用などの相談をしたものの非協力であったことなどから、出産後に殺害した(当時27歳)と公判で供述。また、2003年の最初の事件では、殺害後に養父とともに裏山に遺体を捨て、2014年には、養父から「泣く前にやってしまえ」などと言われて実行し、遺体は養父が遺棄したことなども供述した。</p> <p>一方、養父は、実母と性交渉があったことは認めたものの、殺害、遺棄についてはいずれも否認して無罪を主張した。別々に行われた裁判員裁判で、実母は懲役4年、養父は懲役8年の刑を言い渡された。養父はこれを不服として控訴したが高裁で棄却、最高裁にも上告したが、やはり棄却され、刑が確定した。</p>
15	神奈川県相模原市 (2014年)	<p>2013年(平成25年)11月上旬、小学校から、区の児童家庭相談担当課(以下、(区)相談課とする)に虐待通告があり、同課が小学校を訪問、本児と面接したところ、養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をした。そこで(区)相談課は児童相談所に一時保護の検討を依頼したが、来校した実母が親族宅に本児を預ける提案をし、本児も希望したので一時保護はされず、本児は親族宅に帰宅した。その後も同様のことが続いたが、いずれの機会も一時保護はされず、親族宅や自宅に帰宅した。</p> <p>中学生になり、同様の事態があつて、児童相談所は学校にて本児及び実母と面接した。養父に暴力を振るわせないことや児童相談所での面接を実母が約束したことから一時保護は見送られ、母子は帰宅。以後、母子は定期的に</p>

	<p>児童相談所に通所したが、都合 6 回の通所面接後、実母及び養父から今後は通所しない旨の意向が示され、児童相談所は、中学校訪問により本児の様子を確認していくこととした。</p> <p>その後、中学校が児童相談所に対して、本児が養父からの暴力を訴えている旨を連絡したが、虐待通告として受理されず、児童相談所は学校に対して本児の引き続きの見守りを依頼する旨を連絡した。中学校からの連絡から 17 日後、自殺を図った本児が発見され、病院に搬送後、一命を取りとめたものの意識は戻らなかった。そして自殺企図から 1 年 3 か月後、本児は体調悪化により入院していた病院で死亡した。</p>
--	---

Ⅲ. 結果

1. 杉並区 3 歳里子虐待死事件（東京都 2010 年）

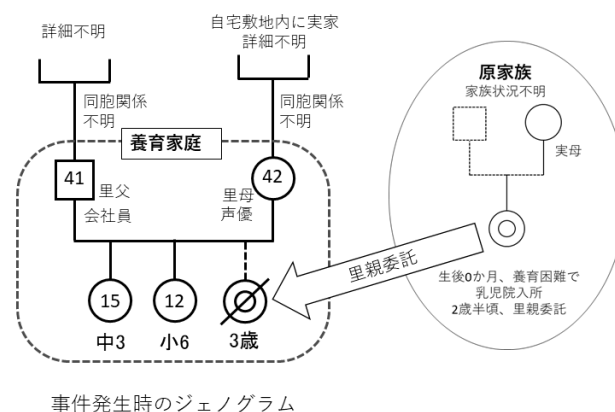
（1）事件の概要

2010 年 8 月に東京都杉並区の自宅で、里子として養育されていた 3 歳女兒（以下、本児とする）に暴行を加え死亡させたとして、1 年後に里親女性（事件当時 42 歳。以下里母とする）が傷害致死容疑で逮捕及び起訴された事件である。本児は 2009 年 9 月に里親委託されており、事件当時の養育家庭は里親夫婦、里親の実の娘 2 人、及び本児の 5 人暮らしだった。この事件は、里母が声優として活躍していたことでも注目された。里親委託から半年後に里母から児童相談所（以下、児相とする）に、本児の食事が遅くお漏らしもあり成長が遅い気がするかと相談があった。児相としては「一般的な相談」という認識だった。児相の医師や職員が面接をしたところ、本児の発育状況に問題がなく、虐待の兆候も認められなかった。事件前日に保育所でプール利用した際も、全身に不審な傷や痣は見られなかった。捜査関係者によると、司法解剖の際に新しい内出血痕が顔や背中や腕に複数認められたが、恒常的な虐待を示すような古い傷は見つからなかった。そのため、里母が衝動的に暴行に及び、本児の顔や頭を何度も殴り、翌日に急性脳ヘルニアで死亡させたとしている。

里母は一貫して犯行を否認し続けたが、東京地裁は 2 人きりの時間帯に里母が衝動的に暴行を加えたと認定して懲役 9 年を言い渡し、2014 年 2 月に最高裁が上告を棄却して刑が確定した。なお、2012 年 11 月に本児の実母が 8000 万円の賠償を求めて東京都を提訴し、2013 年 9 月に東京地方裁判所が約 4800 万円の支払いを都に命じた。

本件は里母が本児への暴行を否認し続けており、死亡に至る経緯に不明な点が残るが、裁判により刑が確定していることから、被措置児童等虐待があったことを前提として記述している。

（2）家族の状況



《里親宅》

東京都杉並区の自宅は、地上 3 階と地下 1 階の一戸建てで、経済的に余裕がある世帯である。同じ敷地内に里母の実家がある。

里母は、声優として企業 CM やテレビ番組のナレーション等に出演するかたわら、劇団を主宰し、イベント企画会社も経営していた。さらに実子の小学校の PTA 会長を務めた経験もあり、近所では、裕福で教育熱

心な家庭の母親として評判だった。「子育てが一段落したので社会貢献したい」と養育里親としての登録を申請し、2008年1月に養育家庭として認定及び登録され、翌2月には新規登録研修を終えている。また、里親登録後も大学院に通い、2010年には公共経営学の博士号を取得している。

《本児の実母》

実母は病気のために本児の養育が困難であり、生後間もなく児相が本児を保護し、乳児院に入所措置した。

里母の刑事裁判が継続中である2012年11月に、実母は東京都を相手に8000万円の賠償請求を提訴し、その訴状で「自分の病気を理由に女兒を里子に出したが、回復後は一緒に生活することを夢見ていた」と訴えた。

(3) 事件の経過

2009年3月に乳児院入所中の本児と里母とのマッチングを開始し、概ね週に1回の頻度で乳児院での面会を繰り返した。そして8月17日に初めて里親宅への外泊を行い、ここで本児が里親家庭に打ち解けている様子を児相が確認した。半年間のマッチングを経て、児相は2009年9月16日に本児を正式に里親委託した。

里母逮捕後の2012年1月に公表された東京都児童福祉審議会による検証報告「児童虐待ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例 中間まとめ）」（以下、検証報告書とする）では、マッチング期間の交流の状況について次のような指摘があった。

○里母は週に1回程度の交流を行っていたが、入所している乳児院では、本児*が里母にあまりなついていないという印象を持っていた。しかし、交流の不調を伺わせる特段のエピソードが見られなかったため、気がかりな点を児童相談所に明確に伝えることができなかった。

*検証報告書では、本児について「本児」と「里子」の2種類の表記が見られるが、本稿では「本児」に統一した。

○児童相談所と乳児院とのケースカンファレンスは、マッチング期間中に実施していなかった。

○里親家庭での最初の宿泊交流時に児童相談所が家庭を訪問した際に、食が細い本児に旺盛な食欲が見られた様子や、人見知りの強い本児が家族に打ち解け甘えを見せている様子が見られた。本児の成長が感じられたこともあり、その後の問題意識が希薄になってしまった。

○長期宿泊中の本児は、里母の都合により一時的に乳児院に戻っているが、児童相談所はこうした事実と違和感を持つことはなかった。

里母は、受託後間もない9月21日のブログに、生活パターンの変化と心身の疲れを記しているが、この頃の本児の家庭訪問の記録にはこのような訴えは記載されていない。その後のブログにも、本児がゾンビのように白目をむいたなどと記されていた。本件は児相にも伝わっており、検証報告書はこの点について次のように指摘している。

○里母は、児童相談所に本児が「ゾンビ顔」（奇異な表情）になるなど、本児の反応、様子への違和感を述べていたが、そのことが、里母の養育においてどの程度の問題であったのかについて十分には評価していなかった。またその後の心理面、医学面の相談、評価、助言においても養育関係におけるストレスが指摘されていたが、継続的な支援、見守り、評価作業には結び付かなかった。

里母が大学院の学業に忙しいことを児相が考慮し、11月1日から本児の保育所利用を開始した。この保育所利用は委託後1か月半というタイミングであり、検証報告書はこの際の本児の家庭状況の把握と保育所の利用に関して、次のように指摘している。

○児童相談所は、委託1か月後に家庭訪問を実施し、電話連絡も2週間に1度の割合で行っており、連絡の頻度としては決して少なくはなかったが、就労や学業の継続など、主たる養育者である里母の多忙な生活を具体的に把握するには至らなかった。

○保育所の利用が愛着形成の観点から適切だったのか疑問がある。一方、保育サービスの利用により里親の養育負担を軽減したり、本児にとっても同世代の児童との交流ができる面もある。利用に当たってのルールは明確になっていない。

また、保育所利用開始から半月ほど経った11月中に、里母の近親者から児相に「里親家庭の実子である里姉に、里子の養育負担がかかっているのではないかと懸念する声が寄せられた。この点に関して、検証報告書は次のように指摘している。

○(児童相談所は)当該家庭の養育状況は安定しているとの認識から、里姉から直接聞き取りを行うなど、積極的に情報を得ることをせず、またそうした情報について組織内での情報共有、検討を行わなかった。

翌年(2010年)1月には、保育士が本児の臍からの不正出血に気づき里母に報告し、里母は翌日に本児を小児科受診させたが、出血の原因は不明だった。

なお、この時の医師は本児の右頬に傷を確認したが、本児が「友達にされた」と説明し、その場限りとなっている。このことに関して、検証報告書は次のように指摘している。

○虐待を疑う視点が十分でなかったため、院内での関係者の協議につながらなかった。また、当時は院内にCAPS*が組織化されていなかったため、虐待をチェックする体制が不十分であった。

*CAPS (Child Abuse Prevention System 院内虐待対策委員会)：病院内の児童虐待に対応する複数の診療部門が、各々の視点から、児童虐待かどうか、病院としての通告や警察への連絡などを行うかどうかなどについて協議し、判断する組織

小児科受診の以前から、里母は「本児の食事に時間がかかる」「本児がトイレに頭を突っ込む」など気がかりな行動を児相に対して訴えており、1月にも里母から「本児の成長が遅いのではないかと」という相談があり、児相において児童心理司が本児と面接した。検証報告書によると、児童心理司から里母に対して、生活環境によるストレス等もあり、ゆったりとした時間を確保するように助言があった。その際に、里母から養育に負担を感じている話はなく、そのような様子も見られなかった。この面接以降に、本児の養育上の問題について継続的な訴えがなかったことから、その後は詳しい状況把握や、通所・訪問指導等のフォローは行われなかった。

2月になり、保育所において本児の脛の青痣や頬のひっかき傷が確認された。しかし、脛の痣について里母と本児が「階段で転んだ」と説明したり、ひっかき傷について里母が「気づかなかった」と返答したりしたため、それ以上の確認は行われなかった。

この点について、検証報告書は次のように指摘している。

○保育所においては、児童相談所から情報提供を受ける仕組みがなかった。また養育家庭が直面する悩みや問題に対する理解も十分ではなかった。本保育所では、本児が里子であることを限られた職員にしか伝えておらず、養育家庭の特性を踏まえた所内の支援体制がとれていなかった。

2月には3歳児健診もあり、里母はここでも本児の育てにくさを相談していた。

そして3月に、次年度から転園する予定の保育所の面接を受け、その際に本児の頬にひっかき傷が確認さ

れ、里母は「通っている保育所の友達にやられた」と説明していた。

また3月には、児童心理司の心理面接を受ける形で児相医師も本児と面接を行い、安定した環境で関わるよう里母に助言をしており、この時に里母から養育負担の訴えはなかった。しかし、同じ時期に里母は、保育所で本児の育てにくさを相談していた。

4月になると、新しい保育所に転園した。前の保育所は年齢制限があったことが転園の理由である。

5月には、里親会が開催したバーベキュー大会に本児と里母が参加しており、児相が2人の様子を確認している。その際に特に心配な様子は見られなかった。

事件当日である2010年8月23日は、午後5時30分頃から自宅に里母と本児の2人が在宅し、他の家人は留守だった。夕食の食べ残しに端を発し、里母が本児に対して複数回にわたり頭部や顔面に打撃を加えたり耳や髪の毛を引っ張ったりするなどの暴行を加え、左耳介着部挫裂創、急性脳腫脹等の傷害を負わせた。本児は普段から食事が遅く、食べ終わるまで1時間以上かかっていた。

同日夜8～9時ごろに里親宅の次女が学習塾から帰宅し、その際に地下1階の寝室で布団にいる本児を見たと言っている。また、午前0時頃に帰宅した里父も地下に降りる階段下に特段の異状を感じなかった。そして、翌24日午前5時50分ごろに次女が毎日の日課としている犬の散歩に出掛けようとした際、地下1階の階段下に意識不明の状態で倒れている本児を発見した。本児は救急車で医療機関に搬送されたが、搬送から約1時間20分後に死亡が確認された。本児の体に多数の傷や痣が確認されたことから、医療機関が警察と児相に連絡をした。里母は警察に「階段から落ちたと思う」と説明していたが、説明と合わない不自然な傷が遺体にあったことから警察は捜査を続け、事件から約1年後に里母が逮捕された。

表. 事件の経過

年	月日	出来事
2007年	1月	本児出生
	1月29日	養育困難のために本児が乳児院に入所
	11月	里親夫婦が養育家庭認定登録を都に申請
2008年	1月	里親夫婦を養育家庭認定登録（2月に新規登録研修修了）
	10月	里親夫婦が乳児院入所中の女兒との交流を開始するも不調
2009年	3月6日	本児(2歳2か月)と里親家庭との交流開始
		概ね週に1回、乳児院において面会交流（合計23回）
	8月16日	里母がブログに「明日、里子が我が家にくる。なんだかワクワクドキドキだ。彼女の記憶に変なトラウマはもうこれ以上作りたくない。結構彼女目線で試行錯誤の必死の前日である」と掲載
	8月17日	里親宅に初めて宿泊。児相の記録には『人見知りが強かった本児が家族に打ち解けている様子で成長が見られた』の記述
	24～26日	里親宅に2泊
	8月29日	長期宿泊開始
	9月16日	正式に里親委託措置
	9月21日	里母がブログに「里子が来て何が変わったか……という話題になり、『24時間だった1日が12時間になった』[中略]体力的になのか、精神

		的になのか、起きていられないというのが本音。この1か月で生活パターンが変わった」と掲載
	10月	里母がブログに「ここ数日、里子の目が左右に離れたり……白目をむいて追いかけてきたり……というゾンビ現象が続いている」と掲載
	10月29日	児相が家庭訪問。記録には『本児の表情良く、大きな心配なく良好』の記述。以後2週間に1度の電話による状況確認
	11月1日	A保育室の利用開始（利用対象が2歳までの保育施設） 児相は里母が大学院在籍中と認識していたが、声優や劇団主宰の仕事もしていると把握していなかった
	11月	里親の近親者から児相あてに、「里姉に里子の養育の負担がかかっているのではないかと懸念する声が寄せられた
2010年	1月22日	保育士が本児の右頬に引っ掻き傷を見つけ本児に確認。「ママとケンカした」「友達にされた」などと答え、不明瞭な説明だった。また、臍からの不正出血で下着が汚れており、その旨を保育士から里母に報告 ※死後に臍口拡大が確認された
	1月23日	里母が本児を連れ、不正出血で小児科を受診。原因は不明。医師が引っ掻き傷の理由を本児に聞いた際に「友達にされた」と答えた
	1月25日	里母から「成長が遅いのではないかと」「食事に時間がかかる」「トイレに頭を突っ込む」等の話があったことを受け、児相で本児と心理面接。児相から里母に「生活環境によるストレス等もあり、ゆったりとした時間を確保するように」と助言した
	2月26日	3歳児健診を受診。里母から育児に関する相談があった
	3月29日	1月の心理面接を受け、児相医師が本児と面接。里母に、安定した環境設備をつくり、本人との信頼関係をつくるよう助言した。面接の際に、里母から養育負担の訴えはなかった
	4月	年齢制限の関係で保育所を転園
	5月23日	児相及び里親会が開いたバーベキュー大会に里母と本児が参加し、児相が状況確認
	6月14日	里母がブログに「我が家の里子は、泣くほど困ることはしないし、施設に帰そうと悩むような事も、今のところ一度もない。今日もかわいい声で『ママおかえりなさい！』と迎えてくれた」と掲載
	7月	里母がブログに「なんだか里子と向き合っていると、いろんなものが見えなくなっていく。これがダークサイドなのか？」と掲載
	8月23日	保育所でプール利用のために保育士が本児の全身を確認した際に、傷や痣は確認されなかった
	同日	夕食時、食べ残しをきっかけに里母が本児の頭部や顔面に複数回にわたり打撃を加えたり、耳や髪の毛を引っ張ったりするなどの暴行を加えた 午後8～9時に帰宅した次女は、地下1階の寝室で横になっている本児を目撃し、翌日午前0時頃に帰宅した里母も階段下に異状を感じるこ

		とはなく、本児が倒れている姿は見えていない
	8月24日	早朝、次女が階段下に倒れている本児を発見。心肺停止状態で救急搬送され、搬送中に里母が本児に心臓マッサージを行った。搬送先の医療機関で搬送から約1時間20分後に死亡を確認。遺体に複数の傷や痣があったことから医療機関が警察と児相に通報
2011年	8月20日	警視庁が里母を傷害致死容疑で逮捕
	9月9日	東京地方検察庁が里母を傷害致死罪で起訴
2012年	7月13日	東京地方裁判所は、無罪の主張を退け懲役9年の判決
	8月頃 (不詳)	実母が8000万円の賠償を求めて東京都を提訴 → 2013年9月27日に東京地方裁判所が約4800万円の支払いを都に命じた
2013年	3月26日	東京高等裁判所も、懲役9年の判決
2014年	2月18日	最高裁判所が上告を棄却。懲役9年の実刑が確定

(4) 東京都の検証と対応

東京都は、2011（平成23）年8月29日に「児童虐待死亡事例等検証部会」の第1回会合を開き、本件の検証を行い、翌年1月17日に中間まとめを公表した。通常東京都では、前年度中に発生した重大事案の中から数事例を取り上げて検証を行っているが、特に重篤な事案が発生した際には、特定の事案だけを対象とした検証を行っており、本件はその特例的な対応に該当している。

「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」（里親事例 中間まとめ）－平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書－（平成24年1月17日）によると、東京都の検証部会が指摘した改善策は以下のとおりであった。

以下報告書からの抜粋

ア 改善策

児童の権利擁護と十全な養育環境を確保し、養育家庭制度を今後一層推進するためには、支援の責任を負う東京都、児童相談所をはじめとした関係機関は、従来からの支援体制の遵守確認に留まらず、新たな体制の整備・充実を図る必要がある。

(ア) 認定について

- 認定登録申請と事前調査・・・希望動機や養育の考え方を把握
- 認定の審議・・・里親認定部会の助言機能の強化
- 認定前研修・・・演習型研修の充実

(イ) 選定及びマッチングについて

- 選定に当たっての状況把握・・・里親の意向だけでなく養育環境等を考慮
- 交流の状況・・・カンファレンスのルール化
- 交流の状況・・・個別面談による各家族の意向確認

(ウ) 児童相談所の対応について(委託後)

- 保育所の利用・・・慎重かつ総合的な判断
- 家族状況の把握・・・家族全体へのアセスメントと援助の強化
- 心理面接、医師面接・・・定期的な実施とその後のフォロー

(エ) 児童相談所と関係機関との関わりについて

- 関係機関への訪問・・・定期訪問により情報や方針を共有
- 地域の子育て支援サービス等による支援・・・児相が地域資源につなぐ
- 地域の支援ネットワークとの連携・・・地域全体での養育

(f) 関係機関の対応について(委託後)

- 保育所の関与・・・養育家庭に対する組織的な支援
- 医療機関の関与・・・CAPS の設置促進

(g) 援助体制の強化について

- 児童相談所の体制強化・・・里親支援専任の常勤職員を配置
- 里親支援機関事業の活用・・・第三者的な民間団体等を活用
- 乳児院や児童養護施設とのさらなる連携・・・里親への相談支援やレスパイト
- 支援団体との連携・・・児童相談所との連携強化

(h) 養育家庭に求められるもの

- 地域に支えられた養育・・・社会的養護を担う公的な役割
- 里親同士の横のつながり・・・孤立化を防ぐ

(i) 里親制度の普及啓発について

- ・地域において里子を共に支え育てていくことが必要である。
- ・東京都及び児童相談所は、地域の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに対し、制度への理解を求めるとともに、ネットワークを活用した支援について協力を求めること。
- ・児童相談所は、児童が日常通う学校や保育所、幼稚園などの関係機関への訪問などを行い、制度への理解を求めるとともに、今後の支援について共通認識を築いていくこと。

(j) 検証の時期について

- ・警察の捜査動向にかかわらず、検証部会として事件発生後速やかに着手すべきであった。

イ 地域全体で養育家庭を支える仕組みづくりに向けて

- ・養育家庭制度は、子どもの健全育成を図る上で重要な制度であり、東京都としては引き続き強力で推進していくべきである。
- ・児童相談所は、里親支援機関なども活用しながら、里子と養育家庭に対する援助をさらに充実していかなければならない。
- ・児童相談所が中心になり、関係機関との連携を密にし、地域全体で里子と養育家庭を支援していく体制を構築していく必要がある。
- ・こうした取組を充実することにより、養育家庭の委託を一層促進していくことが求められる。

(ア) 児童相談所を中核とした地域支援体制の強化を(東京都・児童相談所)

- ・児童相談所の組織と人員体制の整備が急務である。
- ・民間の里親支援機関との協働、施設や里親会との連携強化、地域ネットワークの活用を進めるため、里親支援コーディネーターが活動しやすい体制整備と意識改革が必要である。

(イ) 支援が必要な児童として地域の中でサポートを(区市町村)

- ・養育家庭を地域全体で支えるため、要保護児童対策地域協議会で「里子は支援が必要な児童である」との認識を共有し、様々なサービスのネットワークで里子と養育家庭を細やかに支援していかなければならない。
- ・児童相談所との緊密な連携を図ることが重要であり、各区市町村は、要保護児童対策地域協議会とその調整機関である子ども家庭支援センター等の強化を図る必要がある。

(ウ) 地域に支えられた養育家庭へ(養育家庭)

- ・里親が周囲に頼ることなく、自らの力のみを頼った養育に偏ることは適切ではない。
- ・里子を養育するという公的な役割を認識し、必要な支援を積極的に受け入れて、「地域に支えられた養育家庭」を目指す必要がある。

(エ) 養育家庭を支える一人ひとりの理解(都民)

- ・地域での養育家庭制度の認知度は未だ十分ではない。
- ・東京都は引き続き養育家庭制度の普及啓発を進め、都民一人ひとりは、養育家庭制度を正しく理解し、地域で共に養育家庭を見守り、支えていくことが必要である。

引用終了

東京都では、検証報告書を待つことなく、本件発生後から様々な里親支援の取り組みを拡充・強化している。新聞報道で確認できた都の取り組みは以下の通りである。

- ・里親の養育相談に乗る専用ダイヤルを設け土日夜間も対応
- ・3 か所の児童相談所で実施していた臨床心理士によるカウンセリングを 11 か所ある全児童相談所に拡大
- ・里子を委託してからしばらくの間は児相職員らが頻回に家庭訪問
- ・親子関係の関わり方に関する研修を義務づけ
- ・地域の里親が集まる「里親サロン」に必ず参加してもらう

(5) 事件へのコメント

1) 里親の苦労への共感

この事件の報道において特徴的なことは、里母や児童相談所への批判が前面に出ず、養育里親の苦労が大きく取り上げられたことである。一般的な子ども虐待事件の報道であれば、保護者の人となりや行政機関の対応に対して、懐疑的あるいは批判的な論調で語られることが多いと思われるが、この事件に関してはそのような報道一色になることがなく、むしろ一般に知られていない養育里親の苦労に焦点を当てた記事が多かった。

花園大学の津崎哲郎特任教授は、「里子は実子の養育プロセスとは全く違う。試し行動や退行などに直面すると、実子を育てた経験が邪魔になることの方が多い」（朝日新聞 2011.8.21）と指摘し、このコメントが里母の逮捕の翌日に新聞に掲載された。また、9 月半ばには、全国里親会の木ノ内博道理事が新聞に寄稿し、「事件が報道され、『一つ間違えばうちでもあったかも』『こうしたことが起きるのも不思議ではない』と話す里親たちに会った。里子として預かった要保護児童の育児に様々な困難があり、里親が悩みつつ育てている現状を広く知ってもらう必要があると思う。」（読売新聞論点 2011.9.13）と述べている。朝日新聞社の大久保真紀編集委員も『『試し行動』は数カ月から 1 年続く。赤ちゃん返りなどがある場合もある。親との愛着関係を築けていない子どもは、大人を苛立たせ、振り回すのが得意だ。ある里親によると、小学 5 年で預かった女の子は、座敷の真ん中で大便をし、バス通りで寝ころんだ。食事のときは『こんなものは食べられない』と悪態をつき続けた。別の里親のもとにきた 3 歳の男の子は、気に入らないことがあると、甲高い声を出し続けた。だが、家の外では、だれにでもべたべたと甘える。その姿に、里親は自分の苦労を思っけなくなり、里子にかみついてしまったという」（週刊アエラ 2011.9.12）と養育里親のひとかたならぬ苦労を紹介している。

2) 里親支援体制の不備の指摘

養育里親の苦勞への共感と同時に、里親を支援する制度が不十分だと指摘する意見も多くの有識者から寄せられていた。花園大学の津崎哲郎特任教授は、「里親同士が支え合える態勢を充実させなければ。精神的なサポートが不可欠だ。」(朝日新聞 2011.8.21) と述べ、全国里親会の広瀬清蔵会長は、「養育の悩みを相談すると逆に『里親に問題がある』とされ、子どもを取り返されると思い、児相に相談できない里親も多い。里親同士が悩みを打ち明けられる場を」(読売新聞 2011.8.22) と指摘した。また、同じく全国里親会の清水啓司事務局長は「里親同士で交流会を開いてきたが、経験の浅い里親は悩みを打ち明けにくい。ベテランの里親が家庭訪問するなど交流しやすい雰囲気を作りたい」(毎日新聞 2011.9.2) と述べており、いずれも里親同士の精神的サポートを充実する必要があることを指摘している。児童養護施設「二葉むさしが丘学園」の黒田邦夫施設長は、「児相のバックアップというより、仲間同士で支え合う態勢を充実させないと孤立している人を救いきれない。施設では大学などで専門的な勉強をしてきた指導員、保育士でも手に余り、4 日の研修でなれる養育里親が子どもに太刀打ちできるとは思えない。人材育成が大きな課題。里親虐待は、養育が困難な子どもを素人が密室で行う養育に丸投げするという制度的欠陥から起きている」(週刊アエラ 2011.9.5) と制度的な問題に言及している。

里親同士の相互サポートだけでなく、里親を支える援助資源の拡充に言及した意見もあり、淑徳大学の柏女靈峰教授が「NPO や社会福祉法人など、児相のほかに里親を支援する団体を育てる必要がある」(読売新聞 2011.8.22) と述べ、九州大学大学院の松崎佳子教授は「里親だって傷つく。その子にあった対処法と一緒に考える存在があるだけで、気持ちが楽になるはず」(読売新聞 2011.11.26) と述べ、里親を支援する機関の重要性を指摘した。子どもの虹情報研修センターの増沢高研修部長は、「1,2 歳で情緒障害になっている子どもいます。そのような子をいきなり里親に託すことは里親にとって養育が大変困難であるばかりか、様々な問題が発生する可能性を高めます。それよりは一定程度、専門性を持った乳児院で心の安定を図り、育てやすい状況になってから委託するのが望ましく、その間に里親とのマッチングを含めた関係の構築を丁寧に進めるべきだと思います」(週刊朝日 2012.2.10 発行) との見解を示し、千葉県で里親をする大柳弘幸氏は、「行政の取り組みに加え、地域の行事に参加させてもらうなど周囲の理解と協力が必要不可欠。『里子は地域の子』という意識が広がってくれたら」(読売新聞 2012.6.24) 述べており、地域の援助資源と里親の繋がり強化やネットワークの広がり期待する意見もあった。

3) 当時の里親制度の課題

朝日新聞の久大保真紀編集委員は、「専門家からは『里親制度の現状は、事故が起きない方が不思議』との声が出るほど、研修や支援体制に課題がある。

～中略～ 子どもにとっては、より家庭的な環境で生活することが望ましい。だが、里親のレベルアップとフォローを充実させなくては本末転倒になりかねない」(週刊アエラ 2011.9.12) と述べ、里親に対する研修や支援体制が不十分である現状に警鐘を鳴らした。

児童相談所の体制上の課題について、京都府立大学の津崎哲雄教授は、「欧州では短期間でも里親に委託します。乳児院や児童養護施設などに入れることそのものが大人の都合です。里親への委託は手間がかかるのですが、日本の児相には、そのための仕組みと人員が全く不十分です。その結果、書類と電話で簡単に済む施設が選ばれているのが現実なのです」(週刊朝日 2012.2.10 発行) と指摘し、全国里親会の木ノ内博道理事は、「日本でも里親家庭を広げていくため、パンク状態の児童相談所の機能を専門分化させ、里親支援を質と量の両面で早急に強化すべきだ。里子には心身の課題を抱えた子どもも多い。家庭と地域の実情を把握し、的確な助言を行い、市町村や学校などとのコーディネートを担うソーシャルワーカーを里親たちは求めている」

(読売新聞論点 2011.9.13) と提言し、児童相談所の里親支援体制の強化を訴えた。

(6) 事件がもたらした影響

里母の逮捕を受けて、当時の細川律夫厚生労働大臣は会見で、「里子が亡くなったのは大変遺憾。事実・問題はだんだん分かってくると思うが、里親が苦勞している点があればいろいろ検討しなければならない」(福祉新聞 2011.8.29) と発言した。厚生労働省では里親制度の研究者や里親経験者をメンバーとしたワーキンググループを設置し、里親向けガイドラインの策定に着手した。これと並行して、児童家庭支援センターの充実などにより、里親が本音を話し、孤立しないように、地域に里親支援の拠点を作る検討も始まった。

そして、2012(平成 24 年)年 3 月 21 日の第 14 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、ワーキンググループの検討結果をもとに里親等養育指針及び里親支援の充実について協議して、里親支援機関の設置や里親支援専門相談員の配置などの里親支援体制の強化を国に提言した。

[第 14 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の討議内容]

ア 里親支援の体制整備

ア) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定

(委託直後の 2 か月間は 2 週に 1 回程度、委託の 2 年後までは毎月ないし 2 か月に 1 回程度、その後は概ね年 2 回程度、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)

- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト (里親の休養のための一時預かり)

イ) 上記 ア) を実行するための体制整備

- ・児童相談所を取り組みの中心とし、里親担当者を配置 (できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員 (23 年度 : 206 児相中 117 か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員 (平成 24 年度新規)

→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。

- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。

イ 里親支援機関の役割分担について

○里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人や NPO など、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。

- ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
- ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
- ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど

○里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。

○ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う。

(第14回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会議事録から抜粋)

本件が発生する前から里親支援の充実が積極的に進められていて、2008(平成20)年4月1日付けで「里親支援機関事業」の実施要領が施行され、その翌年の2009(平成21)年3月と2011(平成23)年3月に改正が行われていた。本件はこうした流れを後押しする形になり、上記の提言を踏まえて2012(平成24)年3月の一部改正では、都道府県が「里親支援機関」を指定して里親支援における役割を明示できるようになった。他、児童養護施設や乳児院に「里親支援専門相談員」を配置できることとなった。専従職員の配置が進むことで、施設においても里親からの相談や里子の一時預かりなどの支援業務に取り組みやすくなったものと思われる。

支援体制の充実に加え、2013(平成25)年3月に「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」(全国里親委託等推進委員会)が発行され、里親が自分の養育を振り返ったり、里親サロンの参考資料としたり、研修会の教材とするなど、自らの姿勢、知識、技術などを高めるために活用できる資料も作成された。

家庭的養護の推進という観点に立って経過を振り返ると、2011(平成23)年7月に「社会的養護の課題と将来像」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)が公表され、社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援・地域支援の充実という方針が示された。それと前後して、2011(平成23)年3月に厚生労働省から「里親委託ガイドライン」が発出されており、「里親委託優先の原則」が示されていた。社会的養護において里親への期待が急速に高まっている時代背景の中で本件が発生し、機運の高まりに水を差すことになりかねない事件だったと思われる。

しかし、報道機関の追跡取材が当時の里親制度への批判に向かうことはなかった。読売新聞生活情報部の榊原智子記者は、「東京都杉並区で、里子の女儿(当時3歳)に里親(9月に傷害致死罪で起訴)が暴行して死なせたとされる事件は、一般の里親たちが『養育の難しさ』や孤立を訴える契機になった。」(読売新聞2011.10.27)と報じている。それまで社会的養護に携わる者しか知らなかった、不適切な環境で育った子ども養育の難しさや養育者を苛む孤独感に対して、社会全体が関心を持つきっかけとなる事件であったと言える。

その後も里親養育を優先する流れは加速し、支援体制の強化も押し進められ、2016(平成28)年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)では、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスターリング業務)の具体的な内容が規定され、2019(令和元)年度から「里親養育包括支援(フォスターリング)機関職員研修」が実施されている。

(7) 事件の個別性からの気づきや知見(執筆者の考察)

本件が発生した当時は、海外からの批判を背景に、施設中心の社会的養護から脱却して、里親委託率をもっと高めるべきだという社会的な意見が強まっており、児童福祉関係者の中で施設と里親の長所短所に関して侃々諤々の議論がなされていた。そして徐々に里親委託を推進する施策が実施され始めた、その矢先にこの事件が発生した。本件の里親宅は経済的に裕福で、里母が声優だったこともあり、世間の耳目を集めるニュースとなった。筆者は、この事件がきっかけとなり、里親家庭で発生した過去の被措置児童虐待事案が次々と報道され、施設でも里親家庭でも子どもにひどいことをしているというイメージが広がり、社会的養護に携わる者とそれを受ける子どもに対する偏見が助長されはしないかと危惧した。

しかし実際は、先述のとおり本件の報道は養育里親を担う家庭に対して共感的な内容が多く、加害者となった里母を責めるよりも、里親への支援が脆弱な体制や制度に対して批判の矛先が向けられた。このような流れには、里親もある意味“被害者”であるという文脈が含まれており、里親に対する社会的な共感と理解が広がったことが、その後も里親制度の充実・強化策を推進する上での後押しになったのではないかと考える。

本件が社会に与えたもうひとつのインパクトと言えるのは、“可哀そうな子どもに愛情をかければ健全になる”という社会通念は、社会的養護の現実にそぐわないと知らしめたことではないだろうか。この通念を裏返すと、“子どもが健全でないのは大人の愛情が足りないから”という捉え方につながりやすく、社会的養護に携わる者を苦しめていた。しかしこの事件の報道を通じて、特別な環境で育った子どもは普通の愛情だけで回復するとは限らないという事実を、社会全体が広く知ることとなった。社会的養護の現場で生じる問題の根底にあるものを養育者の愛情だけに帰結するべきではなく、特別な家庭環境で育った子どもを包み込むような温かいヒューマンネットワークが必要で、そのためには里親等の養育者が手厚く支援される体制を整えなければならないと、社会が気づく契機となる事件だったと言える。

では、養育者への支援を拡充した結果はどうだったのだろうか。全国里親委託等推進委員会が 2013（平成 25）年 7 月から 8 月に全国 182 か所の里親会を対象に実施した（回収率 68.7%）アンケート調査「里親支援専門員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」（2015）によると、里親サロンは 86.3% が開催していて、そのうち 49.5% が月に 1 回開催していた。主に子どもの発達や生活の様子について、自由な話し合いが行われていた。里親同士で話し合う場は概ね確保されていると見てよさそうな調査結果だが、詳細に内容を見てみると課題が見えてくる。64.5% で「参加者がいつも同じ」という状況であり、“養子縁組希望と養育里親では話が噛み合わない”、“養育体験が中心なので未委託里親が話しづらい”、“一人の里親の独演会になる”、“里親同士の対立が持ち込まれる”、“児童相談所への要望ばかりになる”など、相互支援の場としての機能を十分に発揮できていない面も垣間見られる。ただこの調査は、本件の里母が逮捕されてから 1 年後に実施されたものであり、里親支援専門相談員の活動が緒に就いたばかりであることや、里親会にはそれぞれの歴史があることなども勘案して、調査結果を解釈する必要があるだろう。

衝撃的な事件や大きな制度改正があったからと言って、人の心は急には変わらないものである。しかしだからこそ、里親の支援体制の充実を図る取り組みを地道に継続していることに意味がある。近年では、全国的にフォスタリング機関が増えてきて、地域コミュニティの中に里親を中心とした多機関チームが作られるケースが増えてきたように感じる。里親の愛情があれば子どもを救うことができるという固定観念から社会全体が解放されて、里親も支援を受けながら、多くの人との繋がりや支えの中でたくさんの温もりに包まれて、子どもが健やかに成長することができる社会に近づいていくことを願いたい。

（中垣 真通）

引用文献

大久保真紀(2011). 事件 里子虐待死「里親丸投げ」の落とし穴. 週間アエラ, 9/12 号
橋由歩(2012). 週間ノンフィクション劇場 続・児童虐待、その後：「恐怖の家」を抜け出た先の光明を追って 乳児院、疑似家庭で育む人への信頼. 週刊朝日, 117(5), 40-44

参考文献

林弘正(2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂, pp.60-61.
小宮純一(2012). 里親支援制度の闇―悲劇は防げるのか―. 週間金曜日, 20(5), 16-19

厚生労働省 第 14 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会会議資料 2012.3

全国里親委託等推進委員会 里親支援専門員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告
2015.2

全国里親委託等推進委員会 平成 26 年度調査報告書 2015.3

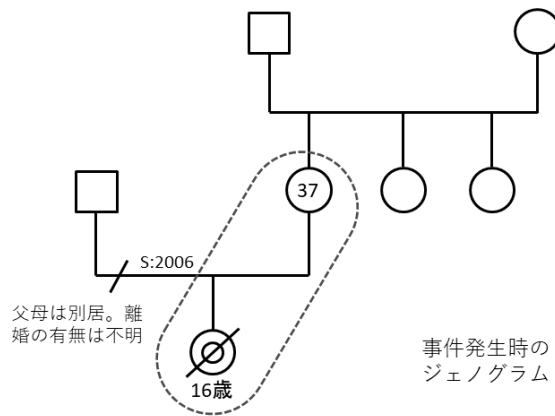
2. 岡山市 16 歳女子監禁致死事件（岡山県 2011 年）

（1）事件概要

2011 年 2 月 28 日、岡山県岡山市の自宅アパートで、実母と 2 人暮らしの 16 歳長女（以下、本児とする）が、裸のまま手足をビニール紐で縛られた状態で浴室に 5 時間放置されて死亡し、実母が逮捕監禁致死容疑で逮捕、起訴された。救急搬送の際、本児の体には複数の痣も見つかった。本児は幼少期に広汎性発達障害疑い・軽度知的障害と診断されて療育手帳を取得しており、県立高等支援学校に通学していた。実母は保育園入園前から中学 3 年時まで児童相談所（以下、児相とする）に 1～2 年に 1 度来所した際に育児の悩みを打ち明けていたほか、学校教諭にも本児の問題行動や育児に関する相談を持ち掛けていた。2008 年以降、近隣住民と学校から児相に計 5 回の虐待通告がされており、児相は身体的虐待・ネグレクトと判断して警察に情報提供を行っていた。実母とも面談したが、実母は虐待について話が及ぶと態度を硬化させ、児相の介入に拒否的だったため、学校を介してのアプローチを試みていた。事件直前には、児相嘱託医を兼務している学校医と本児との面接を実母が受け入れ、事件当日には実母から学校医に相談の電話があったが、不在のため翌日電話する予定になっていたことが判明した。実母は事件後、自らの行為により本児の死亡を招いたという事実と直面して心身のバランスを崩し、解離性障害に罹患した。実母は裁判で一言も発しないまま、懲役 3 年 6 ヶ月の実刑判決が言い渡された。

なお、岡山県では、2009 年 4 月に岡山市が政令市に移行し、それに伴い児相を設置している。本事例は、それ以前の幼少期から岡山県中央児童相談所が関わっていたが、政令市移行後は、児相である岡山市子ども総合相談所が引継ぎ、担当した。本稿では、両者の関与を含めて報告する。

（2）家族の状況



本児（16 歳）：県立高等支援学校 1 年生

軽度知的障害で療育手帳 B（軽度）所持

岡山県中央児童相談所（以下、県児相とする）の精神科嘱託医相談により、広汎性発達障害疑いの指摘もされていた

実母（37 歳）：パート勤務

生活資金の援助は実父や母方祖父母から受けていた（『朝日新聞』2011 年 5 月 27 日岡山朝刊）

実父：2006年頃から母子と長期間別居¹

養育方針をめぐって意見の対立があった（『毎日新聞』2011年7月13日大阪朝刊）

母方祖父母：近隣在住

母子はたびたび食事などで実家を訪れていた（『読売新聞』2011年5月24日朝刊）

（3）事件の経過

岡山市による検証報告書、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞をもとに筆者がまとめた。

1) 最初の虐待通告まで（幼少期～小学校5年生）

本児は幼少期からことばの遅れと対人過敏の症状があり、心配した実母が本児の保育園入園時から療育機関や県児相に相談していた。6歳時には県児相で発達検査と嘱託医の診察を受け、広汎性発達障害疑い・軽度知的障害と診断された。実母の意向により、本児は市立小学校の普通学級に入学したが、問題行動（詳細不明）があり、医師の助言を求めて県児相に来所し、療育手帳B（軽度）の取得に至った。その後も、母子は療育手帳判定と本児の発育相談のために年1回ほど県児相を訪れ、実母は「娘が言うことを聞かないので悩んでいる」「カッとなって大声で怒鳴ってしまう」など、精神的に参った様子で育児の悩みを打ち明けていた（『朝日新聞』2011年5月25日朝刊）。そのため県児相は、発達障害の特性や、将来的に予想される対応の困難さなどについて実母に説明と助言を行っていた。

2006年9月20日（本児が小学校6年生時）、近隣住民から県児相へ「深夜に実母の怒鳴り声がする」との虐待通告が寄せられた。翌日、県児相は学校と実母へ電話し、状況調査を行った。その日、本児の左頬には引っ掻かれたような傷が確認されていた。実母は県児相に、子育てが思い通りにならず、対応が困難になったことを打ち明けた。県児相は本児について説明する実母の姿や、療育手帳を取得させていること、実母が教育熱心で、県児相でも障害についての助言を行っていることなどから、実母に障害への理解はあると見立て、虐待非該当と結論付けた。そのうえで、実母から要請があれば児童精神科専門医療機関へつなぐ指導が必要なケースと判断していたが、実母からの要請はなかった。

なお、同年（詳細時期は不明）、父母が別居し、本児は実母と2人暮らしとなっている。父母間で本児の養育を巡って意見の相違があり、実母は厳しくしつけるよう主張していたという（『毎日新聞』2011年5月25日大阪朝刊）。

2) 中学入学後の経過

2007年、本児は市立中学校の特別支援学級に入学した。2008年10月30日、学校から県児相に「本児の両腕、尻に痣がある」との虐待通告があった。翌日、県児相が本児と接触し、本児は「母親に叩かれた」と話した。また、家庭訪問で実母に怪我の原因等を尋ねたが、実母は虐待を否認し、今後県児相が関わることを拒否した。この時期には、実母が本児の学力向上を期待して学校に過度な要求をするようになっており、本児の特性上の難しさを説明する学校側を激しく批判していたようである。実母は県児相の介入を拒否するだけでなく、実母の意向と合わない支援機関の関わりにも拒否的な態度を示すようになった。

本児は、このころから他の生徒の弁当を勝手に食べる盗食などのトラブルが頻発し、食べ物への固執もエスカレートしていた。2009年1月16日には、学校から県児相に「本児が顔を腫らして鼻血を出して登校し

¹ 『朝日新聞』2011年5月27日岡山朝刊には「離婚した元夫」と記載されていたが、岡山市社会福祉審議会による検証報告書では「長期間別居中」と記載されており、離婚の有無は明らかでない。そのため、ここでは「別居」と表記し、ジェノグラム上も別居記号とした。

た」との虐待通告があった。実母は県児相に「顔の怪我は気付かなかった、足の傷は自転車で倒れた」と話し、「本児を24時間見てくれたらいいが」と発言した。これを踏まえ県児相では、実母に一時保護を勧める方針が検討されていた。

翌月、実母から県児相に電話が入った。本児の問題行動がおさまらず、どうしていいかわからないことを訴え、困っている様子だった。そのため、県児相が一時保護も可能であることを知らせて来所を促したが、実母は来所しなかった。その後も学校から県児相には「本児の傷や痣が日常的にみられる」との報告が寄せられており、県児相は実母との接触を試みたが、実母からは拒否が続き、一時保護を念頭に置いた支援は実行に至らなかった。

3) 岡山市の政令指定都市移行による体制変更

同年4月、岡山市の政令指定都市移行に伴い、市も児相を設置したため、岡山県中央児童相談所（県児相）から、岡山市こども総合相談所（以下、市児相とする）への引継ぎが行われた。その際、本ケースは「被虐待児童ネグレクト要支援レベル3²」として引き継がれたが、市児相は継続的に支援を行うための詳細な情報を把握できておらず、不十分な引継ぎだったようである。また、市の要保護児童対策地域協議会にも報告されていなかったことが、事件後に発覚した（『朝日新聞』2011年5月27日岡山朝刊）。

市児相は4月16日、学校への聴取にて本児の登校状況が良好であることを確認していたが、その5日後、学校から「久しぶりに本児が傷を作って登校した」との虐待通告が入った。翌日、市児相は実母に電話するが応答がなく、手紙を送付すると、実母から「今後関わってほしくない」との電話があった。そのため市児相は、学校を通じて定期的にも本児の近況を確認しつつ、家庭訪問を実施するという方針を立てた。また、5月には、市児相から警察へ「身体的虐待とネグレクトの疑いがある」との情報提供も行った。

7月1日、学校から市児相に「本児の首の周りに赤い痕がついている」との報告があった。母子への介入を検討した市児相は、進路に絡めて接点を持つことを考え、学校から話を向けてもらうよう依頼した。

8月10日、本児は過食・盗食を主訴にA医療機関に入院した。A医療機関は実母による食事制限などの虐待も疑ったが、実母が関係機関との連携を拒否するため、情報不足で治療方針が立てにくく、市児相にネットワーク会議³の開催を要請した。しかし、A医療機関が抱いていた虐待への危機感は市児相に十分伝わらず、以後の有益な連携には繋がらなかった。

本児は退院後しばらく落ち着いて過ごしていたようであり、12月に手帳判定のための発達検査受検で市児相に来所した際は、実母から進路の報告があった。本児の障害についての相談もあったが、虐待について話を向けると実母は態度を硬化させて話に応じなかった。

4) 県立高等支援学校入学後

2010年4月、本児は県立高等支援学校に入学した。市児相は電話で学校に本児の登校状況を確認しており、7月には、市児相所内の虐待評価会議にて「これまでの経過の中では比較的安定した状況」と評価され、引き続き要支援レベル3として在宅支援を行う方針となっていた。2010年11月になると、学校は本児の体に擦り傷や打撲などの怪我を複数確認していたが、本児は「転んだ」などと発言しており、市児相には報告されなかった。

2011年2月4日、学校から市児相に「昨日、本児が実習先の更衣室で職員の弁当を勝手に食べた。担任が

² 「被虐待児童ネグレクト要支援レベル3」とは 岡山県が定めた目安で、「在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要」なケースとされていた（岡山県、2008）。

³ 『岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書』（2012）によると、「ネットワーク会議とは個別ケースに関係する機関等が集まり援助の計画・評価及び調整を行うための会議の通称。個別ケース検討会議とも言う」と説明されている。

本児に事情を聴いたところ、『最近食事をとっていない』『盗食のことを実母に言ったら酷く殴られる気がする』などと話す、食事の頻度や量を尋ねても内容が二転三転し、要領を得ない。現在、学校と実母の関係は良好⁴で、市児相嘱託医を兼任している学校医（以下、学校医とする）と本児の面接についても了解が得られているため、学校を中心にして実母に接触していく」との報告があった。

さらに2月9日、学校から市児相に再度連絡があり、「7日に本児が頬に痣を作ってきた。本児は『実母に叩かれた』と話し、『叩かれたり、食事を抜かれたりする』と訴えている」「教諭の中には、実母との関係を壊すことはまずいと考えている者もいるが、母子分離をすべきであると考えている者もいて、どう対応すればよいか迷っている。早いうちに学校と市児相で対応について相談したい」と訴えた。市児相は9日の連絡を、「実母への対応方針の相談のための訪問依頼」として受け取り、2月22日に学校へ訪問する形をとった。

2月22日、市児相が学校を訪問した際、本児の怪我が確認された日付や、本児の発言をまとめた資料が学校から提出された。その資料を確認した市児相は本児の状況が深刻であると考え、虐待通告として受理した。緊急受理会議では、本児の問題行動への対応に関する相談という形で、学校医を通して実母にアプローチすることを決定した。

2月24日には、実母の了解のもと、学校医が本児と面接した。本児が声を発することはなかったものの、わずかな意思表示が見られ、介入継続が必要と判断された。

5) 事件発生当日

事件発生は、学校医と本児との面接から4日後、2011年2月28日である。16時30分頃、本児はそろばん塾を早退した。そのため迎えに来た実母と行き違いになり、実母は本児が塾近くで何かを食べている姿を見つけた。本児が近所の家に入って盗み食いしたと考えた実母は、車で本児を自宅へ連れて帰り、事情を聴こうとした（『朝日新聞』2011年6月2日岡山朝刊）。そして17時頃、実母はA医療機関に「医師と会って話したい」旨の電話を入れた。また、学校にも「学校医と話がしたい」と電話したが、学校は「学校医は市児相にいる」と伝えた。

17時45分頃、実母は市児相に連絡し、「医師と電話で話したい」と希望した。市児相は医師が退庁していることを伝え、翌日の予定を話すと、実母は「明日にします」と言って電話を切った（『毎日新聞』2011年5月24日大阪朝刊）。

20時頃、実母は本児を自宅居間で全裸にし、ビニール紐で両手足を縛って浴室に立たせ、監禁した。実母はきちんと立っているか確認するため、繰り返し浴室をのぞいたようである。約5時間が経過した頃、意識を失って倒れていた本児を発見した実母は警察に通報した（『朝日新聞』2011年5月24日夕刊）。本児は心肺停止状態で医療機関に運ばれ、低体温症による死亡が確認された。本児の体は濡れており、つねられたような古い痣や皮下出血とみられる皮膚の変色が複数見つかった（『朝日新聞』2011年5月24日朝刊；『毎日新聞』2011年5月24日東京朝刊）。実母は駆けつけた警察官に「しつけのためにやった。普段から厳しく叱っていた」と説明した（『朝日新聞』2011年5月24日朝刊）。

後に、事件発生時のことについて、実母が弁護士に説明した内容をまとめると以下ようになる（『朝日新聞』2011年6月2日朝刊；『朝日新聞』2011年6月2日岡山朝刊；『朝日新聞』2011年6月14日岡山朝刊よりまとめ）。

「そろばん塾付近の民家から盗み食いしたと思い、事情を聴こうとすると本児の顔色が変わり、様子がおかしくなった。小さい頃から、壁に頭をぶつけるなどの自傷行為があったため、本児の身を守るため手足を

⁴ 『読売新聞』2011年5月24日夕刊によると、実母は教員らと面談や電話で相談を繰り返すなかで、少しずつ「娘が期待するように育ってくれない」などの思いを吐露し始めていたという。

縛った。全裸で浴室に立たせたのは、本児がよくトイレ以外で排泄するためであり、これまでも失禁を防ぐため全裸で浴室に入れたことがあったが、今回は本児が自発的に裸になった。本児の様子を見るため、何度も浴室をのぞいたが、最後に見たとき、水が15 cm～30 cmほどたまった浴槽の中に本児が浮いているのに気づき、おぼれ死んだと思った。すぐに助け上げ、お湯をかけた。浴槽の水はボタンスイッチで入るため、本児が自分で水を入れ、落ちたのではないか

一方、警察は「浴槽に水はなく、体が濡れた状態で洗い場に倒れており、死因は低体温症」と発表し、「以前から虐待を繰り返しており、本児は恐怖で浴室から脱出できなかった」と指摘した。

弁護士は過去の虐待の事実について、実父や近くに住む母方祖父母からの経済的援助があり、母子は実家で母方祖父母とよく一緒に夕食を食べていたこと、実母は本児の誕生から15、16冊の育児日記をつけるほど愛情を注ぎ教育熱心だったことなどから、「虐待を続けるような生活環境ではなかった」と述べ、無罪を主張する方針を表明した（『朝日新聞』2011年5月27日岡山朝刊；『朝日新聞』2011年6月2日岡山朝刊；『朝日新聞』2011年6月14日朝刊；『朝日新聞』2011年6月14日岡山朝刊）。

6) 事件後から公判まで

事件を受け、警察が家宅捜索を行った。本児の自室には「ごめんなさい」と書かれたメモが複数見つかり、実母が本児に書かせていたものと思われた（『読売新聞』2011年5月25日朝刊）。逮捕前、実母は母方祖父母と一緒に顔見知りの弁護士のもとを訪れ、「娘の問題行動に悩んでいた。どのように娘を良い方向にしていけるかを高等支援学校に相談していたが、思うような効果が上がらなかった」「死なせるつもりはなかった」「いい子に育てようと思っていたのに、亡くなってしまった」と涙ながらに語った（『読売新聞』2011年5月26日夕刊；『毎日新聞』2011年5月28日大阪朝刊）。また、学校に出向いて本児の描いた絵を引き取り、教室の様子をビデオ撮影して「どんな話をしていたのか、すべて教えてください」「卒業アルバムに娘の写真を入れてほしい」と教員に頼むなど、子どもを失った実母の悲しみが伝わってくる様子だったという（『読売新聞』2011年5月29日朝刊）。

実母は5月23日に逮捕監禁致死容疑で逮捕され、地検に送検された。弁護士接見時には体を震わせて泣きながら起訴内容や過去の虐待を否定し、「そろばん塾に行かせなければよかった。もっと何度も浴室へ見に行けば良かった。自分が死んだときに一緒に遺骨をおさめてほしい」などと話したという（『朝日新聞』2011年6月14日岡山朝刊）。また、警察からの事情聴取時には体調不良を訴え、取り調べに応じられない状態ではなかった（『朝日新聞』2011年6月2日朝刊；『毎日新聞』2011年5月28日大阪朝刊）。

7) 裁判員裁判での主張と争点

2011年11月17日、岡山地裁による実母の裁判員裁判初公判が開かれた。実母は車椅子に乗ったまま、帽子で顔を覆い、手で耳を塞ぐなどして終始沈黙しており、弁護士は「医師から解離性障害⁵の診断を受けており、声が出ない。この状況が故意でないことを了解していただきたい」と裁判官や裁判員らに訴えた（『読売新聞』2011年11月18日岡山朝刊）。公判前手続きにより、主な争点は、①事件以前から実母が本児の顔面を手で殴る暴行を加えていたか、②逮捕監禁行為と死亡に因果関係があるか、③逮捕監禁行為が正当なしつけにあたる懲戒権行使の範囲内かどうか、の3点とされた（『朝日新聞』2011年11月17日岡山朝刊）。

⁵ 報道によると、実母は歩けない（失歩）・声が出ない（失声）といった状態であることから、ICD-10（1993）における解離性[転換性]障害の中に区分された解離性運動障害にあたる精神疾患であると思われる。ICD-10では、解離性[転換性]障害の確定診断のためのガイドラインとして「個々の障害を特定する臨床的病像」「症状を説明する身体的障害の証拠がないこと」「ストレスの多い出来事や問題、あるいは障害された対人関係と時期的に明らかに関連する心理的原因の証拠（たとえ患者によって否定されても）」の3項目が設定されている。

公判で、検察側は、①本児に万引きなどの行為が見られだした 2008 年頃から顔を殴るなど暴行を加えていたとし、②日常的な虐待で「本児は被告（実母）への恐怖心から浴室を出られなかった」と指摘した。「室温 13、14 度の浴室に裸で立たせたために低体温症となった」と主張し、③「しつけの限度を著しく超えた違法なもの」として懲役 5 年を求刑した。また、事件のきっかけとなったとされる本児の盗食行動についても、「実母が十分に食事を与えなかったことが背景にあり、しつけというのは筋違いだ」と非難した（『読売新聞』2011 年 11 月 18 日岡山朝刊；『読売新聞』2011 年 11 月 18 日朝刊；『読売新聞』2011 年 11 月 23 日岡山朝刊；『朝日新聞』2011 年 11 月 23 日岡山朝刊）。

一方、弁護士側は、①頬を叩くことはあったが、あざも出ない軽いもので、②「浴槽に立たせていたのも、しつけの範囲内だった」とし、「水かぬるま湯の入った浴槽に自分でつかったのではないか」と指摘した。また、③本児の盗癖や虚言癖が激しく、口頭での注意ではどうにもならなくなっていたため、「親の子に対する懲戒権の範囲」として無罪を主張した（『読売新聞』2011 年 11 月 18 日岡山朝刊；『読売新聞』2011 年 11 月 18 日朝刊；『朝日新聞』2011 年 11 月 18 日岡山朝刊；『読売新聞』2011 年 11 月 23 日岡山朝刊）。

裁判所は、本児の担任教師や特別支援教育支援員らの供述や執務記録及びメモ等から、顔や体を手で殴る・紐状のもので首を絞める・物干し竿で体を殴るなどの身体的虐待が中学生の頃から始まり高等支援学校在籍中も継続している事実を認定した（岡山地判平成 23 年 11 月 25 日 LLI/DB 判例番号 L06650680）。また、本児を浴室に立たせた行為について「言うことを聞かないとさらに叱責され、ひどい暴力を振るわれるといった恐怖心があり、脱出するのは困難」で、死亡との間に因果関係があるとして、逮捕監禁致死罪の成立を認めた（林、2019）。11 月 25 日に懲役 3 年 6 ヶ月の実刑判決が下されると、弁護側は即日控訴した。

2012 年 2 月 15 日、広島高等裁判所岡山支部にて控訴審が開廷され、一審判決を支持し、被告側の控訴を棄却する判決が下された（広島高岡山支判平成 24 年 3 月 21 日 LLI/DB 判例番号 L06720140）。被告側の上告はなく、懲役 3 年 6 ヶ月の実刑判決が確定した。

なお、事件発生後から実刑判決確定までの間に、関連機関の対応に関する検証部会が複数開かれ、報告書がまとめられた。これについては（5）にまとめる。

表. 事件の経過 (①～⑤：虐待通告、▶：児相の判断)

『岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書』をもとに作成。

詳細時期不明		「ことばの遅れと対人過敏の症状」を主訴に療育機関を受診。軽度の発達遅滞を伴う情緒障害（広汎性発達障害の疑い）と診断され、療育開始したが継続意志がなく中断。
1999 年	2 月	県児相に来所、障害児保育利用の相談。
2000 年	10 月	県児相での発達検査・囁託医の診察で、「軽度知的障害」「広汎性発達障害（軽度）の疑い」診断。
2001 年		市立小学校（普通学級）入学。 学校で問題行動があり、医師の助言を求めて県児相に来所。療育手帳 B 取得。
2003 年・2005 年		県児相来所。発達検査施行、手帳再判定及び助言。
2006 年	9 月 20 日	①近隣から「深夜に母親の怒鳴り声がある」との虐待通告。
	9 月 21 日	県児相が学校に電話。学校は、本児が「鼻血が止まらない」と遅刻し、左頬に爪で引っ搔かれたような傷を確認したと報告。

	9月22日	<p>県児相が実母へ電話で状況調査。</p> <p>実母は、子育てが思い通りにならず、対応が困難になったつらさを話す。</p> <p>▶県児相は虐待非該当とし、障害児支援として関わると判断。</p>
	12月	<p>県児相にて発達検査施行。</p>
※2006年 詳細不明		<p>父母が別居。本児は実母と2人暮らしになる。</p>
2007年		<p>市立中学校（特別支援学級）に入学。</p>
2008年	10月30日	<p>②学校から「本児の両腕、尻に痣がある」との虐待通告。</p> <p>実母が学校に過度な要求をし、学校側が本児の特性上の難しさを伝えても受け入れずに学校批判を繰り返している状況を確認。</p> <p>▶県児相は実母が本児の障害を受容できていないと判断。</p>
	10月31日	<p>県児相が学校訪問。本児から実母に叩かれた旨を確認。</p> <p>▶学校から実母に、県児相に相談するよう働きかける旨を依頼。</p>
	11月6日	<p>県児相が家庭訪問。実母は虐待を否認し、今後の関わりを拒否。</p>
	12月9日	<p>学校から県児相に「本児の盗食などのトラブルが頻発」と報告。</p>
2009年	1月9日	<p>学校から県児相に「問題行動が増加しており、学校から実母に伝える」「左膝痛・右足小指の腫れがある」と報告。</p>
	1月13日	
	1月16日	<p>③学校から「本児が顔を腫らして鼻血を出して登校した」との虐待通告。本児は「ドアにぶつけた」と説明。</p> <p>県児相が本児の顔の腫れや痣、鼻血、右足の痛みを確認。</p>
	1月19日	<p>県児相が家庭訪問するが、実母は不在。実母から電話があり、「顔の怪我には気づかなかった。足の傷は自転車で倒れた」ためと話す。</p> <p>▶実母の「本児を24時間見てくれたらいいが」との発言から、一時保護を勧めることを県児相内で検討。</p>
	2月28日	<p>実母が困っている様子で県児相に電話。県児相は一時保護ができることを知らせて来所を促すが、実母は来所せず。県児相も訪問を試みたが実母は拒否。</p>
	3月12日	<p>県児相が学校訪問し、本児を直接確認。傷や痣が日常的にみられるとのこと。</p>
	3月18日	<p>県児相が家庭訪問。実母は県児相介入を拒否。</p> <p>▶一時保護を念頭に今後の支援を検討し、「被虐待児童ネグレクト要支援レベル3」と判断。</p>
	4月1日	<p>岡山市の政令指定都市移行に伴い、県児相から市児相に「要支援レベル3」ケースとして引継ぎ。</p>
	4月16日	<p>市児相が学校への近況聴取を行い、登校状況が良好であることを確認。</p>
	4月21日	<p>④学校から「久しぶりに本児が傷を作って登校した」との虐待通告。</p>
4月22日	<p>市児相が学校訪問し、本児を直接確認。実母に電話するが応答なく、手紙を送付。</p>	

4月24日	実母が市児相に連絡、「自分の許可なく学校に行ったり、本児に会うのはやめてほしい」などの発言。 ▶学校に近況を定期確認すること、家庭訪問実施の方針を立てる。
5月	市児相から警察へ「身体的虐待とネグレクトの疑い」と情報提供。
7月 1日	学校から市児相に連絡。「本児の首の周りに赤い痕がついている」との報告。市児相が学校訪問し、本児を直接確認。 学校が実母に確認すると「気付かなかった」との返答。 ▶進路に絡めて市児相と接点を持てるよう学校から話を向けてもらう旨を依頼。
8月10日	本児が過食・盗食を主訴としてA医療機関に入院。
8月17日	A医療機関から市児相に会議を依頼。
8月24日	学校・A医療機関・市児相による情報共有会議を開催。
11月27日	学校から市児相に「2学期に入り、落ち着いている」との報告。
12月	手帳再判定の発達検査受検のため、母子で市児相に来所。虐待について話を向けると、実母は態度を硬化させ話に応じなかった（『朝日新聞』2011年5月25日朝刊）。
2010年	県立高等支援学校に入学。
6月21日	電話にて、市児相から学校に近況聴取。元気に登校していることを確認。
7月13日	【学校が本児の左目の下に痣を確認】
7月29日	▶虐待評価会議にて、これまでの経過の中では比較的安定した状況と評価し、引き続き要支援レベル3として、在宅支援を行う方針に。
8月 9日	学校から市児相に「本児が更衣室で他児の財布から金を抜き取った」と報告。
11月 4日	【学校が本児の左目周辺に擦り傷を確認】
11月 9日	【学校が本児の右手中指関節に打撲、顔に擦り傷・打撲痕、両手首と肩に赤い線を確認】
11月15日	【学校が本児の左肘に擦り傷確認。本児は「登校中に転んだ」と話す】
2月 3日	【本児が現場実習先で職員の弁当を盗食し、実習打ち切り】
2月 4日	学校から市児相に「昨日、本児が実習先の更衣室で職員の弁当を勝手に食べた」と報告。本児は担任に「最近食事をとっていない」「盗食のことを実母に言ったら酷く殴られる気がする」などと話す。 ▶学校と実母との関係は良好で、学校医（市児相嘱託医兼務、以下学校医）と本児との面接も了解しているため、学校中心で実母へ接触していくことに。 【学校が本児の傷を多数確認。本児は「わからない」と話す】
2月 7日	【学校が本児の頬の痣を確認。本児は「実母に叩かれた」と話す】
2月 8日	【学校で本児が「家から出たい」「逃げたい」と話す】

	2月9日	学校から市児相に「7日、本児が頬に痣をつくって登校した」と報告。早いうちに対応について相談したい旨の要請あり。 ▶実母への対応方針相談のための訪問依頼と受け取り、学校医と本児との面接と、市児相の学校訪問の日程調整。
	2月16日	【学校で本児が「施設に入りたい」と話す】
	2月21日	【学校で本児が「母親から腹を殴られ痛い」と話す】
	2月22日	市児相が学校訪問にて、本児を直接確認。 ⑤学校からの文書（【】の情報が記載されていた）を虐待通告として受理。 ▶学校医による本児の問題行動への介入を切り口に、実母が学校医に相談できる場を設定して市児相に繋ぐ方針を学校と確認。
	2月24日	学校にて、学校医と本児との面接実施。継続が必要と判断された。
	2月28日	本児そろばん塾早退（『読売新聞』2011年5月26日朝刊）。実母は塾近くで本児を発見、車で連れて帰る（『朝日新聞』2011年6月2日岡山朝刊）。
	16時30分	
	17時	実母からA医療機関に「医師と会って話したい」と電話。学校に「学校医と話したい」と電話、学校は「市児相にいる」と伝えた。
	17時45分	実母から市児相に電話。医師の予定を伝えると翌日電話すると了解。
	20時	本児が全裸で手足を縛られ、浴室に立った状態で監禁。
	3月1日	意識を失って倒れていた本児を見た実母が警察に通報。
	1時47分	本児は心肺停止状態で医療機関へ搬送後、低体温症で死亡。
	5月23日	実母、逮捕監禁致死容疑で逮捕。
	5月25日	実母、逮捕監禁致死容疑で地検送検。
	6月14日	岡山地検が実母を逮捕監禁致死罪で起訴。
	11月17日	岡山地裁にて、実母の裁判員裁判初公判。
	11月25日	実母に懲役3年6ヶ月の実刑判決。弁護側は即日控訴。
2012年	2月15日	広島高裁岡山支部にて控訴審初公判開廷。
	3月21日	控訴審で一審・岡山地裁判決を支持し、被告側の控訴を棄却。
	4月5日	被告側が上告せず、実母の懲役3年6ヶ月の実刑判決が確定。

（４）本事例へのコメント

本事例の焦点は大きく分けて2つと考えられる。1つは障害のある子どもを抱える保護者の孤立や苦悩について、もう1つは行政機関や学校の対応、多機関連携についてである。

1) 障害のある子どもを抱える保護者の孤立・苦悩

本児は幼少期から広汎性発達障害疑い・軽度知的障害と診断され、療育手帳B（軽度）を取得していた。実母は本児の育ちを期待して市立小学校の普通学級への通学を希望したが、実際に入学すると不適応やトラ

ブルも発生していたようであり、対応に苦慮して県児相に相談していた。さらに、2006年頃からは実父と別居し、主に実母が1人で本児を育てていたものと思われる。このことに関して、有識者たちは次のように述べている。

・才村純（関西学院大教授・児童福祉論）は、「障害のある子どもの保護者の中には将来を心配して、『どうしてできないのか』と焦りを募らせる人もいる」と話し、特にひとり親の場合は相当なストレスをかかえこむ傾向にあるといい、「学校などの周囲は子どもの行動や親のしかり方に注意し、親も子も、早めに支援していくことが必要」とコメントした（『読売新聞』2011年5月24日朝刊）

・長谷川博一（東海学院大学教授・臨床心理学）は「本来、障害は『個性であり、子どもなりに一生懸命』ととらえるべきだが、母親はその障害を受け入れられなかったのだろう。児童相談所や学校など専門機関が、子どもの状態に注意を払うあまり、親の悩みに目を向けないままだと、子育てのストレスにかかわる事件は今後も増えるだろう。虐待にいたる親の複雑な心理を理解した、より専門性の高い支援が求められている」と分析した（『読売新聞』2011年5月24日夕刊）。

以上のように、障害のある子どもの保護者は育児や障害受容にまつわる悩みや葛藤を抱え込んでしまう危険性があり、周囲が虐待サインを見逃さずに積極的で専門的な支援を行うことが必要だと有識者から指摘された。

さらに、母子を守るために求められる支援については次のようなコメントも寄せられた。

・広岡智子（子どもの虐待防止センター理事）は、「起こった事態は異常だが、容疑者にはそれほど追い込まれる何かがあったのだろうと思う。知的障害があり感情表現が苦手とみられる長女に、感情の矛先が向かったのではないか。学校関係者や児童相談所は、一時的であれ、母と子どもが離れる時間を作り、母親を解放することを考えるべきではなかったのだろうか」と指摘した（『読売新聞』2011年5月24日朝刊）。

・吉田恒雄（駿河台大学教授・児童福祉法）は「行政は悲惨な事件が再び起きないように、子どもを預かって母親に休んでもらったり、同じ悩みを持つ者同士が思いを共有できるネットワークをつくったりする手助けが必要」と述べた（『読売新聞』2011年5月26日岡山朝刊）。

以上のコメントからは、障害のある子の親の孤立感や苦悩を理解した早期支援を提供すること、一時的に母子が離れる時間の確保や、同じ悩みを持つ者同士のネットワークづくりなど、母親を解放する機会が検討されるべきであることが指摘されていると言えよう。

2) 行政機関や学校の対応、機関同士の連携について

本事例では、本児が4歳のころから児相との接点があり、計5回の虐待通告を受けていた。そのうえで事件を防ぐに至らなかった点について、以下のようなコメントがみられた。

・吉田恒雄（駿河台大学教授・児童福祉法）は、事件当日の様子から、「手足を縛って子どもの体を拘束しており、（児相の）判断が甘かったと言わざるを得ない。容疑者の『育児に疲れている』というSOSだったのでは」と指摘した。（『読売新聞』2011年5月26日岡山朝刊）

また、就学後は児相だけでなく、学校・医療機関・警察などの関わりがあったことから、多機関連携につ

いても焦点があてられた。さらに 2009 年には児相の業務が県から市へと移管された経緯から、県児相と市児相の間での情報共有に課題があったことを指摘する有識者のコメントも報道された。

・東條光彦（岡山大学教授・臨床心理学）は、児相の対応を検証する社会福祉審議会児童処遇部会の部会長を務め、部会後に「児相業務が市に移管された時期が長女の難しい時期と重なり、引き継ぎが難しかったのだろう。工夫の余地があったのではないか、との話も出た」とコメントした（『朝日新聞』2011年6月7日岡山朝刊）。さらに、報告書提出後の記者会見では、職員の危機管理意識の欠如を問題視するコメントを発表し、「長い経過の中で母子がどのように変わっていくのかを見守る必要があった。児相職員は子どもの命を守るという意識を高め、支援の機会を逃さず迅速な対応を行ってほしい」と話した（『読売新聞』2012年2月8日岡山朝刊）。

（５）事件がもたらした影響（法改正、施策、機関の取り組み、社会認識）

事件を受け、岡山県教育委員会では、2011年6月に県内の公立学校・園 953 校を調査し、虐待を受けている児童生徒の有無と対応状況を初めて調査した。また、虐待が疑われる子どもについて、県管轄の児相が安全を確認した（『読売新聞』2011年6月10日岡山朝刊）。

さらに、関連した複数の機関が対応の検証に乗り出した。その概要を以下にまとめる。

1) 児童虐待防止検討委員会

学校の対応については、岡山県教育委員会の「児童虐待防止検討委員会」が検証を行った。県教委特別支援教育課長や県中央児童相談所長ら 11 人で構成されたグループでの検証後、県職員によるワーキンググループが児童福祉に詳しい大学教員や養護教諭などに意見を聞き、報告書を提出した（『読売新聞』2011年7月15日岡山朝刊）。この検証で、学校をはじめ、関係機関の連携が不十分だった実態を明らかにした。そのうえで、再発防止策として、学校は児童虐待を疑う場合には迷わず市町村などに通告し、生命の危険を感じた場合には警察へ通報すること、児相は通告後も定期的に関係機関と情報交換を行うことを求めた。委員会は「学校が虐待問題を児童相談所に任せるのではなく、主体的、継続的にかかわることを徹底させたい」とコメントを発表した（『読売新聞』2011年10月22日岡山朝刊）。

2) 市社会福祉審議会児童処遇部会

児相の対応については、「市社会福祉審議会児童処遇部会」が開かれた。医療関係者・弁護士ら外部有識者 5 人で構成されたグループが約半年かけて話し合いを行い、報告書を 2012年2月7日に提出した。報告書では、事件直前の支援だけでなく、本児ら親子との長期にわたる関わりの中に、様々な問題点や課題があるとして、以下の3点を課題点とし、再発防止への提言を行った（岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会、2012）。

① 危機管理のあり方

本事例では、長期経過の中で児相側の判断が鈍化し、方針の見直しや状況に応じた迅速な支援に至らなかったことが指摘された。また、介入に拒否的な実母からの相談に対して、親子関係の変化や実母のニーズに沿った対応が不十分だったことも課題点として挙げられた。これらに対して、継続ケースにおいても児童の成長に伴って保護者の悩みや心配は変化することを意識し、虐待通告への速やかな対応と安全確認の徹底を行うと同時に、保護者からの相談には丁寧に慎重に対応すべきであることが提言された。また、実母への支

援が困難だったことから、実父や母方祖父母などへの働きかけや地域での見守り、関係機関の連携による支援など、様々な面からの支援を検討すべきであったとした。

② 評価や支援のあり方

本児には幼少期に広汎性発達障害の疑いが指摘されており、長期間にわたる支援が必要なケースであったが、児相は障害受容や虐待の視点を含めた全体像の把握と、年齢や成長など変化に応じた再評価が不十分だったことが指摘された。そこで、虐待評価時に多面的・客観的評価が行えるチェックリストなどの仕組みと、定期的な再評価の必要性が提言された。また、発達障害児においては保護者に対する障害特性の理解や受容への支援も必要であり、専門機関や地域と連携しながら支援することも大切であることが述べられた。

③ 関係機関との連携のあり方

この事例は、県児相から市児相へ支援の引継ぎや担当者の変更がなされ、職員同士と一緒にケースを担当しながら研修と引継ぎが行われていたが、本ケース移管と同時期に市の地区担当者の変更もあった。また、膨大なケース記録を一読するだけでは全体の流れや支援の難しさを把握するのが困難で、情報共有が不十分だったことが指摘された。さらに、本児が医療機関を受診した際には、実母の拒否により多機関の連携が困難になっていた。そのため、児相は関係機関との連携をコーディネートする機能の強化に取り組むべきであることが提言された。組織内においては、担当者のみにケースを任せるのではなく、複数担当制の実施や管理職への報告などの相談体制の強化を図る見直しが必要であることが述べられた。

3) 子ども虐待防止専門部本会議

また、岡山県内 3 ヶ所の児相や保健所代表者、県警少年課担当者ら 21 名が集まる「子ども虐待防止専門部本会議」が臨時開催され、児相の対応の問題点や、学校との連携不足を報告した。部員からは「発達障害を持った子どもへの虐待など困難な事例が増えており、情報共有が大切」「虐待を見抜く人材の育成や、一つの虐待事例を長期的にフォローすることが重要」などの意見が出された（『読売新聞』2012年2月17日岡山朝刊）。

(6) おわりに

本事例は障害をもつ子の母親による事件であり、児相や学校が支援を試み続けたものの防ぐことができなかった、痛ましい事例である。

障害をもつ子どもとその母親は、「うまくいかなさ」を感じて傷つき、不安や葛藤を抱えがちになることが推測される。このような母子を支援する際には、子どもの状態像の正しい理解を伝えるだけでなく、不安や葛藤を抱えながら子どもと向き合っている母親を心理的に守り支えるケアも必要であろう。「子どもの成長の喜びや不安を分かち合い、悩みを抱えながらも子どもと向き合っている母親を認め、子どものことをともに考える」という日々の関わりの積み重ねが、母子の孤立を防ぎ、安全を守ることに繋がるのではないだろうか。

(竹下 由菜)

引用文献

林弘正 (2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂.

広島高岡山支判平成 24 年 3 月 21 日 (LLI・DB 判例番号 L06720140).

岡山地判平成 23 年 11 月 25 日 (LLI/DB 判例番号 L06650680).

岡山県 (2008). 市町村子ども虐待対応ガイドライン—子どもたちの最善の利益のために. pp. 7.

岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会 (2012). 岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書.

World Health Organization (1992) . *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders : Clinical descriptions and diagnostic guidelines*. 融道男・中根允文・小見山実・岡崎祐士・大久保善郎 (監訳)(2005). ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン. 医学書院.

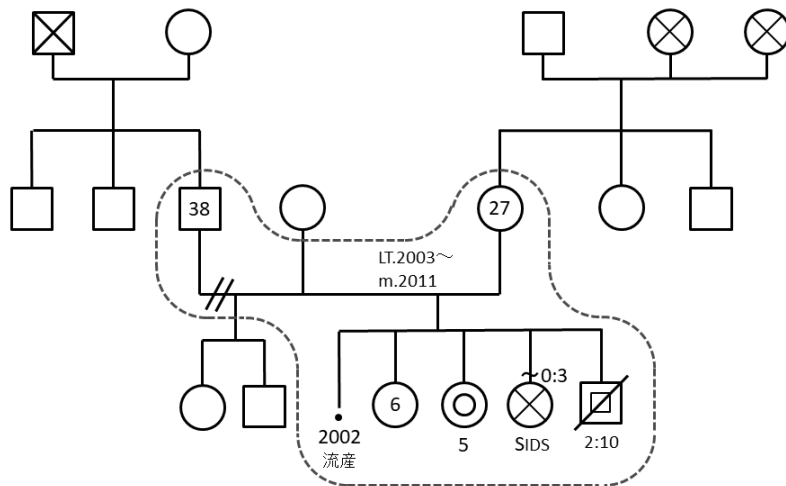
3. 柏市2歳男児餓死事件（千葉県 2011年）

（1）事件概要

2011年（平成23）5月千葉県柏市で、当時2歳10か月だった男児（以下本児とする）が餓死する事件が起きた。両親は保護責任者遺棄致死罪で逮捕された。両親は本児に十分な食事を与えず、同年4月頃から栄養失調で衰弱していたが、医師にも診せず同年5月26日に餓死させた。次姉（5）についても衰弱させ、約1か月の入院が必要なほどの栄養失調に陥らせ、両親は保護責任者遺棄致傷罪でも逮捕された。本児の死亡時の体重は5.8キロで、2歳10か月の平均体重（13.1キロ）の半分以下、本児は紙おむつや段ボール、毛髪などを食べて腸閉塞を起こしていた。実母に懲役7年、実父に懲役9年6ヶ月の判決が言い渡された。2013年1月に実父は高裁に控訴するも棄却され、刑が確定した。

（2）家族の状況

1) ジェノグラム



2) 家族の情報

実父

事件発覚時には38歳だった。実父には婚姻歴があり、前妻（2000年に協議離婚）との間に2人の子どもがいることが、事件発覚後に警察の調査でわかった。2人の子どもに対する虐待歴があり、食事を与えない、風呂に閉じ込める、たたくなどの虐待があったことから、児童相談所（以下、児相とする）は一時保護を実施している。その後、前妻は子どもとともに母子生活支援施設に入所していた。実父と実母の婚姻届が提出されたのは2009年であり、それまでは内縁関係であったため父と母子の姓が異なっており、児相の検索では過去の経過を見つけれなかった。

実母

事件発覚時には27歳だった。2003年頃に実父と同居を始めている。実父からはDVを受けており、身体的な暴力が頻繁にあった訳ではないが、口論になった際に頭や肩をたたかれて痣ができる状態で、生活面・子どもの育児等についても実父の支配は顕著であった。親族の証言によれば、実父と同居し始めた頃から、実家との関係は疎遠になり、母方叔父・叔母らに本児の誕生も知らせておらず、2009年8月にアパート玄関外で母方叔父・叔母らと会ったのを最後に、電話しても折り返しの電話もなかった。母方祖母は2005年に死亡している。その他の親せきや近隣住民との交流も少なかった。

長姉（6歳、小学1年）

事件発覚時には6歳、小学1年だった。1歳6か月児健診・3歳児健診を受診しており、発育などにも問題はなかった。長姉だけは実父が世話をしており、健康に生活していた。

次姉（5歳、所属集団なし）

2005年9月に飛び込み出産により出生。病院から保健センターに、1か月健診未受診で心配であると連絡があった。6か月児健診のみ受診し、その他は未受診。

末姉（生後3か月で死亡）

飛び込み出産で、生後3か月時に乳幼児突然死症候群で死亡している。

本児（長男2歳10か月、所属集団なし）

2008年7月24日、飛び込み出産に近い状態であり、低出生体重（2,146g）で出生。末姉も飛び込み出産で、生後3か月で死亡していること、次姉の姿が見えないことなどから、病院より保健センターに育児支援要請の連絡があった。1か月児健診・6か月児健診のみ受診、その他は未受診。

（3）事件の経過

事件の経過については、柏市児童虐待検証会議の『柏市における児童死亡事例の検証結果報告書』および千葉県社会福祉審議会の『児童虐待死亡ゼロに向けて～平成23年度における児童虐待死亡事例の検証について（第3次答申）～』における情報を参考に、筆者が加筆・再構成したものである。

1）本児出生前（第3子まで）の状況

2003年より実父母は同居を始めている。2004年に長姉、2005年に次姉が誕生している。次姉の出生については、飛び込み出産で入院となっており、退院後の1か月健診が未受診だったため、病院は保健センター（現在の保健所）に家庭訪問等の育児支援を依頼している。ただ保健所職員は4回家庭訪問を行ったが、不在であったり、玄関で実父との面談のみとなったりするだけで、子どもと面会は拒否された。

一方で長姉については、1歳6か月児健診・3歳児健診を受診しており、発育などにも問題はなく、成長を喜ぶ実父母の言葉も聞かれている。末姉については、実母が忙しかったとの理由で妊娠20週に妊娠届を出し、2007年5月に飛び込み出産。生後3か月で乳幼児突然死症候群のため死亡している。

2）本児出生から児相への送致

2008年7月24日、本児が出生。出生当日に医療機関より、保健所に対して育児支援の要請があった。その理由として、第3子も飛び込み出産で、生後3か月で死亡していること、そして実父の来院時には1人で留守番できない年齢の次姉の姿が見えないことが挙げられた。

保健所から市の家庭児童相談担当に連絡し、市は子どもや家族の状況に関して情報収集を行った。その結果、第2子の健診や予防接種が滞っていることから、子どもの安全と養育状況の確認が必要と判断した。翌日、保健師と相談員で病院を訪ねて母と面談し、家庭訪問を約束している。

8月1日、約束通りに保健所職員が家庭訪問を行った際には、在宅していた実父がドアの外で職員に対して約1時間にわたり威嚇的な言動（殴りかかるようなしぐさ）をとり、子どもとの面接を頑なに拒否した。そのため、子どもの安全確認や養育状況の確認は行えなかった。加えて、実父は訪問に来た市職員に対して「母は時々ミスをする。だからいちいち怒らなければならない。今日もしくじったからおまえら（市職員）が来た。この後説教だ。身体で覚えなきゃわからないからな」などと実母に対するDVを疑わせる言動もあった。市は次姉の生存が危ぶまれるネグレクトの疑いがあることなどから、緊急に安全確認等を行う必要があると判断した。医療機関からの情報などを総合し、児相と警察に状況を報告した。

8月5日、児相が家庭訪問を実施したところ、実父は「通報先を教えろ。」などと通報されたことへの不満と、自分の特異な育児観などを話し続けた。安全確認については、長姉は自ら歩き、次姉は実父が抱き、本児は実母が横抱きをしている様子を見相職員が確認した。児相は子ども全員の目視ができ、生活環境にも問題と思しき事態は見受けられない、との報告を行っている。しかしネグレクトが疑われるケースであるのに対し、3歳近い次姉が抱かれていたことや、飛び込み出産や健診未受診に関する情報は得られなかった点など初期アセスメントに問題があった、と千葉県を検証報告書では指摘されている。8月18日に児相から市へ送致され、9月より柏市要保護児童対策地域協議会・進行管理部会においてケース管理を開始した。

2009年3月には個別ケース会議を行い、支援方針を確認した。市は母子保健の機会を捉えてかかわりを持ち、児相は通報があれば対応する、こととなった。

3) 本児の死亡から事件発覚へ

2010年5月以降も、市と保健所で家庭訪問を行っていたが、不在であったり、実父との玄関の外での面談であったり、子どもとの面接は拒否されることが続いていた。9月に行った家庭訪問では、自分の花粉症が治まる翌年の6月であれば子どもに会わせても良いと実父が述べており、当日の子どもとの面接は拒否した。市は実父の発言を信じて、面会の約束をしたが、実質的な安全確認の拒否であり、虐待の隠ぺいが行われている、と判断されなかった点が問題だったと検証報告書では指摘されている。

10月頃、実父母の間では、養育方針をめぐる口論があったことが、後の調べで明らかになっている。実父は乳児であっても体罰が必要であるという方針を譲らなかったため、実母と口論になった。実父は実母に対し、「俺の子育てに文句を言うなら、俺の目につかないところでやれば良い」と述べ、実母は6畳の和室にベビーベッドを移動させた。これ以降、実父は次姉・本児の養育に関わらず、実母に2人の世話をさせるという役割分担を決めた。その後、事件発覚まで次姉・本児が生活していたベビーベッドは6畳の和室に閉じ込められていた。

11月には長姉の就学時期が近づいており、市は就学時健診時に家庭情報を収集するように教育委員会へ依頼している。この時点では第1子の健診は連絡なく未受診となったが、2011年1月または2月に実母と長姉は登校して就学時健診を受けている。4月以降も問題なく登校していた。一方で次姉・本児については、所属集団がないために、安否の確認ができない状況が続いており、その間も和室に閉じ込められて生活していた。

2011年3月には実母は飲食店での夜勤を開始している。通勤時間を含め、1日9時間あるいは13時間を必要とする勤務であり、1か月に19～30日出勤していた。こうした状況の背後にもDVがあり、実父は定職に就かず、一方で実母に「お前がしっかりしていないから家のことは任せられない」と言い、実母が家計を担うことになった。そのため次姉・本児に対して養育に十分な時間をかけることができなかったが、実母は最後まで実父の決めた役割分担に従っていた。実父は実母が養育に十分な時間をかけられないことを知りながら、次姉・本児を家に置いて、長姉と長時間出かけることがあった。実母は次姉・本児を育てきれないとして、実父に対して「施設に預けたい」と何度か相談したものの、実父に拒否され、関係機関等に援助を求められなかった。4月頃以降は、和室から泣き声や生活音が聞こえることもなくなった。

2011年5月26日、午前1時20分頃、実母から「男の子の具合が悪い」と119番通報があった。本児は呼吸停止しており、救急搬送先の病院で死亡した。司法解剖の結果、本児の死因は餓死であった。本児は体重が5.8キロで、2歳10か月の平均体重(13.1キロ)の半分以下であった。本児は紙おむつや段ボール、毛髪などを食べて腸閉塞を起こしていた。また次姉は、同じようにベビーベッドに置かれ、自立歩行できないほど衰弱し、低栄養のため保護入院となった。なお実父は本児が搬送された直後に、2児が閉じ込められて

いた部屋を自ら片づけたことを、公判で認めている。

保護責任者遺棄致死の疑いで県警が実父母に事情聴取を行った。実母は「食べ物を受け付けなかった」と供述している。また朝日新聞による取材では、実父は「ちゃんと一生懸命世話をして、対処もした。」「病院に連れて行かなかったのは、病院に対して不信感があったから」などと応じている。(2010年8月10日『朝日新聞』)

4) 両親の逮捕と実母の公判

2011年8月9日に、実父母は保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された。逮捕前の取材では、実父は「食べ物のみ込んだ後、吐くことが多く、吐き出した時は無理に与えないようにしていた」と述べていたが、逮捕後の15日には「早く病院に連れて行かなかったことを反省している」などと供述した。また「子どもより猫の方がかわいかった」とも語っている。実母は「食事を与えていないのを知られるのが嫌だった」と容疑を認める発言をしている。さらに夫婦は400万円の借金を抱えていたことが明らかとなり、実母は「夫が無職で経済的に苦しかった」と説明していた。(2011年8月16日『読売新聞』)

30日には地検は、本児に長期間にわたって食事を与えずに体調不良に陥っていたのに、医療の診察を受けさせずに放置して餓死させたとして、実母および実父を保護責任者遺棄致死罪で地裁に起訴した。9月14日には次姉に対しても長期間十分な食事を与えず、1か月の入院が必要なほど衰弱させたとして、保護責任者遺棄致傷容疑で地検に追送検している。

2012年5月15日、実母の裁判員裁判の初公判が地裁で開かれた。裁判員6人は全員女性であった。検察側は冒頭陳述で、本児及び次姉に十分な食事を与えず、重度の栄養失調に至らせた事実を説明し、実母は起訴事実を認めた。実母は2011年1月・3月に児童相談所に預けたいと実父に訴えていたが、実父は受け入れなかった。弁護側は実母が実父に頻繁にどなられ、掃除や洗濯など家事の細かい点まで指示されるなど、心理的に支配されており、逆らえない状態だったと主張した。

翌日16日の第2回公判では実父が証人として出廷し、「2010年夏以降は、本児及び次姉を和室に入れ、姿を見ていなかった。健康に育っていると思った。」と述べた。また「自分は間違っていた。2人に愛情はあった。」とも述べている。2010年9月に市職員の面会を拒否したのは、「あさがしをして、制裁が入ると思った」と理由を説明した。

17日の第3回公判では、司法解剖を行った医師らが承認として出廷した。本児の胃腸はおむつや段ボールなどの異物で腸閉塞となり、栄養失調のため腹水が溜まって膨らんでいたと説明した。死亡する1~2週間前に医師に診せれば助かった可能性もあると述べた。

18日の第4回公判では、実母を担当した心理カウンセラーが出廷し、「当時、実父のマインドコントロール下にあった。病院や児童相談所に連れて行きたくても、反対されてできなかった」と述べている(2012年5月19日『読売新聞』)。

21日の第5回公判では、論告求刑が行われた。検察側は「虐待を疑われることを恐れて医療措置を取っておらず悪質」と指摘し、懲役10年を求刑した。一方で弁護側は、「実父により心理的に支配されていたことを考慮すると、同情の余地がある」と懲役3年が相当と主張した。実母は「ミルクを飲ませていれば大丈夫だと自分を納得させていた」と述べた。(2012年5月22日『読売新聞』)

24日には実母に対して懲役7年が言い渡された。「母親の責任を果たす努力をせず、子どもを劣悪な環境下に放置し続けた。犯行態様は極めて悪質で動機も身勝手」とし、「幼い子2人が長期間耐え忍んだ心細さや身体的苦痛はあまりに大きい」と指摘すると、実母は持っていたタオルで顔を押しさえ、声を震わせて泣いていた。(2012年5月25日『読売新聞』)

5) 実父の公判と控訴

2012年9月6日、保護責任者遺棄致死と同致傷罪に問われた実父の裁判員裁判の初公判が地裁にて行われた。起訴事実については、「養育は実母にすべて任せていた」「適切な医療が必要な状態だとわからなかった」と否定した。検察側は「実父は実母に対して『本児や次姉の泣き声が聞こえずおとなしい』と述べており、衰弱していることを認識していた」と述べた。一方で弁護側は、実父の養育放棄は認めたものの、養育を妻に任せていたため、和室の2人を見ておらず、衰弱状態にあったことは想定外だったと主張した。

7日に行われた第2回公判では、証人として実母が出廷した。実母は子どもを児相に預けることを提案すると、実父は「虐待を疑われる。家族がばらばらになってもいいのか」と述べたと説明した。また、2児を和室に閉じ込めたことについては、「猫の居場所がなくなる」と実父から言われたと述べた。争点となっていた育児放棄と死亡の関連については、「2児の衰弱は、においや声で分かっていたと思う」と述べ、「和室を覗いたことはなく、見ていたら何か言ってきたはず」と証言した。

10日に行われた第3回公判では、実父の被告人質問が行われた。実父は本児及び次姉の2児について「目を背けていた。あまり考えてあげていなかった。」と述べ、2010年10月以降は、2児の養育に関わっていない点を改めて主張した。11日の第4回公判においては、医師2人が証人として出廷し、本児については「水分もほとんど与えられておらず、食べ物も受け付けられない状態だった」と証言した。また次女についても、入院先の主治医によれば「栄養不良状態だった」と述べた。

12日の第5回公判では、実母が再び証人として出廷し、「実父との間で子育ての方針をめぐってけんかが絶えなかった」と述べた。長女と同じように育てなかった理由については、「体罰でしつけるのが実父の方針であり、私は賛成できず、長女は夫が、長男と次女は私が育てると役割分担を決めた」と述べている。なお実父は2児について「とてもかわいそうなことをしてしまったと思っている」と述べたが、「衰弱は絶対してはいないと思った」と付け加えている。

13日の第6回公判では、論告求刑が行われた。検察側は、懲役12年を求刑した。「被告は育児を完全に放棄しており、実母より責任が重い」とし、「実母に『泣き声がしなくなった』と話しており、2児が衰弱していたのを知っていたのは明らか」とした。弁護側は「2010年10月以前は、2人の発育には問題がないと捉えていた。2人の養育は妻が行っており、育児放棄しているとは想定していなかった。」と主張した。弁護側は保護責任者遺棄罪として、懲役3年6か月が妥当であると述べた。

20日に実父の判決が地裁で行われ、懲役9年6か月が言い渡された。「長時間労働で困難な状況下でも養育していた実母よりも、養育を放棄した責任は重い」として、争点となっていた実父が2児の衰弱を認識していたかどうかについて、和室から悪臭がし、遅くとも2011年4月には泣き声や生活音がしなくなったことを認識していたと指摘した。

判決の要旨は下記の通りである。(2012年9月21日『朝日新聞』)

【判決理由の要旨】

- ・被告は自ら仕事をしながら育児を分担していた時期があったものの、仕事が順調にいかなくなったのは仕事に専念できなかったせいと考え、独自の育児方針に固執し、長姉は被告自ら養育を担当するが、次姉と本児は、次姉が「ごめんなさい」と「トイレ」ができるようになるまで実母が養育を担当すべきであると実母と約束、実母の不十分な養育を容認し、育児を放棄した。
- ・被告は次姉と本児が長時間放置され、必要な世話を受けられなくなっていること、深夜長時間働いている実母は十分な養育はできないことを承知しながら、2010年10月以降、和室の次姉、本児の様子を確認することすらしていない。11年4月以降、2人の健康面に異変が生じていることを認識しながら、医者連れて

いかず、親としての責任を放棄していたと言わざるを得ない。

・実母は被告を頼りに思い、被告との約束に従い、家計を支えるべく長時間稼働し、困難な状況下で不十分ながら養育していた面がある。被告は2児の衰弱した姿を直接目にはしていないとしても、被告が果たした役割は大きく、その責任は妻よりも重い。

6) 実父の控訴と控訴棄却

2012年10月1日、保護責任者遺棄致死と同致傷罪に問われ、懲役9年6か月を言い渡された実父は「事実認定に不服がある」として高裁に控訴している。

2013年1月22日、実父による控訴審判決が行われた。判決では1審判決が支持され、弁護側の控訴は棄却された。弁護側は1審で争点となっていた2児の衰弱の認識について、「医療が必要と認識していなかった」点を主張した。高裁の判決では、「泣き声や生活音が聞こえなくなっていたのを認識していた」と述べられた。量刑が重過ぎるという主張に対しても、動機が身勝手に悪質であるとして退けている。

表. 事件の経過

2003年		実父と実母が同居を開始。
2004年	8月	長姉誕生。
2005年	9月	次姉誕生。
	10月	病院から保健センター（現在の保健所）へ連絡。飛び込み出産で入院、1か月健診未受診で、育児支援の依頼あり。
	11月	保健センター（現在の保健所）職員が自宅訪問し、玄関で実父と面談するも、子どもとの面接は拒否。
2006年	1月	保健センター（現在の保健所）職員が自宅訪問するも2回とも不在。
	3月	長姉の1歳6か月健診に両親ともに受診。発育等に問題はなく、成長を喜ぶ両親の言葉も聞かれる。
	12月	妊娠第20週で実母が末姉の妊娠届を出す。
2007年	5月	末姉を飛び込み出産。
	8月	末姉は生後3か月で死亡（乳幼児突然死症候群）。
	10月	保健センター（現在の保健所）職員が次姉のことで自宅訪問し、玄関で実父と面談するも、子どもとの面接は拒否。
2008年	3月	長姉の3歳児健診は実母が同伴で受診。特に心配な様子もなく、予防接種も行っている。
	7月24日	本児誕生。 出生当日に医療機関から保健所に退院後の育児支援要請。妊娠中の健診受診は2回で低出生体重児、実父の来院時に次姉が同伴せず（1人で留守番できる年齢ではない）心配に思われた。
	7月25日	家庭児童相談担当と保健所職員が、医療機関を訪問し、実母と面談。退院後の新生児訪問の受け入れを約束。
	8月1日	次姉の安全確認、養育状況確認のために保健所職員が家庭訪問を実施。実父が威嚇的・暴力的な言動で子どもへの面接・入室を強く拒否。
	8月5日	児相に送致。

		児相が家庭訪問をし、子ども全員の目視ができ、生活環境も問題ないと報告。
	8月18日	児相から市へ送致。要対協でケース管理を開始。
2009年	3月	個別ケース会議実施。児相は通報があれば対応することに。
	6月	保健所職員が家庭訪問するも、実父は面接を拒否。
	10月	実父母が婚姻届を提出。3人の子どもを認知。
2010年	3月	実母は飲食店での夜勤を始め、本児および次姉の養育にかけられる時間はかなり制約を受け入れるようになる。
	5月	家庭児童相談担当と保健所で家庭訪問するも、子どもとの面接は実父が強く拒否。
	9月	家庭訪問。実父は「自分が花粉症で来年（2011年）6月なら子どもに会わせてよい」と発言。
	10月	実父母が育児方針について口論。実父は本児および次姉の養育には関わらないと実母に述べる。
	11月	長姉の就学時健診は当日連絡がなく未受診。教育委員会が家庭訪問するも、不在。
2011年	1月	実母は実父に対して、子どもを「児相に預けたい」と相談。実父が拒否して相談に到らず。
	3月	長姉が就学予定の小学校に対し、定期的な情報提供等を市が依頼。実母は実父に対して、再度児相に預けることを相談。
	4月	本児および次姉の起居する和室から泣き声や生活音が聞こえなくなる。
	5月26日	本児が緊急搬送先の病院で死亡。次姉（5歳）が低栄養のため、保護入院。
	6月8日	実父は取材に対し、「食べ物をのみ込んだ後、吐くことが多く、吐き出した時は無理に与えないようにしていた」と説明。
	8月9日	実父母が、本児に対する保護責任者遺棄致死容疑で逮捕。
	8月15日	実父は逮捕当時、「何もしていなかったわけではない」と供述していたが、「食事を与えていないのを知られるのが嫌だった」などと容疑を認めた。
	8月30日	実父および実母の両容疑者を保護責任者遺棄致死罪で地裁に起訴。
	9月14日	警察は実父母を次姉に対する保護責任者遺棄致傷容疑で地検に追送検。
	9月	市で児童虐待検証会議を設置。
2012年	5月8日	市が検証報告書を公表。
	5月15日	地裁で実母の裁判員裁判の初公判、起訴事実を認める。
	5月16日	第2回公判、被告人質問と実父への証人尋問。
	5月17日	第3回公判、本児の遺体を司法解剖した医師が証人として出廷。
	5月18日	第4回公判、証人として心理カウンセラーが出廷。

	5月21日	第5回公判、論告で懲役10年を求刑。
	5月24日	実母に懲役7年の実刑判決。
	9月6日	実父の裁判員裁判の初公判。起訴事実を否認。
	9月7日	第2回公判、実母が証人として出廷。
	9月10日	第3回公判、被告人質問。2010年10月以降は、本児と次姉の育児に関わっていないと主張。
	9月11日	第4回公判、医師2名が証人として出廷。
	9月12日	第5回公判、被告人質問。本児と次姉に対しては謝罪の言葉があるものの、衰弱はしていないと話す。
	9月13日	第6回公判、検察側は懲役12年を求刑、弁護側は保護責任者遺棄罪にあたりとし、懲役3年6か月が相当と主張。
	9月20日	裁判員裁判の判決は懲役9年6か月。保護責任者遺棄致死と同致傷罪に問われた。実母より責任が重いと断じた。
	10月1日	実父は事実認定に不服があるとして高裁に控訴。
2013年	1月9日	県社会福祉審議会が検証結果・再発防止策を答申。児相と市の連携が不十分で、マニュアル通りの対応で防ぎえたとコメント。
	1月22日	高裁の控訴審判決では、1審判決を支持し、弁護側の控訴を棄却。
	5月9日	被告との接見の秘密性を検察官に侵害されたとして、当時の弁護人が国家賠償訴訟。

(4) 事件へのコメント

事件に関するコメントは、主に対応した機関に対するものであった。一部、司法判断に関するコメントもみられた。

1) 検証委員会の報告書

事件に関して、検証委員会が2つ設置されている。1つは柏市による児童虐待検証会議であり、もう1つは千葉県社会福祉審議会による委員会である。

柏市児童虐待検証会議による検証報告書は2012年4月に公開されている。児童虐待検証会議の座長は水野治太郎氏（麗澤大学名誉教授、柏市健康福祉審議会会長）であった。本報告書では、事例への各機関の対応の経過を説明し、その問題点を以下の通り5点指摘している。

- (1) 虐待リスクの判断と危機認識に関する問題
- (2) 子どもの安全確認・児童相談所との連携に関する問題
- (3) その他の関係機関との連携に関する問題
- (4) 要保護児童対策地域協議会機能を活用した全体管理に関する問題
- (5) 組織対応体制・調整機能に関する問題

特にポイントとなったのは(2)で、市から児相への送致と児相の安否確認であった。市は介入的措置が必要とし、県の児相に書類を送致して安否確認を求め、児相は家庭訪問を行った。その際、児相からは「特に問題点は見受けられない」との回答だった。児相の対応に対し、報告書では「(児相に)再度送致して、強制的に子どもの安全確認を行うべきであった」と結論付けている。

続いて千葉県社会福祉協議会による報告書は、2013年1月に公開されている。千葉県社会福祉審議会児

童福祉専門分科会社会的養護検討部会の委員長は川崎二三彦氏（子どもの虹情報研修センター研究部長）であった。

今回の対応について、18の問題点と課題解決に向けた取り組みが報告されている。問題点は、機関別に「児童相談所の対応に関する問題点」「市（「要対協」）と児童相談所に関する問題点」「市と関係機関の対応に関する問題点」「県の対応に関する問題点」の4つに分類されている。ここでは「児童相談所の対応に関する問題点」を2つ取り上げる。1つには、「相談受付時の対応」を指摘している。保健所は、家庭訪問の際に実父の態度が尋常ではないことから、児相に対して当日に緊急の個別支援会議を開くよう呼び掛けていた。しかし児相は、保健師による家庭訪問の情報を整理・確認して市の意見をまとめ、窓口を要保護児童の担当課であった市の児童育成課とするよう指示していた。通常ではないルートでの通告は受け付けられないかのような対応があった点を指摘し、緊急的な呼びかけに対しても可能な限り対応する姿勢が必要であったと述べている。

また安全確認について、児相は「3人とも外傷は見当たらず」「安否確認ができた」としているが、子どもたちの目視はできても、3歳近い次姉が抱かれていたこと、飛び込み出産や健診未受診に関する詳しい情報が聞けていないこと、など気にかかる点について十分に情報が得られないままであった。そして児相は相談を終結し、「予防接種等保健関係についての配慮は必要」として市へと送致している。

2) 識者のコメント

山本(2012)では、本事件が飛び込み出産であったことから、より危険性を感じるべきだったと指摘している。また実父について、「ここまで面会を拒否するのはどう考えても異常」「虐待を疑って然るべきで、なんとしても立ち入り調査すべきだった」と述べている。また市の担当者に対して、「安全確認ができるまで絶対引き下がらないという迫力・使命感が不足していた」という指摘も行っている。

さらに司法判断についての正当性に関する言及もみられる。地裁の司法判断について、林(2019)は、本児の餓死と次姉の栄養失調による入院は、実父の2児に対する養育放棄と実父に依存し過ぎた実母の外部へのSOS発信とん挫が要因であるとして、実父に対する司法判断は正当であったと述べている。

なお後藤(2016)は、実父が市職員に対して威圧的な言動が続いていたことから、市と児相の連携はもちろんだが、「警察と連携しての家庭訪問が必要であった。」と述べている。

(5) 事件がもたらした影響 法改正、施策、機関の取り組み、社会認識などへの影響

この事件をめぐる展開とは異なるが、派生した事案として、秘密交通権をめぐる訴訟問題がある。実母との接見の秘密性を検察官に侵害されたとして、当時の弁護士が国家賠償訴訟を起こした。2013年7月4日の朝日新聞によれば、実母は公判前の勾留中、弁護士との接見内容を書いたノートを検事に取り上げられ、当時の弁護士が国に慰謝料など330万円の賠償を求めた。国側は、弁護人の秘密交通権は絶対ではなく、捜査権との間で調整されるべきものとし、請求の棄却を求めた。

2015年9月10日の日本経済新聞によれば、地裁は10日までに、請求の一部を認め国に計44万円の支払いを命じた。裁判長は手紙を提出させたことについて、「検察官は弁護士宛ての手紙と予想できたのに、漫然と提出させた。落ち度は重大だ」と指摘している。千葉地検は判決を受け、「関係機関および上級庁と協議をして今後の対応を検討したい」とのコメントを出している。

(6) 事件の個別性からの気づきや知見（執筆者の考察）

柏市において、2歳10か月だった本児の餓死、そして次姉の入院という、痛ましい事件がなぜ起きてしまったのだろうか。柏市や千葉県の検証委員会の報告書では、柏市や保健所から児相に送致された際の対応と

して、児相が家庭訪問時に目視、そして安全確認ができたと判断し、リスク判断を誤ってしまったと述べられている。機関連携と児相の安全確認の不十分さが、問題点だったことは複数の検証報告書において共通している。

ここでは家族の問題や DV、ネグレクトという虐待の性質に注目し、本事例における問題点を以下の 4 点にまとめた。

1) 実父から実母への DV の事例であるという点

本事例の背景に DV があったことに注目すべきである。実父から実母へ身体的暴力が頻回に起きていたわけではないが、夫婦は支配・服従の関係にあった。本児と次姉が 6 畳の和室に閉じ込められていたのは、実父が決めた育児の役割分担に、実母が最後まで従っていたからであり、実母が「施設に預けたい」と実父に相談した際も、実父が拒否するとそれに従っていた。実母は就労していたため自宅外から SOS を発信することも可能だったはずだが、そこにも DV による心理的支配が読み取れる。さらには、実母が長時間労働のため、2 児を養育する余裕がなかったのも、実母が家計を担わされていたためである。本事例では、育児の方針のみならず、生活の様々な側面において、実父による実母への心理的な DV が窺われ、実父母の間でも十分に意識化されないままであった。その結果、ネグレクトをより深刻化させてしまった、という構造を理解することが重要であると考えられる。

2) ネグレクトに対する理解と対策

本事例では、ネグレクトを疑って 8 月 5 日に児相が家庭訪問した際には、長姉・次姉・本児の姿を目視でき、安全確認ができたと報告された。

しかし、ネグレクトの可能性のある事例において、ただ目視による安全確認で十分だったのか、と言う問題がある。県の検証報告書によると「安全確認は『目視と併せて可能な限りの事実確認、情報収集をして総合的に』行う」という指摘がなされている。目視による安全確認では、傷や痣など身体的虐待の有無は確認できるが、ネグレクトが疑われる場合には、住居内の環境や子どもの体格などの発達状態など、注意を払うべきポイントは他にもあったと考えられる。家庭訪問時には、実父が自らの特異な育児観をずっと話し続けていたという報告もあった。こうした実父の発言にももっと注意を払うべきであった。

ネグレクトの場合、一般的には同居のきょうだい全員がネグレクト状態に置かれることが多く、本事例でも本児と次姉が同じようにネグレクトされていた。一方、長姉だけは実父が養育を担って特段の問題が見られず、明らかなきょうだい差別があった。本事例では、「要対協」進行管理部会で、「第 1 子が登校しない等の状況によっては、児童相談所への送致を検討する」とされていたが、長姉の登校状況に問題はなく、送致もされていない。ネグレクト事例の場合、本事例のように極端なきょうだい差別があることにも留意し、家族全体の動向だけでなく、子ども一人ひとりの状態を個別に把握することが重要である。

3) 虐待の隠ぺいに対する毅然とした態度

本事例では、家庭訪問時に実父が威圧的な態度をとり、子どもとの面会を頑なに拒否していた。背後ではネグレクトが進行し、実母が「施設に預けたい」と実父に相談を持ち掛けても、「一度預けたら、二度と戻ってこない」などと発覚を恐れて虐待を隠ぺいする心理が働いていた。子どもの安全確認ができない状況が続く中、2010 年 9 月の家庭訪問時に、実父は「自分が花粉症で来年 6 月なら子どもに会わせて良い」と、面会の約束をした。しかし、この実父の発言を「面会の約束」として捉えたことに問題があった。実質的には、面会を拒否するという態度には変わりはないが、威圧的な態度を緩めたように感じられ、市職員の側にも安

心感が生まれてしまったのではないか。その後も子どもの安全確認ができない状況は続いており、2010年9月時の家庭訪問を受け、「実質的な安全確認の拒否である」と判断されれば、より強い介入を行う方向に進むことができた可能性もあっただろう。安全確認が長期間にわたりできない状況であれば、実父の態度の如何にかかわらず、高いリスクがあるとして毅然とした態度を取るべきであった。

4) 家族の変化の早さへの理解

本事例において、2008年8月5日に児相による家庭訪問で子どもの「安否確認ができた」として、相談が終結している。児相によるこの見解は、訪問から1年以上を経ている2009年10月の要対協の進行管理会議でも取り上げられている。児相による安否確認が重視されたのかもしれないが、その後安否確認ができていないこともあって、あまりにこの時の評価が重視され過ぎたと言える。

既に述べた通り、本事例では実父から実母へのDVが背景にあり、支配-被支配の関係は徐々に深刻化し、実母は実父からの心理的な支配の中で、援助機関へのSOS発信もできなくなっていた。そして実母は実父が決めた育児の役割分担に従うしかできず、さらに深夜まで長時間にわたる労働の中で、子どもが守られない状況が作られていった。家族の変化は刻々と起こるものであり、そうした家族の力動への理解があれば、1年前の家庭訪問状況に頼ることはできず、さらに情報収集を重ね、アセスメントを深めるべきといった結論が得られたのではないだろうか。

(村木 良孝)

引用文献

- 千葉県社会福祉審議会(2013). 児童虐待死亡ゼロに向けて～平成23年度における児童虐待死亡事例の検証について(第3次答申)～.
- 後藤啓二(2016). 子ども虐待死ゼロを目指す法改正の実現に向けて. エピック.
- 林弘正(2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂.
- 柏市児童虐待検証会議(2012). 柏市における児童死亡事例の検証結果報告書.
- 山本健治(2012). 親子崩壊. 三五館.

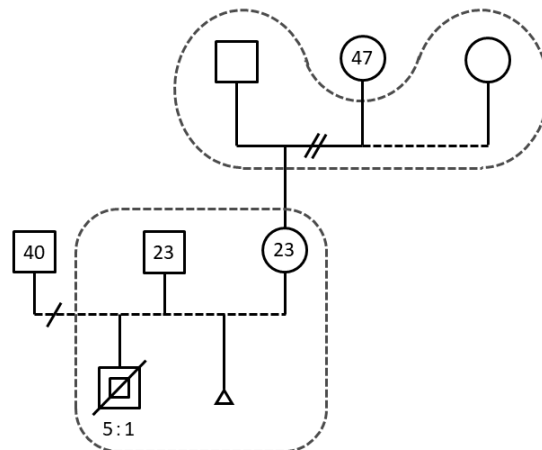
4. 朝霞市5歳男児暴行死事件（埼玉県 2012年）

（1）事件概要

2012年7月9日夜、実母の119番連絡により、埼玉県朝霞市の本児（事件当時5歳1か月）が頭部・顔面・上肢・下肢に多くの傷を負い、心配停止の状態でも病院内に搬送され、間もなく死亡した。死因は口腔粘膜損傷に起因する敗血症であった。実母とその交際相手は、しつけと称して本児を棒で殴るなどの暴行を加えたとして傷害容疑で2012年7月10日に逮捕され、7月11日傷害致死容疑で送検された。交際相手について、検察側はその犯行の悪質さから懲役13年を求刑したが、弁護側は被虐待経験により暴力以外にしつけの方法がわからなかったとして懲役6年が相当とした。判決では交際相手が暴行の多くを行っていたことを認めつつも、本児の死につながった顎の骨折が他の理由で生じた可能性を否定できないこと、被虐待経験により暴力に抵抗を感じなかったこと、軽度の知的障害があることが考慮され、懲役11年の刑が言い渡された。一方、実母は交際相手と共謀して暴行を加えたことを否定し無実を主張した。しかし、ともに暴行を行ったと説明する交際相手の証言が動画で裏付けられたのに対し、実母が交際相手に虚偽の証言の依頼を行っていること、不合理な弁解に始終したことなどから弁護側の主張は退けられ、検察の懲役10年の求刑を上回る懲役11年の刑が言い渡された。実母は判決を不服として、東京高裁に控訴したと報道されているが、その結果は報道や公開されている資料からは明らかではない。

本件は、実母が未婚の若年妊婦であったため、出生前から支援が開始され、死亡に至るまで21回の個別支援会議が開催された。また、経済的困窮・若年出産・本児の実父と交際相手から実母へのDV・本児の発達の偏りや養育の困難さなどリスクが多岐にわたっており、多層的な支援がなされていた。

（2）家族の状況



○本児について：事件当時5歳1か月。出生時に特別な障害はなかった。月齢9か月時に市児童相談課の勧めで保育園に入園したが、事件発生約1か月前から登園していなかった。3歳7か月の時と4歳9か月の時の2回一時保護された。一度目の一時保護の際に、知的な遅れはないものの落ち着きのなさや興奮しやすさ、危険認知の乏しさが見られ、発達障害の診断を受けた。一時保護の際には、職員から手を焼かせる子どもと報告されており、保育園では暴力的な言動が観察されている。2度目の一時保護の後に投薬が開始されたが、家庭復帰後、けいれんがおきたことから中止された。

○実母について：事件当時23歳であり、第2子妊娠中であった。実母が中学生の頃、母方祖母（母の実母）

が帰宅しない日が多く、実母の養育をかえりみななかったこと、不登校や非行があったことなどから、県外の児童自立支援施設に入所していた。施設から実家に帰省した際に、母方祖母の知人である男性（実父）と出会い本児を妊娠した。それがきっかけとなったのか、その後施設を退所して朝霞市に転入し、母方祖母とともに生活保護を受けながらの生活をはじめた。なお、実父も実母・母方祖母宅に出入りしていたと考えられる。実母は、未婚のまま17歳で本児を出産した。母方祖母が失踪すると、生活保護とアルバイトで生計を立てていた。本児出生後まで実父の同居やDVが支援会議のたびに疑われており、DVを理由に婦人相談所に入所したこともあったが、同居については確認できない状態がつついていた。数年後交際相手が実父を追い出して、初めてDVがあったことが実母の口から明らかにされるが、実父が去った後も交際相手からDVを受けていたことも報告されている。

実母は本児の怪我について尋ねられると激しく泣いたり暴れたりする、警察に通報されるほど強く本児を叱る、刃物を自らの太ももに刺したり腹に向けたりしたことが報告されており、衝動性が高く、感情のコントロールに困難があったと考えられる。

○実父について：事件発生当時、40歳。母方祖母の知人であり、実母が施設から一時帰省していた時に会ったとされる。本児出生後、実母や本児に対するDV・虐待が疑われており、後に現れる実母の交際相手に追い出されるまで同居していたと考えられる。実母宅から追い出された後の情報はない。

○交際相手について：事件発生当時、23歳。無職。実母の高校時代の知人を通して知り合う。暴力で実父を追い出し、そのまま実母と本児と同居を開始する。実母との間に第2子をもうけるが、出産に前向きではなく中絶をすすめる。過去に虐待を受けており、軽度の知的障害があり、薬物依存症であった。また、母子保健師に対して逮捕歴があること、過去に暴力団と関係があったと話している。

○母方祖母について：事件発生当時47歳。本児出産前、自宅に戻らない日が多く、実母をかえりみななかった。朝霞市に転居後は母子世帯で生活保護を受給しながら生活をはじめますが、本児出生後も外泊が多く、生活費を実母に渡していなかった。生活保護が廃止されると失踪した。その後の母方祖母についての情報はない。

○母方祖父について：母方祖母と離婚後、実母の通院先の近くの実家に別の女性と同居している。母方祖父と実母との交流はいつからどの程度あったか詳細は明らかではないが、少なくとも、交際相手との同居後本児の死亡前まで、実母と連絡を取っていた。例えば、誤認であったが、実母より「市が第2子の出産に反対している」と聞いたため、出産を認めてほしいという連絡が母方祖父より朝霞市にあったり、実母は本児死亡直前の長期休園中に本児を母方祖父宅に預けたと複数回話していたりした。また、実母が本児の耳をたたいて顔がはれた旨を電子メールで送ったり、交際相手が本児の子育てについて相談した際には「殴ってどちらが上かわからせろ」という助言をしたりしており、本児への暴力を早い段階で認知するとともに容認していた。

家族構成の変化

2007年3月（実母17歳）、本児の妊娠を機に実母と母方祖母が朝霞市に転入し、母子世帯での生活が始まった。実父の同居は確認されなかったが、疑われていた。2007年6月に本児は出生した。2008年8月ごろ（本児1歳1か月）、生活保護廃止決定直後に母方祖母が失踪した。そのため、2008年9月下旬に実母と本児の母子世帯として生活保護の受給を開始し、実母はアルバイトをしながら生計をたてた。その間交際相手との同居が始まるまで、実父の同居と実父から実母へのDVが疑われていた。2012年3月の実母の交際相手が実父を暴力で追い出す形で実母と本児と同居を開始したが、交際相手もDVを行った。その後、2回目の本児の一時保護中に実母の第2子の妊娠が発覚した。

(3) 事件の経過

以降では、本児死亡に至るまでの過程について朝霞市の『朝霞市児童虐待重大事例振り返り作業結果報告書』（朝霞児童虐待防止等検討委員会，2013）と埼玉県の『朝霞市5歳男児自防事案検証報告書』（埼玉県児童虐待重大事例検証委員会，2013）、朝日新聞・読売新聞、実母の判決文（さいたま地裁、2013年6月21日）を参考にして事件の経過をまとめる。検証報告書および判決文に記載されている内容については事実として扱い引用を行わない。また新聞報道についても複数の記事で共通して書かれていることも同様に事実として扱い、引用を行わない。ただし、特定の記事や資料のみで記載されていることについては出典をしめす。

表. 事件の経過

年	日付	内容	支援機関の動き
2003年 ～		実母、県外の児童自立支援施設に入所。 母方祖母宅に外泊中に本児の実父と出会う	
2007年	2月	本児の妊娠が発覚	
	3月	児童自立支援施設措置解除。実母と母方祖母が朝霞市へ転入	→ 県外児相・市児童相談担当課・母子保健担当課が訪問。
	5月	市要対協がケースとして取り扱いを開始。個別支援会議（1回）開催。	
		母方祖母・実母の二人世帯として生活保護申請	
	6月	6月22日、本児誕生(実母17歳)。実父が付き添う	→ 個別支援会議（第2回）開催。
	7・8月	実母、母方祖母の非協力について相談	← 母子保健担当課が2回家庭訪問。市児童相談担当課・母子保健担当課が面接。ショートステイをすすめる
	10・11月	実父からのDV、生活の困窮について母子保健担当課に相談	← 母子保健担当課が実母と面接
	11月	児童相談担当課が婦人相談所に連絡し、実母と本児が婦人相談所へ入所。	
12月	母子が無断で婦人相談所から母方祖母宅に帰宅	→ 市児童相談担当課が2回、家庭訪問。面会を拒否。児相の取り扱い開始。本児の安全を確認する。市児童相談担当課は実母・母方祖母と面接して、保育園の利用をすすめる。	
2008年	4月1日	本児が保育園に入園	児相の取り扱い終了
	5月	保育園が実母の右ほほにあざを確認。	→ 母子保健担当課が家庭訪問。
	7月	保育園が本児の顔にあざを確認。	→ 市児童相談担当課が家庭訪問。児相に連絡（児相第2回取り扱い開始）。個別支援会議（第3回）開催。本児の安全を第1に考えて支援することを決めた。
	8月	母方祖母の収入増加により生活保護廃止	母子保健担当課が家庭訪問し、本児の生育状況と生活状況を確認。

		その後母方祖母失踪（実母捜索願を提出）	
		実母アルバイトをはじめ	8月4日から保育園の休みが続いていたため、保育園が家庭訪問。
	9月	実母、生活保護の申請をし、受給開始。	個別支援会議（第4回）開催。母方祖母の失踪により、支援方針の再確認と役割分担を行うために実施。母子保健担当課・市児童相談担当課が家庭訪問。
	10月		個別支援会議（第5回）開催。
	12月	実母が市の対応について不満を訴える	→ 個別支援会議（第6回）開催。実母の不満をうけて、関係機関の共通理解を図り問題点を整理するために実施。
		市内で転居	→ 個別支援会議（第7回）開催。
2009年	1月	本児の額と腕にあざがあり病院を受診。	→ 実母は、ぶつけたと話す。病院→市児童相談担当課→児相で連絡。
		面接の際、実母にあざについて確認したところ、興奮し、知らないといって激しく泣く	← 面接終了後に個別支援会議（第8回）開催。実母への対応について受容する役割、厳しくする役割を分け、本児に対する虐待を疑うべき事実があったときは、一時保護に向けての動きが取れるように連絡体制について確認。
			個別支援会議（第9回）開催。
	2月	本児の額にかすり傷、足に新旧のあざ	→ 保育園→市児童相談担当課→児相で、連絡。職権保護は行わないことになった。
	4月		個別支援会議（第11回）を開催。年度が替わり、担当者の交代により顔合わせと母子への支援について共通理解を持つことを目的に実施。生活実態を明らかにするため、実父の存在の有無を実母に確認し、指導する方針が決まった。
	7月	保育園からの情報として、実母は実父について、本児の実の父親と話していたが、実父は否定していたと説明があった。本児にあざ・傷はなく、発育・発達も順調。	→ 個別支援会議（第12回）を開催。実母の育児への努力を評価。
	9月	実母の両目付近にあざ。実母はドアノブに目をぶつけたと保育園に説明。	→ 保育園から市児童相談担当課に実母のあざについて連絡。
	2010年	1月	本児が自宅アパートの階段から落ちて怪我をした件について、保育士が実母に注意したところ暴れる。

	2月	実母が車道に出た本児に注意するために怒っていたら、通りがかりの人から警察署に通報される	→ 保育園から通報の件について市児童相談担当課に連絡
	3月		個別支援会議（第13回）を開催。実母はできる範囲で育児を頑張っていると評価。
	5月		個別支援会議（第14回）を開催。本児の成長に伴う育児の難しさと実父の関わり等について関係機関で情報共有を図った。
	7月	保育園が本児の左わき腹に引っかき傷を確認。本児は「ニイニにやられた。」とはなし、実父の関与が疑われた。実母は「なんだかわからない」と答えた。	
商店で実母が問題をおこしたので、警察署員出動。実母は錯乱状態で、ハサミで自分の左太ももを刺す。		→ 市児童相談担当課、現場へ。	
保育園で本児の両腕にあざ。実母はどこかにぶつけたと説明。		→ 児相が来課した際に、市児童相談担当課から本児が保育園にあざをつくって登園したことを報告。	
	11月		市児童相談担当課・母子保健担当課が、保育園で本児の生育状況及び生活状況を確認。
2011年	2月	本児の右脇腹にあざ。	→ 市児童相談担当課は保育園で本児のあざの状況を確認し、児相に通告。
		本児の顔にあざ。実母は「キスしてついた」と説明。	→ 市児童相談担当課が、本児の顔にあざがあることを確認、児相へ通告。
		児相は、通告に基づき、本児を一時保護した。	
	3月		児相の家庭訪問。個別支援会議（第17回）を開催。児相の家庭訪問時の様子や、実母の状況から、本児の家庭引き取りが決定し、その後の支援体制について協議。協議後、実母と関係機関で面接し、今後も面接を続けていくことを確認した。 児相の児童精神科医が本児を診察。
		本児の一時保護が終了。実母は児相が定期的に関わることを、書面で約束した。	
	6月	保育園で実母の右目が充血し、目尻が切れていたことが認められる。	→ 実母の目の傷について保育園から市児童相談担当課に連絡。
	7月	児童精神科医が実母に発達障害との診断名をつたえる。9月からペアレントトレーニングを開始。以降、約8か月間通所を継続した。	
	10月	保育園で本児が「刃物でぶっさすぞ」等と大声で話す様子が見られる。	→ 保育園は市児童相談担当課に本児の様子を連絡

		実母の右目にあざを、本児の手に水膨れを発見する。実母は市に、「医師から急性皮膚炎との診断を受けた」と電話。	→ 市児童相談担当課は、児相に報告し、保育園で本児の状況確認。	
2012年	1月	保育園で実母の目のあたりにあざを確認。	→ 保育園が市児童相談担当課に連絡	
	2月	実母、交際相手となる男性（以下交際相手）に知人を介して知り合う		
		交際相手が実父から実母への暴力について通報。警察署員が実母宅を訪問したところ、実父がいた。	→ 警察署から児童相談担当課に連絡。児童相談担当課は、保育園に状況を聞いた。保育園は「実母から交際相手のことや実父からDVを受けているとの話があった。」と話した。	
	3月	交際相手が実父を暴力で追い出す形で同居を開始。同時期、実母がこれまで実父からDVを受けていたことを話す。		
		保育園で実母の左右の腕にあざ。実母は交際相手とは入籍予定で、交際相手の実家に行く予定だと話す。	→ 保育園は実母のあざと交際相手との結婚予定について市児童相談担当課に連絡。市は児相に伝える。	
		本児の右胸に傷。本児は「パパにやられた」と話し、実母はお風呂の桶をぶつけたと保育園に説明。	→ 2日後、保育園から市児童相談担当課に連絡する。	
		実母から児相と保育園に育児困難による保護の申し出があり、2度目の一時保護		
		生活保護担当課との面接時、実母が興奮し刃物を取り出し、警察署に保護される。	← 生活援護担当課が実母と面接	
		家庭訪問の際、実父のDVや交際相手との結婚、さらに交際相手から母子保健担当課に相談するように勧められたこと話す。	← 母子保健担当課が家庭訪問を実施	
		本児が、児相で児童精神科医を受診。		
		市児童相談担当課に子どもを妊娠していること、交際相手と結婚予定であること、交際相手の実家で同居することを話す。	← 市児童相談担当課が実母に面接	
	4月	実母から「交際相手と結婚し、交際相手の実家へ転出する予定だが、交際相手から出産には反対された。」との報告。	← 市児童相談担当課が実母と面接 児相から市児童相談担当課に「5月のGW明け頃に本児の家庭引き取りを考えているので、個別支援会議を実施してほしい。」との要請	
生活保護担当課に対し、実母は交際相手との結婚・出産を相手の両親に反対されたと話す。		← 生活援護担当課が実母及び交際相手と面接		

	市児童相談担当課に対し、実母は第2子を出産したいと話す。同席していた交際相手はそれに対して反対と話し、結論が出ない。	← 市児童相談担当課が実母と交際相手に面接。 → まず、本児を家庭に引き取り、1週間ぐらい様子を見てから再度相談することになった。
		児相で児童精神科医が実母と交際相手に、本児の診察結果を伝える。併せて服薬の必要性を伝える
	交際相手から市児童相談担当課に電話。「実母に児を堕ろすように話したが結論が出なかったため、実母と別れて家を出て行くことにした。実母はついさっき鎮痛剤を大量服薬した。」	→ 生活援護担当課から実母へ電話。実母は買い物中だったので、翌日に家庭訪問の計画とした。
	実母は交際相手から暴力があると話す。	← 翌日、市児童相談担当課・生活援護担当課が家庭訪問。安否については問題はなかった。
	本児の投薬開始	
5月2日	面接の際、実母の目にあざ。「交際相手と喧嘩をして携帯を投げられた。」「太ももにもあざがある。」	← 市児童相談担当課で実母と面接
5月7日		市児童相談担当課、生活援護担当課、母子保健担当課が協議。家庭引き取りは困難であるという市としての判断を確認。
5月9日		個別支援会議（第21回）を開催。今後の支援方針を協議する目的で実施。結論がでず、児相が持ち帰り再協議。再協議の結果、職権での保護は難しいとの判断になり、実母を説得することになった。児相から市に再協議結果を報告。実母から施設入所の同意は得られなかった。
5月15日	面接の際、実母の左目にあざ。「交際相手と喧嘩をして殴られたが、実母も殴り返した。」と話す。	← 児相と市児童相談担当課が実母と面接。児相から、本児が服薬後、落ち着いていることを説明し、交際相手と直接面接したいと伝えた。
5月23日	交際相手、本児の前で、暴力や性的言動を行わないことを約束。	← 児相と市児童相談担当課が交際相手と面接
	交際相手「逮捕歴がある。ドラッグを使用し入院した。暴力団との関係もあった」と保健師に話す。	← 母子保健担当課が家庭訪問
5月25日	一時保護解除となり、家庭引き取りとなる	
5月29日	本児は一時保護終了後、保育園に初めて登園した。	→ 保育園から市児童相談担当課に登園報告
5月31日	実母から児相に本児に震えの症状がみられるため病院に連れていくと連絡。	→ 病院から児相に問い合わせがあり、児童精神科医が連絡。

6月1日	実母、本児が以前より落ち着いたこと、結婚についての同意が得られたこと、今後交際相手の実家に定期的に通うことを話す。	← 児相と市児童相談担当課の面談。本児にあざがないことを確認。市児童相談担当課と母子保健担当課で協議をし、実母を、特定妊婦として支援していくことを確認した。
6月7日	本児の震えを受けて実母と交際相手が児相の児童精神科医に受診し、服薬を中断することになった。	← 本児にあざがないことを確認
6月8日	本児が登園。※最後の登園	
	実母は母方祖父とのメール「交際相手とともに本児の耳の部分をつたく暴行を加えて顔がはれた」と送信	
6月11日	実母「母方祖父の家に出かけるので、1週間休ませてほしい」と保育園に電話。その後も1週間ごとに電話。	
6月15日	病院で実母が本児の頭を音が響くほどの強さでたたいている様子が目撃される。	→ 通院先の病院の医師が市役所に通報。本児の身体に変わった様子は無かった。 市はこのことを児相に連絡。児相は実母に電話し、面接を申し入れしたが調整できなかった。
6月18日		保育園から本児の休園について市児童相談担当課に報告があった。(市は児相に伝えず)
6月21日	実母が妊婦健診を受診。その際、本児は、2週間ほど母方祖父宅にいと話す	→ 母子保健担当課から市児童相談担当課に本児のことについて報告
6月22日	保育園に母方祖父宅に帰省するので休園すると連絡	→ 保育園から連絡。「これまで長期の休みがなかったため、心配している。」と、市児童相談担当課に連絡が入った。(市は児相に伝えず)
6月29日		↘ 市児童相談担当課が実母に電話「(祖父の家から)今月いっぱい朝霞に戻る。7月から登園する」
7月4日	実母から7月2日の朝に「今日から登園予定だったが、週末から風邪気味のため、休ませる。」との連絡	→ 保育園が市に児童相談担当課に報告
		実母の妊婦健診先の病院から市に実母が本児の火傷と熱について話していたとの報告があった。
		市児童相談担当課から児相(別件で来朝)に対して、本児について口頭で報告した。 児相が、実母に連絡したが、再調整となった
7月9日	夕方ごろ本児が病院に運ばれ、間もなく死亡。	
7月10日	埼玉県警朝霞署、実母と交際相手を傷害容疑で逮捕	
7月11日	傷害致死容疑で送検	

	11月1日	交際相手を傷害致死罪でさいたま地裁に起訴	
	12月6日	実母を傷害致死罪で起訴	
2013年	3月25日	市児童虐待防止等検討委員会 富岡勝則市長に報告書を提出	
	4月11日	県検証委員会報告書を発表	
	6月11日	交際相手の裁判員裁判	
	6月21日	判決。交際相手に懲役11年	
	8月21日	初公判 裁判員裁判	
	8月29日	判決。実母に懲役11年	
	9月4日	実母、東京高裁に控訴 (控訴結果は不明)	

(ア) 本児の妊娠と支援の開始（～2007年6月）

実母の妊娠の後、実母は県外の児童自立支援施設を退所し、母方祖母とともに2007年3月朝霞市に転入した。母子世帯として生活保護を受給していたが、実父も出入りしていたと推測される（県報告書、pp3）。2007年6月、実母が17歳の時に未婚で本児を出産する。本児の出生体重は3032g、出生時に特別な障害はなかった。

出生前、県外児童相談所から情報提供と実母の見守り依頼の連絡があり、妊娠期から市児童相談担当課と母子保健担当課が関わりを始める。本児誕生まで母子保健担当課が3回家庭訪問し、生活状況を確認し、2回の個別支援会議が開催された。

(イ) 婦人相談センターへの入所と本児の保育園入園まで（2006年6月～2008年4月）

本児出生後は、養育困難感や実父からのDVについて実母から市児童相談担当課や母子保健担当課に相談がなされた。2007年7月（本児新生児期）の家庭訪問の際に、実母は育児について「イライラしてストレスが溜まっている」と話し、母方祖母について「外泊が多く、一人にされたら育児に困る」と話していたため、ショートステイの利用を勧めた。また同年10月と11月の面接の際には、実父からのDVがあり（同居は否定される）、母方祖母から生活費を渡されないため困っているという相談があったため、11月に実母と本児は、婦人相談センターに入所した。

しかし、12月になると実母は、無断で婦人相談センターから母方祖母宅に戻った。それを受け、市児童相談担当課が2回家庭訪問を行ったが、実母は面接を拒否し、本児を目視できなかったため、児童相談所の取り扱いが開始された。本児は2008年4月（月齢9か月）から保育園に入園し、市の養育支援を受けるようになったため、児童相談所の取扱いは終了となった。

(ウ) 児童相談所第2回目の取り扱いの開始と母方祖母の失踪後の様子（2008年5月～2009年3月）

本児の入園後まもなくの2008年5月に実母の右ほほにあざが、同年7月には本児の顔にあざが保育園で確認されたため、5月に母子保健担当課が、7月に市児童相談担当課が家庭訪問をし、本児の顔にあざを確認して、再び児童相談所の取り扱いが始まった。

8月に母方祖母の収入の増加により生活保護の廃止になると、母方祖母が失踪した。9月には、実母が市児童相談担当課の勧めに応じ、生活保護を母子世帯で受給し、アルバイトと生活保護で生計を立てるようになる。12月には家賃が生活保護給付の基準を上回っていたため市内で転居した。この間、7月に1回個別支援会議が開催され、母方祖母の失踪前後に母子保健担当課が家庭訪問を

し、本児の生育状況と生活状況を確認している。母方祖母失踪後 9 月～12 月にかけて 4 回の個別支援会議が開催された。12 月に行われた個別支援会議は実母が市の対応に不満を訴えていることを受けて行われた。

2009 年 1 月（1 歳 6 か月）、再度本児が額と腕にあざをつくって病院を受診した。実母はこのあざについて、病院に対しては「保育所でできた」と説明し、保育園に対しては「ぶつけた」と話していた。児童相談所と市児童相談担当課は病院からの通告を受け、実母と面接したが、実母は「知らない」といって、激しく泣いた。そのため、登園の約束をし、面接を終了した。これを受け、同月中に 2 回の個別支援会議が行われ、本児にあざや傷を確認したら保護することを決めた。

2009 年 2 月にも、本児の額にかすり傷と足に新旧のあざがあることが保育園から市児童相談担当課に連絡される。ただし、保育園は本児自身がつけた可能性も否定できないとみており、児童相談所内部の協議でこの日のあざを理由としての職権保護は行わなかった。

(エ) 担当変更後の様子（2009 年 4 月～2011 年 1 月）

2009 年 4 月（1 歳 9 か月）に年度が替わり担当者の交代があったため、顔合わせと共通理解をもつことを目的に 4 月の個別支援会議が開催された。7 月（2 歳）の個別支援会議では本児の発育・発達は順調で、実母の育児の頑張りを評価し、現状では本児の保護は不要であることが確認された。そのような認識の一方で、その後も本児と実母には何度も傷やあざが確認されている。9 月には実母の両目付近にあざが認められ、DV の継続が疑われたが、実父の同居の有無についてはあきらかではなかった。さらに 2010 年 7 月（3 歳 1 か月）には保育園が本児の左わき腹に引っかき傷を確認し、本児は「ニイニにやられた」と話していた。これについて実母は「何だかわからない」と答えた。別の日にも保育園で本児の両腕にあざが発見され、実母はどこかにぶつけたと保育所に説明した。このあざについては、市児童相談所が児童相談担当課に来課した際に報告された。

また同時期には、実母が取り乱し衝動的になる様子が度々みられた。2010 年 1 月（2 歳 7 か月）には、本児が自宅アパートの階段から落ちて怪我をした件について、保育士が実母に注意したところ実母は暴れた。同月には、通りで車道に出た本児に注意するために怒っていたら、通りがかりの人から警察署に通報されるほどに強く叱るという出来事があった。7 月には、商店でトラブルになり実母が錯乱状態で自分の持っていたハサミで自身の左太ももを刺すということがあった。

2009 年 9 月～2011 年 1 月にかけて個別支援会議は 4 回開催され、関係機関での情報共有と本児にあざ・傷を確認したら児相に連絡し、保護を視野にいれて動くことが確認された。

(オ) 1 度目の一時保護とその終了まで(2011 年 2 月～2011 年 3 月)

本児が 1 回目の一時保護となったのは、2011 年 2 月（本児 3 歳 7 か月）である。2011 年 2 月保育園で本児の右脇腹にあざが発見され、連絡を受けた市児童相談課は本児のあざの状況を確認し、児童相談所に通告した。数日後、保育園にて再び顔にあざが発見され、市児童相談担当課が児童相談所に通告をし、一時保護となった。実母は本児の頬のあざについて「私がキスしてついたもの」と説明した。このあざに関する医師の所見については、市と県の検証報告書で記載が微妙に異なっており、市報告書では吸引によってついた可能性が高いと児童相談所から説明があったと書かれており(朝霞市児童虐待防止等県都委員会, 2013)、県報告書では原因がはっきりしないという所見だったと書かれている(埼玉県児童虐待重大事例検証委員会, 2013)。

一時保護中の 3 月上旬に児童相談所による家庭訪問が行われ、翌日、個別支援会議が開催された。家庭訪問時の様子や実母の状態から、児童相談所が定期的に関わることを前提に一時保護を終了し、家庭引き取りとすることとなった。個別支援会議後、実母と関係機関で面接し、今後も面接

を続けていくことを確認し、3月中旬に家庭引き取りとなった。

市報告書によれば、この一時保護の前後で個別支援会議を含む関係者会議の出席メンバーと協議内容に変化があった。一時保護の前は、地区担当の児童福祉司と児童相談所の保護を担当する管理者が出席していたが、一時保護以降は一貫して地区担当児童福祉司1名と児童心理司1名という構成になっており、2度目の一時保護の延長が議論になった2012年5月の会議でも変わらなかった(朝霞市児童虐待防止等県都委員会, 2013, pp.19)。具体的な協議内容に関する変化は報告書内で明言されていない。しかし、市報告書の各個別支援会議内の概要を参照すると、一回目の一時保護以前は、例えば「(本児の) 成長に伴う育児の難しさと実父の関わり等について、関係機関で情報共有を図った。(第14回個別支援会議)」「(本児に) アザ・傷を確認したら、児相に連絡することを確認した。(第14回個別支援会議)」というように本児や家族状況を中心に何の情報共有を行ったか、どのようなときに保護に動くかという点が記載されている。一方、一回目の一時保護後の個別支援会議ではペアレントトレーニングの経過報告が関係機関への共有を目的になされており、例えば「保育園が中心となり、見守りを行うことを確認した。(第19回個別支援会議)」というように、どの機関が何を行うかということが記載されることが多くなっている。

(カ) 1度目の家庭引き取り後から実母が交際相手と知り合うまで (2011年6月～2012年1月)

一時保護中の本児の心理所見によると知的発達に遅れは見られないが、落ち着きのなさや注意持続の困難さ、興奮しやすさ、危険認知の乏しさがみられたため、一時保護終了後、児童精神科医が診察し、2011年7月下旬に本児の発達障害の診断が実母に伝えられた。それを受け実母は9月から児童相談所のペアレントトレーニングにほぼ月1回のペースで通い始める。実母はペアレントトレーニングを2012年3月まで合計9回継続して通っており、市報告書ではこのことを実母のもっていた「支援を受け入れる力」のあらわれであったとしている(朝霞市児童虐待防止等県都委員会, 2013, pp. 18)。

一方で、家庭引き取り後も本児と実母には複数回傷やあざが確認されていた。2011年6月、実母の右目が充血し、目じりが切れていたことが保育園にて発見された。10月には実母の右目にはあざが、本児の手には水膨れが発見された。実母は市に本児の水膨れについて「医師から急性皮膚炎との診断を受けた」と話していた。また、2012年1月には保育園で実母の目のあたりにあざが認められた。また、あざやけがではないが、本児が保育園で「刃物でぶっさすぞ」などと大声で話している様子が報告されており、日常の中で本児自身がそのような暴力的な言葉をかけられたり、聞いたりしていたのではないかと推察される。

2011年11月にペアレントトレーニングの経過報告の共有を目的に個別支援会議が1度開催された。保育園が中心となって見守りを行い、就学相談の必要もあるため、児童相談所から母子保健担当課へつなぐことを確認した。

(キ) 交際相手との同居の開始と2度目の一時保護にいたるまで (2012年2月～2012年3月)

2012年2月には、実母の交際相手となる男性(以下、交際相手)と実母が知人を介して知り合った。同月、交際相手が実父のDVについて警察に通報し、翌日警察が実母宅を訪問するとこれまで同居が明らかでなかった実父が在宅していた。しかし、3月に交際相手が暴力で実父を追い出す形で実母との同居を開始した。

実父が家から追い出されると実母はこれまで実父からDVを受けていたことを認めた。しかし、実父が去って交際相手と同居すると今度は交際相手が実母にDVを行った。交際相手と入籍予定であると実母が保育園で話した日にも、実母の左右の腕にあざが認められた。本児が2度目に一時保

護されていた4月には、面接の際に実母が交際相手から暴力を受けていることが実母によって明らかにされた。5月初旬の面接時にも、実母の目にあざが確認され、実母は交際相手と喧嘩して携帯を投げられたこと、太ももにもあざがあることを話した。5月中旬ごろの面接の際も実母の左目にあざがあり、「交際相手と喧嘩をして殴られたが、自分も殴り返した」と話した。

交際相手は、実母に対してだけでなく、本児に対しても暴力をふるった可能性がある。交際相手が同居を開始してすぐに、本児の右胸に傷が発見され、本児は「パパにやられた」と話している。しかし、実母は保育園で「お風呂の桶をぶつけた」と説明した。

3月上旬に個別支援会議（第20回）が開催され、ペアレントトレーニングの経過報告があり、交際相手や実母の養育状況を踏まえて本児の一時保護を視野に入れて対応することが決められた。

(ク) 2度目の一時保護中の本児と家庭の様子（2012年3月～2012年5月）

3月中旬になると、実母から児童相談所と保育園に「本児が多動で言うことを聞かないので、養育ができない」、「本児が落ち着かない。実母も精神的に不安定。落ち着くまでの間、本児を預かってほしい」と連絡があった。そこで、2度目の一時保護が開始された（本児3歳8か月）。

一時保護所での本児の様子については、児童相談所から「一時保護所のスタッフは本児の保育に手を焼いており、怒りの感情を抑えている状態。職員間で母はよくやっていると高評価になっている」と市児童相談担当課に連絡があった。本児は2度目の一時保護中に児童精神科の診察を受け4月下旬から服薬を開始する。

2度目の一時保護中、実母や交際相手に対して生活援護担当課・母子保健担当課・市児童相談担当課がたびたび面接や家庭訪問を行った。その中で、第2子の妊娠が発覚した。また面接の中では、第2子の出産や結婚をめぐる、実母と交際相手・その両親との間で意見の不一致があることが明らかになった。実母は、第2子の出産や結婚後の交際相手の両親との同居を希望し、そのつもりであった。一方で、交際相手の両親は結婚・出産に反対しており、交際相手も本児の世話だけでも負担であるため堕胎してほしいと実母に話していた。実母・交際相手間での葛藤もあった。例えば、一時保護開始の翌日に生活保護担当課が面接をした際、交際相手について尋ねたところ、実母は錯乱状態となりカッターナイフを自分の腹に向け、警察署に保護されるということがあった。また、交際相手から市児童相談担当課に「実母に堕胎するよう話したが、結論が出なかったので、実母と別れて家を出ていくことにした。実母はさきほど鎮痛剤を大量服薬した。あとはお願いします」といった内容の電話がはいるということがあった。生活援護担当課から実母に連絡したところ実母は買い物中であり、翌日生活援護担当課と児童相談担当課が安否確認したところ、特に問題はなかった。

(ケ) 家庭の復帰にいたるまで（2012年5月～2012年5月）

4月中旬ごろに、ゴールデンウィーク明けに家庭復帰を考えているので個別支援会議を開いてほしいと児童相談所から市に伝えられた。個別支援会議(第21回)はゴールデンウィークが明けた5月初旬に開催された。会議の開催前に市側は内部で協議し、3月から4月の実母および交際相手との面接や家庭訪問を踏まえ、現段階での本児の家庭引き取りは困難であるという市としての判断を確認した。個別支援会議では、一時保護の継続と家庭引き取りについて協議したが、市と児童相談所間でリスク判断において意見の違が生じた。市などの関係機関は交際相手や実父とのトラブルで何度も警察に連絡しており、地域では本児の安全を確保できないので保護を継続すべきとの判断を示した。一方で、児童相談所は、一時保護の継続は困難であるとし、児童相談所と市との主張が異なるまま会議が進行し、支援方針が決まらず、次回の日程も決められないまま会議は終了した。

個別支援会議では結論が出なかったので同日児童相談所内で再協議し、「引き取りをこれまで延ばしているが、これ以上は困難と感じていること、施設入所を見据えて保護を継続するのであれば、実母の同意を得て行うしかないこと」などを確認し、市に協議結果を伝えた。5月中旬、児童相談所は市職員同席のもと実母に面接したが、実母から施設入所の同意は得られなかった。そこで、一時保護を依頼したときの状況と比べ実母に落ち着きが見られること、本児も服薬により落ち着きが見られるようになったことを理由に、5月末に一時保護を終了とし家庭引き取りとなった。その上でその後は保育所で安全確認ができることを踏まえ、月に1回家庭訪問を行う予定であった。家庭復帰にあたり、5月下旬に児童相談所および市児童相談担当課が交際相手と面接し、今後の生活について確認し、本児の前で暴力や性的言動を行わないことを約束させた。

(コ) 家庭復帰後の長期欠席と死亡に至るまで (2012年5月末～2012年7月9日)

5月末に本児は家庭復帰し、保育園の登園も再開した。6月初旬に児童相談所と市児童相談担当課が市役所にて面接を行った。実母は、本児の様子が変わったところはなく、以前より静かになったこと、交際相手の父が結婚や出産、本児の引き取りに理解を示したこと、今後本児を新しい環境にならすため交際相手の実家に1週間に1度程度通う予定であると話した。実母と交際相手の結婚と出産の意思表示を受け、市児童相談担当課と母子保健担当課で協議し、実母を特定妊婦として支援していくことを確認し、妊婦健診に市児童相談担当課と母子保健担当課が同行した。本児は一時保護中から投薬を開始していたが、家庭復帰後まもなく、本児が服薬後に震えがとまらなくなり、かかりつけの病院に受診した。受診先の病院で震えの原因が児童相談所で処方された薬にある可能性があったため、6月上旬に児童相談所で本児が児童精神科医の診察を受け、実母と交際相手が同席し、服薬の中断について説明を受け、投薬は中断された。この診察の際、本児にあざがないことが確認されている。

児童精神科医の診察の翌日、本児は保育園に登園したが、この日が最後の登園となった。同日、実母は母方祖父に宛てて本児（の耳の部分）をたたいて顔がはれたとメールを送信している。これ以降7月の事件発覚まで本児は近隣住民に目撃されていなかった（『読売新聞』7月13日朝刊）。死亡時の本児には、数十か所の損傷がみられ、6月9日から死亡に至る7月9日ごろまで顔・両腕・両大腿部等を手や棒等で多数回殴るなどの暴行を受けていたとみられる（『読売新聞』7月11日朝刊ではプラスチック製の棒、判決文によれば金属製の棒等）。6月15日には本児が風邪で受診した病院において、実母が本児の頭を音が響く強さでたたいていたことが目撃されている。病院からの連絡によると、本児は、服薬中断の為か、以前の落ち着かない状態で、実母も本児をコントロールできない様子であった。なお、第3者が本児の様子を直接見たのはこの日が最後となった。

6月9日から6月27日にかけて携帯電話にて本児への虐待の様子が撮影されていた。この動画は裁判で使用され、例えば、交際相手が本児を浴槽内で浮かせ、実母が撮影を行い、本児がおぼれるのを二人で笑っている様子や、「テープでぐるぐる巻きにして、ベルトで縛る」などと本児を脅し、本児が謝る様子（『読売新聞』2013年6月12日朝刊）、「目をつぶっていたら殺すぞ」「靴下をお口の中に入れてテープでぐるぐる巻きにして、ベルトで縛って洗濯機に突っ込むぞ」「死ぬまで入れておくからね」と声をかけると、本児が「わかりました」と答える様子（『朝日新聞』2013年6月12日朝刊）、自宅内で実母がモニターを見ているそばで、立たせていた本児が眠りかけると交際相手がおどしつける様子、日を迫うごとに動画の中の本児の顔面や打撲痕等が増加していく様子が撮影されていた。他にもタバスコを飲ませて、眠らせないようにずっと立たせたり（『朝日新聞』2013年6月12日朝刊）、500回以上のもスクワットを強要したり、火のついた線香を押し付けたり（『読売新聞』

2013年6月13朝刊)、馬乗りになって顔を殴ったり(『読売新聞』2013年6月13日朝刊)、ワサビやからしなどが入ったおかゆを食べさせたりする(『朝日新聞』2013年6月13日朝刊)といった虐待が行われた。

(サ) 家庭復帰後の長期欠席と死亡に至るまでの支援機関の動き (2012年5月末～2012年7月9日)

6月8日以降の本児の長期休園期間中の支援機関の関与について以下にまとめる。本児の最後の登園日となった6月8日は金曜日であり、6月11日月曜日に保育園に「母方祖父宅に行くので1週間ほど休む」と保育園に連絡がある。この時点で、保育園が児童相談担当課に連絡したという記載はない。

6月15日にかかりつけの病院で、実母が本児の頭をたたいたことについて、病院が市児童相談担当課に連絡し、児童相談所に本児と実母の様子が伝えられた。これを受け、児童相談所は実母に電話し、面接の申し入れをしたが調整できなかった。

休園の連絡があった1週間後、6月18日月曜日にも保育園に実母の体調が悪く、休む旨の連絡があった。保育園は、市児童相談担当課に先週から本児が休園していることを伝えるが、この時点で市児童相談担当課は児童相談所に伝えていなかった。

実母から6月20日に妊婦健診を受診し、本児は「2週間ほど母方祖父宅に預かってもらっているが、6月15日のみ一度戻ってきた」と連絡があったことが、翌日母子保健担当課から市児童相談担当課に伝えられた。

6月25日月曜日、再度、実母から保育園に母方祖父宅に行っているため休園するという連絡があった。6月27日、保育園より市児童相談担当課に本児の休園について連絡があり、これまで長期の休みがなかったので心配していると伝えられた。そこで、6月29日、市児童相談担当課から実母に電話連絡をすると、実母は仕事で、本児が母方祖父宅にいることや来週から登園する旨を話した。

しかし翌週の7月2日月曜日、本児が週末から風邪気味のため休ませるという連絡が保育園にあり、その旨が7月4日、保育園より市児童相談担当課に伝えられた。また、同日、実母の妊娠健診先の病院より市児童相談担当課に、「6月30日まで母方祖父宅に行っており、1週間前に交際相手と本児が風呂に入ろうとした際、足し湯が本児にかかり肩を火傷したこと、38度の熱があるため本児は交際相手と留守番している」と話していたと連絡があった。

この件について、7月4日、児童相談所が別件で市へ来庁していた際、市児童相談担当課は本児の休園と病院からの火傷の報告があったことを口頭にて伝えた。6月8日からの本児の休園について、児童相談所に連絡が共有されたのはこの時が初めてであり、休園してから3週間を過ぎていた。児童相談所に本児の休園をすぐに連絡しなかったことについて、市児童相談担当課は、4月末の家庭訪問や6月上旬の市役所での面談や市からの電話に実母が応じていたため、連絡が取れている状態であり緊急性を感じていなかったと説明している。また7月4日の児童相談所への報告も、緊急で状況を確認しようと伝えたのではなく、本児に関する1か月の情報がまとまったためそれを伝えたとしている。

本児の長期休園と火傷に関する情報をえて、児童相談所の担当職員は上司の虐待・相談指導担当課長に経緯を報告した。担当職員は実母に電話をして「生活保護費の支給日である7月5日(翌日)に市役所での面会できないか」と面接を要求したが、「生活保護費は振込であるため出向く用事はない」と断られ、その後死亡にいたるまで日程の再調整や安否確認は行わなかった。長期休園が続いており面会が断られたにもかかわらず、家庭訪問や立ち入り調査を行わなかったことについて、

児童相談所は、実母から保育園を休んで交際相手の実家に行くこともあったと聞いていたことや本児を医療機関に受診させていたことから欠席理由を疑わなかったと説明している。また、実母が家庭訪問を嫌がり、面会は家庭外でおこなっていたこともあったのではないかとしている。

(シ) 本児死亡時の様子 (2012年7月9日)

7月9日夕方ごろ実母が外出先から帰宅し、本児の異変に気付いたがすぐには病院に本児を連れて行かなかった。その理由については、実母と交際相手で説明が異なっており、実母は「病院に連れて行きたいって何度も言った。亡くなる前に『病院に行かない』と本児自身が言っていたから連れて行かなかった」とする一方で、交際相手は病院に連れて行った方がよいと思ったが、実母に「児童相談所に連れていかれるから嫌だ」と言われたためと説明していた。

本児が呼吸をしなくなったため夜7時ごろ119番通報し、本児は病院に救急搬送された。本児は心肺停止状態であり、病院搬送の約1時間後に死亡した。この時本児の足が激しくはれ上がっていたことが観察されている。また、頭部・顔面に約20か所、上肢に10か所以上、下肢に20か所以上の損傷があった。これらは鈍体による打撲や圧迫等によって生じたものと考えられ、その成傷時期には差があり、このような複数の全身にわたる傷は身体的虐待を受けている児童に典型的にみられるものであった。また顎の一部に骨折がみられ、内臓には細菌が侵入しており、損傷したまま治療が施されずにいたとみられる。死亡解剖の結果、死因は口腔粘膜損傷に起因した敗血症（傷口が化膿し、そこから細菌が入り全身に回る）であった。

(ス) 事件発覚後

2012年7月10日実母と交際相手は傷害容疑で逮捕され、7月11日傷害致死容疑で送検された。調べに対し、実母は「平手でなぐった」、交際相手は「棒で殴った」と供述した。動機については両者ともに「なつかないから」と話していた。交際相手は2013年7月26日～同年10月29日の鑑定勾留期間を経て、11月1日に傷害致死罪でさいたま地裁に起訴された。実母は、理由は明らかではないが、勾留満期の7月30日までに処分保留で釈放され、任意捜査に切り替えられ、2012年12月6日に傷害致死罪で起訴された。

(セ) 交際相手の裁判員裁判 (2013年6月11日～6月21日)

2013年6月11日から21日にかけて交際相手の裁判員裁判が行われた。交際相手の携帯電話で撮影された虐待の様子が法廷で再生され、日常的な虐待があったことが示唆された。

実母が証人として出廷した際に実母は「(暴行は) 私が2割で交際相手が8割。私にも責任はあるが死なせたわけではない」とし、交際相手が虐待の中心であったことを主張した。実母によると、交際相手は手や棒による殴打、多数回のスクワットの強要、線香を押し付ける等の虐待を行っており、本児は次第に衰弱し、亡くなる前日に交際相手に殴られて歯が抜けた。実母自身の本児への虐待の関与については、本児をベルトで巻くのを手伝ったり、ワサビやからしが入ったおかゆを食べさせたり、虐待の様子を動画で撮影したりしたことをみとめた。交際相手の本児への虐待の動機について実母は、「自分が子どもばかりかまっていたのに嫉妬したからだと思う」と述べた。また、本児が「ママにもっと甘えたいけど、甘えたらパパがやきもちをやくから、僕は我慢しないといけない」と話していたと話す。さらに、交際相手による本児への暴行を止めなかった理由として「殴られるのが怖かった」と繰り返した。また、交際相手が一生懸命父親代わりをしており、本児もなついていたため交際相手を追い出そうとは思わなかったと話す。事件の夜は、「ママと一緒に寝たい」といって眠りにつき、それが最後の言葉になったと実母は話した。

被告人質問で、交際相手は本児について「人懐っこくてかわいいと思った。実母が面倒を見ない

ので自分が代わりに見ていた」と話した。暴行については実母と比べて自分が行う方が多かったことを認め、「ぶたなかった日より、ぶった日の方が多い」とした。その理由について、「いうことを聞かせるためにやった」、「暴力はしつけで必要だと思った。一部はいたずらだった」と話し、同様の主張を繰り返した。また、しつけの仕方が分からず、父親(『朝日新聞』2013年6月15日朝刊によれば、実母の父親、つまり母方祖父)に相談した際、「殴ってどちらが上かわからせろ」と助言を受けたことも暴行の理由として挙げた。本児の死につながった顎の一部の骨折については、交際相手は顎をたたいたことはないと関与を否定し、実母が顔をたたいて歯が抜けたこともあったと主張した。「げんこつで殴ったことはあるか」という質問に対しては平手ではたたいたが拳では殴らないようにしていたとし、顔を拳で殴ったという検察側の主張に反論した。怪我をした本児を病院に連れて行かなかった理由として、自分は病院に連れて行った方がよいと思ったが、実母に児童相談所に連れていかれるから嫌だと言われたためと説明した。「本当に申し訳ないと思っている」と反省の言葉を述べた。

検察側は、幼い被害者に暴行を加えたことは悪質であり、いたぶって楽しんでいたとし、懲役13年を求刑した。弁護側は、被告人は父親から虐待を受けた経験があり、しつけと暴力を取り違えていたこと、薬物依存症により衝動を抑えきれなくなっていたことが虐待につながったとして情状酌量をもとめ、懲役6年が相当とした。判決は懲役11年となった。本児の死亡につながった顎の骨折については、転倒で生じた可能性を否定できないこと、交際相手の被虐待経験や軽度の知的障害が考慮されたが、様々な虐待行為がしつけではないことは明らかであり、いたずら目的でも虐待を行っており、暴行の多くを担った責任は重いとした。また病院に連れて行かなかった理由については身勝手なものであるとした。なお、実母の供述については交際相手に「責任を押し付けようとしていることは明らか」とし、供述の信用性はないとされた。

(ソ) 実母の裁判員裁判(2013年8月21日～8月29日)

実母についても裁判員裁判が行われた。検察側は、交際相手と実母との間で、6月9日ごろ、今後は交際相手が本児をしつける役割を、なだめる役割を実母が担うといった会話をしたという交際相手の供述に基づき、二人で継続して本児を暴行し、実母が交際相手の暴力を止めずにいたとした。一方、実母は、「叱ったり怒ったりすることは認めていたが、暴行することは認めていません。暴行を加えていません」とし、共謀と暴行を加えた事実を否認し、妊娠中だったため暴行をとめられなかったとして弁護側は無罪を主張した。

本児の死亡した7月9日に駆けつけた救急隊員が証人として出廷し、当日の様子や実母と交際相手の様子を話した。実母が本児の足元に座り、「昨日からぐったりしている」「3日前に転んでも手を使わなかったし、2日目には風呂場で転んで顔を強く打った」と話した。搬送される際に、交際相手が「しつけのつもりで、棒でたたいた」と話し、隊員がたたいたのは誰かと問うと交際相手が「二人だよな」と答え、実母がうなずいたと証言した。また、交際相手や実母が本児の救命を懇願する様子がないことに違和感を覚えるとともに、病院搬送までに関係機関に虐待の可能性を通報しても交際相手や実母から反論がなかったと供述した。

交際相手の証言によると、実母が2013年7月ごろに交際相手に送った手紙で「傷害致死ではなく、保護責任者遺棄を狙っている。だから、嘘をつきました」「悪く言わないでほしい。『4回ぐらいしかなぐっていない』と言って」と書かれていた。また、実母も手や棒でたたいたりしていたと話し、検察が「(暴力が)10回以上あったか」と問うと「はい」と答えた。実母が暴力を止めたか否かについて問われると「ありません。近くで携帯をいじったりしていた」と答えた。

これに対し実母は、交際相手の暴行を止めようとする、実母自身に暴力が向けられたことや、昼間は仕事に出かけていたため、交際相手の暴力は分からなかったと供述した。裁判員から本児が死亡した原因を問われると、実母は「(交際相手が) 殴ったことと病院に連れて行ってあげられなかった自分にある」と話した。また、裁判官から「外出中に誰かに SOS を出すことができたのではないか」と問われると、「答えたくない」と回答を拒んだ。

検察側は、交際相手の証言は動画などで裏付けられるため信用があるとし、実母が暴行に加担したのは明らかだとして懲役 10 年を求刑した。また、実母の法廷での供述が二転三転しており、「場当たり的で信用できず、全く反省が見られない」、「幼い長男の未来を奪った重大性を理解していない」と批判した。一方で弁護側は、交際相手の「(実母も) 10 回以上殴った」との証言は暴行の日時や部位に触れておらず、具体性を欠き信用できないこと、交際相手の暴力によって暴行をとめられなかったことを理由に無罪を主張した。

2013 年 8 月 29 日、検察官が求刑した懲役 10 年を上回る懲役 11 年が実母に言い渡された。これは、実母と交際相手の共謀を認定したこと、交際相手の証言が動画によって裏付けられ信用できること、実母が交際相手に虚偽証言を依頼したことから実母の証言は信用できないこと、4 回にかぎらず複数回にわたり本児を手や棒でたたいたと認定したことによるものである。1 か月にわたり手だけでなく金属製の棒を用いて暴行をくりかえしたことは執拗かつ残忍な犯行であり、実母は被害者を養育・監護すべき立場にあり、児童相談所から指導を受けていたにもかかわらず、暴行や虐待を止めず容認・助長する態度をとったことは、本児が発達障害をもち育児に苦勞が伴うものであったことや暴行の大部分が交際相手によって行われたものであったこと、実母自身が幼少期に暴行を受けたということを考慮しても、責任の重大さに交際相手との間に大差はないとした。さらに、虚偽の証言の依頼や、裁判において不合理な弁解に始終したこと、本児に対する痛惜の念があるのか疑われるとした。ただし、死につながった下あごの骨折については、交際相手や実母の暴行によって生じたと断定できないとした。

判決について、実母は新聞記者との面会の際、「全然納得できない。控訴する方向で考えたい」と話し、「罪を償いたい気持ちが半分。もう半分は死んじやいたい。もうどうでもいいやって思う」と話した。また、判決の感想について実母は「(交際相手の) うそで懲役が 1 年増えたなって思った。本児が死んじやうほど私は殴ってないし、病院に連れていきたくって何度も言った。亡くなる前に『病院にいかない』と本児自身が言っていたから連れていかなかった」などと述べた。さらに、「傷害致死ではないけれど、保護責任者遺棄に関しては争わない。罪を償いたいから今生きている」と話した。実母は 2013 年 9 月 4 日に東京高裁に控訴したが、その結果については新聞報道や判例データベースを調べた限り情報はない。

(4) 事件へのコメント

小宮純一 (NPO 法人「埼玉子どもを虐待から守る会」理事) は、「2 回も一時保護されるなど深刻なケースだったとみられる。長期間子どもを確認しておらず、少しの油断で手の中からこぼれていった印象だ」とコメントした (『朝日新聞』2012 年 7 月 12 日朝刊)。

『朝霞市児童虐待重大死亡事例振り返り作業結果報告書』(朝霞市児童虐待防止等検討委員会, 2013) では、検討委員会委員が、この事件について参考となる視点として DV、薬物問題への対応、一時保護に係わる同意と延長のテーマについて論じるとともに、本件についてのコメントも記されている。コメントに限り以下にまとめた。

神谷大輔 (朝霞市議会委員) は、検証を通して虐待の複雑化した背景が明らかになり、虐待防止のみ

ならず虐待に隠されている子どもたちを取り巻く問題に目を向け、解決することにつながると検証作業を評価した。また、こうした振り返り作業を通して市の虐待に関する施策や制度が改善されると同時に、市民一人一人が虐待に隠された問題の解決に向け、近所のつながりや支え合いを大切にする地域コミュニティづくりに努力することが求められるとした。

宮島清（日本社会事業大学専門職大学院 准教授）は、5年におよぶ記録が実母が「虐待の被害者から加害者に推移していく過程を綴った記録」であるということを強調し、印象に残ったと述べた。また、実母は家族の支援をうけるというよりも、母方祖母のネグレクトと実父の暴力による支配下にあった可能性が高いと推察し、実母が児童自立支援施設を退所する時点で、母方祖母の養育支援に関する実行力や実父の関与についてより厳しく評価し、別な形で実母と本児の生活を目指すという目標の設定や支援はあり得たのではないかと述べている。

星野崇啓（国立武蔵野学院 児童精神科医）は、本件を俯瞰した上で課題を以下の3点にまとめている。第1に、子どもを中心においた支援の展開についてである。5年という長期間の支援過程のなかで、実母のそれに比し本児の支援の記録が極端に少ないこと、本児の行動的特徴を生得的なものとして生育史や家庭・保育所・一時保護所などの環境から影響を受けたもので十分に整理せず、生得的なものとして支援が展開されたこと、本児の目視確認がされないまま1か月がすぎたことを挙げ、本児を中心に周囲が関わるという視座が乏しかったと指摘した。第2に、本児の行動特徴や、傷・あざ、実母の行った行動や発言、実父や交際相手の言動など断片的な事象についての把握はありながら、それらを結び付けたり俯瞰したりしながら、背後にどのような関係性が生じているのかという評価が欠けていたと指摘した。その上で今後は発生した事象だけでなく、その背後にどのような関係性が展開されているか推測しながら支援していくことが必要であるとした。第3に支援対象者を分断しない支援機関の対応について述べられている。本件の実母は、出産前は社会的養護を受けていた児童であり、その後未婚の母となった。第2子を妊娠すると本児の保護者であると同時に、妊婦ともなった。そのため、実母や本児には長期間にわたり様々な機関が異なったタイミングで関わり、支援を行っているが、支援対象者としての実母の立場が変わることで支援者や支援方法の変化が生じると、一個人としての対象者の連続性や多面性を分断してしまう危険性があると警鐘を鳴らし、「支援対象者として、様々な『部分』を支援する支援者の一致した見解と対応が不可欠であり、複雑な多重構造を持つ個人を俯瞰し統括する役割をもつ人材が求められている」と述べた。

(5) 事件がもたらした影響

(ア) 130人の子どもの安否確認

市は事件後、要保護児童対策地域協議会が対象に挙げている約130人の子どもの安否確認を行った。

(イ) 『朝霞市児童虐待重大死亡事例振り返り作業結果報告書』（朝霞市児童虐待防止等検討委員会、2013）

2012年7月12日市児童虐待事例振り返り作業委員会が設置され、2013年3月25日に市長に報告書が提出された。検証の結果、課題が以下の4つの観点からまとめられている。

1. リスク認知について

- ・ 実母の見立てについて、ペアレントトレーニングを継続したこと、支援を受けながら本児を育ててきたことを踏まえ支援を受け入れる力を持っているとみなせる一方で、自傷行為を伴う突発的で激しい怒りの表出した出来事等を踏まえ、そのような衝動性が子どもの安全を脅かす可能性があるという認識が乏しかった

- ・ 交際相手について、実母と実父の間の DV 関係や交際相手が暴力で実父を追いだしたことを踏まえ、実母と交際相手の間にも DV 関係が生じる可能性が高いことは予見できたが、交際相手が警察に出向いたり市役所で面接に応じたりすることから、問題のある人という心証を持ちながらも肯定的な見方に傾き、交際相手と実母の関係や構造について十分認識できていなかった
 - ・ 一時保護中に明らかになった本児の「養育しづらさ」は、実母がよく養育をしているという評価につながったが、その評価によって、支援者、特に児童相談所の関心が本児の安全を守ることから、本児の養育者である実母との関係維持に傾いていった可能性がある。市もまた、本児の引き取りについて否定的な立場をとりながらも、児童相談所の方針を覆すことができず、引き取りの時点で「息切れのような状態」になっていた可能性や実母の妊娠とともに実母を支援するという課題が生じ、本児の安全を把握することへの関心が相対的に低下していた可能性がある
 - ・ 家族構造の変化は困難を伴うものであり、定期的に家族に生じている変化を確認する必要があるという認識がうすかった
 - ・ 実父と実母の関係、交際相手と実母の関係に見られるやりとりのパターンが DV のある配偶者間にみられる典型的なものであることに気づいていなかった
 - ・ 本児の長期欠席の理由は「祖父に預けている」ということであつたが、市は母方祖父との電話や実母の通院において母方祖父宅の立地の利便性から、確認することもなくそのまま受け入れ、長期欠席についての児童相談所への報告も遅れてしまった。担当者が気付かなかつたとしても、組織としてはスーパーバイズ、進行管理を通じて気付かれるべきことであつた
2. 個別支援会議の運営について（特に最後の個別支援会議に焦点を当てて）
- ・ 一時保護の延長と危険の主張が平行線をたどつたが、見立てや危険性に関する評価の結果を共有した上で、方針について議論されるべきだつた
 - ・ 支援方針が未確定なまま、次の協議日程を明確に定めなかつた
 - ・ 一時保護中に行うこと、解除された場合に行うことなど次回の個別支援会議までに必要と考えられる支援体制やモニタリング体制を確認しておく必要があつた
 - ・ 参加する関係機関が対等であることは意義があるが、今回の場合のように議論が膠着してしまうと結論を得ないままになってしまう可能性がある。その場合、会議を俯瞰するスーパーバイザーが重要になるが、そういった存在が不在であつた
3. モニタリング体制について
- ・ 一時保護前後で薬物使用歴がある交際相手との同居や実母の妊娠等、家族構造の変化があつたにもかかわらず、再アセスメントやそれを踏まえてモニタリング体制を再検討し個別支援会議でどのような支援を行うか、どのような基準で養育状態の悪化をとらえるかについて、統一的な対応方法を協議し、書面にて共有する必要があつた
 - ・ 一時保護後、家庭に引き取る際には、継続的に支援することを保護者と契約し、面接や家庭訪問の約束をすることが必要であつたが、引き取り 1 週間後に面接を行ったのちの支援の計画が明確でなかつた
 - ・ 実母の抵抗感により、母子保健担当課を除いて家庭訪問は行われていなかったが、家庭訪問後に情報共有をし、支援計画を検討する個別支援会議が開催されなかつた

- ・ 支援契約の中に家庭訪問を入れる必要があった
- ・ 目視は保育園の登園を前提に行っていたが、休園の際、実母から連絡があったこと、母方祖父に預けていることを疑わず、目視が長期にわたってされないままになってしまった。第3者が目視することができる体制を整備しておくことが必要だった

4. 支援体制について

- ・ 市児童相談担当課は、本件と同程度に専門的かつ継続的な丁寧なかかわりを要するケースを2012年12月6日時点で133ケース抱えており、それを担当係長以下4名で担っていた
- ・ 2012年4月の児童福祉法施行令第2条の改正により、児童福祉司の担当区域が人口4万～7万までを標準として定められていたが、本件では1名の児童福祉司が人口13万の朝霞市の全域を担当するという状況であった

以上を踏まえ、6点を提言としてまとめている。

1. アセスメント力の向上

- ・ 職員一人一人のアセスメント力の向上は、OJTに加え外部機関が提供する研修や、外部の専門家を招いた内部研修によって高める必要がある。
- ・ 社会福祉士や臨床心理士等の専門職を採用し、児童福祉部門に配置する等中長期的な視点で計画的に人材の確保や育成を図る必要がある
- ・ 組織のアセスメント力は潜在的な需要を把握したうえで適切な職員数を確保し、配置する
- ・ 中立的な立場で関係機関間を調整し、まとめるスーパーバイズができる職員の確保と育成は喫緊に取り組むべき課題である

2. ケース支援・援助における進行管理体制の改善

- ・ 百数十世帯に上る対象世帯について半日程度の会議の場で個別の世帯の状況に目を向け検討することは不可能であり、現状は情報共有にとどまっている。
- ・ そこで、現在の実務者会議の資料を個々のケースの支援方針と課題点・関係機関の役割分担を記述したものに改め、会議において参加する各機関が、記載された内容と自分の機関としての判断とをすり合わせ、役割を吟味し、それぞれの役割や協働のあり方を中心に検討するよう努めることが求められる

3. 個別支援会議（要保護児童対策地域協議会）の運営の改善

- ・ 本件は複数回の個別支援会議が開催され、そのたびに情報共有や処遇方針の決定、役割分担が行われていたが、会議が開催されるたびに情報共有と形骸化した役割分担がきまるという形で進んでいた
- ・ 会議で情報共有されたケースやその支援方針について検討され、実際に方針に基づく支援を行ってみて、その結果を反映しながら再度会議にてケースの理解や支援方針を改善・変更していくという過程を支えるために、次回の会議の開催時期に至るまでのルールを明文化して、その都度確認された内容については共有の記録を残す等継続性を確保できる仕組みを構築する必要がある

4. モニタリング体制の充実

- ・ 情報が保護者からのものや保護者についてのものに偏ってしまい、本来一番重要な子どもの様子を直接把握することが二の次になりかねないため、子どもの状況を把握するために家庭訪問を重視すべき

- ・ 情報を関係機関で共有し、緊密な連携をとりながらモニタリングを行うことが必要不可欠である
5. 再発防止に向けた組織体制の整備・強化
 - ・ 市の組織として専門知識を持ち、ケース支援の対応経験がある職員等の専門職の配置をさらに進める必要がある
 - ・ 市として、要保護児童対策地域協議会に個別ケースの支援を調整できる外部のスーパーバイザーを設置することを提言する
 - ・ DVに関する知識をはじめ、虐待や児童福祉に関する専門知識を習得できるように組織として研修の機会を確保することも必要
 6. 関係機関の人員配置を十分なものに改善すること

(ウ)『朝霞市5歳男児死亡事案検証報告書』(埼玉県児童虐待重大事例検証委員会, 2013)

県検証委員会が2013年4月11日報告書を発表した。以下の提言がなされた。

1. 基本的な情報の収集及び確認の問題
 - ・ 保護者からの情報によって状況を把握するのではなく、家庭訪問や関係機関に対する調査をより丁寧に行い、事実確認を行うこと
 - ・ 正確な専門的知識を身に着け必要な情報収集を行えるための研修を実施すること
2. 児童相談所の評価・判断の問題
 - ・ 実母との関係を重視して児童本位の対応ができておらず、家族関係者や家族構造をとらえるアセスメントが不十分だった可能性がある
 - ・ 家族構造や生活環境の変化があった場合にはリスクを再評価し、その評価に基づき対応を再検討すること
 - ・ 一時保護解除時の条件が守られなかった場合の対応も明確にし、関係者で確認しておくこと
 - ・ 在宅支援のケースで長期欠席により第3者による安全確認が行うことができない場合は、目視による安全確認を実施し、児童に会おうとしても会えない場合は事態が悪化していると考え、速やかな安全確認など児童本位の対応をとること
3. 機関連携の在り方の問題
 - ・ 一時保護などを解除する場合には、解除後にだれが何をするのかという具体的な見守りや役割分担を、関係機関が参加する会議にて事前に確認しておくこと
 - ・ 関係機関の判断が異なった場合には、双方で十分に意見交換し、解決に向け調整に努めること。特に困難なケースについては児童福祉審議会児童養護部へ意見を求める制度の活用や第3者に意見を求めることを考える
4. 児童相談体制の強化と人材育成
 - ・ 職員一人ひとり是最悪の事態を想定しながら常に危機意識を持ち対応し、現状のケースの状況だけでなく、過去からの推移を時系列的に把握することで見えてくるケースの特徴を捉えること
 - ・ 所属長はリスク管理に努めること
 - ・ 県は専門職員の増員等、児童相談所の体制を強化すること
 - ・ 安全確認の必要性などケースへの対応を判断する重要な場面では組織的な判断を行うこと

- ・ 職員の資質向上のため、専門研修体系を構築し、計画的にスーパーバイザーを養成するための研修を行うこと
- ・ 市町村は児童相談に対応するための専任職員を配置するように努め、その専門性のある職員を配置し、その専門性の向上を図るように努めること

(6) 事件の個別性からの気付きや知見

本事件は、本児出生前から支援が始まり、5年にわたり多機関による支援や21回にもわたる個別支援会議がおこなわれ、死亡に至る直前まで関りがあったにも関わらず本児が死亡に至った。そして、本児が危険にさらされている、あるいは、一時保護解除後に危険にさらされる兆候は、本児に関わる人から完全に隠されていたわけではなく、少なくとも記録されているという点において見えるところがあったと考える。例えば、実父との同居時期・交際相手との同居時期を通して、実母や本児には傷やあざがあることが度々確認され、共有されていた。本児が長期休園中にも実母が病院で本児の頭を強くたたき様子が目撃されていた。

このようにリスクの兆候があり、それが支援を行う多くの人に共有されながら本児死亡に至ってしまったことを考えると、単純にそのリスクに気付いたか否かということだけでなく、その兆候が支援者や支援機関の間でどのように受け止められ、共有され、支援機関間のやり取りの中でどのようなリスク認知が形成され、判断・対応がなされたのかという過程を検討することが必要であるように思われる。

リスク認知に関する研究は医療・災害分野において、多く行われているが、児童保護の文脈においても、認知バイアスが判断やリスク認知に影響をもたらすことが示されている。例えば、Spratt et al. (2015)は、ソーシャルワーカーが、利用可能な情報全てではなく、自分がかかっていた信念に合致するような情報のみを引きながら、決定を根拠づける傾向（確証バイアス）がみられたことを明らかにしている。また、Munro (1999)はイギリスにおける20年にわたる虐待検証報告書を分析しながら、リスクアセスメントは、利用しやすく、鮮やかで情動を喚起するような目立った情報をもとに行われがちで、他の専門職によって知られている重要なデータが見落とされること、最初や最後にえられた情報に注目され、中盤は無視されるといったかたちで情報が提示された順番によって評価が変わること（順序効果）を示している。それによって、ワーカーがこれまで保持していた決定に反する新しい情報は取り入れようとせず、決定も変えようとしないうこと（アンカリング；どのような情報であれ、最初に与えられた情報に焦点をあてて、他を正当に評価できなくなる）、過去の情報を過大視し、家族に対する最初の第一印象が長きにわたり影響すること、文書にかかれた情報は口語で知らされたものより注目されないこと、親や子どもがいったことをそのまま受け取り批判的に検討されにくい傾向があり、それらが推論や決定に影響をもっていたことを指摘している。

ここで挙げられていることは今回の本児の死亡検証報告書でも同様に課題として指摘されていることと共通する。報告書や会見では、実母と連絡をとれていることや病院に行っていること、実母が祖父宅に行くと言っていたことをそのまま受け取り、それを根拠として本児の安全を疑わなかったことが明らかになっている。また、家庭引き取りか否かで市と児童相談所の意見が割れた際には、市が主張する保護の継続の根拠となった、家庭訪問や面接の様子や交際相手や実父とのトラブルで何度も警察に連絡しているという直近の家庭の様子ではなく、一時保護を依頼したときの状況と比べ実母に落ち着きが見られ、本児も服薬により落ち着きが見られるようになったことを理由として家庭引き取りと判断した。しかし、実母の落ち着きに関して言えば、一時保護期間中も交際相手との間でトラブルがたえず、交際相手から暴力があることを話し、あざがみられたこと、第2子妊娠中で心身に負荷がかかる時期であることを思えば、実母がおかれている状況が落ち着いたものであったとはいえない。

さらに、このようなリスクの認知やそれに基づく意思決定は、個人内にとどまる問題ではなく、対人的コミュニケーションや集団のあり方に大きく規定されるものであることも押さえておく必要がある。南部ら（2006）の看護師らの会話を分析した研究によれば、他者や他機関とのやり取りの中で、リスクが効果的に共有されたり、時にリスクが明確に意識されたりする場合もある一方で、情報の取捨選択や伝達ミスの中でリスクがうまく共有されないだけでなく、コミュニケーションの中でリスクが過小視されてしまう場合もあったことが報告されている。また、集団や他者の存在が、緊急事態における個人のリスク認知や行動を大きくゆがめることが様々な実験によって示されている(Latané & Darley, 1970)。例えば、他者がいると緊急事態に対処する行動や援助行動が抑制されることや、その背景には、リスクを認知する個人が、そもそもリスクに気付きにくくなるだけでなく、非現実的な、あるいは、大きな不確実性をともなう説明をつけながら、危険なシグナル（煙や乳児の泣き声）を危機的状態として認識しないという過程がみられた。

今回の本児の事件においては、児童相談所、市の児童福祉課、母子保健課、生活保護課、保育園、一時保護所、婦人相談所と、様々な機関が本児や家族の支援に係わり、要保護児童対策地域協議会も21回にわたり開催されていた。そのたびに情報共有や処遇方針の決定、役割分担が行われていたが、会議が開催されるたびに「情報共有と形骸化した役割分担」がきまるという形で進んでいたとされる（市検証報告書）。どのように意思決定がなされたかの詳細は明らかではないため、上記の研究や理論とこの事件での集団での意思決定を結びつけることはできない。しかし、度重なる本児や実母のあざや傷、実父の居住の疑い、交際相手からのDVについて実母が話していたこと、病院で本児の頭が強くたたかれていたことなど、度々危険を示唆するシグナルがあったことやそれが共有されていたにもかかわらず、支援に反映されなかったことを考えるならば、個人のリスク認知の形成だけでなく、組織でのリスク認知の形成と意思決定について考える必要があると思われる。

報告書では本件でリスクを評価できていなかった理由として本児ではなく実母との関係性を重視したことが挙げられており、記録上も実母のそれに比して本児に関するものが極端に少なく、本児を中心とするという視座がかけていたのではないかと指摘されている。Ferguson (2017)は、虐待事例が死亡や深刻な帰結につながる重要な要因として、日々の実践の中で、支援者と子どものかかわりや、子どもの経験に対する理解が失われ、子どもが「見えなくなる (invisible)」過程に注目し、専門職と子ども・家庭のやりとりの観察やインタビューを行っている。Ferguson(2017)によれば、子どもが「見えなくなってしまう」状態は、専門職の能力といった特性に帰属されるわけではなく、また、楽観主義の原則(Rule of optimism; 児童保護の領域で、素朴な希望によって、養育者の強みを強調し、子どもの経験を深くさぐることに抵抗をしめし、養育者との対立をさける傾向)に帰属されるわけではないとしている。むしろ、「見えなくなってしまう」状態は、①支援者が対象の子どもや家族と関わる際に経験する恐怖といった強い感情経験と②支援者が所属する組織のもつ制限に起因していた(プレッシャーやデスクワークの大きな負担)。本邦においても、児童相談所職員の8割以上がトラウマ経験をしており、その積み重ねがPTSDにつながっている可能性が研究によって示されている(Kataoka & Nishi, 2021)。虐待対応業務は、普段の業務過多から受けるプレッシャーに加え、子どもの受けた被害や親からの攻撃など、恐怖や怒りといった、強く感情を喚起させるものである。さらに、感情を無視し、抑制するのではなく、養育者や子どもの視点に立ち、共感することを求められる感情労働という側面ももつ。しかし、このような支援者が経験する感情に対する注目はされにくい(O' Sullivan, 2019)。

県報告書・市報告書において、支援体制の逼迫が課題として挙げられており、実母との関係を重視し本児本位の意思決定とならなかったことや、一時保護解除後のモニタリング体制の構築が不十分だった

こととそのような支援体制の脆弱さは無関係ではなかつただろうとされている。また、実母が錯乱状態になり、刃物を取り出す様子があったことや、家庭訪問をいやがっていたことが報告されており、支援者が実母や家族から怒りを向けられ、恐怖を経験した可能性は少なくないだろう。また、子どもや家庭に対応する職員に対するスーパーバイズ体制も報告書内で課題として挙げられている。

検証報告書では資源逼迫の問題や体制強化の必要性が繰り返され、人員増加などの対策がとられているが、それは単に業務量を減らすためという理由だけでなく、個々の支援者が十分に子どもを見ながら支援できるようにし、支援者がケースや業務の中での情動を振り返ったり、他者と共有し、考えたりすることができる体制を作り、子どもを中心にした支援を行うためには非常に重要なことであるとする。

(平田 悠里)

引用文献

朝霞市児童虐待防止等検討委員会 (2013). 朝霞市児童虐待重大事例振り返り作業結果報告書

埼玉県児童虐待重大事例検証委員会 (2013). 朝霞市 5 歳男児死亡事案検証報告書

さいたま地判 平成 25 年 8 月 29 日 (LEX/DB 文献番号 25501708)

Ferguson, H. (2017). How children become invisible in child protection work: Findings from research into day-to-day social work practice. *The British Journal of Social Work*, **47**, 1007-1023.

林弘正 (2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂, pp.75 - 78.

Kataoka, M., & Nishi, D. (2021). Association between work-related trauma exposure and posttraumatic stress symptoms among child welfare workers in Japan: a cross-sectional study. *International journal of environmental research and public health*, **18**(7), 3541.

Latane, B., & Darley, J. M. (1970). *Unresponsive Bystander: Why Doesn't He Help?* Prentice Hall. 竹村 研一・杉崎和子 (訳) (1997). 冷淡な傍観者: 思いやりの社会心理学. ブレーン出版.

Munro, E. (1999) Common errors of reasoning in child protection work. London: LSE Research Articles Online. Available at: <http://eprints.lse.ac.uk/archive/00000358/>

南部美砂子・原田悦子・須藤智・重森雅嘉・内田香織 (2006). 医療現場におけるリスク共有コミュニケーション: 看護師を中心とした対話データの収集と分析. *認知科学*, **13**, 62-79.

O'Sullivan, N. (2019). Creating space to think and feel in child protection social work: a psychodynamic intervention. *Journal of Social Work Practice*, **33**, 15-25.

Spratt, T., Devaney, J., & Hayes, D. (2015). In and out of home care decisions: The influence of confirmation bias in developing decision supportive reasoning. *Child Abuse & Neglect*, **49**, 76-85. <https://doi.org/10.1016/J.CHIABU.2015.01.015>

5. 府中町 11 歳女児暴行死事件（広島県 2012 年）

（1）事件の概要

2012（平成 24）年 10 月、広島県府中町で小学 5 年生の女児（以降本児）が実母からゴルフクラブで殴打され死亡した。死因は後頭部のくも膜下出血や脳挫傷による出血性ショック死とされている。本児は実母が 17 歳で出産し、離婚して養育困難であることを理由に、生後まもなく広島県内の乳児院に預けられ、4 歳まで児童養護施設で育った。2006 年 3 月、実母の希望で一度は施設を退所し、東広島市の母方祖母宅で同居を始めた。しかし、2009 年 2 月、小学校から「顔にあざがある」と通報があり、虐待が発覚し、県児童相談所と小学校との面談の際に、母方祖母と実母が体罰を肯定していたため、別の児童養護施設に再び入所した。その後、段階的な交流を経て、2010 年 12 月に措置停止し家庭引き取りされたが、県児童相談所は家庭復帰後半年をまたず 2011 年 3 月に措置解除とし、「終結事案」と判断し、見守りを継続しなかった。また、家庭復帰直後に母子は転居したが引き継ぎや見守り体制の構築は十分でなかった。再統合から約 1 年半後、実母の虐待は再発し、本児は 11 歳で死亡した。傷害致死罪の裁判員裁判で、地方裁判所は実母に懲役 8 年を言い渡した。

（2）家族の状況

実母は、2001 年 5 月 29 日に実父と婚姻、同年 7 月 31 日に 17 歳で本児を出産した。2001 年 10 月の実父との離婚の時点（本児月齢 2 か月）で本児の親権は実父にあったが、2004 年 2 月に本児の親権が実母に変更された。

本児は、2006 年 3 月（当時 4 歳）に児童養護施設から母方祖母宅に引き取られた。本児が母方祖母宅で引き取られている間、実母は広島市内に居住して飲食業等に従事していた。また、同じころ交際相手との同居を開始しており、それは本児の家庭復帰後まで続いた。本児は 2009 年 2 月（当時 7 歳）まで、母方祖母宅で生活していたが、虐待を理由に再措置となった。段階的な面会を経て、本児の希望により 2010 年 12 月末（当時 9 歳）に措置停止され、実母宅に家庭復帰した。家庭復帰後まもなく、2011 年 1 月末、実母と本児および同居男性は府中町に転居したが、2011 年 2 月に同居男性は府中町より転出していたことが後に判明した。

実母について

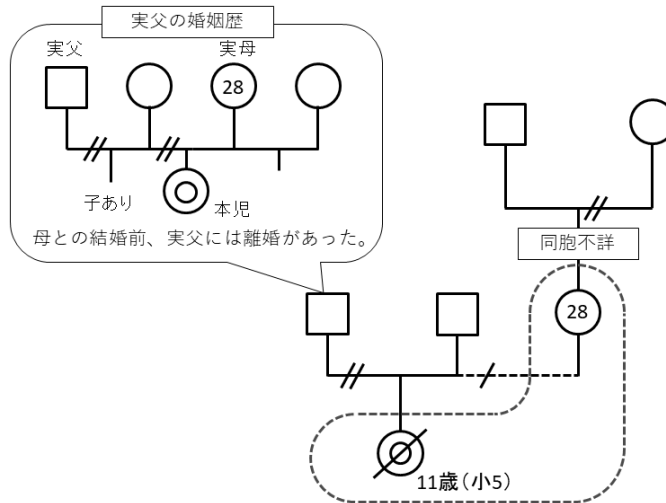
実母は、1983 年 12 月に出生した。1999 年高校 1 年生のときに中退した。母方祖母による虐待があり、家出をしたことがある。また、母方祖母との葛藤について、「母親とうまくいかず、家出した自分のようにほならないでほしい」と公判にて話していた。

母方祖母について

東広島市にて生活している。実母の供述によれば、実母に対して虐待を行っていた。体罰を肯定する考え方を有している。

本児について

2001 年 10 月（月齢 2 か月）ごろに乳児院に 2 回一時保護され、その後 2001 年 12 月に乳児院に入所した。その後 2003 年 7 月（本児 2 歳）に児童養護施設に措置変更される。それから約 2 年半を児童養護施設で生活した。2006 年 3 月（本児 4 歳）で母方祖母宅に引き取りとなり 2009 年 2 月（本児 7 歳）まで過ごす再措置となり、1 年 10 か月ほど児童養護施設で過ごす。本人の強い希望により、2010 年 2 月末に実母に引き取られるが、約 1 年半後に死亡する。小学校ではトラブルもなく平穏に生活しているが、施設では、癩癩をおこし思いを通そうとするなどの行動をとることがあり心理診断等のアセスメントの結果、本児には養育上の課題等（育てにくさ）があるとされた。



死亡時点のジェノグラム
県の検証報告書をもとに記載

離婚時の親権は父だったが、本児2歳
の頃に親権者が母に変更されている。

(3) 事件の経過

以下は『平成25年度児童死亡事案検証報告書』（広島県西部子ども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会，2013）に基づきまとめた。報告書以外の記載にもとづく場合のみ、引用元を記した。

表. 事件の経過

本児年齢	年	日付	内容
	1983		実母出生
出生	2001	5月29日	実母、実父と婚姻
		7月31日	本児出生
		10月9日	実母の家出に伴い、広島県西部子ども家庭支援センター（以降、県児童相談所）に実父より養育相談
		10月10日	乳児院にて一時保護
		10月11日	帰宅
		10月24日	実父より県児童相談所に養育相談
		10月25日	乳児院にて一時保護
		12月1日	措置入所に変更
2歳	2003	7月31日	児童養護施設に措置変更
4歳	2006	3月28日	母方祖父母宅に家庭引き取り
6歳	2008	4月1日	小学校入学
7歳	2009	1月下旬	近所の住人から虐待の疑いについて情報が市に寄せられる。
		2月下旬	小学校が市からの連絡を受け、本児のあざを確認。県児童相談所が緊急一時保護。
		3月	県児童相談所が実母と母方祖母と面接。その際、体罰を肯定する発言をする。
			児童養護施設へ入所措置
			呉市内の小学校に本児転校
6月	本児と実母・母方祖母との面会開始。この後2009年9月まで計8回		

			県児童相談所が施設訪問し児童の状況を確認。その後、措置停止まで計8回施設訪問。	
			実母・母方祖母と面接。面会時のルールと本児に対する暴力の認識の共有。	
8歳	9月		実母・母方祖母と外出開始。この後、2009年10月まで計4回外出。	
		10月	実母・母方祖母・母方叔母と面接。外泊についての検討。 母方祖母宅に外泊開始。この後、2010年2月まで計6回外泊。	
	2010	3月	実母と面接。家庭引き取りの意向確認。	
			春休みの外泊。この後、2010年12月19日の措置停止まで計18回外泊。	
9歳	2010	8月11日	盆の長期外泊。2010年8月18日までの予定であったが、本児が帰園拒否したため、延長。	
		8月26日	本児の強い家庭復帰の希望。状況調査のため県児童相談所で一時保護。実母・県児童相談所・施設で協議。	
		10月4日	母方祖母より、実母が本児を引き取ることに賛成の意向。母方祖母と面接。	
		10月20日	同居男性、本児の引き取りに賛成。実母の同居男性と面接（4~5年前から同居中）。	
		11月29日	実母宅（広島市）を訪問し家庭引き取りに向け調査を行う。家庭環境に問題なし。	
		12月7日	12月中に家庭引き取り、3か月程度措置停止し、引き取り後の家庭状況確認の上措置解除する処遇指針を決定。	
		12月28日	県児童相談所から広島市児童相談所に電話でケース概要を情報提供（文書は1月17日付）。	
		12月29日	本児の引き取り（実母）。措置停止。	
		2011	1月4日	本児が広島市内の小学校に転校。
			1月12日	県児童相談所が実母に電話連絡。実母より、学校へ楽しく登校していると回答。
	1月31日		府中町に転入。	
	2月1日		府中町に転入届提出。本児、府中町町内の小学校に転校。	
	2月7日		県児童相談所が実母に電話にて転居確認。	
	2月10日		県児童相談所、広島市児童相談所に電話で転居について情報提供。	
	2月14日	県児童相談所、府中町に電話で転入を情報提供。		
	2月24日	同居男性が転出（のちに判明）		
3月14日	県児童相談所、実母に電話連絡。家庭、学校生活とも順調であると回答。			
3月16日	県児童相談所、家庭訪問し、実母と面接。			
3月18日	家庭生活が安定しているとして措置解除。			
3月29日	府中町に電話連絡。措置解除などについて情報提供。			
10歳	9月29日	2日前の運動会で本児は半そで半ズボン姿で参加したが、衣類に隠れていない部分にあざなどは確認できなかった。		
	2011.9~2012.9	児童相談所・町・学校・警察等に対する虐待通告や相談等はなかった。		
11歳	2012	10月1日	午前11時ごろ、自宅で本児の頭や腹を素手で殴ったり蹴ったりした。	
			暴行後、母方祖母宅に車で向かっている途中で、実母が本児の様子がおかしいことに気づく。	

		午後2時ごろ交番に出頭。	
		本児は心肺停止状態で病院に運ばれた。	
死 亡		午後2時半に死亡。	
	10月2日	実母(28)を傷害致死容疑で緊急逮捕。	
	10月22日	実母を傷害致死罪で起訴。	
	2月1日	6項目の再発防止策を盛り込んだ報告書を検証委員会が県に提出した。	
	2014	1月16日	裁判員裁判の初公判。起訴事実を認める。
		1月23日	論告求刑公判。
		1月28日	判決。懲役8年を言い渡した。

1) 本児出生～児童養護施設退所まで

2001年10月9日(本児月齢2か月)に実母は家出をしたため、実父より県児童相談所に本児の養育相談があり、乳児院にて本児は一時保護される。その後実父母の離婚に伴い、実父より再度養育相談があった。その結果、2001年10月25日から乳児院にて一時保護、2001年12月1日(月齢4か月)には措置入所となる。その後、2003年7月31日(2歳)に児童養護施設へ措置変更され、2006年3月28日(4歳)の家庭引き取りにいたるまで、児童養護施設で過ごす。家庭引き取りの条件は東広島市の母方祖母宅での生活であり(母方祖母宅での引き取りが条件とされた理由は定かではない)、実母は広島市内に居住し飲食業に従事していた。

2) 虐待通告受理

その後本児は母方祖母宅にて生活し、小学校に入学する。しかし2008年1月下旬から2月にかけて、近所の住人から「家に帰りたくないと言っている」「目の周りが真っ黒になるほどたたかかれている」といった情報が市に寄せられ、連絡をうけた小学校があぎを確認した(『読売新聞』2012年10月4日)。県児童相談所が右目下と額中央部のあぎを認め緊急一時保護する。小学校および県児童相談所がそれぞれ、母方祖母と実母に面接し、体罰禁止を指導するが、体罰肯定の考え方を有していた。県児童相談所は本児の帰宅拒否、実母や母方祖母の体罰肯定の改善がみられないこと、環境を整える必要があることから、入所措置決定をした。2009年3月(7歳)から2011年12月(9歳)まで児童養護施設で過ごす。それに伴い当初入学した小学校から呉市内の小学校に転入している。

3) 家庭復帰までの様子と交流

小学校ではトラブルもなく平穏に生活しているが、施設では、癩癩をおこし思いを通そうとするなどの行動をとることがあり、施設は県児童相談所にアセスメントを依頼した。心理診断等のアセスメントの結果、本児には養育上の課題等(育てにくさ)があるとされた。

本児が入所中、実母や母方祖母からの引き取り要求はあったが、体罰肯定の姿勢と本児との衝突による虐待行為の再発を懸念し、県児童相談所は面会・外出・外泊を段階的に進めた。また、実母・母方祖母と児童福祉司が11回にわたり面接をし、当初体罰に対して肯定的な実母であったが、次第に反省し、体罰肯定の考えを改める姿勢を見せるようになった。同時並行で県児童相談所は施設を8回訪問し、本児の生活状況の確認や、本児と実母等との面会・外泊時の状況調査を行った。うち7回は本児に直接会い、思いや生活の様子を確認している。

2010年8月の長期外泊の際、本児が帰園を拒否し、強い家庭復帰の希望があったため、県児童相談所は母方祖母・同居男性との面接や家庭環境の調査を実施し、援助方針会議を開催した。12月中に家庭

引き取り後、3か月程度措置停止にし、家庭状況確認後措置解除するという方針が決定された。

4) 家庭復帰から本児死亡に至るまで

2010年12月末に本児は家庭復帰し（本児9歳）、広島市の小学校に転校した。児童相談所が家庭復帰間もない時に実母に電話すると、学校に楽しく登校していると回答があった。しかし、2011年1月末に本児と実母は府中町に転出し、本児も小学校を転校する。転居を2月に知った県児童相談所は広島市児童相談所と府中町に電話で情報提供をおこなったが、特に支援を要請するものではなかった。2011年3月に県児童相談所が実母に電話したところ、家庭・学校生活ともに順調と回答があった。同時期に家庭訪問を行い、家庭生活が安定していると判断し2011年3月18日に措置解除となった。この時本児への面接は行っていない。県児童相談所は措置解除を府中町に電話連絡したが、市町村への見守りの依頼はなく、本児と実母について市町村での見守りが行われることはなかった。また、本児が通っていた学校に対しても本児の被虐待歴に関する情報提供はなされていなかった。

その後本児が死亡するまで、児童相談所の関与や虐待に関する通告はなかった。本児が死亡する2日前の学校での運動会の際には、本児は半そで半ズボンであったが、衣類に隠れていない部分にあざなどは確認できなかった（『読売新聞』2012年10月3日）。

判決文（LEX/DB）によれば、実母は学習に遅れのあった本児への学習面の支援やスキンシップをとるなどの養育を行っていたが、小学5年生になった2012年4月ごろから実母のいうことを聞かなくなったり、勉強を嫌がったりすると、実母は本児を手でたたき、7月末には夏休みの野外活動のために実母が準備したシャンプーなどをいらないといったため実母は本児を練習用ゴルフクラブでたたきなどの暴力をふるった。

本児は2012年10月1日（本児11歳）に死亡した。判決文（LEX/DB）によればその経緯は以下の通りである。実母が入浴した際に、トリートメントの位置が変わっていることに気づき、本児に使ったかどうかを尋ねた。本児は使用を一度は否定したものの、追及されるとトリートメントを使用したことを認めた。玄関先で実母が本児を責めていると、本児は靴もはかずに逃げ出した。実母は、本児を探しながら、「母親とうまくいかず、家出した自分ようにはならないでほしい、なぜ自分の愛情をわかってくれないのか」という不満や怒りを高ぶらせた。午前11時ごろ帰宅すると、約30分間、実母は先端がゴムになっている練習用のゴルフクラブで本児の頭や腹を殴った。その後本児の様子がおかしいことに気付いた実母が交番に出頭し、本児は心肺停止で病院に運び込まれ、午後2時半ごろ死亡した（『読売新聞』2012年10月2日）。

本児の両腕にはゴルフクラブの柄の部分があたったとみられる棒状の打撲痕があちこちにあり、頭部には複数の骨折、防御創があったことから抵抗する本児に執拗に暴行したとみられた（『読売新聞』2012年10月5日）。司法解剖の結果、死因は後頭部のくも膜下出血や脳挫傷による出血性ショックと判明した（『読売新聞』2012年10月3日）。実母は取り調べに対し、本児がいうことをきかず、嘘をつくので腹が立ち、しつけのために暴行に及んだこと（『読売新聞』10月2日・3日・5日・23日）、取り返しのつかないことをしてしまったという反省の念を話した（『読売新聞』10月3日）。事件当日の暴行による傷だけでなく、本児の体には複数の皮下出血がみられ、それらの古いあざや傷は衣服の下の部分に集中しており、実母から本児への日常的な虐待が疑われた（『読売新聞』2012年10月2日）。

5) 本児家庭復帰前後の関係機関の対応

上述のとおり、家庭復帰前には複数回にわたる面会や外泊が段階的に重ねられ、本児には家庭復帰の強い希望があった。県児童相談所は家庭復帰の調査を行い、家庭復帰後3か月ほどで措置解除とする方針を決めている。県児童相談所長によれば家庭復帰の決定については十分な観察に基づき、母子関係が

良好に戻ってきていること、外泊・長期外泊の間も何ら問題がなかったことから判断したとのことであった。

家庭復帰に際して子どもへの聞き取りや家庭周辺での確認調査を必須とする厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』に従わず、家庭復帰前の本児との面会がなかったことについては、本児が一時帰宅前まで一貫して「帰りたい」と言っていたことから母子関係を良好ととらえ、問題ないと判断したためとしている（『朝日新聞』2012年10月3日）。また、学校や民生委員への調査も行わなかったことについても「リスクは低く、必要がない」と判断された結果であった（『読売新聞』2012年10月11日）。

このように虐待再発リスクが低く見積もられた結果、家庭復帰に伴う関係機関間の情報提供や連携は児童相談所・市町・学校・施設間で十分になされることなく、本児死亡に至るまで本児は支援の網にかかることはなかった。まず、家庭復帰に際して県児童相談所から広島市児童相談所や市町村等への連絡がなされたが、文書ではなく電話のみでなされた。府中町の記録によれば「虐待を受けた子どもが転入する。母親と祖母が虐待していたが、家族の要請で家族に戻った。何かあれば連絡を」というものであった（『読売新聞』2012年10月11日）。電話のみで情報提供が行われたことについては、虐待再発の可能性があれば文書で通知するが、電話のみで通知することは多くはないということであり、このことから本児への虐待の再発の危険性が低くとらえられていたことが窺われる。

府中町は2度にわたる情報提供を受けるも、「それほど重大な案件」と思わず、上司に伝えていなかった。町要綱では虐待の疑いのある子どもについては学校長などを交えて会議を開き対応することとしていたが、学校にも本児の情報が伝えられることはなく、要保護児童対策地域協議会も招集されていなかった。広島県では2010年の同県内の虐待死亡事例（広島県東部子ども家庭センター、2010）を受け、児童虐待危機管理要領を改訂し、一時保護した子どもを家庭復帰させる際には、市町や学校などで情報共有を行い、ケース会議の対象にするように促しているが、本児が家庭復帰したのはこの新要領が運用開始された2011年3月の数か月前であった。このため、この対象とならず、地域での見守りについて県児童相談所からのフォローもなかった。

6) 実母の逮捕・公判

2012年10月2日に実母（当時28歳）は傷害致死容疑で緊急逮捕され（『読売新聞』2012年10月2日）、10月22日に傷害致死罪で起訴された（『読売新聞』2012年10月23日）。

2014年1月16日、裁判員裁判による初公判が開かれた。実母は起訴事実を認めた。検察側は「トリートメントを無断で使ったとして本児に迫及したが、本児が突然逃げ出すなどした態度に腹を立ててゴルフクラブなどで暴行を加えた」と指摘した。弁護側は、実母が母方祖母から虐待を受けて育ったことを明かし、思春期に入った本児との同居の中で「お母さんになろうと悩み、努力した結果の不幸な事件だ」と述べた（『朝日新聞』2014年1月17日）。また、「母親として認められないもどかしさから、感情が吹き出してしまった」と寛大な判決を求めた（『読売新聞』2014年1月17日）。

2014年1月23日、論告求刑公判が開かれた。検察側は無抵抗なわが子に執拗に暴行した冷酷で残忍な犯行として懲役12年を求刑した。弁護側はしつけをしようとしたが本児が逃げたため、腹を立てて犯行に及んだが真摯に反省しており、暴力なしでの子育てが困難だったと情状酌量を求め、懲役3年が相当と主張した（『読売新聞』2014年1月23日；『朝日新聞』2014年1月24日）。裁判所は、2014年1月28日に懲役8年の判決を言い渡した。

(4) 重大事件へのコメント

重大事件に対するコメントは、本児が家庭復帰する際の県児童相談所の対応やリスク判断に関するものが多かった。加藤曜子（流通科学大学・児童家庭福祉論）は、虐待を受けた子どもの家庭復帰の際は

終結事案として対応を市町村に一任するのではなく、児童相談所が間に入って支援すべきとし、「環境の変化による再発可能性を視野に入れ、慎重な対応が必要だった」と指摘した（『読売新聞』2012年10月2日）。

野田正人（立命館大学・児童福祉論）は、リスクの評価について実母と母方祖母が過去に体罰を容認し、県児童相談所もそれを認識していたことから、虐待再発のリスクを考えるべきであったとし、「状況確認や客観的情報による裏付けが不完全」と批判した（『読売新聞』2012年19月11日）。森修也（比治山大学短期大学・児童臨床心理学）も県児童相談所は「一回目の失敗（本児が4歳の時に家庭復帰し、その後虐待の通告があり保護となった件）の原因をどう総括したのか。親子関係が築けていない母子の対応を町に丸投げするとは責任が足りない」と話した。

才村純（関西学院大大学・児童福祉論）は家庭復帰の際の市町村と県児童相談所の連携について『何かあれば』は非常にあいまいな言い方。センター（注：県児童相談所）は会議を開いて虐待の経緯や今後の対応について情報を共有すべきだった」とし、府中町も「虐待と聞いた以上、詳細を正すべきだ」と指摘した（『読売新聞』2012年10月2日）。さらに、本児が生後間もなく乳児院に入所し、その後も児童養護施設で長期にわたり過ごしてきた背景や実母の背景を踏まえ、「生後まもなく子どもを施設に預けると親子の愛着も形成されにくい。こうした経緯から虐待が再発する危険性が高いケースだったといえる。児童相談所と関係機関が連携して継続的な支援をしなかったのは極めて残念だ」と批判した。また、そのような継続的な支援ができなかった背後にある構造的な問題も指摘し「背景には、児童相談所の専門職員が不足しているという構造的な問題もある。人材を強化しなければ、厚生労働省の指針も絵に描いた餅になりかねない」と指摘した（『朝日新聞』2012年10月7日）。

湯崎広島知事は2012年10月9日の定例記者会見で県の対応について「結果を見れば当然不十分だった」と述べ、「虐待防止の責務がある行政として重く受け止めている」、「（家庭に戻った後）静かに暮らさせてあげるのがいいのか、リスク管理の立場から過剰だといわれても干渉すべきなのか、複雑だと感じている」と話した。

（5）事件がもたらした影響

（ア）県児童相談所の記者会見

2012年10月2日、本児死亡の翌日、児童相談所の記者会見が開かれ、対応がどのような判断のもとで行われたか説明された（『読売新聞』2012年10月3日；事件の経過の「本児家庭復帰前後の関係機関の対応」を参照）。

（イ）退所児童の調査

本児の事件を受け、県児童相談所では虐待を理由に一時保護され、2011年度に児童が施設を退所した事例について調査が行われた。17名おり、その内要保護児童対策地域協議会に引き継がれたのは4名、児童相談所が継続して対応しているのは3名、他施設に入所したのは1名、就職や自立が9名であった。本児のように未対応になっている者がいないことを確認した（『読売新聞』2012年10月5日）。

（ウ）県議会公明党議員団の児童虐待防止に向けた対策強化の要望書の提出

2012年10月3日、県議会の公明党議員団は、児童虐待防止に向けた対策強化についての要望書を提出した。要望は、①初期対応強化のため児童相談所職員の増員や継続配置をする、②要保護児童対策地域協議会の開催を徹底する、③虐待された子どもを家庭に帰す際に市町村への引継ぎを徹底するなどの5項目から構成されていた。県健康福祉局長は、県の対応を検証し、市町との連携も含めて外部の専門家の意見を聞いて整理したいと応じた（『読売新聞』2012年10月4日）。

(エ) 厚生労働省通知を再度出す

2012年11月1日、厚生労働省は虐待を受けて保護された子どもが家庭に帰った後は各児童福祉主管部が少なくとも半年程度は見守るように再度通知した(『読売新聞』2013年7月25日、厚生労働省「措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について(雇児総発1101第3号)」)。文書では家庭復帰の際のアセスメントの実施に併せて、児童相談所は復帰後少なくとも6か月程度は家庭訪問や安全確認を行い、家族構成や養育環境の変化が生じていないかの確認を求めている。また家庭復帰したものの、児童相談所も支援をしておらず市町村へも引き継がれていない事例がある場合には早急に安全確認を行い、今後の援助方針について市町村と連携して決定することを求めている。

(オ) 検証報告書

広島県は、本児を家庭に戻した県児童相談所の判断などを検討する検証委員会を2012年10月14日に設置した(『読売新聞』2012年10月11日)。検証委員会では、当時の担当者からの聞き取りが行われた。県児童相談所は面会・外泊を通じて親子関係に改善がみられていることから家庭に復帰させることを決め、府中町に対しては虐待を受けて施設に入所したことや配慮してもらいたいことなどを電話で連絡した。県児童相談所所長は「愛着が形成される乳幼児期に生活を共にしていない、地縁のない街に転居したという不安定要因を考えると、文書で連絡すべきだった」と当時の対応について不十分だったという認識を述べた。また町職員は「児童相談所に主導権がある案件だと思ったので、電話で聞き取りしただけだった」「(文書での連絡なら対応は違ったかという問いへ) 違った対応があったかもしれない」と述べた(『読売新聞』2012年11月11日)。また、本児が通っていた呉市と府中町の小学校長への聞き取りでは、小学校に虐待情報が伝えられていなかったことが明らかになり、情報共有の問題が指摘された。以上を踏まえ、検証報告書ではこの事件の課題と提言を下記の5点にまとめている。

① 措置解除について

本児の養育上の課題や、出生直後から実母が本児の子育てをあまり担ってこなかったこと、同居男性の存在等は、虐待再発リスクとして考慮されるべきであった。また、復帰直後の虐待再発のハイリスクな時期、少なくとも6か月程度はケースを終結せず、支援を継続する必要があった。その際、市町村に明確に援助内容を伝え、環境の変化などがなく調査し確認したのちに支援終結を判断すべきであった。一方でケースの終結に関する判断基準がなく、基準を明確にする必要性が指摘された。

そこで提言として、①措置解除基準の明確化、②リスク評価の洗練(リスクは変化するという視点を持つこと、保護者の言葉の裏付けをとること、チェックリストを活用すること)が挙げられた。

② 施設入所・退所児童および保護者への見守り・支援

ペアレントトレーニング等の専門性を活かした治療的な援助は提供されておらず、実母は子ども手当の申請も行っていなかった。また家庭復帰後、本児に直接会って生活状況や心理的ケアの必要性を確認していなかった。援助を求める力の弱い保護者を地域社会の中で孤立させない仕組みづくりが必要であり、家庭引き取り後の虐待防止のためにも地域の子育て支援施策や相談体制の強化を図る必要性が指摘された。

そこで、保護者に対する見守り・支援を強化し、親子プログラムを充実させ、地域における支援者や支援の場づくりに取り組むことが課題として挙げられた。また、家庭復帰後も対象児の心理的ケアや生活状況の必要性を継続的に確認し、ハイリスクケースに関してはセンターとの定期的な面接の確約や保護者支援プログラムへの参加等の条件をつけることが再発防止のための提言として挙げられた。

③ 関係機関の連携、情報伝達・共有

県児童相談所から府中町、施設から学校への十分な情報提供が行われていなかった。機関連携や情報伝達・共有システムの在り方や仕組みを検討する必要がある。またプライバシー保護のために慎重になりすぎて情報伝達がされないという事態を避けるべく、統一的なルールを明確化し、周知することの必要性が指摘された。

そこで情報伝達の複線化、バイパスの設定、情報伝達の双方向化等の情報共有に支障が生じた場合の安全策を講じることや、センターは施設入所中の児童・家庭についての情報を市町に提供すること、連携強化を図ることが提言された。

④ 広報啓発

これから親になる思春期世代に対する啓発活動や孤立しがちな地域の子育て家庭に支援の情報を確実に届ける仕組みが必要であることが指摘された。

⑤ 虐待対応の体制整備

2011年の県児童相談所の児童福祉司一人当たりの新規処理件数は43.8件であり、全国平均の23.0件を大幅に上回っている。そこで検証報告書では以下の体制強化についての提言を行っている。県に対しては、児童相談所に児童福祉司や児童心理司などの専門性を有した職員を必要数配置し、専門職の定着を図るよう提言した。児童相談所に対しては体系的な研修を行い、専門性の維持・向上を図り、市町の個別事例対応への援助、要保護児童対策地域協議会への参加、助言や研修などの技術援助機能の強化を求めた。市町に対しては、相談窓口の担当職員に専門性の高い職員の確保することを図り、人材育成、スキルアップ、対応マニュアルの整備に取り組むことを求めた。

さらに、提言が実際に効果を持つよう、検証委員会は再発防止策の実施状況の検証を受けることとした。このような検証報告書の提言を踏まえてか、県や市町では上述の提言に対応する取り組みが行われ、新聞等で周知された。さらに、報告書では重篤事案の検討や再発防止策実施状況のチェックや専門的な助言等を行う児童相談所を支援する常設の機関・委員会等の設置を検討することを求めた。

(カ) サポートステーションを設置

2013年1月、県が家庭復帰した子どもや親の支援などを行う「サポートステーション(仮)」を県内14か所の児童養護施設・乳児院に設置し、そのための業務委託費として約1億円を計上する方針を示した(『読売新聞』2013年1月9日)。サポートステーションの機能としては、①要保護児童対策地域協議会関係者へのアドバイス、②虐待が再発した場合に子どもが駆け込む「逃げ場」、③親の子育て相談、④地域住民の通報窓口が想定されている。サポートステーションの設置は、児童養護施設や乳児院が要保護児童対策地域協議会に参加しておらず、家庭復帰などの判断をする際も意見を述べる機会がないことに着目してなされたものであり、県によると全国初の試みであった。県幹部は「子どもが家庭復帰した後もその子どもと長く付き合ってきた施設職員がかかわりを持ち続けることで、見守りが行われない事態を確実になくしたい」と話した。

(キ) 学校・保育園・幼稚園での虐待に関する情報の共有

2013年2月14日、広島県教育委員会は全公立小中学校に対し、児童・生徒の虐待経歴を指導要録に記入することを義務付ける方針を決めた(『読売新聞』2013年2月14日)。県教育委員会は同月26日に、幼稚園に対しても幼稚園幼児指導要録に虐待情報を記載するよう通知した。保育所児童保育要録についても同様の対応ができないか協議された(『読売新聞』2013年3月1日)。このような取り組みは、文部科学省によると全国初の試みであった(『読売新聞』2013年2月14日)。

(ク) メープルカイザーによる啓発活動

安芸戦士メープルカイザーが、本児の虐待死と関連した歌を作成し、CD を制作した。メープルカイザーは 2010 年に誕生し、その後も子育て支援&虐待防止の広島県ご当地ヒーローとして児童虐待防止啓発に取り組んでいる。

(ケ) 体制強化

県では、県児童相談所に専任の主幹級職員を 1 名ずつ増員し（『読売新聞』2013 年 3 月 20 日）、府中町では子育て支援課を新設した（『読売新聞』2013 年 4 月 2 日）。子育て支援課は、福祉課内の児童福祉係を課に格上げし、家庭相談員を正職員として配置し、1~2 人増員し、7~8 人態勢となった。子育て家庭の訪問などを強化して県と連携も密にしながら虐待対応に当たることを企図していた。

(コ) 弁護士会が児童虐待防止の要請

2014 年 1 月 30 日、母親の弁護を担当した広島県弁護士会の弁護士 2 人が児童虐待防止のための施策を求める要請書を作成し、児童相談所に提出した（『読売新聞』2014 年 2 月 1 日；『朝日新聞』2014 年 2 月 1 日）。その中では、事件の問題点として、被告が出産直後から 9 歳まで施設に入所していた長女を引き取る際、助言や指導、治療的援助などの支援プログラムを受けていなかったこと、思春期を迎えた本児の反抗的な態度に悩み、精神的に追い詰められていたが、児童相談所による面談や家庭訪問などのサポートがなかったことが挙げられた。そこで、親に子どもを引き渡す際に、親に適切な訓練や治療をうけさせる支援プログラムの確実な実施、引き渡し後の継続的な相談体制、暴力によらない子育てに関する教示を行うことをもとめた。

(6) 個別性からの気づき

1) 家族再統合後の見守りの期間について

本件では、生後間もなくして社会的養護施設に入所した対象児が、十分なモニタリングがなされないまま家族統合後 1 年半後に死亡に至った。これにたいして、『子ども虐待対応の手引き』で家庭復帰後 6 か月間は見守りを行うべきであるとしていたにもかかわらず、措置停止とし家庭復帰後、本児の市区町村に十分な引継ぎを行わず、見守りの体制が構築されないまま、3 か月程度で措置解除としケースを終結したことが課題として挙げられた。厚生労働省も家庭復帰後、最低半年は見守りを行うことを事件後に再周知している。検証報告書では措置解除やケース終結の基準が明確でないため、その基準を検討する会議を設けるとしているが、他の提言について新聞報道等で取り組みが報道される一方で、措置解除やケース終結の基準の明確化に関しては（少なくとも報道レベルでは）なされていない。このことは、措置解除やケース終結をする基準や時期を定めることの難しさを表しているように思われる。

子ども虐待対応の手引き（厚生労働省、2013）や社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2016）においては、家族関係や養育環境の変化は虐待再発につながりやすい要因となるため、少なくとも家庭復帰から 6 か月程度はとりわけリスクが高まる期間として養育状況を把握するとともに、必要な支援を実施しなければならないとしている。しかし、本件が十分なモニタリング体制が築かれないまま家庭復帰後 6 か月を待たず、措置解除になったことに問題があったとしても、本件は目安の 6 か月をこえる、家庭復帰後 1 年半後に死亡となっている。本邦の社会保障審議会(2016)の「特集 施設入所等の経験のある子どもの死亡事例」は、施設等入所経験のある 14 件（本事件も含まれている）について検討した報告書を参照すると、家庭復帰後死亡にいたるまでの期間は、半年未満が 9 名で 6 割であったが、半年~1 年未満が 1 名、1 年以上は 5 名であった。14 名中 5 名という決して少なくない人数が、家庭復帰から 10 か月~2 年の間の間に、虐待により死亡してい

ることが示されている。

本邦では、家庭復帰になった子どもが再度措置されるようになるまでの期間や、割合等や関連要因に関する体系的な調査や情報はない。異なる制度をもつ他国の情報を、日本にそのまま置き換えられるわけではないが、海外の家庭再統合に関する調査を参照して、家庭復帰後のリスクの高い期間および家庭再統合の安定性に関わる要因について検討することは有用であると考ええる。

家庭復帰した子どもたちを追跡した調査では、家庭復帰後半年～1年以内が最も再措置となるリスクが高いだけでなく(e.g. Barth et al., 2008; Terling, 1999)、その後も緩やかに再措置となるリスクが増えていくことを示唆する研究がある。例えば、Terling(1999)では、6か月後がもっとも再措置となる子どもが多いが、その後もリスクは継続しており3～3年半までに37%(Terling, 1999)に上ったという結果が示されている。Farmaer & Wijedasa (2013)においては、約半分の子が2年以内に再措置、Farmer & Lutman (2012)では約3分の2の子が5年以内に再措置となっている。これらの知見からも、家庭復帰から6か月～1年はリスクがとりわけ高まる時期であるということが確認されるだけでなく、少なくとも数年間にわたって見守りや支援を行う必要があることが示唆されている。本件もまた、家庭復帰から1年半後に死亡に至っており、家庭復帰後6か月にとどまらず、見守られ、支援をうけることができる環境や体制をととのえることの重要性を示唆していると考ええる。

2) 生涯発達の視点に立った支援

家庭再統合に関する研究では、再度取り扱いはなるまでの期間だけでなく、関連する要因についても検討されている。その中でも、本件に関連してとりわけ重要であり、頑健に関連が示されているのは、子どもの年齢や発達との関連である。先行研究では思春期や高年齢の子どもにおいて再措置や虐待の再燃につながりやすいということが示唆されている(e.g. Parolini et al., 2018; Barth et al., 2000; Couteney, 1995; Fryer & Miyoshi, 1994; Wulczyn, 1991; Mc Grath-Lone et al., 2017; Yampolskaya et al., 2011)。この時期は、自律性や自立性への希求が高まり、リスクテイキングな行動が増え、親子葛藤も生じやすい時期である。そういった子どもの発達とそれまでの度重なる措置等の生育歴との相互作用の中で、再措置が多くなるのではないかと考えられており(Parolini et al., 2018)、再措置となる要因を考える際には、発達の観点やその子どもの縦断的でライフコースの観点を取り入れることが重要であるとされる(Barth et al., 2000; Mc Grath-Lone et al., 2017)。

判決文によれば、実母は、学習面の支援やスキンシップ等の養育を行う一方で、2012年4月ごろから、本児の主張や反抗に伴い暴力をふるうようになったとある。さらに死亡した当日においても、本児のトリートメントの使用をめぐるやりとりが発端となっている。本児がシャンプーやトリートメントにこだわりをもったり、容姿に気を遣ったりとするのは、自然なことである。例えば、児童期中期ごろから、社会的比較に基づく自己理解が行われる中で、自分の容姿を気にしたり、劣等感をもったりしやすくなる(布施谷, 2016)。また、衣服の選択行動についていえば、幼児期は養育者の選択によって被服していたのに対し、小学校から中学校にかけて養育者から子どもへ「衣服選択の自立過程と捉えられるような権利の委譲がおこる」とされる(木戸他, 2015)。このような容姿を整えることへの興味や衣服選択の自立だけでなく、それを養育者に主張し、時に養育者からの提案を拒絶することもまた、重点が親子関係から仲間関係に移動する児童期～青年期の発達を鑑みれば、どの子どもにおいても起こりうることであり、主張や拒絶ができていてこと自体がこの時期の健全な発達の一面を反映したものであると考ええる。しかし、そのような本児の行動に対する実母の反応は、怒り、暴力をふるうというものであった。

この事件は子どもの自律に伴う親子コンフリクトによるものと捉えることができる。Emery(1992)

は、親子のコンフリクトを子どもの自律性の増進と親の権威のせめぎあいである「権力闘争」だけでなく、親子間で近接を保ちたいという願望と知覚の不一致である「親密闘争」でも捉えられるとした(白井, 2015)。白井(2015)によれば、子どもの自律と親子の親密さは、相反するものではない。つまり、この不従順や自律性への希求は、子どもが親との関係を切ろうとしていることを意味しない。しかし、実際には権力闘争により、親は自分が子どもと近接を保ちたいと思っているにもかかわらず「子は関係を切ろうとしている」と認知し、関係性の危機を経験しやすい。子においても、この要求と親のふるまいが一致しないことで、親子の信頼関係が侵害されているととらえられる。実母は、勉強の支援やスキンシップなどを本児に与えようとするが、自分が与えたもの(シャンプーや勉強への支援)が拒否されることに対して怒りや暴力をもって権威を保とうとする。また、本児が実母のトリートメントを使用したことについて強く反応していることも、そのような大人の領域の侵害や違反行為のように受け取ったのかもしれない。一方で、本児が逃げ出すと、「母親とうまくいかず、家出した自分ようにはならないでほしい、なぜ自分の愛情をわかってくれないのかという不満や怒りを高ぶらせた」とあり、本児との近接を強く保とうとする願望やそれを理解せず、離れようとする本児への怒りが生じていることから、親密闘争の一面があったことが窺われる。

親と子は、時間をかけて、親子間での不一致やコンフリクトを保持・内包しながら、相互的な関係性と親密性を再構築していくが、そのような不一致やコンフリクトの保持・内包が親と自分の境界性を明確にし、子のアイデンティティの発達に寄与すると考えられている(白井, 2015)。その際、親の子どもへの対応の変化や親子間の不一致やコンフリクトの保持・内包には、親自身が子どもであったときの記憶の想起による共感的理解が支えや対応の変化のきっかけになると考えられている(白井, 2015)。つまり、親がかつて思春期・青年期に自立を求めていることや、その時感じていたことを思い出し、その記憶をもって子どもを理解することで、子どもの自律への希求に対して譲歩したり、不一致を否定せずに保持したりすることができるようになるということである。本事件のように、実母自身が虐待を受けており、自律性が認められる経験が少ない場合や、「母親とうまくいかず、家出した自分ようにはならないでほしい」と実母自身が自分の自立を否定的にとらえている場合には、白井(2015)の過去の記憶想起を利用して子どもを理解することが難しくなると考えられる。また、虐待的な関係を非常に強固な上下関係とすると、思春期・青年期に相補的な関係になっていくことは、世話を与えながら適切に統制する養育を行うことはまた別の大きな変化が求められる。

以上のように、子どもの発達にともない親子の関係性には変化が伴い、虐待的な関係にある親子や、かつてそのような関係に身を置いていたものにとっては、思春期・青年期の関係性の変化は大きな試練となると考えられる。家庭復帰後、少なくとも半年の見守りは必要であることや、措置解除の前に十分に子どもや家庭の様子をみてリスクを判断することは、もちろん重要であるが、それだけでなく、子どもの発達に伴い、虐待が再燃する可能性があること、そうでなくても思春期・青年期の子どもの自律性の希求に伴う変化は親子関係に大きく揺さぶりをかけることを考慮に入れて見守りを考える必要がある。資源に限りがあるなかで、子どもの成長や親子関係の変化を視野に入れた長期的な支援の実施には限界があるかもしれないが、家庭復帰後の支援が家族再統合の安定性にとって効果的であり、重要であることも調査から示されている(Yampolskaya et al., 2011; Balsells et al., 2015)。

3) 検証報告書の提言にもとづく取り組みとその報道

最後に、本事件をうけて作成された検証報告書では、提言内容についてその後課題が改善されているか確認する検討委員会を設けると記載されていた。そのような検討会が開催されたか定かではなく、少なくとも報告書として確認できる形にはなっていない。しかし、新聞では、広島県内レベルで提言

を受けた様々な取り組みや改善がなされたことが報道され公に確認できるようになっている。例えば、サポートステーションの設置、保育園・幼稚園・小学校での被虐待児についての情報共有の義務化、広島県および府中町での虐待対応や子育て支援の人員増加や体制の強化についてが記事となっている。提言を受けて、どのような変化があったのか外部から確認することが難しい場合も多いが、本事件では、検証を受けて、その後具体的に取り組みや改善があること、それが報道などの形で周知されているという特徴がある。また、そのような取り組みが事件後報告書を受けて、素早く、かつ、保幼小や行政という様々な機関で行われたことが報道から窺われる。検証報告書の提言に対し、子どもに係る様々な機関が具体的なとりくみを行い、それを報道し、報道を通して周知していくことは、事件から得られた教訓を活かし、着実に地域での虐待を再発防止につなげていく上で有用であると考えられる。

(平田 悠里)

引用文献

- Balsells, M., Pastor, C., Mateos, A., Vawuero, E. & Urrea, A. (2015). Exploring the needs of parents for achieving reunification: The views of foster children, birth family and social workers in Spain. *Children and Youth Services Review*, **48**, 159-166.
- Barth, R., Weigensberg, E., Fisher, P., Fetrow, B., & Green., R. (2008). Reentry of elementary aged children following reunification from foster care. *Children and Youth Services Review*, **30**, 353-364.
- Courtney, M. (1995). Reentry to foster care of children returned to their families. *The Social Service Review*, **69**, 226-241.
- Emery, E. (1992). Family conflicts and their developmental implications: A conceptual analysis of meanings for structure of relationships. In C.U. Shantz & W.W. Hartup (Eds.). *Conflict in child and adolescent development*. New York: Cambridge University Press, pp. 270-298.
- Farmer, E., & Lutman, E. (2012). *Effective working with neglected children and their families: Linking interventions to long-Term outcomes*. London, England: Jessica Kingsley Publishers.
- Farmer, E., & Wijedasa, D. (2013). The reunification of looked after children with their parents: What contributes to return stability? *British Journal of Social Work*, **43**, 1611-1629.
<http://dx.doi.org/10.1093/bjsw/bcs066>
- Fryer, G. E., & Miyoshi, T. J. (1994). A survival analysis of the revictimization of children: The case of Colorado. *Child Abuse & Neglect*, **18**, 1063-1071.
- 布施谷節子(2016). 成長と加齢に伴う体型把握と衣生活行動. 日本家政学会誌, **67**(6), 331-340.
- 広島地判 平成 26 年 1 月 28 日 (LEX/DB 文献番号 25503771)
- 広島県西部子ども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会 (2013). 児童死亡事案検証報告書.
- 広島県東部子ども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会 (2010). 児童虐待死亡事案検証報告書.
- 木戸彩恵・荒川歩・鈴木公啓・矢澤美香子 (2015). 幼児期から青年期にかけて衣服を選び、着る行為の変容——女子大学生を対象としたインタビュー調査から——. 立命館人間科学研究, **32**, 85-103.
- 厚生労働省(2013). 子ども虐待対応の手引き.
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html
(2021 年 6 月 21 日取得)
- Mc Grath-Lone, L., Dearden, L., Harron, K., Nasim, B., & Gilbert, Ruth. (2017). Factors associated

- with re-entry to out-of-home care among children in England. *Child Abuse and Neglect*, **63**, 73-83.
- Parolini, A., Shlonsky, A., Magruder, J., Eastman, A., Wulczyn, F., & Webster, D. (2018). Age and other risk factors related to reentry to care from kin guardian homes. *Child Abuse & Neglect*, **79**, 315-324.
- 白井利明(2015). 青年期のコンフリクトを親子はどのように体験するか—前方視的再構成法を使って—. 青年心理学研究, **27**, 5-22.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2016). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
- Terling, T. (1999). The efficacy of family reunification practices: Reentry rates and correlated of reentry for abused and neglected children reunited with their families. *Child Abuse and Neglect*, **23**, 1359-1370.
- Wulczyn, F. (1991). Caseload dynamics and foster care reentry. *Social Service Review*, March, 133-156.
- Yampolskaya, S., Armstrong, M., & King-Miller, T. (2011). Contextual and individual-level predictors of abused children's reentry into out-of-home care: A multilevel mixture survival analysis. *Child Abuse & Neglect*, **35**, 670-679.

6. 横浜市6歳女児殺害遺棄事件（神奈川県 2013年）

（1）事件の概要

2013年4月、横浜市の雑木林の中から6歳女児（以下、本児）の遺体が発見された。本児は前年7月、実母と当時母と同居していた男性（以下、R）から暴行を受けて死亡し、遺棄されていたもので、2人は死体遺棄容疑で逮捕された。なお、母子が男性宅で同居を始めたのは、事件発生直前の6月上旬頃であった。

実母は、1歳前から本児を実家に預けていたが、5歳で本児を引き取ると、SNS等で同居に応じる男性を探してはあちこち移り住むようになった。居所は複数の自治体にまたがっており、本児は就学年齢に達していたが、入学式を含めて1日も登校していなかった。

本事例では、死亡と同時期に、本児の異父妹が裸足で泣きわめいていたとして、児童相談所が警察から虐待通告を受けていた。児童相談所は異父妹を現認したものの、本児を目視できなかったことから調査を続けたが、母子が居所を変えたため所在を確認できず、本児の死亡時点で妊娠していた異父弟の出産が契機となって、ようやく本件が発覚した。

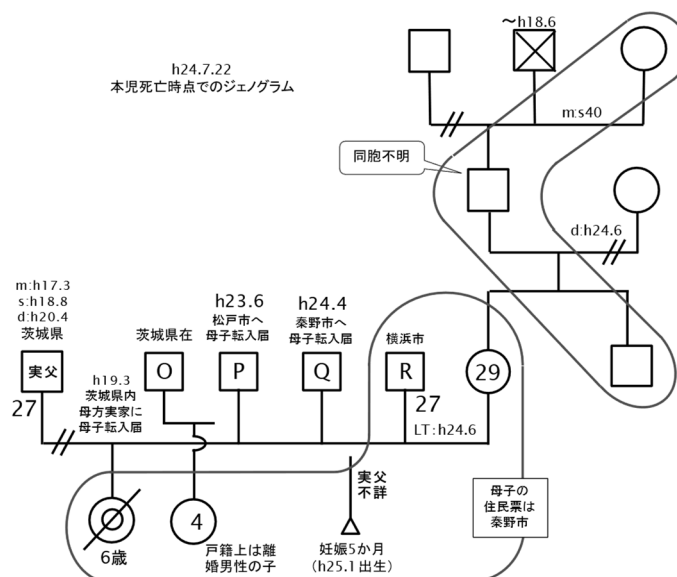
実母は、暴行及び死体遺棄の容疑で起訴されたが、死体遺棄については無罪を主張した。裁判所はそれを認めず、懲役2年（求刑懲役3年）の実刑判決を下した。実母はいったん控訴したものの、その後取り下げで刑が確定した。またRは、傷害致死と死体遺棄容疑で起訴された。Rは傷害致死について否認したものの、判決は、被告の暴行で死亡に至ったと考えられると認定し、懲役8年の刑（求刑懲役10年）となった。Rは控訴せず、刑が確定している。

なお、本事例は居所不明児の存在を浮き彫りにし、母子保健担当部署や学校・教育委員会、児童相談所等の機関間、また自治体間での情報共有、連携の課題についても問題提起するものとなった。

各メディアは、逮捕報道の後、所在不明中の養育の実態がどうだったのか、なぜ死に至ったのかなど、警察からの事情徴収に対する実母とRの供述を連日のように報道し、同時に機関間および自治体間の連携不足を批判した。

（2）家族状況

1）事件発覚時（事件発生時）のジェノグラム



2) 家族の状況

実母について（年齢は本児の死亡時点のもの）：29歳。中学時代に不登校となり、高校に進学したものの中退している。実家との関係は良好ではなく、実家を「つらくて戻れない（ところ）」と語っている。17歳の時に家出して以降、居所を転々としてきた。22、3歳の頃結婚し、本児を出産するが、夫の暴力があり、逃げて実家に戻ったものの、居着くことはなかった。本児の生後10か月頃から本児の養育を母方祖父母に委ね、実家を離れた。その後、複数の男性と同居しながら住居も転々とし、異父妹を出産する。異父妹は実家に預けることなく自身で養育していた。本児は、5歳の時に引き取っている。なお、事件当時は、さらに別の男性との間の子を妊娠していた。

実父について：27歳。実母への暴力があり、母子との別居を経て本児が2歳半の頃に正式に離婚している。実母と生活した期間はほとんどない。

加害男性Rについて：27歳。中学校卒業間際にバイク盗で少年院入所歴があり、定時制高校に進学したが直後に自主退学していることが公判で明らかにされている。実母とは出会い系サイトで知り合い、実母が生活で困っていると話したことから「そんなに辛いのであれば家に来ればいい」などとやり取りし、事件直前の6月上旬頃から同居を始め、翌7月に本児を死亡させた後、実母とは別れている。当時はとび職。

異父妹について：4歳。出生後、母と別居することなく事件発覚時まで母と同居していた。

母方祖父母：本児が生後10か月頃から5歳まで預かっていた。本児は祖父に懐いており、母が本児を引き取ることにについて、祖父母とも反対していた。なお、祖父母は事件発生直前の2012年6月に離婚している。

母方叔父：実母の弟。実家で祖父母（叔父の両親）と同居し、本児の保育所への送り等を担っていた。

母方曾祖母について：居所を転々とする実母に対して金銭的な援助をしていた。また、母方祖父母が就労していたため、本児が実家にいる間、実質的に本児の養育を行っていた。

実父以外の家族状況については、横浜市の検証報告書より引用の上、記載方法の変更と、若干の加筆をしている。

(3) 事件の発生と加害者（Rと実母）の逮捕までの経過

事件の発生した横浜市、母子が暮らしていた千葉県松戸市及び千葉県と神奈川県が、この事件の検証を行い、検証報告書を公開している。ここではRと実母の逮捕までの経過について、各検証報告書と新聞報道等からまとめ、記載する。この事件は、実母が居住地を転々としており、居所のあった地域別に経過をまとめる。なお、それだけ頻繁に居住地を移動したのは、「携帯サイトなどで金のありそうな男性を見つけ、居候した」ことによる（2013年5月28日付朝日新聞横浜地方版朝刊）。こうした事情から住民異動手続きが適切に行われず、居所の確認が難しかったことも特徴であった。そこで、表1に、Rと実母が逮捕されるまでの居住地、居住期間、本児以外の同居者等を示した。また表2は事件の経過の概要である。

表1. 本児の居住地、居住時期、本児以外の同居者（居住実態が不明確な時期を含む）

本児の居住地	時期（本児の年齢）	本児以外の同居者
茨城県	2005年10月～2006年8月（0歳）	実父、実母
茨城県小美玉市 （母方祖父母宅）	2006年8月～2011年6月（0～5歳）	母方曾祖母、母方祖父母、母方叔父 （月に1、2回は実母宅に外泊）
千葉県松戸市	2011年6月～2012年1月（5～6歳）	実母、交際相手（P）、異父妹

	歳)	
神奈川県秦野市	2012年1月～2012年6月(6歳)	実母、交際相手(Q)、異父妹
横浜市	2012年6月～2012年7月(6歳)	実母、交際相手(R)、異父妹
2012年7月の本児死亡以降も、実母は交際男性を求めて転々としていた。		

表2. 事件の経緯の概要

05年10月	本児が出生
06年2月	4カ月健診受診
8月	本児が茨城県の母方実家に預けられる。実母は実父と別居し、新しい交際相手と生活。本児は月に1、2回実母の交際相手宅で外泊。
07年5月	実母の付き添いで1歳半健診受診。予防接種はほぼ未実施
08年4月	実父母離婚。
6月	異父妹が出生。異父妹は実母が養育。
12月	本児が母方曾祖母が付き添いで3歳児健診受診。
10年4月	本児が保育所に入所
11年6月	実母が母方祖父母の了解なく保育所退所の手続きをし、母方祖父母等の反対を押し切り、直接保育所から本児を引き取る。千葉県松戸市に実母、本児、異父妹の住民票を移動。
11年11月	千葉県松戸市の就学時健康診断を欠席。以降小学校が毎日のように訪問
12年4月	入学式を欠席。その数日後に家族3人の住民票を松戸市から神奈川県秦野市に移す。
12年6月	親子3人は横浜に移りRと同居する。
12年7月	裸足で泣きわめく次女が近隣に目撃され110番通報される(3日)。警察署署員が訪問。異父妹に対するネグレクト及び心理的虐待の恐れがあるとして横浜市の児童相談所に通報する(5日)。警察は本児を現認したが、虐待は確認されなかった。児相と区役所が家庭訪問し、実母と異父妹に会うが、本児はRと外出しており不在(13日)。住民票の異動と転校手続きを促す。後の裁判で、実母は在宅させていなかった理由を「本児の顔や体に痣があり、本児への暴行が発覚することを恐れていたため」と語っている。児相と区役所が連携して本児の目視確認を目指すことを確認(18日)。実母に電話し、住民票の異動と転校手続きを再度促す。
12年7月	本児がRより暴行を受け、頭蓋内損傷により死亡(22日) 。磯子区の雑木林に遺棄される(22日)。児相が家庭訪問するが不在(24日)。児相が実母に2回(24日、25日)にわたり電話をするが繋がらない。Rに電話すると、本児は茨城県の実家にいると話す(31日)。
	以降、児相は複数回にわたり実母と電話でやり取りをし、家庭訪問等の取り決め等をするがキャンセルや不在などで接触ができない状況が続く。
13年1月	実母は千葉県で弟を出産し、秦野市に出生届を提出(21日)。横浜市児相はCA情報連絡システムで全国の児相からの情報を求めた。
13年2月	以降、児相は秦野市の市役所を複数回訪問し実母との接触を試みるが果たせず。親族に捜索願を提出することを促す。
13年4月	21日に実母と異父妹、弟が茨城県で警察に保護される。本児について、実母は磯子区の

雑木林に埋めたと供述。供述通り本児が発見され、実母が逮捕となる（22日）。翌日にRが逮捕となる（23日）。

1) 茨城県での経緯

本児は2005年、茨城県で出生し、本児が4か月時に両親揃って乳児健康診査を受診している。しかし実父から実母への暴力があり、実母は本児と共に実家に戻ることもなかった。ところが実母は実家に居つかず、すぐに出て行ってしまふ。母方祖父は居所が定まらない実母では子どもを養育できないと思い、生後10か月の本児を預かることとした。そのときの本児はハイハイもできなかったという（2014年9月6日朝日新聞朝刊1社会より）。一方、実母は新しい交際相手と暮らしており、本児は月に1~2回程度は、実母のところに外泊したという。本児の1歳半健診は実母が付き添うが、予防接種はほぼ未実施だった（横浜市検証委員会報告書より）。本児、2歳6か月時に両親が正式に離婚した。その2か月後に異父妹が出生する。実母は本児を実家に預けたまま異父妹だけは自ら養育した。本児の3歳児健診（2008年12月、本児、3歳2か月）に、母方曾祖母の付き添いで受診している。4歳6か月になり、保育所に入所。ここでひらがなの練習を始めて、「じいじに」と書いた手紙を何通も母方祖父に渡していたという（2014年9月6日朝日新聞朝刊1社会より）。

ところが5歳8か月の頃、実母は母方祖父母に言わないまま、保育所の退所の手続きをし、母方祖父母の反対を押し切って、直接保育所から本児を引き取ると、千葉県松戸市に母子の住民票を異動させる。この時の状況を、母方祖父は後に次のように語っている。

『母親』を意識するようになったのは、保育園に通うようになってからだと感じる。若い母親たちに交じり、曾祖母が参観日や遠足に来るのを嫌がるようになった。たまに顔を見せる実母との別れ際に声をあげて泣くようになり、いつからか、『お母さんが一番好き』というようになっていた。

「母は連絡なしに突然現れ、『自分で育てる』と言い出した」。

別居していた実母が本児を引き取ったのは、2011年6月。仕事から帰宅した時にはすでに2人の姿はなかったという。「あれじゃ、引き留められないね」。本児のはしゃぎぶりは近所の人がそう漏らすほどだった。

「娘の身勝手さに腹は立ったが、本児は母親と暮らすことを喜んでおり、これでいいのだ、と自分に言い聞かせた」（2013年10月26日付神奈川新聞朝刊「女児虐待死事件から半年、祖父の消えぬ生き地獄」より抜粋）。

2) 千葉県松戸市での経緯

実母と本児及び異父妹の住民票が松戸市に異動されており、母子は松戸市に転入したと思われる（ただし、関係機関が母子と直接コンタクトをとったわけではないので、確実な事実であるか否かは不明である）。

さて、松戸市に住民票を異動した年、本児は6歳になり、翌年には入学を控えていた。小学校は、住民票の所在地に宛てて就学時健康診断の案内を送ったが、連絡がないまま欠席する。学校は、すぐに家庭訪問したが、不在というだけでなく、本家族の居住実態そのものがないようにも感じられたという。ただし、念のため繰り返し訪問しては、状況を確認していた。また、教育委員会も、住民票登録がある本児に規定どおり入学通知書を発送したが、本児は入学式も欠席する。ところが、入学式から1週間も経たないうちに、母子は神奈川県秦野市に住民票を移したのであった。そのため松戸市の小学校や教育委員会は、元々松戸市に住んでいなかった本児らが、実際に住んでいた秦野市に、遅れて住民票を移したものと判断して調査等を終了したのであった。

一方、本児の異父妹は3歳児健診の時期に当たっており、母子保健担当部署は、12月の健診を案内した

が、やはり受診することはなかった。そこで、3月に状況確認の文書を発送し、4月と5月に家庭訪問している。ただし、きょうだいを含む本家族全体についての状況把握は行わず、5月になって転出（住民票の異動）していたことを確認し、調査を終了している。なお、教育委員会、母子保健担当部署ともに、「転出届＝無事」と推測し、転居先自治体である秦野市との情報共有は行っていなかったが、本児は秦野市でも一度も登校することはなかった。

こうした取り組み状況について、千葉県の検証報告書は、「各機関ともに転入間もない中で関与が求められたこと、保護者・本児らが健康診査等を受診せず、生活実態が不明であったこと、それらとも関連して、情報が非常に少ない中で対応を求められたことなどが共通する特徴であった」と述べつつ、「学校、教育機関や母子保健機関がきょうだい等家族全体に対して関心を払っていれば、就学时健康診断や3歳児健康診査未受診を互いに確認し、それを踏まえて違った対応が行われた可能性がある」として、「保護者の状況やきょうだいを含む家族全体に目を向けた調査や援助を念頭に置くこと」を提言している。

3) 神奈川県秦野市

なお、実母は秦野市に転入届を出したものの、本児の通学関係書類を持参しておらず、窓口職員が教育委員会に行くよう説明したが、行かずに帰った。そのため秦野市教育委員会が本児の不登校を確認したのは、横浜市児童相談所が異父妹の児童虐待通告を受けて秦野市に連絡してからのことであった。

母子は2012年4月12日に秦野の男性宅に住民票を移して転居したが、朝日新聞の取材（記者が拘置所で実母と面会。）によると、そこでの本児の様子について、次のように報じている。入学を控えた本児は近所の女性に「小学校に上がるんだ」と楽しそうに話していた。『行かせてあげるから、もうちょっと待って』。母親はそう言い聞かせていた。学校に行かせようにも収入がなかった。男性宅を渡り歩いた時期。3人目を妊娠し、『行政に頼ることも思いつかなかった』。入学式のころ、制服に見立てた紺色の制服を着せるのが精いっぱい。ランドセルは買えなかった。」と（2014年9月6日付朝日新聞朝刊・社会）。

4) 横浜市での経緯：本児の死亡まで

2012年6月上旬には、母子はRと横浜市内のR宅で暮らし始める。7月3日、異父妹がドアの外で裸足で泣き叫ぶのを住民が目撃し、110番通報をした。通報を受けた警察は自宅を訪問し、本児と異父妹を現視した上で、異父妹に対するネグレクト及び心理的虐待の恐れがあると認める。これが本児の所在を確認した最後となったが、このとき本児についての虐待は確認できなかった。警察は5日に横浜市児童相談所（以下、児相）に通告し、児相は翌日にRと実母に電話して訪問を約束する。なお、児相は、この時点で横浜市に住民票がなく、秦野市にあることを確認する。児相は9日にRと実母に電話して、訪問日が7月13日と決まった。

7月13日、児相職員は区役所職員を伴い約束通り訪問した。実母と異父妹が在宅しており、本児はRと外出中とのことだった。児相は異父妹の安全確認を行うとともに、実母や家族の生活歴などを聞き取り、住民票の異動及び本児の転校手続きが未了であることから、手続きするよう促した。約1時間の滞在の中で、異父妹に著しく不衛生な様子や成長不良などの心配な点は確認できなかったが、幼児がいる割には生活用品が少ないなど気になる点があり、慎重な調査を継続する必要があると感じられた。なお、実母は裁判の中で、本児を在宅させていなかった理由として、「本児の顔や体に痣があり、本児への暴行が発覚することを恐れたためである」と語っている。この日、秦野市教育委員会は小学校在籍確認調査で本児の不就学を把握した。

実母の暴行の引き金について、2013年5月8日付読売新聞朝刊は「成長するにつれ、いうことを聞かないことが増え、昨年初めころから手をあげるようになった」「自分の親に子どもを預けると、子どもを取られ

るような気がした」と実母が供述していると報道した。5月19日付の同新聞の朝刊では「本児が次第に祖母の元に帰りたいと話すようになり、実母は『イライラして虐待した。12年4月ごろから4、5回顔を叩いたりした』と供述している」と報じ、5月28日付の同新聞朝刊では「実母の虐待の理由について、『自分は両親から愛されていない』と考え、本児が実家での暮らしを楽しそうに話す度にいらだち、『嫉妬心から暴力を振るうようになった』と説明している」と報じている。

その後、2014年9月6日付の朝日新聞朝刊では、この時期の親子の状況について、「6月から同棲を始めたRは、本児に殴る蹴るの暴行を繰り返した。実母も、妊娠中の体調不良や育児のいらだちから、『しつけ』と称して顔をたたいたり、浴槽に顔を沈めたりした。そんな中でも本児は実母をいたわる言葉をノートに書きつけていた。『ままのことだれかたすけてくれないかな。だってままからだわるいのに、がんばってるんだもん。まま、かわいそうだよ』」と報じている。

7月17日、児相は、実母が子育てをしていた松戸市に電話。異父妹の乳幼児健康診査の受診状況を確認したところ、自治体を実施する乳幼児健康診査は未受診だが、実母は「民間病院で健診を受診している」と話したという。

5) 本児の死亡

7月19日、区役所が実母に電話し、再度住民票の異動及び本児の転校手続きを促した。

7月21日夜から朝にかけて、自宅で部屋を暗くして4人でDVDを観ていた際に、本児に足を踏まれた実母が激怒。水が嫌いな本児を風呂場に連れていき、シャワーの水をかけ始めたという。その後Rも加わってたたいたり、顔を浴槽の水につけたりし、倒れた本児をRが蹴り、頭を強打した。

22日、本児はRの暴行による頭蓋内損傷で死亡する。実母とRの供述によると、この日の朝、本児の死亡に気づいた2人は、夜になって遺体を車で横浜市磯子区の雑木林まで運び、穴を掘って、本児の遺体を遺棄する(2013年5月20日付朝日新聞朝刊・社会面)。

6) 本児の死亡後、Rと実母の逮捕まで

7月24日、児相は、家庭訪問をおこなうものの母子らは不在。松戸市教育委員会と秦野市教育委員会への情報収集により、本児が両市いずれにおいても不就学であることを確認する。

その後、実母に電話するものつながらない。7月31日の児相の援助方針会議で、本児と異父妹を被虐待児として認定し一時保護も視野に入れて対応し、継続指導とすることを決定する。同日、児相はRに電話する。Rは穏やかな口調で、転入手続きは未了であり、本児は茨城県の親戚宅にいると話す。

8月6日、区役所が実母に電話すると、転居予定であると答えたが、転居先については、「教える必要があるか」と攻撃的な口調で応じなかった。8月8日実母から電話があり、「実母と異父妹は茨城県に、本児は県外の親戚宅にいる。茨城県内で本児の就学手続きを相談中で、Rも同居予定」と答える。8月17日に家庭訪問を約束するが、その後「風邪を引いた」「県外の親戚宅にいる」などと、訪問日が先延ばしされていく。

8月30日、約束した上で児相が家庭訪問したところ、実母と異父妹が在宅。「本児はまだ県外の親戚宅にいる」と答えた。

9月3日、実母から児相に電話がある。同居男性との不仲、中絶などの相談だった。

10月1日、実母から児相に電話がある。「9月24日に中絶手術をした。5日間入院した。死産扱いで火葬した。秦野市には10月9日に死亡届の手続きに行く予定。その時に転居手続きをする」と話した。しかし秦野市役所に来所することはなかった。

10月12日に、児相と区役所が家庭訪問するが不在。大家の話では「解約はされていないが家財道具が運

び出されたと聞いている」とのことだった。

10月29日に、実母から児相に電話がある。「市内で転居予定」とのこと。

11月7日に区役所が家庭訪問したところ、電気メーターが止まり、郵便受けにガムテープが貼られて、住んでいる様子が見えなかった。

11月21日、児相が実母に電話すると「まだ茨城県にいる。来月には横浜で新居を借りるつもりでいる。本児も登校を楽しみにしている」と話す。翌日には実母から「携帯番号が変わった」との連絡が入る。

12月11日、児相は茨城県の自治体に電話し、本児の安否が確認できず実母の話の信憑性も低いことを伝えた上で、実母の立ち寄る可能性のある茨城県の実母の実家を訪問し、本児の安否確認、本児がいない場合の曾祖母からの情報聴取を依頼した。

12月18日に電話を受けて茨木県の市職員が実家を訪問する。

12月19日、実母から児相に、茨城県の自治体職員が実家を訪問したことへの抗議の電話がある。

12月21日、秦野市役所（児童度福祉主管課）から、実母が12月7日に妊娠届を提出したこと、および「本児が未就学であることが分かった」との連絡が入る。

12月28日、実母から「実家や役所を調査するのはやめてほしい」との抗議の電話が入る。以降、実母に電話しても虚偽の内容が繰り返される。

2013年1月22日、秦野市役所から「実母が1月12日に千葉県の病院で異父弟を出産し、1月21日に秦野市役所に出生届を提出した。実母は疲れたと訴え、本児の就学手続きは行わずに帰った」とのことだった。病院から連絡を受けた千葉県の市職員が、実母が届け出た住所に家庭訪問したところ、実母が新たに知り合った男性宅だった。男性の母親から「本児は心臓病で昨年亡くなったと聞いた」ことを聴取した。児相は同日警察への相談等によって、本児の安全確認を目指す方針とした。

1月24日、児相が、茨城県の実家に電話。偶然そこに実母が来ており、実母は「曾祖母に手紙を送ったり、連絡するようなことはやめてほしい。本児は松戸市の友人宅にいる。1月31日に松戸市で就学手続きをして、横浜の児相に行く」と話した。警察から児相に、すぐに調査に行くべきとの助言があり、実母が本児との面会を拒否した場合は、「出頭要求」を渡すことも決定した。その上で直ちに実家に訪問したが実母には会えなかった。曾祖母によると「本児とは1年前に会ったきり。実母は横浜に住んでいて、本児は松戸市の友達に面倒を見てもらっている」と聞いている」とのことだった。

その後も児相は、実母と会う約束を取り交わすが、約束は反故にされ、実母と本児共に所在が判明せず、実母との電話での連絡も途切れたことから、曾祖母等の親族に捜索願を提出するよう促し、「CA情報連絡システム」で全国に情報提供を依頼することを決定した（1月29日）。

その後、児相は、秦野市役所に行って実母との面会を試みるが、会うことができなかった（2月15日、18日）。以降、秦野市役所等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続する。

3月26日、警察署からの「捜査関係事項照会書」を児相が受理し、本児に関する記録を提出する。以降、警察等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続する。

4月21日、神奈川県警本部から、「実母と異父妹、異父弟を茨城県で保護した」との連絡が入る。2013年5月1日付の毎日新聞の記事によると、実母は、横浜市から茨城県小美玉市など住所を転々と変え、神奈川県警は行方をつかめなかったが、実母があるアニメに夢中で一日中見ているとの情報が得られ、県警は茨城県内のレンタルビデオ店を回り、貸出履歴を調べたところ、いつも洋画しか借りていなかった小美玉市の男性が、ある時期から急にアニメのDVDを借りるようになっていたことが判明し、この男性宅で実母を発見、同居の異父妹と生後4か月の異父弟を保護したという。

同日に異父妹と異父弟を茨城県児相が一時保護する。

さらに実母が任意同行に応じて神奈川に移動する警察車両の中で、「遺体を埋めた場所を案内できる」と話し始め、本児の遺体が横浜市磯子区の雑木林で発見される。遺体はすでに白骨化し、一部は地表に出ていたという（5月1日付毎日新聞）。

4月22日、実母が死体遺棄の疑いで逮捕される（5月13日、横浜地検が死体遺棄罪で起訴）。

4月23日、Rが死体遺棄の疑いで逮捕される（5月15日、横浜地検が死体遺棄罪で起訴）。

5月19日、Rと実母が傷害致死の疑いで再逮捕される。

5月28日、神奈川県では、県内の学校と警察で組織する「神奈川県学校・警察連絡協議会（学警連）」の総会を開き、今年から県や横浜、川崎などの児童相談所が加わり、学校、警察、児相の3者が密接に連携して、いじめや非行、児童虐待などの対策にあたることを確認した。

また、秦野市教育委員会は、今回の事例の検証を行い、5月から教育委員会が住民票と学齢簿の点検を、年3回であったものを毎月実施することや、保護者が在学証明書を持っておらずに転入してきた場合、教育委員会が直接保護者と面談することと改めた（2013年5月10日付読売新聞朝刊）。

6月10日、横浜地検がRを傷害致死罪で、実母を暴行罪で追起訴する（実母の傷害致死は不成立）。

（4）公判

朝日新聞、読売新聞、神奈川新聞に報道された記事を基に記述する。

1) 実母の公判とその後

2014年4月21日、地裁で、暴行と死体遺棄の罪に問われた実母の初公判が行われた。実母は「本児が死んでしまったことで頭がいっぱいで、よく分からないまま遺棄現場に行った」（2014年4月21日付読売新聞夕刊）と死体遺棄罪については無罪を主張。また「浴室でシャワーで水をかけ、顔を1、2回たたいた以外は暴行はしていません」（2014年4月21日付朝日新聞夕刊）と暴行罪も一部否定した。

5月19日の2回目の公判では、Rが証人として出廷し、死体遺棄に実母が関与したとする経緯を主張した。証言によると、22日未明に本児が風呂場で倒れ、けいれんする本児を見つけた際、救急車を呼ぼうとするRの提案を、実母は「いい」と言ったので呼ばなかった。「暴行の発覚が怖くて救急車を呼ばなかった。実母も同じ気持ちだったと思う」と証言した（2014年5月20日付読売新聞朝刊）。同日の夕方、両被告が遺体を埋める場所の下見に出かけた際、最初の竹やぶで、実母は「掘り起こされるからここには埋められない」などと拒否。夜になって磯子区の雑木林に埋める際には、Rがスコップで掘る穴を実母が携帯電話のライトで照らしていたという。また、同棲を始めた同年6月から事件までに「実母が本児の顔や頭をたたき暴行を10回程度見た」とも証言した（2014年5月20日付朝日新聞朝刊）。

6月3日の公判で、初めて被告人質問が行われた。実母は遺体が見つかった場所にいたことは認めた上で、「Rが怖かったので言われた通りについて行った」と説明し、死体遺棄の関与を否定した。また22日未明に本児が倒れた際には、救急車を呼ぼうとしたが、Rから「暴力が見つかってしまう」と言われたという。遺体の埋め場所の下見に行ったことは「ありません」と否定した。一方で、DVDを観ているとき、本児が実母の足を踏んだのに謝らなかったことが、事件のきっかけだったと告白。自らも本児にシャワーで水をかけ、顔を1、2回平手でたたいたことを認めた。本児が小学校に入学しなかったことについては「役所に頼ればよかったが、分からなかった。本児に申し訳なく思います」と話した（2014年6月4日付朝日新聞朝刊）。

7月28日の公判で、検察側は懲役3年を求刑した。検察側は「遺棄を了解し、遺棄場所の下見や見張りもした」として実母の共犯が成立すると主張。本児への暴行も日常的で「遺棄は発覚を免れるため、身勝手に卑劣だ」と指摘した。これに対して弁護側は「本児への死亡後、茫然自失となりRに従っただけで、遺棄の意思はなかった」と無罪を主張した（2014年7月29日付朝日新聞朝刊）。

9月5日、横浜地裁は実母に懲役2年の実刑判決を言い渡した。裁判長は判決理由で「抵抗できない幼児に一方的に暴行を加えているうえ、暴行は日常的に繰り返されており悪質」と非難。妊娠中で体調不良のため、代わりに暴行を加えるよう頼んだRによって本児が死亡したことから、「端緒を作った責任は重い」と指弾した。死体遺棄についても「暴行を隠そうという卑劣かつ身勝手な理由で悪質」と批判。反省の色も見られないとし、死体遺棄はRが主導したことなどを考慮しても、「実刑は免れない」と結論付けた（2014年9月6日付神奈川新聞）。

朝日新聞によると、判決前に実母は記者に手紙を書いており、そこには「本児がいないつらさにこの先も苦しむと思います。一生背負うことです」と書かれており、拘留所で毎日、本児の笑顔の写真に手を合わせて謝っているという（2014年9月6日付朝日新聞朝刊・社会）。

実母は高裁へ控訴（9月17日）したが、その後、控訴を取り下げ（11月17日）、懲役2年の実刑とした1審の判決が確定した。

2) Rの公判とその後

2014年6月9日、Rの裁判員裁判が始まった。死体遺棄は認めたが、暴行と死亡との関係は否定し、「浴槽の壁にぶついたりしていない」と否認した。弁護側は、実母がシャワーをかけた後、Rが浴槽に顔を沈めた一連の水攻めが原因となり、本児が低体温症で死亡したか溺死した可能性があると主張した（2014年6月10日付朝日新聞朝刊）。

6月10日、Rへの被告人質問が行われ、本児への暴力について「しつけどが、やりすぎたと思う」と反省を口にした。暴行についてRは、当時同居していた本児の異父妹に対するいじめを叱るしつけどがと説明。本児に反発されたため、「カッとなってしまった」と蹴った理由を述べた。一方、本児が倒れた後、救急車を呼ばなかったことは「人間としてありえなかった」と反省。「（逮捕までの間は）事件の夢を見た。1日たりとも忘れたことはありません。本児に申し訳ない」と涙を見せる場面もあった（2014年6月11日付朝日新聞朝刊）。

6月16日に論告求刑公判が開かれ、検察側は「執拗かつ一方的な暴行で、被害者の無念は計り知れない」として懲役10年を求刑した。弁護側は傷害致死罪を改めて否認し、結審した。

6月20日、Rに懲役8年の判決が言い渡された。判決によると、22日の未明、横浜市南区の自宅風呂場で約3時間にわたって、本児の顔を浴槽に沈めるなどの暴行をした。最後に、横たわる本児の肩付近を体が持ち上がるほど蹴って浴槽に顔をぶつけ、死亡させたものであると認定した。裁判長は「虐待の発覚を恐れて救急車を呼ばないなど、幼い命を軽視し、身勝手だ」と指摘した。一方で判決は、「Rは後頭部を蹴っていた」との実母の証言について、「警察官の誘導に迎合した」と退けた。判決後の会見で、裁判員は「6歳児が感じた恐怖を考えると胸が痛む」「家庭は閉鎖されがち。虐待を止めるには周囲が気付かなければと思った」などの感想を語った（2014年6月21日付朝日新聞朝刊）。

その後、Rは控訴せず、接見した弁護人に「少しでも早く罪を償いたい、刑務所で本児の冥福を祈りたい」と話したという（2014年6月26日付読売新聞朝刊・地方）。

6月下旬、神奈川新聞の記者がRと接見し、寄せられた便箋計21枚の手紙をもとに、7月8日付で記事を書いている。記事によれば、「人に手を上げたこと自体、今までなかった。なんでこうなってしまったのかという思いが正直ある」と記し、インターネットを通じて知り合い、同居した理由について「父親の存在は必要だろうと思った。子どものいる女性と付き合った経験があり、うまく接していく自信があった」と書かれていた。本児とのわずか2カ月間での生活について、『父ちゃん』や『パパ』と呼んでほしかったが、記憶にあるのは『パパ君』の一度だけ。妊娠中であつわりのひどかった実母からしつけを頼まれることが多かつ

た」といい、本児に対して「かわいげがなく、憎らしい」と感じていたという。一方で実母の体調を気遣う本児の姿も印象に残っているという。洗濯機を回し、乾いた洗濯物をたたみ、つわりの和らぐ効果があるという足つぼを竹の棒で押してあげていた。しかし、実母から本児のいたずらを誇張されて伝えられていたといい、「話をうのみにしてしまっていた」と振り返った。事件は「ストレスが虐待という形で表れてしまった」という。「長年続けてきたとび職を腰痛で長時間休まなければならず、不安だった」「実母が家事を全くせず、イライラしていた」と当時の心境を明かし、「次第にたたくことに抵抗がなくなり、本児がストレスのはけ口になってしまった。自分で解決しようと、抱え込んでしまった」などと説明した（2014年7月8日付神奈川新聞）。

（５）各自治体の検証委員会報告：問題の整理と提言

事件が発生した横浜市は、児童虐待による重篤事例等検証委員会において2013年5月14日からヒアリング等の調査と全9回の検証委員会を開催し、2014年12月18日に報告書を公表した。

千葉県も、2013年8月に「児童虐待死亡事例等検証委員会」を立ち上げて、ヒアリング調査と全4回の検討会を開催し、2014年8月に千葉県社会福祉審議会から県に対して報告書が提出された。

2012年1月から2012年6月まで暮らし、住民票のあった秦野市のある神奈川県も「児童虐待による死亡事例等調査検証委員会」を2013年8月5日に立ち上げ、ヒアリング調査も含めて全3回の委員会を開催して、2014年4月に「児童虐待による死亡事例検証報告書」を公表した。

各報告書では、事例の経過と各機関の取り組みを振り返って課題を整理し、自治体に対して今後に向けた改善策等の提言をまとめている。

3自治体の検証報告が共通して指摘した問題点は、以下のように集約される。

- ・転居を繰り返す家族のリスクの高さに対する認識の低さ、及びきょうだいも含めた家族全体を把握する視点が足りなかった。
- ・保健機関、保育所、学校などが、健診未受診、未就学などの懸念が生じているにもかかわらず、各機関の中だけで取り扱われ、地元自治体（要対協等）への情報提供がされていなかった。
- ・転居先の自治体に情報を伝えていないなど、各自治体間での情報共有が不十分であった。
- ・全国の児童相談所間の情報連絡システムである「CA情報連絡システム」の不備。

1) 横浜市の検証報告

この事件からみえる児相等地域機関の対応上の改善点として以下の7項目を示している。

- ①初期対応・調査の改善：きょうだい児についても情報収集、調査、安全確認をすること、初回訪問時の調査を標準化して、訪問前及び訪問時に確認すべき項目を整理し、初期対応・調査のスキルを高め合うことなど。
- ②警察との連携の強化：現場に臨場した警察官から直接状況を確認するよう努めること、積極的に警察との協力関係の維持に努め、行方不明者届を提出する場合、早い段階で警察の捜査が開始されるようにすること、警察OBを児相内に配置することなど。
- ③積極的な近隣情報の収集：警察への通告者は過去にも異兄妹が締め出されて泣いている状況を目撃している。地域には他にもさまざまな情報が存在しており初期調査の段階から積極的に地域の情報を得ることが非常に重要。日頃から地区民生委員・児童委員協議会に積極的に参加し、顔の見える関係作りに努めることなど。
- ④地域に対する広報・啓発のさらなる推進：「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行され、11月の児童虐

待防止推進月間に加えて、毎月5日が「子供虐待防止推進の日」と定められたことを機に、市民意識の向上を図るために広報・啓発を更に進めることなど。

⑤通告対応における体制強化と仕組みの見直し：児童相談所に虐待通告が集中し丁寧な初期対応・調査が行えない状況を改善することなど。

⑥子どもの所属機関の役割：保育所や学校等、子どもが所属していた機関は、転居によって子どもの安全な生活に懸念が生ずる事態となった際は、積極的に地元自治体に情報提供しなければならないなど。

⑦庁内及び自治体間の連携と積極的な情報共有の推進：学齢期を迎えても不就学のまま所属機関がないなど、子どもに心配な状況を把握した場合は、庁内関係部署の情報を要保護児童対策地域協議会事務局に報告し、事務局は「居住実態が把握できない家庭」の実態把握のための調査を徹底すること。すでに子どもが転出している場合には、所属機関等から連絡を受けた自治体は、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、転出先の自治体に積極的に情報提供することが重要である。

また、関係する自治体や児童相談所は、庁内及び関係機関の情報を集約し情報提供するなど、子どもの安全確認や必要な支援につながるよう迅速かつ積極的に協力すること。

さらに国への要望として、以下の4点を示した。

① 居所不明児童対策の強化：居所不明児童の把握を円滑に行うためには、自治体が行うべき調査内容の統一や、取り扱う個人情報の範囲を整理するなど、自治体間で居所不明児童の情報を提供するための「共通ルール」の設定が必要である。また、本人同意を得られない場合や、転居先が不明な児童に関する情報については、「仲介可能な機関」を経由した間接的に生存を確認する仕組みの創設。

② 児童虐待対応に関する高い専門性を身に付けた職員の養成：例えば、新人ではなく数年経験がある職員が、国の専門養成機関にて一定期間（半年から1年間）、高度な専門的スキルや知識を学び、他の職員にも助言できるようにする仕組みについての検討を行うこと。

③ 児童相談所の体制強化に対する支援：現在の国の基準では人口4万人から7万人に1人の児童福祉司を配置するよう政令で規定している。実際に子どもを担当する児童福祉司を少なくとも4万人に1人の基準で配置できるよう、さらなる人員配置基準の見直しや適切な財源措置を講じること。

④ 区こども家庭支援課の体制強化に対する支援：区役所（虐待対応担当部署及び母子保健担当部署）において適切な支援が行えるように、国が市町村の人員配置基準等を示すとともに、適切な財源措置を講じること。また、市町村要保護児童対策地域協議会事務局職員については、新たに地方交付税措置を講じること。

2) 千葉県の検証報告書

学校、教育機関、母子保健機関等の共通する課題として、転居間もない事例で情報が少ない中で対応せざるを得なかったが、それぞれが関わる子どもに限って調査等を行い、それらの情報だけで判断し、本家族が全体としてどのような状況にあるかについて、必ずしも十分な関心が払われておらず、事実確認しないまま、適切なアセスメントができなかった。これらを踏まえ、各関係機関に共通する提言として、以下の3点を提示している。

① 転居を繰り返す家族のリスクは高いという点を理解すること。

② 保護者の状況やきょうだいを含む家族全体に目を向けた調査や援助を念頭に置くこと。

③ 事実を丁寧に確認することの重要性を認識すること。

以上を踏まえ、また、所在が確認できず、居所不明となっているような場合、「虐待のおそれがある児童」若しくは「要支援児童」と位置づけて児童福祉担当部署に情報を集約し、「虐待か否かを判断する」ことも含めて要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するよう改めなければならないとし、母子保健担当部署、学

校、教育委員会関係、市の児童福祉担当部署との情報の共有と協働による状況確認の在りかたについて具体的な方法を明示している。

さらにこの事例で特徴的であった、転居を繰り返すケースに対しては、児童福祉担当部署に情報を集約し、転出元自治体と連絡をとり、情報提供を依頼することや、転出先自治体へ情報提供するなど、転出先自治体と危機感を共有し、連携した対応をとることなど、具体的な方法を提示している。

その上で、居所が不明の場合は、児相へ照会し、全国の児童相談所間の情報連絡システム、「CA 情報連絡システム」を活用する等、情報収集のため手段を講じることや、児相と警察との連携の下で、状況確認を急ぐことの必要性を提示している。

一方、「CA情報連絡システム」には以下の課題があることを指摘している。

- ・全国の児童相談所間の申し合わせによるものであること。
- ・情報提供がファクシミリを使って行われることから、情報量が非常に限定されること。
- ・情報を一元管理する機関がないこと。

これを踏まえて、今後、国において、データベース利用による新たなシステムを構築し、運用するよう要望している。

3) 神奈川県を検証報告書

今後もこうした事例が生ずる可能性があることを踏まえて、教育機関、その他の関係機関も児童虐待の可能性に対する意識を高め、「事実を確認する」ことの重要性について認識を新たにすることを述べた上で、次の5つの視点から提言を述べている。

① 転入時の対応と就学状況の把握について：秦野市において、今回の事例の検証を行い、保護者が在学証明書を持参しなかった場合は、教育委員会が直接保護者と面会すること、および教育委員会が住民票と学齢簿の点検を毎月実施することとした。その他の市町村も、現状を分析して秦野市を参考に、早急にきめ細やかな対応をはかること。

② 庁内及び機関連携の在りかたについて：乳幼児健診未受診や不就学など虐待のリスクが高い家庭については、市区町村の要対協に確実に情報が集約できる仕組みを整え、リスクアセスメントの共有を図り、その精度を高めていくこと。

③ 転居を繰り返す世帯の対応について：転居を繰り返す世帯については、明らかな虐待の兆候が無くても、養育上リスクがある可能性が高い。加えて、不就学や健診未受診等の事実が重なる場合は、児童虐待の恐れがある、若しくは要支援児童と認識し、それまでの情報が自治体間で速やかに引き継がれる必要がある。転出先不明の段階では、援助をしていた自治体が所在を確認し、転出先が確認できれば、転出先自治体の要対協、事務局を窓口として、詳細な情報提供や役割分担などの連携を図ることが必要である。

④ 所在不明児童の対応について：積極的に警察に相談し、警察との適切な連携を図ることが必要である。

以上の提言に加え、国への要望として、複数の自治体の関与があった事例については、国が中心となって、自治体を越えて合同で検証することが有効であるとし、国が総括して再検証することを要望している。

4) 国の検証の必要性

各自治体が指摘しているように、これらの報告書は自治体ごとの検証に止まっており、全体を統括した報告書はない。また5歳まで暮らしていた茨城県においては、乳児健診に実母が同行しておらず、突然実母が保育所を退園させるなど懸念される事態が生じており、何らかの予防的な手立てや、茨城県から松戸市への情報提供の必要性があったことも考えられ、茨城県の検証も必要とだったのではないかとと思われる。

その上で、各自治体の検証に止まらない、全体を俯瞰して検証することが必要で、神奈川県が要望しているように国が中心になって検証を行うべき事件であると言えよう。

(6) 事件の影響

1) 「居所不明児」が社会問題となる発端となった事件

この事件は、転居を繰り返し、住民票所在地に居住しておらず、被害児童である本児が居所不明児であったことが社会に大きな波紋を呼んだ。そもそも居所不明児の問題に社会が注目するようになったのは、2012年の4月に報じられた富田林市の事件とそのまえに産経新聞の報道が発端となっている。

朝日新聞は2012年4月12日の夕刊で、「大阪府富田林市は12日、市内に住民票を置く男児（9歳）の安否が、乳幼児の頃から確認できていないと発表した。本来なら小学校4年生になるはずだったが、小学校にも全く通学していなかった」と報じた。この事件は朝日新聞以外でも大きく取り上げられ、社会の注目を集めることとなった。表3は、新聞報道による行方不明になった男児についての経緯である。

表3 富田林市で行方不明になった男児に関する経緯（新聞報道より筆者作成）

02年9月	富田林市に出生届が提出される
12月	隣接する大阪府太子町に両親と転出
04年5月	父親と共に富田林に再転入（男児1歳8か月）
9月	住民登録が男児と父方曾祖母の2人になる（男児2歳）
08年11月	就学時健康診断を欠席（男児6歳）
09年1月	小学校の入学説明会を欠席
4月	書類上は小学校に入学。以降登校の実態はない。
10年4月	市教育委員会は、男児を「居所不明児童」とみなして学籍を除籍（7歳）。市の依頼を受けた府の調査では施設に入所などの実態は確認できず。
11年8月	曾祖母が国民健康保険の納付に関し、富田林市に「同居していないので被保険者から外してほしい」「住民登録から外してほしい」と要請。市の調査に男児の母親は「生後1か月半のとき、父方祖母が引き取った」と説明したが、祖母は「一度も一緒に暮らしたことはない。知らない」と説明したため、市が大阪府警に相談。
12年4月 12日	大阪府警は、男児の父方の40歳代の祖父母とその親族2人の計4人を、生活保護費を不正受給したとして詐欺容疑で逮捕。男児の行方を知っている可能性があるとして調べる方針。富田林市が行方不明児童の存在を発表。

男児の居場所は今も分からない。しかし、この事件の後、こうした居所不明児童が他にもおり、その子ども達を懸念する声が高まっていく。報道は日本の居所不明児童の実態に関するものへと移り、各社は文部科学省の「学校基本調査」を取り上げ、「1年以上居所不明児童生徒数」が全国で1,191人存在し、愛知（272人）、東京（200人）、大阪（153人）など都市部に多数あることを報じた。

「学校基本調査」は、学校教育法に規定される全ての学校および市町村教育委員会を対象に毎年実施されており、この調査の「不就学学齢児童生徒数」の項目の中に「1年以上居所不明児童生徒数」項目がある。

保坂（2013）は、この「1年以上居所不明児童生徒数」が、富田林市の事件報道の前年に急増していたことを指摘している。保坂によると、2011年1月1日に報じられた産経新聞の記事（「所在不明の小中学生326人、教委ずさんな調査、毎年度〈ゼロ回答〉も」の見出し記事）が引き金となって、調査のあり方が大きく

見直され、この数値が大幅に増加（2011年8月発表の「1年以上居所不明児童生徒数」の速報値が、2009年度の326人から2010年度1,183人へと急増）し、多くのマスコミが注目したという。

居所不明児童が日本に多数いることに社会は驚き、翌年の富田林市事件の報道が重なったことで、居所不明児童の安否を懸念する声は高まり、教育分野を超えて福祉や司法分野にもまたがる社会問題へと進む契機となったといえよう。

2) 居所不明児の実態調査

富田林の事件や本事件等により居所不明児童が複数存在することが明らかとなり、その実態を把握する動きが強まっていく。

厚労省は、2012年11月以降、各自治体に対して2回に渡って居所不明児の所在確認を求めてきたが、13年2月26日に、都道府県・政令市の担当者ら約360人を集め、所在不明児の本格調査を行う方針を伝えた。それまでとは異なり、人数の報告を求め、結果も公表するとした。5月1日に中間結果が公開され、所在不明の子どもが全国で2,908人いることが分かり、各自治体が追跡調査を進めていると報告された。

2013年11月に読売新聞は全国1,742市町村を対象に独自のアンケート調査を行い、乳幼児健診を受けず、所在が確認できない乳幼児が4,176人に上ることが分かったと報じた。併せて「虐待のリスクが高い」との専門家の指摘も掲載した（2013年12月30日付読売新聞朝刊）。

朝日新聞も、2014年に、47都道府県20指定市43中核市の110自治体を対象にアンケート調査を行い、7月下旬までに40都道府県19指定市35中核市から回答を得、少なくとも30都道府県で1,588人の行方が確認できないことが分かったと報じた（2014年7月29日付朝日新聞朝刊）。

2014年11月13日に、先述の厚労省の調査結果の報告が公開された。報告では10月20日時点で、所在不明の児童が141人いたとされた。これ以降、厚労省は毎年度、居所不明等の児童についての実態把握調査を自治体に求め、明らかにしていくこととなった。詳細については、厚木市の5歳男児遺棄死事件の中で述べる。

3) CA情報管理システムの見直し

これら居所不明児の事件に共通する問題は、学校等本来いるべきところにはないという情報を機関間、自治体間で共有されずに放置されているという点である。本児の事件についての各検証報告書でも、この問題を重視しており、現行のCA情報管理システムの不備を指摘した。このシステムは1999年10月に導入されたが、CA情報は連絡票1枚に子どもの名前や転出時期を書いてファックスするだけで、詳細の内容はわからず、十分に機能しているとは言えない状況だった。今回の事件でも横浜市中央児相が1月に本児の情報を流したが、返信は全くなかった。

5月19日付毎日新聞の記事によれば、横浜市中央児相の担当者は「CA情報は年間百数十件に上るが、パソコン検索もできず限界がある」「夫のDVから逃れて情報を隠している母子も多く、どこまで児相が共有していいか、扱いについては国が議論を先導してほしい」と訴えたという。

CA情報の発出をしても、CA情報はあくまで児童相談所の申し合わせに過ぎず、実際に別自治体で所在発見と支援につながるような効果を十分に発揮できるものになっていない現状は否めない。そのため、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるような全国的な仕組みの創設と、個人情報の提供を加味した統一した情報提供のルール化を国に求める声は大きい。

2014年8月1日、林芙美子横浜市長は、指定都市市長会長として、全国レベルで所在不明児の情報を一元管理する機関の設置を求める要望書を国に提出した。政府は、8月29日に、厚生労働省や警察庁など関係

省庁の副大臣らによる児童虐待対策会議会を初開始し、情報共有や連携のルールをまとめる方針を示した。

日本子ども虐待防止学会の学術誌「子どもの虐待とネグレクト」第17巻1号では、「消えた子ども・子どもを見失う社会」という特集が組まれた。その中で、山田（2015）は、消えた子どもの問題解決のために向けた取り組みとして、市区町村要保護児童対策地域協議会による「所在不明児童」の事例把握を丁寧に行った上で、所在不明児調査のための「中央官庁情報管理・突合システム」の構築、及び「所在不明児童搜索制度」の創設の必要性を述べている。

4) 大阪市西区の事件（2010年）、山形県の事件（2009年）、岡山県の事件（2002年）

本児の事例以前にも所在不明児が虐待によって死亡した事件があった。2010年に大阪市西区で起きた2幼児の衰弱死事件（平成23年度の「児童虐待に関する文献研究-児童虐待重大事例の分析（第2報）」に掲載）は当時大きく報道された事件であったが、この事件も「居所不明児」の虐待死事件とみなすことができる。

この事件の概要は次の通りである。2010年7月30日未明、大阪市西区のマンションから『異臭がする』と110番通報があり、警察が駆けつけたところ、室内から女兒S（3歳）と男児K（1歳）の遺体が見つかった。この家族は母子家庭で、実母は2児を1カ月以上放置し衰弱死させたとして逮捕された。後の裁判員裁判で実母に懲役30年の刑が言い渡された。2児が遺棄されたマンションに家族の住民登録がなかったことで、家庭内の実態をつかむことが困難とされた事件である。

杉山（2013）は、この事件について詳細な取材を行って著書「ルポ児童虐待」を刊行したが、その中で、この母子が離婚後居場所を転々と移った事実を明らかにしている。事件の発覚時、この母子の住民票は、事件発生の1年半前にわずか1週間のみ居住した愛知県桑名市にあった。

大阪市西区以外にも、居所不明が認められる事件はこれまでも存在した。2009年に山形県で起きた事件と2002年に岡山県で起きた事件も該当しよう。山形県の事件は、「郊外の県道脇駐車場で、練炭を使用した一酸化中毒による心中を図り、実子を死亡させ、母親も同じ車中で死亡した」（山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事例検証部会,2010）もので、母子と祖母（事件前に死亡）で車上生活の経緯があったケースで、背景に経済的困窮等で一定の居所に住み続けられない状況が認められている（平成22年度の「児童虐待に関する文献研究-児童虐待重大事例の分析（第1報）」に掲載）。

岡山県の事件については、川崎ら（2012）が、次のような経過を報告している。実母は離婚後、女兒を出産し、女兒が2歳ごろに母子寮（現母子生活支援施設）に入所するが、翌年には出奔する。女兒4歳頃、実母は風俗店に勤務しその寮で生活する。女兒が就学期になっても就学させず、居室から出歩くこともなく、不衛生な状況での生活となった。女兒が10歳の頃に交際男性と共に母子は転出する。その後男性と別れ、別の79歳の男性と知り合い、その家で暮らし始めたが、翌年に男性が入院する。所持金が乏しくなり、食事が充分でなくなり、最後には女兒の衰弱死に至ったという。

5) 彷徨う母子と繋がるための支援体制

本事例も、大阪市、山形県、岡山県の事件でも、共通することはひとり親家庭で居場所がない点である。その背景には生活困窮と人との安定した関係継続の困難さが推察される。携帯で同居できる男性宅を探して住む、風俗店等で働きその寮で暮らす、車上生活をするなど、生活の場や生活インフラを求めて彷徨う姿が浮かんでくる。こうしたケースは、現代の子育て世代の貧困、母子家庭の増加、ITの普及などによって、増加しているものと推察する。

次に共通する点として、児童手当や児童扶養手当、生活保護、夜間保育所や母子生活支援施設入所などの

福祉サービスがあっても、それが届いていない点である。これについて、杉山（2013）は、「受け手にそれを求める気持ちがなければ成り立たない—中略—貧困に追いやられた母親の自尊心の低下と、それに伴う社会に対する信頼の喪失は大きな壁だ」と指摘する。支援者を信頼し頼ることのできなさは、虐待に至った多くの保護者に認められる。本事例でも、本児を引き取って松戸市に転居し、3人目を妊娠しても、行政に頼ることも思いつかず、お金もなく、インフラを求めて男性宅を渡り歩いている。不信と自尊心の傷つきの原因は、おそらく保護者の生育歴にまで遡る必要があるが、実母の生い立ちについては、情報がなく分からない。

支援者が虐待が発生する前の早期に、孤立しがちなひとり親家庭と繋がり、関係を維持し続けることがカギとなろう。そのための体制として必要なのは、支援者がアウトリーチしやすい、そして家族がサービス提供機関へアプローチしやすいシステムとすることである。現状では都市部を中心に、児相や市区の対応部署のカバーするエリアはあまりに大きく、それを困難にさせている。

特に、在宅支援の要である要保護児童対策地域協議会の対応エリアを小さくして（例えば中学校学区など2、3万人程度に分けるなど）、支援者が地域全体に目を届け、困っている家庭を早期に把握し、家族とサービス資源とをつなげることが重要である。支援者同士の関係も支援ネットも、小さくすることで支援者の顔と顔が繋がる関係となり、機関協働により支援の質を上げることとなろう。

居所不明児童に関する情報把握システムは重要である。しかし、支援者と家族が繋がることが本道で、孤立しがちな家族に対して、虐待のリスクだけを見て指導的な姿勢で対応すれば、家族は離れてしまうだろう。早期に家族と支援者との関係を構築することが、社会不信と自己不信を課題とした母子の回復に向けた支援に一番必要なものといえよう。

（増沢 高）

引用文献

- 千葉県社会福祉審議会（2014）. 児童虐待死亡事例検証報告書.
神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会（2014）. 児童虐待による死亡事例調査検証報告書.
杉山春（2013）. ルポ虐待—大阪二児置き去り死事件. ちくま書房.
横浜市児童福祉審議会児童虐待による重篤事例等検証委員会（2014）. 児童虐待による死亡事例検証報告書.

参考文献

- 保坂亨（2013）. 『行方不明』の子どもたち. 子どもの虹情報研修センター紀要, No.11,p.1～p.13
川崎二三彦他（2012）. 平成23年度児童の虐待死に関する文献研究. 子どもの虹情報研修センター.
川崎二三彦・増沢高（2014）. 日本の児童虐待重大事件2000—2010. 福村出版.
増沢高他（2012）. 児童虐待に関する文献研究—児童虐待重大事例の分析（第1報）. 子どもの虹情報研修センター.
増沢高他（2013）. 児童虐待に関する文献研究—児童虐待重大事例の分析（第2報）. 子どもの虹情報研修センター.
増沢高（2015）. 『所在不明』児童の虐待死事件からみえてくるもの. 子どもの虐待とネグレクト, 17(1)
山田不二子（2015）. 消えた子ども問題の解決に向けた取り組み. 子どもの虐待とネグレクト, 17(1)
山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事例検証部会（2010）. 重大事例検証報告書.

7. 尼崎市母親による実の娘3人に対する性的虐待事件（兵庫県 2013年）

—15歳男子中学生に対する監禁、強制わいせつ事件から発覚した事例—

（1）はじめに

〈マンションの一室で中3男児を監禁、虐待〉などとして、この部屋に住む43歳の女性が逮捕され、マスコミで大きく報道された。監禁、強制わいせつ容疑の被害者が男子中学生だった点に加え、この部屋に出入りしていた14歳から18歳までの少年^{*1}6人も同時に逮捕され、さらに14歳未満の2人も児童相談所に通告されるなど、その関係や生活のありさまが、社会の関心を高めたものと言えよう。

ただし、本研究がテーマとしているのは、児童虐待による重篤事例であり、その多くは児童が死亡した事案である。そうすると、逮捕された女性と被害に遭った中3男児には血縁関係もなければ家族関係もなく、そもそも児童虐待の防止等に関する法律の定義する児童虐待にも該当しない^{*2}。そのため、報道された男子中学生に対する逮捕容疑は、本研究で取り上げるべき対象とは言えないのだが、その後の取り調べの中で、この女性が知人男性（逮捕時29歳）と共謀し、自分の実子にあたる中学生の長女や小学生の次女、さらには就学年齢にも達していない三女に対してわいせつな行為を働き、児童買春の斡旋をするなどしていたことが判明した。これらは明らかに、法が規定する児童虐待（児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること）であり、重大な事件と言えることから、本研究の対象事例として報告することとした。

（2）事例の概要

母親が、出会い系サイトで知り合った男性と共謀の上、2013年4月から10月にかけて、実の娘3人を含む5歳から15歳までの児童らに対し、わいせつな姿態を撮らせたり、児童買春の相手方をさせたりした上、自身の長女に言い寄った中学3年男児に対し、自宅に出入りしていた少年らと共謀の上、2013年10月、共犯少年らが中学3年の男児を全裸にさせ、でん部をベルトで多数回叩き、火をつけて溶かしたろうを性器等に垂らすなどして、わいせつな行為をしたもの。

母親と少年6人の合計7人が逮捕され、長女と12歳の男子児童は児童相談所へ通告された。なお、母は懲役7年、共謀した男性は懲役3年の実刑判決を受け、逮捕された少年のうち、男子2人、女子1人の計3人は中等少年院送致、女子1人は初等少年院送致とする保護処分とされ、男女2人が保護観察処分とされた。

なお、児童虐待重大事例に関する本研究では、取り上げた事例のいずれについても、被害を受けた児童を原則的に「本児」と呼び、家族については、「本児」からみた関係、例えば父とか母、あるいは祖父、祖母、兄や姉などと表現している。ただし本事例については、当初被害を受けた男子中学生は、加害者と家族関係になく他人だったこと、その後明らかとなった強制わいせつ等では、3人の実子だけでなく、家族以外の女子少年も被害を受けていることなどから、加害の中心人物である女性について、実子にかかわる場合は「母」「母親」等と称し、家族以外の中3男児や出入りしている少年らとの関係では、単に「女性」等と称するこ

^{*1}改正民法が2022年4月に施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられると同時に少年法も改正され、18歳、19歳は「特定少年」とされたが、本事件の発生時は施行前であり、本報告では18歳の者も単に「少年」と記載する。また、少年法の規定も参考にして男女いずれも少年と呼び、性別を明確にする場合は、男子少年、女子少年などと述べることにした。

^{*2}児童虐待の防止等に関する法律第2条において、児童虐待は次のように規定されている。すなわち「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう」。つまり、他人に対する虐待行為は、「児童虐待」とは見做されないのである。

ととした。また、女性には、実子が4人いることから、それぞれ長女、次女、長男、三女などと記載する。

(3) 家族及び周辺の人物について

○母について

逮捕当時は43歳。生活保護を受給していたが、読売新聞(2013年12月10日付け)は、捜査関係者らの証言として、「実際には自宅近くでカラオケスナックを経営し、集団生活を送る少年を働かせて」おり、『ホンマはアカンねんけど、警察にはつかまらん』などと周囲にうそぶいていた」と報じていた。また、毎日タクシーを使うなどの豪勢な生活ぶりだったとの報道(JCAST ニュース 2013年12月12日付け)もあった。

尼崎へは、2012年10月に山口県から転入しているが、その前の2010年頃には、尼崎の別の住所で生活していたようで、そこには「今回の事件で家裁送致されるなどした少年とは別とみられる十数人が暮らし」「当時はスナックを経営し、少女らが深夜まで働かされていたという」(読売新聞12月12日付け)。山口県には母の実家があり、離婚後、実家のある山口県に転居したという情報もあった。山口県から尼崎への転入は各種報道で確認できるが、離婚云々の情報は、正確なものかどうかは不明である。

○長女について

中学2年生。事件発覚時は14歳だったが、被害を受けた時点や中3男児に対する加害行為を行った際の年齢は、13歳だったと考えられる。なお、尼崎への転居、転校後は無断欠席する状況が続き、ほとんど登校していなかった。

○次女について

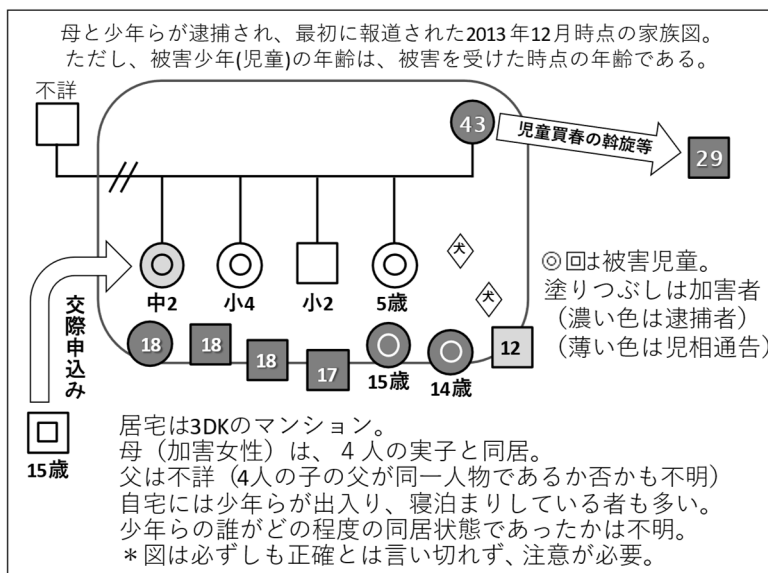
小学4年生。最初に被害を受けた時点は9歳だったが、10歳になってからも被害に遭っていた。登校状況や友人関係その他については、情報がなく不明である。

○長男について

小学2年生。それ以外の情報は無い。

○三女について

被害時は5歳。保育所等の所属の有無を含むその他の情報は得られていない。



○父について

子どもたちの父に関する情報は全く出てこないため、詳細は不明である。家族図では、とりあえず4人の子どもたち全ての父親として1人を記載しているが、その点も不確かで、4人のきょうだいの父が異なっている可能性もないとは言えず、家族図を読む際には注意が必要である。

○本家庭に出入りしていた少年らについて

「(逮捕された)少年6人は、母が長女を通じて知り合ったり、家出した同市などの中高生や無職、建設作業員ら」とされている。母は、長女の友人らに「行く所がなかったら泊まっていき」などと声を掛け、自宅には10数人が出入りしていたとの報道もあった。

少年らが本家庭に出入りするようになったのは、「(長女が)遊びに出たらなかなか帰宅せず、料理など家事の手伝いもしないと腹を立てた母が、学校への登下校以外の外出を禁止にして間もなくだった」「長女は外出を禁じられた後、『LINE』を通じて、住所も知らない家出中の少年らを招き入れるようになった」(読売新聞 2013年12月11日付け)とも言われている。

一方、少年らが出入りを始めたのは、今年2月頃という記事もあったが(読売新聞12月11日付け)、多くの少年が出入りしていることから、個々の少年について、本家族との接触時期や実質的に暮らすようになった時期が特定されているわけではない。なお、これら少年一人ひとりについて、個別の情報はなく、家族、家庭状況等はいずれも不明である。

○母の共犯者となる男性について

逮捕当時29歳。母とこの男性は、母子が尼崎に転入した2012年10月以降に出会い系サイトを通じて知り合っている。当初は、母が自身の裸体写真を男性に撮らせて金銭を得るといった関係にあった。職業は、雑貨販売業との報道がある。

(4) 事件の経過

○経過一覧

表. 事件の経過

年月日	事 項
かつて	(未確認情報) 尼崎にて夫婦で居酒屋を経営。
事件発生数年前	(未確認情報) 離婚し、母子で実家の山口県へ転居。
2012年10月	再び母子で尼崎へ転入、生活保護世帯となる。
同時期	母、出会い系サイトで共犯者の男性と知り合う。
同時期以降	長女は中学校にほとんど登校せず、事件発覚時まで同様の状態が続く。
2013年4月6日	母と共犯男性が、量販店で長女(13歳)及び女子少年(14歳)に乳房を露出させ、男性が動画を撮影して児童ポルノを製造。
2013年4月21日	母と男性が共謀し、量販店で次女(9歳)に胸部、陰部を露出させ、男性が動画を撮影して児童ポルノを製造。
2013年4月23日	母と男性が共謀し、自宅で次女(9歳)、三女(5歳)の下半身を裸にして陰部を露出させ、男性が動画を撮影して児童ポルノを製造。
2013年10月6日	量販店駐車場において、男性が現金5万円の対価を支払うという約束のもと、母は、 ①次女(10歳)の陰部を触らせる性交類似行為をさせ、児童買春の斡旋をした。 ②女子少年(15歳)に、男性の性器を口淫させる性交類似行為をさせ、児童買春の斡旋をし、児童に淫行させた。 ③長女(13歳)に男性の性器を口淫させ、さらに性交させ、児童買春の斡旋をし、児童に淫行させた。

2013年10月9日	長女に言い寄った男子中学生（15歳）に対して因縁をつけ、懲らしめにわいせつ行為をしようと考え、18歳から12歳までの少年ら8人と共謀の上、午前3時半頃から、女性の自宅で男子中学生を全裸にし、でん部を多数回鞭で打ち、溶かしたろうそくを性器に垂らし、肛門にピンクローターを挿入するなどのわいせつ行為をした。
2013年11月下旬	警察が、男子中学生に対する監禁及び強制わいせつの容疑で母と少年6人を逮捕。
2013年12月10日	警察が、女性と少年6人を逮捕したこと、集団の一員であった男子中学生（12歳）と母親の長女（14歳、事件当時13歳）の2人を児童相談所に通告したことを公表。
2013年12月11日	地検、母をわいせつ容疑で起訴。 また、少年6人を、強制わいせつと監禁の非行事実で家庭裁判所に送致。
2014年1月21日	家庭裁判所、男子少年2人、女子少年1人の計3人を中等少年院送致、女子少年1人を初等少年院送致とし、残る男女2人については保護観察処分とした。
2014年1月31日	警察、2013年4月23日に自宅で犯した事件に関し、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で母を再逮捕。同容疑で29歳男性を逮捕。
2014年2月10日	男子中学生に対する母の強制わいせつ事件初公判が開かれ、母は容疑を認める。
2014年2月20日	警察、2013年4月に量販店で女子少年らに対して行った事件に関し、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で母と男性を再逮捕。
2014年2月20日	地検、2013年4月23日の事件につき、母と男性を、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で起訴。
2014年3月12日	地検、2013年4月6日、21日の事件につき、母と男性を、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で起訴。
2014年3月20日	共犯男性に対する初公判が開かれ、男性は起訴事実を認める。
2014年4月2日	警察、10月6日の事件につき、母と共犯男性を再逮捕。
2014年7月29日	地裁、男性に対して懲役3年の実刑判決を言い渡す。
2014年7月30日	地裁、母に対して懲役7年の実刑判決を言い渡す。

*なお、2013年10月6日の事件も追起訴されているはずだが、その点の報道は確認できていない。

○発端—男子中学生に対する強制わいせつ事件

2013年12月10日、新聞各社は、警察発表をもとに、一斉に次のような報道をした。

「中3 監禁虐待、43歳女逮捕」（読売新聞）

「中3男子を監禁、性的暴行容疑、43歳女と6少年を逮捕」（朝日新聞）

「娘に交際迫った中3男子監禁『裸になれ』…43歳母ら9人逮捕、通告」（産経新聞）

中学生を監禁したこと、なおかつ男児に対する性的虐待であること、加害者が女性だったこと、さらには、女性だけでなく合わせて6人もの少年が逮捕されていることなどが、メディアの注目を集めたものと思われる。

なお、この当時の尼崎では、複数の家族が家族ぐるみで被害に遭った連続殺人・死体遺棄事件*3が発生、発覚して多数の報道がなされており、本事件は、それに類似するような印象を与えた面もないとは言えず、より大きな関心と呼んだ可能性がある。

さて、逮捕容疑となった事件とはどのようなものだったのか。被害を受けた男子中学生は、当該女性の長女（当時中学2年）に交際を求めたものの、そのとき長女には交際相手がいたようで、交際を求められたことに「腹が立った」という。それを受けて、長女の母である女性は、自宅に出入りしていたり寝泊まりしていた少年らと共謀し、男子中学生に暴行を働くことを計画したのであった。

*3ここで述べた尼崎連続殺人・死体遺棄事件とは、首謀者の女性の「ファミリー」が加害者となって、複数の家族が長期間虐待、監禁、殺害され、遺体をバラバラにされたもので、分かっているだけでも死者・行方不明者は10人以上とされる。主犯格の女性が留置所内で自殺したこともあり、真相は不明な点も残されているが、2011年11月に女性の1人が監禁先から逃亡して自首したことで発覚し、複数の関係者が繰り返し逮捕、再逮捕された。本事例が発覚した2013年12月当時は、起訴された多数の関係者の裁判が進行中であった。

「SMしたらええやん」

こんなことが話されたというのだが、女性（長女の母）が、男子生徒を連れてくるよう少年らに指示し、10月8日夜、土木作業員の女子少年（18歳）が電話で男子生徒を路上に呼び出し、他の少年らとともに、自宅に連れ込んだのであった。

「殺される、助けて」

彼は父親にメールを送ったが、少年らに携帯電話を取り上げられ、包丁を突きつけられるなどして監視状態から逃れられなくなった。

「おまえ、なめとるんか」

少年らが男子中学生を怒鳴りつける。

「奴隷になってこの家に住み込むか」

女性もこのように脅迫して暴行を主導する。判決によると、犯行時刻として認定されたのは10月9日午前3時半頃から午前5時頃まで。具体的なわいせつ行為は、次のようなものだ。

男子中学生に対して、こもごも「服脱げや」「むち打ちやな」「オナレや」などと脅迫して全裸にした上、でん部をベルトで多数回叩き、ろうそくに火をつけて溶かしたろうを性器等に垂らしたり、性器を手指で弄び、自慰行為をさせ、肛門にピンクローターを挿入するなどであった。

これらは、刑法第176条の言う強制わいせつの罪に該当する。

なお、逮捕の根拠の一つとされていた監禁容疑については、「部屋に閉じこめていた事実はあるが、犯行時間が短い」などとして、女性は不起訴（起訴猶予）となった。ただし、少年6人については、強制わいせつだけでなく監禁の非行事実もあわせて家庭裁判所に送致されている。

○長女の不登校について

ところで、本事例では、事件前年の10月、長女が山口県から転入、転校して以後、ほとんど登校していないことが報道されている。一方、いずれも小学生の次女及び長男については、小学校への登校状況等が全く報道に出てこないため詳細はわからないが、長女に対する学校の取り組みに関しては、尼崎市教委へ取材した産経新聞が記事を書いている。それによると、中学側は、母や長女に再三にわたって登校指導していたが、ほとんど改善されなかったという。

「市教委によると、中学側は、無断欠席した生徒には担任教諭が自宅に電話で連絡し、欠席が3日間続いた場合は家庭訪問を行っていたが、長女は登校する意思がなく、母も積極的に長女を登校させる姿勢は見せていなかった」とのこと（12月13日付け）。

長女や母には連絡がついており、市教委は、「対応は適切だったが、長女が家出中の少年らと知り合い、家に招き入れているなどの問題行動は把握できていなかった」と説明している。

○少年らの本家庭での状況

少年らは、この女性のことを「ママさん」と呼んでいたようで、（女性は）調べに「娘の友人なのでかわいがっていた」と供述している。ただし、「食事などの面倒をみていたが、暴力で言うことを聞かせ、逮捕容疑の虐待や生活費を稼ぐ手伝いをさせていた疑い」があるとの報道もあった（読売新聞2013年12月10日付け）。この点につき、女性は周囲に、「仕方なしに住ませているけど面倒みきれへん」とこぼし、経営するカラオケスナックで少女らを働かせていたことについて、知人らに「自分が食べる分は稼いでもらわなアカン」と話していたとも言われている。また、少年らが長女をからかうと態度が一変し、平手や金属バットで殴るなどの暴力を振るっていたという。

一方少年らは、ここでの集団生活について、次のように述べている。

「家に帰っても面白いことがなく、いるしかなかった」

「逃げると何をされるかわからず怖かったが、自宅に帰ってもいいことがなく、仕方なしにいた」

自宅は約 50 平米の 3DK。6 畳の和室を女性（母）ら 3～4 人と下の子どもたち 3 人の計 6～7 人が使用し、子ども 3 人は和室内の 2 段ベッドが居場所となっていた。また、隣の 6 畳の洋室を長女ら 3～4 人が利用していたとのこと。自宅内には弁当の空箱などが散乱し、子どもらはいつも同じような服を着ており、別の 4 畳半の洋室は犬 2 匹の部屋だったという。

近所の複数の住民によると、大きな泣き声が響いたり、子どもが閉め出されたりしていることが度々あったと、ある女性宅には、10 歳前後の男児が深夜、「家の中で、みんなが殴り合ったり蹴り合ったりしている。怖いから戻りたくない」と震えながら助けを求めてきたこともあったという。

○尼崎市長の会見

少年らが、事件が発生した居室をたまり場のようにして生活する実態が少しずつ明らかにされていくと、尼崎市長は 12 月 19 日の定例記者会見で、「市の対応に問題があったという認識はない」とした上で、次のように述べている。

「居場所のない青少年のサポートについて、市が今まで以上に何かできないか、検討していきたい」

「課ごとに把握している個々の情報では重大性に気づけなくても、多方面で情報があつた場合には重く受け止めないといけない」（朝日新聞 2013 年 12 月 20 日付け）

○識者のコメント

また、淑徳大学の柏女霊峰教授（子ども家庭福祉論）も、次のようにコメントした。

「行き場を失った子どもらが集まることで仲間意識が強まり、事件につながったのではないか。こうした子どもたちをケアし、根本的な解決を図るには、警察や少年補導員ら関係機関を交えた地域でネットワークをつくり、それぞれが関心を持って支えることが必要だ」（2013 年 12 月 12 日付読売新聞）

○女子少年に対するわいせつ行為強要の疑い

マスコミが、女性と少年らの逮捕を報じた翌日の 12 月 11 日、地検は、女性を強制わいせつ罪で起訴している。警察からのマスコミへの情報提供と検察の起訴は、捜査が進む中であらかじめ予定されていた流れだったかもしれない。なお、逮捕容疑の一つである監禁については「部屋に閉じこめていた事実はあるが、犯行時間が短い」などとして、女性は不起訴（起訴猶予）とされた。また、少年 6 人については、強制わいせつと監禁の非行事実で、家庭裁判所に送致されている。

こうした動きと合わせて、すぐに続報が入った。

「少女 4 人に売春強要か 被告女性、生活費稼がせる？」

上記は 12 月 13 日付け産経新聞の見出しで、記事は次のような内容だ。

「中学 3 年の男子生徒（15）が監禁され、集団で性的虐待を受けた事件で、強制わいせつ罪で起訴された女性（43）とともに監禁、強制わいせつの非行事実で家裁送致された少女 1 人が『女性に言われ、男の人とわいせつなことをした』と供述していることが 12 日、捜査関係者への取材で分かった。捜査関係者によると、少女は『ほかにもやらされていた子がいる』とも供述しており、少なくとも少女 4 人が売春を強要されていた可能性があるという。警察は、被告女性が生活費を稼がせるために売春を強要していたとみて、児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑などでも調べる」

「警察は少女を買春したとみられる男の自宅を家宅搜索し、携帯電話を押収。メールや画像などを解析して裏付け捜査を進めている」

「被告女性は自宅マンションで少年少女ら十数人の食事などの世話をする一方、暴力で服従させていたとされる。生活保護を受けながらカラオケスナックを経営し、働かせていたという。警察は『家に帰りたくない』と話す少女らの弱みを握った被告女性が、少女らを店で働かせた上、売春を強要していた疑いがあるとみて裏付けを進めている」

男子生徒への監禁、強制わいせつ容疑で逮捕された事件は、思わぬ方向へ発展する可能性が示唆されたものと言えよう。

○少年審判

売春強要容疑にかかる報道は、以後しばらく見られず、その後は、男子生徒に対する加害行為で逮捕された少年 6 人に対する審判が開始されたことが報じられている。

そして審判の結果、6 人は、10 月 9 日未明から早朝の間、被告女性の住む自宅に男子生徒を監禁し、裸にしてベルトで多数回たたくなどのわいせつな行為をしたと認められ、4 人が少年院送致となった。決定は 2013 年 12 月 19 日及び、翌年 1 月 6 日付け。具体的には、男子少年 2 人と女子少年 1 人の計 3 人が中等少年院送致、女子少年 1 人が初等少年院送致という保護処分。残り 2 人の男女は、いずれも保護観察処分とされている。なお、少年審判は非公開で行われており、処分の理由などは明らかになっていない。

○わいせつ動画の撮影等

先に、女性に売春強要の疑いがあるとの報道を紹介したが、1 月 30 日になると、直接その容疑ではないものの、女兒 2 人のわいせつな動画を撮影したとして、強制わいせつと児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで女性が再逮捕され、同時に 29 歳の男性も同容疑で逮捕される。神戸新聞 1 月 30 日付けによると、容疑の内容は概ね以下のとおりであった。

「2 人の逮捕容疑は 2013 年 4 月 23 日、女性の自宅で、13 歳未満の女兒 2 人のわいせつな動画を撮影し、児童ポルノを製造した疑い。2 人は容疑を認めているという。警察は同年 12 月、男性の自宅などを搜索。デジタルカメラなど約 20 品目を押収し、パソコンの記録媒体から女兒の動画が見つかった。捜査関係者によると、押収した動画などには女性の自宅に出入りしていた別の少女とみられる映像もあったという」

事件はこれで終わらない。

2 月 10 日には、男子中学生に対する強制わいせつ罪による初公判があり、女性は概ね起訴事実を認めたが*4、結審する前の 2 月 20 日、2 人は再び逮捕される。逮捕容疑は、2013 年 4 月 6 日と 21 日、2 人が共謀し、大型量販店の売り場で 13 歳未満の女兒 1 人を含む女兒 3 人を裸にさせ、デジタルカメラで動画撮影したというもの。本件について、産経新聞は、「量販店の売り場で裸にされた少女たち…子供を蝕む、おぞましき欲望」などの見出しをつけた 3 月 12 日付け記事で、次のように続報している。

「営業中で、しかも客で賑わう週末の大型量販店で、それは起きた。売り場の中でも人気がない場所で少女 3 人が服を脱がされ、動画を撮影されていたのだ」

「4 月 6 日は土曜、21 日は日曜だ。警察によると、営業中の店内で、売り場の人気のない場所で撮影したという。男性は見返りに、女性側に現金を渡していた疑いも浮上している。男性の自宅から同様の動画が他にも数点見つかっており、警察は、こうした行為が一度ではなかったとみている」

*4「わいせつ行為をするよう指示を出し、少年らが性的暴行を加えるのを見ていた」ことは認めたが、「指示して、見ていただけ。（男子生徒に）痛い、熱い思いをさせたことはない」と実行行為については否認した。

容疑をかけられた2人は、女性の自宅での事件で2月20日に起訴され、量販店の事件で3月12日に追起訴されている。

そして3月20日、女兒2人の裸を撮影したとして児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの罪に問われた男性に対する初公判が開かれ、男性は罪状認否で「間違いありません」と述べて起訴事実を認めている。なお、女性は、見返りとして男性から2万円を受け取ったとされている。

こうして裁判が続けられ、結審すると思われた事件だったが、さらに新しい容疑が発覚し、4月2日、2人はまたしても逮捕されることとなった。逮捕容疑について、産経新聞4月3日付け記事は、次のように報じている。

「(2人は共謀し)2013年10月6日夜、女性の自宅近くの集合住宅階段などで、男性を相手に、18歳未満の女兒3人にみだらな行為をさせたなどとしている。警察によると、一連の事件の被害女兒は少なくとも4人。女性の生活苦が背景にあるとみて警察が詳しい状況を調べる」

五月雨的に続いた一連のわいせつ行為にかかる逮捕は、本件で一応の終息を見たのであった。

○判決が認めた事実

ここまで見てきたところ、男子生徒に対する監禁、わいせつ行為も、出入りしている女子少年に対するわいせつ行為等も、いずれも保護者が自ら監護する児童に対する行為、すなわち児童虐待であるとの報道はされていない。ところが、判決では、母が男性と共謀して実子にわいせつな行為をさせていると認定していたのである。以下、判決に沿って事実経過を記載する(引用部分は、一部抜粋、要約)。

まず最初に、共謀した男性と母との関係から見ておきたい。2人は出会い系サイトで知り合ったというのだが、母は、自身の裸体写真を撮らせて金銭を得ていたとされる。その後、男性は(母の裸体に対して)金を払う気を次第になくしていき、それに気づいた母は、金欲しさから被害児童らを売り物にしたというのが、逮捕、起訴された事件の背景だ。だとすると恋人のような関係ではなく、もともと金銭がらみを前提とした関係が疑われよう。つまり、男性は母の交際相手というような存在ではなく、わいせつ行為の単なる共犯者だったと思われる。

事実が認定された最初の事件を改めて確認すると、次のようなものだ。

「2013年4月6日と21日、2人が共謀し、大型量販店の売り場で13歳未満の女兒1人を含む女兒3人を裸にさせ、デジタルカメラで動画撮影した」

ここでいう女兒の一人が、実は母の実子である長女(当時13歳)だったのである。4月6日の出来事について、判決は、13歳の長女、及び自宅に出入りしていた14歳の女子少年に対して、「乳房を露出した姿勢をとらせ、(男性が)デジタルカメラを用いてその状況を動画として撮影し、その動画データ3画像を、デジタルカメラに装着したSDカードに記録させて保存し、もって衣服の一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写した児童ポルノを製造した」と認定している。

また、4月21日には、(女兒が13歳未満であることを知りながら)「胸部、陰部等を露出した姿勢をとらせ、(男性が)その状況を動画として撮影」し、同様の方法で記録している。ここで被害に遭った女兒が、とりもなおさず、母の実子である9歳の次女なのであった。

続いて、4月23日の事案について述べる。上記の2件が大型量販店でなされたのと比べ、この日は自宅内での犯行だ。登場するのは、9歳の次女に加え、まだ就学年齢にも達していない5歳の三女である。判決は、次のように認定する。「被告人は、男性と共謀の上、(次女及び三女が)それぞれ13歳未満であることを知りながら、居室内において、2人の下半身を裸にして、その陰部を露出する姿勢をとらせ、デジタルカメラ

を用いてその状況を動画として撮影」し、記録したという。

金銭目的とはいえ、母には実の娘を児童ポルノの対象として差し出すことに抵抗はなかったのであろうか。それとも、写真や動画の対象に過ぎず、直接的な身体への侵襲がないとして軽く考えていたのであろうか。などという思案を無にするような事案が、次の犯行であった。事件発生は、最初の事案から約半年後の10月9日のことである。

このときの被害者は、自宅に寝泊まりしていた15歳の女子少年、13歳の長女、当時10歳になっていた次女の3人で、母と男性は共謀し、男性が母に5万円を渡す約束の上、某店駐車場の階段において、次の犯行を行っている。

①男性に、次女の陰部を触らせる。

②15歳の女子少年に対して、性交類似行為として男性の性器を口淫させる。

③長女に対しても、男性の性器を口淫させ、さらに性交させる。

ここまでの態様をふまえ、判決は、「被害児童らにとらせる姿態は次第に過激なものになっていき、ついには被害児童らに児童買春の相手方をさせるに至った」述べ、母は「被害児童らに指示したり、撮影を手助けしたりするなど積極的に関与した」と認定している。

○量刑とその理由

母の判決より前の7月29日、男性に対する判決があった。懲役3年の実刑である。弁護側は「被告は反省しており、一部の少女には被害弁済をした」として、執行猶予をつけるよう主張したが、「犯行は悪質で少女たちに与えた被害は大きい。刑の執行を猶予することが相当とはいえない」として、実刑判決となった。

一方母の判決は翌7月30日。実子を含む女子少年らに対してわいせつ行為をさせただけでなく、男子中学生に対するわいせつ容疑も含めての判決で、懲役7年が言い渡された。

量刑の事情について、実子を含む女子少年に対する事件に関して、判決は次のように述べている。

「被害児童らは、上は15歳で下はわずか5歳という低年齢の者であり、これらの被害児童は、被告人の実の娘や被告人方に寝泊まりさせていた家出少年らであり、被告人は、被害児童らに対して責任ある大人であるのに、被害児童らが、被告人しか頼る大人がない立場にあることを利用した。被害児童らは、嫌々ながら被告人に従ってわいせつな姿態をとったり、児童買春の相手方となったりしたものであり、被害児童らが被った肉体的苦痛や精神的苦痛は大きなものであった。今後これらによる悪影響が被害児童らの人生に及んでいくことが強く懸念される。被害結果は深刻である」

また、男子中学生に対する犯罪に関しては、

「本件は、被告人が、被告人方に寝泊まりさせるなどして影響力を有していた少年らを含む共犯少年らに、判示のとおり長時間にわたり被害者を執拗にいたぶった粗暴かつ卑劣なわいせつ行為をさせたものである。被害者にとってこれらはまことに理不尽な仕打ちであって、被害者がそれらを甘受すべき理由は全くなく、その恐怖や屈辱は計り知れず、その肉体的苦痛も大きい。被告人は、その場にただ一人の成人であるのに、被害者が被告人の長女に言い寄ったことに対し、長女や共犯少年らが抱いた腹立ちをなだめるのではなく、同調し、自ら共犯少年らがわいせつ行為に及ぶきっかけを与えている。共犯少年らは、本件犯行を楽しみ、興奮し、盛り上がったなどと述べており、被告人は共犯少年らの性的逸脱行動を助長し、共犯少年らの性に対する認知を歪めており、被害者に対するものばかりでなく、共犯者に対しても重大な悪影響を及ぼしている」

と述べて、少年らの育成に対する懸念も表明していた。

(5) まとめ

実子に対する母による児童虐待としての事件を含め、知人男性と共謀した女子少年への犯罪行為は、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反などに該当する重大事件と言えるが、男子中学生に対する事件で逮捕された当初は、これら事件については明らかにされておらず、逮捕もされていなかった。そのためか、新聞報道などで本件に関わる識者のコメントなどを見つけることはできなかった。そこで、本事例をまとめた立場から、所感を述べることでまとめに代えたい。

その一つは、今述べたこととも関連して、性的虐待の発見の難しさである。仮に男子中学生に対する犯罪がなければ、こうした性的虐待、わいせつ行為は隠されたまま推移していた可能性もあったのではないだろうか。

なお、本事例では、中学生の長女が、転校後ほとんど登校していなかった。この点につき、学校では「無断欠席した生徒には担任教諭が自宅に電話で連絡し、欠席が3日間続いた場合は家庭訪問」という対応がルールとされていたようで、「長女は登校する意思がなく、母も積極的に長女を登校させる姿勢は見せていなかった」と認識していたとの報道があった。また市教委は、長女への対応について、「対応は適切だった」と振り返っていた。ただし、不登校の背景にはさまざまなものがあり、最近では、ヤングケアラーの問題が取り上げられ、こうした立場にある生徒が、登校もままならないことがあるなどと発言している。ということは、不登校や無断欠席に対して、登校を促す指導だけでなく、その背景を理解することに力を注ぐことが、より重要ではないかと感じられる。

特に、本家庭は生活保護を受給しており、福祉事務所が関与していたことなどを考えると、要保護児童対策地域協議会等も活用して家族に対する理解を深めるより一層の努力があってもよかったのではないかと思われる。もちろん、そうしたからといって、性的虐待が発見されるかどうかはわからないが、支援を強めることで、こうした事象を防ぐ可能性は高まるのではないだろうか。

ところで、母は、中学生、小学生、幼児という3人の娘を性的対象として男性に提供している。金銭目的とはいえ、一体、このような行為にためらいはなかったのかという疑問は残る。その点を解明するには、母の生育歴などを知る必要があるが、新聞報道等を見る限り、母の生育史は不明であり、実子の父、すなわち母の婚姻歴なども明らかにならなかった。その意味では、本事例の解明には、限界があると言わざるを得ない。

最後に、判決も述べているように、「被害児童らが被った肉体的苦痛や精神的苦痛は大きなものであった。今後これらによる悪影響が被害児童らの人生に及んでいくことが強く懸念される。被害結果は深刻である」。

まさに、児童虐待の防止等に関する法律第1条が、児童虐待を「(児童の)心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」と述べているとおりであろう。しかも、本事例で被害に遭った女子少年の中には、長女を含めて男子生徒に対する加害行為に加わった者もいて、その心境は複雑といわざるを得ない。彼らに対して、手厚い支援が続けられることを願って本稿を閉じることとしたい。

(川崎二三彦)

引用・参考文献

小野一光(2017). 新版 家族喰い 尼崎連続変死事件の真相. 文春文庫.

神戸地方裁判所尼崎支部(第1審)平成26年7月30日(LEX/DB 文献番号 25504574).

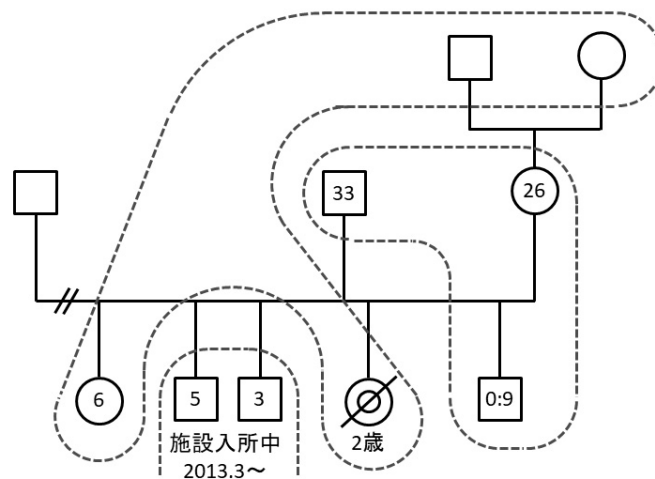
8. 葛飾区 2 歳女兒虐待死事件（東京都 2014 年）

（1）事件の概要

2014（平成 26）年 1 月、母方祖父母に養育されていた 2 歳の女兒が、父母の住むマンションに帰省中、119 番通報を受けて病院に搬送され、死亡が確認された。体には約 30 カ所のあざや傷があり、死因は肝臓損傷による失血死であった。実父が本児に対する暴行容疑で逮捕され、その後、傷害致死で再逮捕された。公判で、検察側は懲役 12 年を求刑したが、実父は、自分は犯人ではないとして無罪を主張した。判決では、実父が深夜にコンビニエンスストアに出かけて戻った際、外出時には寝ていた本児が起きて居間で遊んでいたことに腹を立て、腹部や背中を踏みつけ肝臓損傷で失血死させたとして、懲役 10 年の刑が言い渡された。

なお、本家族には児童相談所（以下、児相とする）が関与しており、父母が「いずれは引き取りたい」との意向を示したことを受けて、母方祖父母宅から父母宅への帰省、交流を進める中で事件が発生したものである。

（2）家族について



本児死亡時点のジェノグラム
本児は母方祖母宅で養育されており、実父母宅へ帰省していた際に事件発生。

実父（33 歳）：

無職。生活保護（以下、生保）を受給していた。母への家庭内暴力（以下、DV）、しつくと称した本児への暴力があった。

実母（26 歳）：

過去に養護学校に通っており知的能力の遅れがある。前夫とのあいだに 3 人の子がいる。実父の DV より子どもを置いて度々家出をしていた。

母方祖父：建設会社経営

母方祖母：

異父姉、異父兄 2 人、本児の養育を引き受けていた。

異父姉（6 歳）：母方祖父母と同居

異父兄 2 人（5 歳、3 歳）：

母方祖父母と同居し、その後父母が引き取ったがネグレクトが発覚し母方祖父母と再度同居した。母方祖

母の身体的虐待により施設入所した。

実弟（9 か月）：父母と同居

本児（2 歳）：

誕生後経済的理由により母方祖父母と同居し、実弟の出産を機に父母と同居した。

（3）事件の経過

表. 事件の経過（▶：児相の関与）

年	月	主な出来事及び関係機関の対応
2011 年	1 月	・母方祖父母宅（大田区）から、父母が異父兄 2 人を連れて家を出たが、所持金がなくなり、大田区で生保を申請し 4 人で受給する。異父姉は母方祖父母宅に残る。 ▶大田区保健機関より児相に異父兄たちの養育が心配との虐待通告（ネグレクト）がある。
	4 月	▶児相は母方祖父母宅に残った異父姉を助言終了とし、異父兄 2 人を児童福祉司指導措置とする。
	6 月	▶実父が実母と異父兄を叩くと、実母が警察に相談し、児相に連絡が入る。児相・虐待担当、母子相談員、生保担当が実母と面接し、実父からの避難を説得したが応じず。 ▶実母が一時不在（詳細不明）になったため、児相は異父兄 2 人を一時保護する。
	9 月	▶実母が戻り、父母の生活状況が改善したため、異父兄 2 人を児童福祉司指導措置とし、一時保護を解除する。
	10 月	・実母が実父からの DV を理由に、異父兄 2 人と共に、母方祖父母宅に戻ったが、翌日に実母は行方不明になる。数日後、実父の元に戻る。
	11 月	・本児が誕生。このとき実母は経済的な理由から、母方祖父母宅で、異父姉、異父兄 2 人と同居する（『読売新聞』2014.03.12）。
	12 月	・実父が不在（詳細不明）になり、実母は他県に転出する。 ・実母は、他県で生保を申請し、実母と本児で受給する。
2012 年	2 月	・実父が戻り、実母、本児とともに葛飾区に転入。他県の生保は 2 月末で辞退する。
	3～8 月	▶他県生保担当より児相に、本児の健康診査未受診等との虐待通告（ネグレクト）がある。 ▶本児が葛飾区に住民票を異動していたため、葛飾区保健センターからも児相へ問い合わせがある。 ▶父母が葛飾区で生保を受給し施設に入所していること、本児を含め異父姉異父兄 2 人を母方祖父母宅に預けていることが判明する。父親らは経済的困窮を理由に預けていた（『産経新聞』2014.01.30）。 ▶児相は、母方祖父母宅で異父姉、異父兄 2 人、本児を養育することを確認し、健康診査・予防接種の手続き等を支援し、助言終了とする。
	8 月	・父母がアパートへ転居する（葛飾区内）。
	10 月	・父母から、生保担当に実母の妊娠（実弟）が報告される。
2013 年	2 月	▶児相は、母方祖母による身体的虐待で異父兄 2 人を一時保護し、異父姉と本児については心理的虐待として受理する（異父兄 2 人の虐待を目撃しているとして）。
	3 月	▶児相が関係者会議を開催し、この間の経過、役割分担を確認する。葛飾区の生保担当部署、子供家庭支援センター、保健機関、産婦人科医院（母の妊婦健診先）が参加する。 ▶児相は、異父兄 2 人を児童福祉施設入所措置、異父姉と本児は祖父母宅で生活を続けることとして児童福祉司指導措置とする。

	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・実弟が誕生。 ・葛飾区保健機関が実父母宅に新生児訪問する。
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児相が、母方祖父母宅を訪問する。将来的には実父母ときょうだい全員一緒に生活が一番良いとの母方祖父母の意向を確認する。 ▶ 児相が、父母宅を訪問する。父母は、母方祖父母への不満をもらし、本児や異父姉と一緒に暮らしたいと訴える。 ・ 子供家庭支援センターの訪問を父母が拒否したため、葛飾区生保担当部署訪問時に同行にて訪問する。
	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実父より、母方祖父母宅に招かれており、関係修復ができつつあると児相に連絡がある。 ▶ 児相が父母宅を訪問。実父から異父兄たちとの交流や、いずれは本児と同居したいとの要望がある。 ▶ 実父から、母方祖父と話し合っ、本児はいずれ引き取ることとしたので、8月に1週間程度、父母宅で4人で過ごしたいとの連絡があり、児相は認める。 ▶ 児相から葛飾区子供家庭支援センターへ、本児の父母宅への外泊予定を伝え、その間の見守りを依頼する。 ▶ 8月、同居訓練が開始される（『日本経済新聞』2014.12.18）。 ▶ 葛飾区子供家庭支援センターから本児が滞在中の自宅訪問を拒否された旨が、児相に連絡される。
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生保担当者が、父母宅を訪問する。 ▶ 葛飾区生保担当部署より児相へ、父母宅の養育環境への疑念や、実父の健康状態がよくないこと、生保の指導に反発していること、保健師の訪問を拒否していることなどの情報提供がある。 ・ 7日、怒鳴り声を聞き、近隣住民が110番通報するが、警察は現場が分からなかった（『東京新聞』2014.1.31）。
	11～12月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児相にて異父兄2人、異父姉、実母、母方祖父母の面会を実施する。 ▶ 母方祖父から本児は父母によくついている、父母はよくやっているとの話がある。 ・ 12月下旬、母方祖父が経営する会社の事務所で実父が本児を平手打ちする（『東京新聞』2014.01.31）。
2014年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7日、本児が父母宅で同居し始める（『東京新聞』2014.01.31）。 ・ 25日、子どもの泣き叫ぶ声を聞き、近隣住民が110番通報する。警察は虐待はないと判断する（『読売新聞』2014.03.12）。 ・ 30日未明、事件発生。実父が暴行容疑で逮捕される（『東京新聞』2014.01.31）。
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19日、実父が傷害致死容疑で再逮捕される（『東京新聞』2014.02.19）。
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実父が起訴される（『東京新聞』2014.03.12）。
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初公判で実父は無罪を主張する（『東京新聞』2014.11.13）。 ・ 懲役10年の判決が下される（『東京新聞』2014.11.29）。 ・ 控訴（『日本経済新聞』2014.12.18）。

東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書より筆者加筆

本児の誕生

本家庭は、本児の出生前から複雑な経過があった。実母は本児の実父と結婚する前、すでに別の男性との間に3人の子（本児の異父姉、同兄、同兄）をもうけていた。なお、実母がこの男性と結婚していたのか事実婚だったのか等は情報がなく不明である。いずれにせよ、3人の子は実母が引き取ったものの、養育は困難だったようで、子どもたちは母方祖父母が育てていた。

その後、実母は本児の実父と結婚している。夫婦は母方祖父母宅に一時帰省し、異父姉を残し、異父兄2人を連れて出て4人で生活保護を受けて生活するようになった。ところが、実母が「自分や子どもに父が暴力を振るう」として警察に相談し、そのまま行方不明になったため、子どもたちは児相で一時保護される事態となった。なお、おそらく実母はこの時点で妊娠していたと思われる。

約3か月後、実母が戻り父母の生活状況が改善していると児相が判断し、一時保護は解除され、再び4人の生活が始まった。しかし、実母はDVを理由に子どもたちを連れて実家に戻り、数日後に再び実父のもとに戻ったという。

本児はこのような経過の中で生まれたのであった。

本児の出生後の家族状況

本児が生後1か月の頃、今度は実父が家出してしまう（理由は不明）。そこで実母は、本児だけを連れて県外に転居し、生活保護を受けて生活を始めた。しかし実父が戻ってきたことから、約2か月後には母子で葛飾区に戻り、実父と同居し生活保護を受けることとなった。

母子が転居していた県外の自治体では、生保の担当者がネグレクトを疑い、本児の健康診査（以下、健診）も未受診だったことから、葛飾区に移った後、児相にネグレクトとして通告した。それを受けて児相が調査すると、父母は本児を母方祖父母に預けていることが判明した。つまりこの時点では、母方祖父母が、もともと育てていた3人の異父きょうだいに本児を加えて4人の子どもたちを育てていた。

一方、母方祖父母宅では、4人の子育てのなかで、祖母による異父兄2人に対する身体的虐待が生じていた。異父姉が5歳、異父兄が4歳、2歳、本児は1歳2～3か月の頃と思われるが、異父兄2人は児童福祉施設へ入所となった。また、異父姉や本児については、児相が継続的にかかわることとして児童福祉司指導の措置がとられたのであった。なお、この時期、実母は第5子となる弟を妊娠していた。

2013年4月に実弟が生まれた後、将来について、母方祖父母は父母ときょうだい全員一緒に生活が一番良い、父母は本児や異父姉と一緒に暮らしたい、との意向を児相に示した。なおこのとき、詳細は不明だが、父母は母方祖父母に対する不満を漏らしているが、数か月後には、実父から関係修復ができつつあることが話されたり、母方祖父から本児が父母によくなついている、父母はよくやっているとの話があって、和解の方向に進んでいった。

本児への身体的虐待の経過

実弟が生まれたのを機に両親は本児との同居を希望し、2013年8月に1週間程度4人で過ごしたいと児相に申し出た。それを受けた児相は、経済状況に改善が見られ（詳細不明）、また本児も両親との同居を望んだため、親子関係を無理なく築かせるために母方祖父母宅と父母宅を行き来しながら、ともに過ごす時間を延ばしていく同居訓練を提案した。

しかし訓練中、実父による身体的虐待が繰り返されていたようであった。2013年の10月には、近隣住民が「ふざけんじゃねえ。こいつ何やってんだ」という男の怒鳴り声と子どもの泣き声を聞き、警察に通報したが、警察は声がした部屋を特定できなかった。また別の日には、母方祖父が経営する土木建設会社

の事務所内で家族と寝ようとした際、「寝たふりをしている」と実父が本児の顔を殴ったこともあった。これらの出来事を見相が知らないまま、2014年1月7日以降、本児は両親宅に長期外泊する訓練が開始された。

同居後、3週間ほどして、近隣住民から「子どもの泣き叫ぶ声がある。虐待ではないか」と110番通報があり警察が駆けつけたが、実父は「夫婦げんかだ」と言い張った。警察は実母が抱く生後9か月の実弟の顔や腕を見た後、洋服をめくって腹などに傷がないことを確かめ、部屋を後にした。その後、児童虐待を担当する同署生活安全課の捜査員2人が再訪し、本児が玄関先に出てきたが、実父が「何度来るんだ」と声を荒げると泣き出して奥に引っ込んでしまう。わずかな時間だったが捜査員は本児の髪や服に乱れがなく、一見しても傷もなかったことから「虐待はない」と判断し、見相への連絡も見送った。本児が死亡する直前も、実父のマンションの周辺では、男の怒鳴り声や子どもの泣き声を住民が聞いているが、見相が虐待の事実を知ることはなかった。

なお本児の出生前に、実父が実母や異父兄を叩くと実母が警察に相談していること、父が逮捕された後、警察の調べに対し、本児へのしつけとして叩くことはあったと両親が供述していることから、同居訓練に関係なく日常的に本児に手が出ていた可能性がある。

支援機関の介入状況・見相の見解

父母の不在や家出、実母からのDV相談、子どもらの養育を懸念する関係機関からの通報などにより、見相をはじめ、生保担当部署、保健機関、子供家庭支援センターが関わっていた。見相は、異父兄らの一時保護、実母に対する実父からの避難の説得、健診や予防接種等の手続き支援をし、母方祖母の異父兄への身体的虐待が発覚した際は施設措置をし、本児と異父姉に対しては心理的虐待と位置づけて、児童福祉司指導としていた。生保担当部署と保健機関は、家庭訪問し父母と関わりながら、養育環境の様子を見守り、見相と連携をとっていた。

しかし、2013年の7月頃に、実父から本児の引き取りと1週間程度の自宅での外泊を希望する連絡が入った後、見相とその他の機関との間に、養育環境や父親に対する認識にギャップが広がっていく。実父からの連絡を受けて、見相は経済状況に改善が見られ、本児も両親との同居を望んだとして、同居訓練を提案した。そして見相は子供家庭支援センターに本児の外泊予定と見守りの依頼をした。当初、子供家庭支援センターは、見相から実父母の虐待はないと聞いており、実弟の養育状況には問題はないと見ていた。しかしその後、子供家庭支援センターは本児が滞在中の家庭訪問を拒否されたことを見相に連絡し、生保担当部署も養育環境への疑念や、職員の指導に反発し生保辞退を口にしていること、保健師の訪問を拒否していることを見相に連絡しており、決して楽観できる状況とは考えていなかった。

このような状況においても、虐待の兆候が確認されなかったため、本家族の問題は経済的な問題であるという見相の認識は変わらなかった。それは、実父の子煩悩な面、何かあれば見相の担当に連絡してくるという関係性、実弟の養育状況に問題がなかったことが理由であった。それゆえ、見相は2013年7月を最後に2013年8月の短期間の外泊、2014年1月の長期外泊にあっても、本児の姿を直接確認しておらず、電話で済ませていた。また子供家庭支援センターに対し家庭の状況などを伝えたものの、同居訓練の日程を知らせたり、具体的な関与を求めたりすることはなく、外泊訓練について警察にも伝えていなかった。また本家族を担当している見相は、本児が生活拠点としていた母方祖父母宅の地域を管轄しており、父母の住む区域は管轄外であったこと、さらにケース移管前であったこともあり、父母宅のある自治体の関係機関とは、意思疎通が十分に図れなかったようであった。

事件当日

2014年1月30日午前0時30分頃、実父がコンビニエンスストアから帰宅した際、外出時には寝ていた本児が起き、居間で遊んでいた。実父は本児に「何で起きてんだ」と怒り、平手で叩いた。その後、実父が居間のテーブルで生活保護費の振り分け作業をしていた際も本児が寝なかったため、「何でパパがいないと起きるんだ」と言い、座って遊んでいる本児を正面から蹴飛ばし、嫌がる姿勢をとる本児に対して、さらに本児を踏みつけた。実母が実父を止めようとする、蹴ったり手で振り払ったりした。

その後本児を呼んでも反応がなく、また息をしていないことに実父が気付き、実母に伝えた。実母は119番通報や実家への電話をしようとしたが、実父に「俺を捕まらせたいのか」と止められ、「公園の滑り台から落ちたことにして、後は何も知らないと言うように」と迫られた。

2014年1月30日午前2時半頃、実父から「子どもが公園の滑り台から落ちて苦しがつた。今は息をしていない」と119番があり、救急隊が到着した際、本児は電気毛布の上で心肺停止状態になっており、搬送先の病院で死亡が確認された。本児の遺体には胸や腹のほか額や唇など全身に約30か所のあざや出血が見られた。

実父母宅へ長期外泊を始めて約3週間を経過していたときの出来事であった。

取り調べ及び検死

実父の最初の逮捕は、2013年12月下旬に本児を暴行した容疑（起訴猶予）であった。本児死亡に係る出来事として、当初は父母ともに「公園の滑り台から落ちた」と答えていたが、実母の供述により実父の犯行が浮上した。

警察が司法解剖を行い、体の傷と死亡との因果関係を調べた結果、本児の死因は肝臓損傷による失血死であった。遺体には全身約30か所に上るあざがあり、多くはエアガンで撃たれたような小さい円形状であった。また肋骨が2か所折れており、警察は実父が強い力で腹部に暴行を加えた可能性があるともみた。自宅捜索により、血痕のようなものが付着した枕、エアガンなど二十数点が押収された。

その後、警察の調べに対し、実父は本児が眠らないことに腹が立って暴行したことを認め、口裏合わせを図っていたことも認めた。実父は1月30日午前零時半頃、自宅マンションで本児の腹部を複数回踏みつけ、肝臓損傷による失血死で死亡させたとして、傷害致死容疑で再逮捕され、同年3月11日に起訴された。

公判

裁判の争点は、実父が本児を死に至らせた暴行の犯人といえるかどうかであったが、傷害致死罪に問われた実父は、初公判で「やっていません」と無罪を訴えた。弁護人は、母の証言及び父の捜査段階の自白の信用性を争い、実父が犯人であると認めるには疑いが残るとして無罪を主張した。一方検察官は、実母の目撃証言は信用できるとして実父が犯人であると主張した。

実母は、実父による暴行によって本児が息をしていないことに気づくまでのことを、声を詰まらせながら証言し、また自身が日常的に実父から暴力を受けており、怖くて口裏合わせに従わざるをえなかったことも明かした。親族の証言では、本児の背中にアザを見つけ、実父が「ベルトでたたいた」と認めたこともあると述べた。

司法解剖をした医師は、次のように証言した。肝臓の裂傷、肋骨骨折及び胃や腸間膜の出血は、腹部に相当強い力が加わらなければ生じない傷害であり、弾力性のある幼児の肋骨骨折は、強い力が素早く加えられたことを物語る。これらの傷害は、本児の腹部を複数回踏みつける、という実母の証言する実父の暴

行様態と矛盾しない。

判決で、裁判所は実母の証言による実父の暴行内容は、本児の負った傷害内容と矛盾せず、その生じた原因を合理的に説明でき、信用できるが、実父の公判での供述は不自然である等として、実父が本件犯人であると認定し、些細な理由で立腹し、感情の赴くまま、無抵抗の幼児に常軌を逸した苛烈な暴行を加えるなど、同種事案中でも最も重い部類に属する等として、懲役 10 年（求刑懲役 12 年）を言い渡した。実父は控訴しているが、その後のことについて書かれている新聞記事は見当たらない。

(4) 事件へのコメント

児相による親子の生活実態の確認と丁寧なアセスメントの必要性

同居訓練中、児相が本児の状況を直接確認せず、父母や母方祖父母の話を見相が鵜呑みにしていたことから、才村純（関西学院大学）は、「児相は同居訓練中に両親宅を訪問し、親子の生活実態を丁寧に確認すべきだった」（『読売新聞』2014年3月12日）と指摘する。津崎哲郎（花園大学）は「子供は環境が変わると一度は行儀よく振る舞うが、その後に駄々をこねる『試し行動』を取る。引き取り手が対応しきれず、虐待してしまうこともある。親子の信頼関係を築くには、もう少し時間が必要だったのではないか」（『産経新聞』2014年2月12日）と疑問を呈している。

また津崎が「家庭ごとの個別事情を把握すれば、虐待のリスクの濃淡が分かる」（『産経新聞』2014年2月12日）と述べ、林（2019）が、事件の背景を考慮する際、母の養育能力及び出産等の自己コントロール能力への疑念があり、また母親自身十分に養育できないにも拘わらず、出産した新生児を親類が預かるという形での支援にも限界があると説明していることから、アセスメントは不可欠であろう。

児相と警察の情報共有の重要性

津崎は「警察や児相が情報共有する態勢を整えるべきだ」（『産経新聞』2014年2月12日）と訴え、実際、児相を所管する都家庭支援課は「警察が5日前に自宅を訪れたことを知っていれば、対応は変わっていたはずで、連携も改めて考えたい」（『読売新聞』2014年3月12日）、「指導段階で警察に連絡することは通常ないが、今後はそうした対応も考えないと」（『山口新聞』2015年10月12日）と言う。

警察側の対応について、才村は「死亡の5日前に家を訪ねた警察は、見た目でも娘の虐待の有無を判断せず、専門職員がいる児相に連絡した方がよかった。情報が共有されていれば、幼い命を守ることができた可能性があり、残念だ」（『読売新聞』2014年3月12日）と述べ、警視庁は「児相に連絡することで虐待に気づいた可能性がある。児相とはこれまで以上に連絡を密にしたい」（『読売新聞』2014年3月12日）と述べている。

このような状況から、NPO法人・シンクキッズと全国犯罪被害者の会は、都と警視庁に、児童相談所が虐待情報を警察に伝達するルール作りなどを求める要望書を提出している。具体的には、児相と警察の連携不足解消のために、「児相と警察はすべての虐待案件を共有すること」「虐待情報を通信司令室のデータベースなどで登録すること」「児相と警察が連携して適切な頻度で家庭訪問すること」の3つである（『毎日新聞』2015年6月5日朝刊）。

警察による外傷確認や通告判断の難しさ

しかし情報共有がいかに重要であっても、警察が虐待の可能性を検討するために外傷等を確認することも、虐待を判断することも難しい。ある捜査幹部は「親に『念のため服の下を見せてもらいたい』と頼むべきだった」と指摘するが、別の幹部は「幼いとはいえ、娘の服をめぐることには慎重になる」と話

し、現場でも意見が分かれている状況（『読売新聞』2014年3月12日）であり、警視庁幹部は「どのケースで服を脱がせるかの基準があるわけではない」（『産経新聞』2014年2月12日）と実情を打ち明けている。

警視庁幹部は「両親が夫婦げんかと説明し、子どもの無事も確認できれば、服までめくる対応にはなかなか踏み込めない。子どもが泣いているとの情報も多く、どのケースで児相に通告するかは見極めもいる」（『東京新聞』2014年2月2日）と言う。

西澤哲（山梨県立大）は「児童虐待は隠蔽されるケースが多く、警察だけで虐待の有無を判断するのは危険」と指摘した上で、「今回のように児相が見守りをしている場合、通告が入ることで、児相がもう一度両親から聞き取るなどの対応を取れる可能性もある」（『東京新聞』2014年2月2日）と述べている。

地域における虐待防止としての気づきや声かけ

事件後、虐待から子どもをどう守るのかを考える講演会が、葛飾区の二上小学校で催された。同小の「父親の会」で事件が話題になったことがきっかけであった。企画に携わった民生・児童委員は「近所なのに全く気づけなかった」「これで終わりではなく、ここから始めていきたい」と話し、葛飾区を管轄する児相長は虐待の兆候を示す事例では、親が貧困や障害を抱え孤立している場合が多く、周囲がしっかりと支援することが重要であると訴えた。横浜市の児童福祉施設で、虐待を受けた子どもらをケアする福本啓介は「地域の子育てに参加する意識で、子どもにお帰りと声をかけることから始めたい。見守りから一歩踏み込み、声掛けをすることで子どもの変化に気づける」（『朝日新聞』2014年2月25日朝刊）と述べた。

（５）事件がもたらした影響

警察の虐待対応の一元化

本事件を受け、児童虐待や事件性の疑われる行方不明者などに一元的に対応するため、警視庁は副総監を本部長とする「人身安全関連事案総合対策本部」を発足させた。虐待や男女間のトラブルなどの相談を受ける生活安全部と、刑事部の捜査員による「ストーカー・DV 総合対策本部」が一定の効果を上げていることから、広く虐待についても同じ枠組みで対応するため組織を改組し、今後、捜査員を増やして約120人体制にする（『毎日新聞』2014年7月26日）と述べた。

児童虐待死亡事例等検証部会報告書

事件後、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会によって、改善策が提言された。

①親族による養育支援が行われているケースへの対応について

- ・ 親族が養育支援を行っているケースについては、より丁寧なアセスメントを行う。
- ・ 親族からの情報には、種々の親族関係によるバイアスが掛かった情報であることに留意する。

②児童相談所の援助方法について

- ・ 長期の係属歴のあるケースの援助の方向性を検討する場合、これまでの支援経緯と、背景の家族関係に留意した判断をする。
- ・ 児相が児童福祉司指導措置を採る場合、保護者の理解を得るよう努めた上で、主体的にケースワークを進め、家庭復帰にあたっては交流計画を文書にて分かりやすく明示するなど、相互に了解をする。
- ・ 父母が親族から子どもを引き取る際は、養育能力を客観的に評価し、予め確実に子どもの安全確認ができる支援体制を準備設定しておく。

- ・ 児童福祉司のケース担当の引き継ぎの際は、最新のリスクアセスメントを行い、ニーズと支援のポイントを明確にした引き継ぎを行う。
 - ・ 対応困難事例については、援助方針の見直しや、家族交流の適否などの判断は、リスクアセスメントを定期的に行いながら、組織としての的確なケースマネジメントを行う。
- ③実父母の人物像、養育力のアセスメントについて
- ・ 必要な情報を十分に収集し、的確な判断につなげる。
 - ・ 家族の養育力のアセスメントに際しては、これまでの養育状況の評価や、今後生じる可能性のある問題、保護者の負担を軽減する社会資源等も勘案して、保護者による養育の可否を慎重に判断した上で、助言、指導を行う。
- ④本児に対するリスクアセスメントについて
- ・ きょうだい受理の意味を再確認し、取り扱いが機械的になっていないか点検する。子ども1人ひとりを丁寧にアセスメントすべきである。
 - ・ 外泊を認める際は、適切にリスクマネジメントをおこなわなければならない。個別ケース検討会議を活用して、定期的なモニタリングや緊急時に即応できる体制を整備する。
 - ・ 保護者との関係性を培うことができた機関があれば、その機関をベースに支援が拡充していくよう、関係機関との協働に努める。保健機関は、家族全体のアセスメントを積極的に行う。
 - ・ 保護者と子どもの関係について、関係機関間で温度差がある場合は、個別ケース検討会議の開催を調整機関に依頼するなどして、危機感の共有化を図る。
- ⑤児相の管轄区域が異なる場合の関係機関間の連携について
- ・ 児相の管轄区域が異なる関係機関間の連携に当たっては、情報の理解や評価に齟齬が生じやすいことに留意する。
 - ・ 子どもが児相の所轄外の地域に住む家族の元に家庭復帰する予定で、当該児相だけでは、子どもや家庭の状況を把握する際に困難が予想されるケースは、家族と地域の関係機関とをつなぐ。また要保護児童対策地域協議会を活用するとともに、共通のツールを活用しアセスメントを行う。都は児相の連携を確保するための、更なる体制整備に努める。
 - ・ 関係機関間で現状認識や危機感を共有するために、重要な情報は、第一報を口頭で入れた場合でも、その後、文書でもやりとりすることが望ましい。

(6) 児相と警察間でおこなわれる連携に求められる観点

本家族には、実母の知的能力の遅れ、度重なる子どもを置いての家出、実父の実母へのDV、しつけと称した本児への暴力があったが、繰り返される転居や、実父が何かと児相を頼るところ、実弟の養育が順調であったこと、本児をはじめとする子どもらが母方祖父母に養育されることにより、児相が本家族の実態を把握しづらくなった経緯があった。

識者のコメントや検証報告書において共通して指摘されているのは、主に児相に対する、家族の実態把握、丁寧なアセスメント、児相での的確な引継ぎ、関係機関との情報共有や連携の必要性である。中でも本事件では、怒鳴り声や子どもの泣く声を聞いた近隣住民による通報を受け、警察が臨場していることもあり、才村が指摘しているように、児相と警察が情報共有できていれば本児の命を守れた可能性があった。

令和2年度厚生労働省福祉行政報告例によれば、児相における虐待相談の経路別件数は警察等からの相談件数が50.5%で最も多い。通告内容は、心理的虐待(DV目撃・56.1%)が目立ち、虐待の程度は軽度(47.8%)が多く、実際虐待が認定された件数は、警察からの通告全体の9割と高い状況である(厚生労働省, 2019)。

したがって児相と警察の連携は不可欠である。しかし警察と児相の虐待情報の全件共有は、双方職員の業務過多により、子どもの命に危険があるケースの見落としにつながってしまう可能性もある。また事件化を恐れて保護者が相談しにくくなるという問題もある。

連携においては、全件共有のような方法論にとらわれない、互いの着眼点の背後にある職業的立場、虐待の可能性についての判断やその根拠をも考慮したやりとりが求められるだろう。

(富樫健太郎)

引用文献

林弘正 (2019) 児童虐待の司法判断. 成文堂.

厚生労働省 (2019) 子ども子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業 児童相談所の実態に関する調査.

厚生労働省. 令和 2 年度 福祉行政報告.

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/20/index.html> (2022 年 4 月 18 日取得).

東京地裁判決平成 26 年 11 月 28 日 (LLI/DB 判例番号 L0693063)

東京都児童福祉審議会 (2015) 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について—平成 26 年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

9. 富士見市2歳男児ベビーシッター虐待死事件（埼玉県 2014年）

（1）事件概要

2014年3月17日、埼玉県富士見市で2歳の本児がわいせつ行為をされた上、鼻や口を手でふさがれるなどして窒息死した。生後8か月の実弟はミルクを与えられず裸で放置された状態で保護され、男性ベビーシッター（以下Aとする）が逮捕された。本児兄弟の実母は、インターネットのベビーシッター仲介サイトを通じてAに3日間の保育を依頼していたが、最終日に連絡がつかずに警察に通報したことで事件が発覚した。逮捕後の捜査で、他の複数の子どもの裸の写真などが発見され、Aは児童買春・児童ポルノ禁止法違反の罪でも逮捕された。

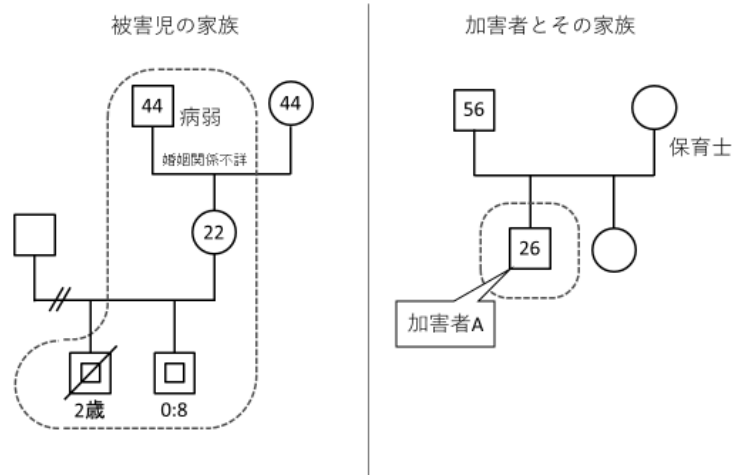
2016年の判決では、殺人罪、保護責任者遺棄致傷罪、強制わいせつ致傷罪など6つの罪が認定され、最高裁で懲役26年の判決が言い渡された。

本事件を受け、初めて全国の自治体でベビーシッター実態調査が行われ、法的規制のなかったベビーシッター制度の規制強化が行われるようになった。

なお、本事例は保護者による虐待ではなく、児童虐待防止法で定義している児童虐待には該当しないが、ベビーシッターとして数日間にわたり子どもを預かり死亡させたという事例であること、本事件を契機にベビーシッターのあり方が社会的に大きな関心をよんだことなどをふまえ、本研究で取り上げるものである。

（2）家族の状況

事件当時、横浜市内で一緒に暮らしていたのは、2歳の本児、8か月の実弟、実母、母方祖父の4人であった。実母はシングルマザーとして2人の兄弟を育てており、一緒に暮らしていた母方祖父は病気を患い、生活保護を受けていた。実母は当時飲食店勤務を週2回しており、月収は5万ほどであったという。生活費を出すと手元には残らず、貯金はほぼなかったようである。事件当時、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給しておらず、離婚した子どもたちの父親からの養育費も払われていなかった（2014.4.4/7.26朝日新聞）。子ども2人を抱え、病気を患っていた母方祖父との4人の生活は、どのようなものだったのだろうか。余裕のある暮らしとはかけ離れていた毎日であったことは想像に難くない。



(3) ベビーシッターAについて

今回事件を起こしたA(当時26歳)について、新聞記事等の記載から生育歴や人物像をまとめる。

Aが育ったのは、亡くなった本児の自宅に近い横浜市内の公営団地で、両親、妹との4人暮らしだったようだ。同じ棟の女性への取材によると「保育士だった母親のしつけが厳しかったようで小さい頃は叱責の声が外まで聞こえていた。妹とは仲が良くていつも一緒にいたけど、同年代の友達と遊んでいる姿はあまり見た記憶がない」という(2014.4.4 週刊朝日)。また、中学時代の同級生だった人は「人とつるまないタイプで、教室では一人で過ごしていた。おとなしい性格で、悪いことをするような奴ではなかったのに」と事件に対し驚きを隠せない様子だった(2014.3.19 読売新聞)と掲載されていた。

2003年春、横浜市内の中学校を卒業した後、神奈川県内の調理師専門学校に進学した。卒業したかどうか情報が無いが、その後、アルバイトで生活していたという(2014.3.18 読売新聞)。

2008年頃から保育の仕事に関わり始め、2012年3月より、横浜市内の認可外保育園で保育士の補助としてパートをしていた。園長によると、保育士資格は持っていなかったが、まじめで穏やかでトラブルもなく、子どもに人気があったという。その後、Aの母親によるとAは「ベビーシッターの仕事がしたい」と通信教育などで勉強を始めていたという。2013年9月に「ベビーシッターを始める」と、認可外保育施設の勤務は週1回に減っていた。

ベビーシッターのマッチングサイト「シッターズネット」に登録していたAは、複数の名前を名乗り、仕事を探していたようである。「営業がしつこい」「安請け合いをする」との苦情が多く、会社は苦情がある度にAのIDでログインできなくなる措置をとっていたが、その度に名前を変えて登録をしていた。登録時に名前や住所、年齢、経験などを登録する必要があるが、審査はなく、名前を変えて再登録することが可能であった。名前を変えても年齢や住所が同じ時もあり、苦情を受けた際に同社が同一人物と判断し、利用停止としていたこともあったようだ(2014.3.22 読売新聞)。

2013年秋頃に埼玉県富士見市に引っ越した後、独自にホームページを開設し、本格的に子どもを預かる事業を開始した。横浜市の実家を「本部」、富士見市の自宅マンションを「家庭保育室」とホームページで紹介し、「24時間の宿泊保育」を売りに、スタッフはA、Aの母親、後から雇った女性の3人であった。主に保育をしていたのはAと女性スタッフで、Aの母親は時々手伝っていたようである。2014年1月下旬、Aが富士見市役所保育課を訪れ、「子どもを預かる業務を始めたい」と相談し、認可外保育施設の設置基準について説明を受けていた。2月4日、保育課職員3名がマンションの部屋を訪問し、認可外保育施設の設置申請資料を示し、年1回立ち入り調査を行うことなどを説明した。課職員はその時の様子について、「Aは『子どもは好きです』と繰り返し言っていたが、説明の途中で資料を閉じるなど、市に関与して欲しくない様子だった」と振り返る。2月中旬、電話でAに事業開始の意思を確認したところ、「マンションでは預からず、事務所として使う」など話していた。職員は「預からないですよ」と念を押し、その後職員が部屋の前に行っても保育施設やベビーシッターを示すような看板や表札はなかったという。

埼玉県警によると、本事件が発生する2か月前の2014年1月22日、Aが保育室として使っていたマンションで、預かっていた3歳男児が胸や背中など広範囲に中程度のやけどを負い、A自ら119番通報し、救急車で運ばれる事件が起きていた。Aは「遊んでいた男児がポットのコードにひっかかり転倒し、お湯を浴びた」と説明したという。2014年2月末、Aの母親によると、Aはベビーシッターに役立つ英国式の保育法を学び、認定試験を受けていたようである(2014.3.19 朝日新聞)。

(4) 事件の経過

1) 事件発覚時の状況

2014年3月17日午前8時15分ごろ、富士見市のマンションの一室で、本児(2歳)が遺体で見つかった。本児の遺体には新しいあざが複数か所あり、同じ室内で実弟(8か月)も泣いている状態で発見された。3LDKの部屋のうち、本児は4畳半ほどの洋室で倒れており、実弟は玄関に近いリビングで横たわっていたが、2人ともほとんど裸だったという。実弟は低体温症と診断されたが、命に別状はなかった。ベビーシッターとして2人を預かっていたAは「16日まで食事を与えていた。16日に引き渡す予定だったが、昼過ぎに(Aが)薬を飲んで寝てしまい、17日午前7時頃に目を覚ましたら本児が死亡していた」と説明した。

2) ベビーシッターAに預けるまでの経過

3月上旬、実母はインターネットのベビーシッター仲介サイト「シッターズネット」を通じ、『山本』と名乗るAとやりとりをし、3月14日～16日の3日間、子どもたちを預ける約束をしていた。14日は19時に新杉田駅で引き渡すことになっていた。新杉田駅は、JR京浜東北・根岸線で横浜駅から5駅、約20分弱のところであり、近辺は住宅街が多く治安のいい街と言われている。

3月14日、子どもたちを『山本』に受け渡す予定だったが、子どもたちの受け渡しはスムーズではなかった。

15時頃、ベビーシッターB(以下Bとする)は、『山本』から「1時間ぐらいベビーシッターお願いできませんか」とメールを受け取った。Bは親からの依頼と受け止め、19時に『山本』と新杉田駅で待ち合わせする約束をした。ところが、駅に着くと『山本』から「行けなくなった」とメールが来た。同じころ、『山本』にシッティングをお願いする予定の実母が2人を連れて駅に来ていた。Bはこの2人の兄弟を預かったことがあり、実母と面識があった。実母とBが話をしている時、2人同時に『山本』からメールが届いた。Bには「2歳と8か月の子どもを預かって欲しい」、実母には「代替りの男性がいく」、そこでBはようやく1時間だけの代役と気づいたという。実母は“おかしいな”と思いつつ、仕事の時間も気になり、以前預けたことのあるBに2人を預けた。Bは実母から2人を預かり、その後20時頃に横浜駅で『山本』に引き渡し、1時間分の報酬を受け取って別れた。その際、Bは実母に「横浜駅で『山本』に2人を預けました。『山本』は優しそうでベビーカーも持ってきてくれていました」と連絡を入れていた。『山本』が、すなわちAだったのである。2人を預かった『山本』ことAは、2人を富士見市の自宅マンションに連れて行くが、実母は2人が埼玉県にいることを事件発覚まで知らなかった。

3月15日午前中、実母はAに「息子たちはどんな感じでしょうか?」とメールを送ると「朝早く起きて元気に遊んでいます。大好きな電車に乗ってお散歩中です」と返信がある。実母がさらに「写真を送ってほしい」と頼んだが返信はなく、これが最後の連絡となった。

3月16日、Aは自身の母親に電話をし、「今日は仕事が休みだ」と話していた。兄弟が預けられた14日以降も、AはAの母親と何度も電話をしていたが、子どもを預かっていることなど仕事の話は一切せず、特段変わった様子もなかったという。この日は子どもたちの引き取り予定だった。しかし、Aと連絡がとれなくなった実母は、17時頃、「ベビーシッターと連絡が取れない」と神奈川県警に通報した。本児たちが無事に帰ってくることを疑っていなかった実母が、ベビーシッターと連絡がとれなくなった時の焦りや不安はいかほどだったのだろうか。警察はメールアドレスなどからAの所在を捜査し、マンションを割り出し、事件発覚に至った。マンションの管理会社によると、この部屋には前年からAが入居していたが、ベビーシッターの事務所を開設したことや、保育室の存在は管理会社にも近所の人にも知られていなかった。

3) 事件発覚後から 2018 年の裁判の結審までの経過

複数回の逮捕と起訴

2014 年 3 月 18 日、神奈川県警は死体遺棄容疑で A を逮捕した。本児の身体には、あごの他に口の辺りに押さえつけられたような圧迫痕があり、神奈川県警は司法解剖の結果から、本児の死因は窒息死とみられると発表した。しかし、A は、神奈川県警の調べに対し「16 日昼過ぎに風邪薬を飲んで寝てしまった」「17 日午前 7 時頃起きたら亡くなっていた」と話し、詳しい経緯については黙ったりあいまいな供述をしたという。4 月 7 日、すでに本児の死体遺棄の疑いで逮捕されていた A は、実弟への保護責任者遺棄致傷容疑で再逮捕された（2 回目）。実弟を低体温症、低血糖症、脱水症にさせたとする容疑を A は否認していたが、9 日の新聞記事では、「責任は 100% 私にある」と一部容疑を認める供述をしたと報道された。A は、ミルクをあげる必要性は認識しながらも 16 日昼以降はミルクをあげなかったことや、体調悪化の責任を認めたようだった。4 月 28 日、横浜地検は実弟に対する保護責任者遺棄致傷罪で A を横浜地裁に起訴した。

ここまでは 2 人の兄弟への犯行ということであったが、ここで事件の性質が大きく変わる。A のパソコンやスマートフォン、タブレット型携帯端末から、これまで預かった子どもたちの裸の画像が保存されていたことが判明し、4 月 28 日、神奈川県警は児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕した（3 回目）。容疑の内容は、2012 年 12 月 13 日頃～2013 年 8 月 25 日頃までの間、ベビーシッターとして預かった当時 1 歳女兒と 3 歳男児の裸をデジタルカメラで複数回撮影し、パソコンなどに保存した疑いで、写真は約 50 点保存されていたという。この件に関して A は容疑を認めた。5 月 20 日には、A は児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕された（4 回目）。2012 年 11 月 24 日頃～2013 年 4 月 21 日頃、ベビーシッターとして預かった当時 5 歳の男児と 1 歳の女兒のきょうだいの裸をデジタルカメラで撮影し、パソコンに保存した疑いで、写真は約 60 枚あり、A は「裸にはしたが、わいせつ目的ではない」と話していた。他にも幼児の裸などを写した画像約 240 枚が見つかっており、県警が被害者の特定を進めていた。また、横浜地検は 5 月 20 日、同罪で追起訴し（起訴 2 回目）、続いて 6 月 10 日には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕された（5 回目）。2012 年 11 月 15 日頃～2014 年 2 月 22 日頃、東京都内、神奈川、埼玉県内でベビーシッターとして預かった当時 2 歳と 4 歳の男児、特定できていない男児、女兒計 11 人の裸などをデジタルカメラやスマートフォンで約 150 枚撮影し、パソコンなどに保存した疑い。5 月に同容疑で逮捕されていた件で、横浜地検は 6 月 10 日、同罪で追起訴した（起訴 3 回目）。

7 月 1 日、神奈川県警は、保護責任者遺棄致傷罪で起訴されている A を殺人容疑で再逮捕した（6 回目）。司法解剖の結果、本児の死因は窒息死と見られ、口の周りの皮膚に変色が確認された。本児を窒息死させた疑いだが、A は「殺していない、（本児は）風呂場で溺れて死んだ」と容疑を否認した。再逮捕を受け、実母は取材に対し、弁護士を通じて「一区切りついた感じがします。A には〇〇（本児の名）の最期のことを含め、本当のことを語って欲しい」とコメントした。7 月 2 日、横浜地検は A を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）などで横浜地裁に追起訴した（起訴 4 回目）。7 月 17 日、横浜地検は A の刑事責任能力などを調べる鑑定留置¹を横浜地裁に申請し、約 3 か月間の留置が認められた。

10 月 24 日、横浜地検は A を殺人罪で追起訴した（起訴 5 回目）。新聞記事によると、事件の目撃者がいない中、状況証拠を中心に間接証拠を積み重ねた末の殺人罪とあった。A は本児の溺死を主張していたが、司法解剖の結果、溺死をうかがわせるものがないことや、溺れていることに「気づかなかった」としている

¹鑑定留置とは、刑事訴訟法上の手続きの 1 つで、被疑者・被告人の刑事責任能力などを調べるため、期間を定めて被疑者・被告人を病院や拘置所等に留置することである。期間は 2～3 か月が多いようで、鑑定留置されている間に心神・身体について鑑定が行われる。

点、本来遺体は水中に沈むはずであるが「浮いていた」と言っている点、死亡したと思われる15日の深夜、「溺死」や「死体のうまい隠し方を教えて」などと検索していたこと、これまで延べ約100人の子どもを預かったが、複数の親から「子どもにあざがあった」などの証言があったことなどによる。地検はこれらの証拠を積み重ね、殺人罪での追起訴に踏み切った。Aの弁護団は「過失による事故」「殺人罪は成立しないもの」と考えている。事実関係は公判で主張していくなどのコメントを出し、法廷で争うことになった。翌25日、殺人罪での起訴をうけて、実母は「事件から長い時間がかかりましたが、殺人罪で起訴されたと聞いてほっとしています。一方、あの数日の間に何が起きたのかはわからないままです。裁判の中では被告にきちんと話してほしいと思っています」と弁護士を通じてコメントした。

年が変わり2015年2月26日、続いて3月31日、横浜地検は、Aを別の男児らに対する児童買春・児童ポルノ禁止法違反（男児ら数十人の裸を撮影し、パソコンに保存したなどの児童ポルノの製造）などの罪で追起訴（起訴6・7回目）した。

母親のコメント

事件から約1年1か月が経過した2015年4月21日には、読売新聞に実母への取材記事が載った。実母が初めてベビーシッターの仲介サイトを利用したのは夜間の飲食店に務めていた2013年3月10日頃。当時は病気がちな母方祖父と本児ら2人の4人暮らしで、少しでも節約をしたかったため、正規のシッター業者よりも値段が安い仲介サイトを利用していたという。預かってくれる人はいい人ばかりだったが、Aに依頼した際にはあざがあったりしたため、それ以降Aには依頼していなかった。Aは女性の名を騙って実母に接触しており、実母は逮捕時の報道を見て初めてAが本児らを預かっていたことを知ったとのことであった。預ける際に代理の人が来た時点で疑問に思ったが、仕事に向かう時間が迫っていたため、そのまま預けたという。「もっとしっかり確認していれば。仕事を断ってでも息子たちと一緒にいてあげればよかった」と悔やんでも悔やみきれない思いが残ると記されている。実母は「亡くなる時、あの子は何を話し、どんな思いだったのだろうか。知るのは怖いけれど、あの子のことは何でも知りたい」と語った。また、別の記事によると、2013年、4～5か月にわたって週に2回、Aに本児を預けていたが、本児の顔がはれ、背中にあざができていたため、Aに預けるのをやめていたようだった。その際、支払いをめぐり、預けていない分まで請求されるトラブルもあり、以降実母はAに預けないようにしていた（2014.3.19朝日新聞）。

それから1年たった2016年6月には、裁判員裁判が始まる前に、実母が朝日新聞の取材に答えた。「なぜ子どもがこんな目に遭わなければならなかったのか。法廷では真実を明らかにしてほしい」「なんで私が生きているのか」と今も悔やんでいるという。もうすぐ3歳を迎える実弟は回復し、保育園に通っているという。「上の子にだんだんと顔や好みが似てきた。生き残った子のためにしっかりとしないといけないという思いが今の自分を支えている」という（2016.6.2朝日新聞）。

裁判の経過

2016年6月10日、横浜地裁でいよいよ裁判員裁判が始まった。事件数が多く、検察側と弁護側の主張が真つ向から対立していることから、事前に争点を絞り込む公判前整理手続きが長期化していた。公判開始前には傍聴券を求める市民が列を作り、事件から2年が経っていたが事件への関心の高さをうかがわせた。Aは坊主頭になってスーツ姿で出廷し、初公判では殺人罪などについて無罪を主張、弁護側は殺人や（実弟への）保護責任者遺棄致傷罪は成立しないと主張した。児童ポルノ禁止法違反や強制わいせつ罪への起訴内容については「性的意図はなかった」と主張する一方、撮影の事実は認めた。Aは溺死の可能性を主張していたが、司法解剖した医師が出廷し、本児の死因について「肺に水が入っておらず溺死の所見はない。鼻など

に圧迫痕があり窒息死と考えられる」と述べた。Aは、口周りのあざについては「刺激を与えれば生き返るのではないかと考え、顔をたたくなどした」と説明した。実母は被害者参加制度を利用して裁判に参加していた。終了後、「法廷で長男の遺体の写真を見て、こんなに痛い思いをしたのかと改めて思い知らされた。長男の最期に何が起こったのかを知るために、この裁判を見届けたい」とコメントした。実母は本児の遺髪を納めたネックレスを身に着け、常に写真を持ち歩いているという。審理は13回行われ、裁判の経過は新聞報道されていた。実母は証人尋問で「シッターがAだとわかっていたら子どもを預けなかった」「(シッターは)子どもを持つ女性だと思っていた」「(仲介サイトに)子どもにいたずらするような人がいるとは思わなかった」と話した。一方、Aは被告人質問において、「お風呂で髪を洗って目を離した間死んだ」と改めて殺害を否認した。検察側は「わいせつ目的は明らかで、再犯の可能性も高い」と無期懲役を求刑した。7月8日の最終意見陳述でAは「殺していない。嘘をついていない」と語った。

7月20日、横浜地裁は、懲役26年の判決を言い渡した。Aは否認していたが、裁判長は「強固な殺意がある」と認定し、わいせつ行為についても「シッターの立場を悪用し、常習的に行っていた点で極めて悪質」と批判した。読売新聞は裁判員へ取材し、亡くなった本児と同じ2歳の子どものがいるという女性は、「感情移入してしまうこともあり、客観的判断が難しかった」「同じような事件が起こらないよう、社会全体の仕組みを変える必要がある」と訴えた。実母は代理人を通じて「Aからは何も真実を聞くことができなかった。刑が思ったより軽くて残念だ」とコメントした。判決に対し、8月3日、Aと検察双方が1審判決を不服として東京高裁に控訴した。10月12日、東京高裁で控訴審第1回公判が行われ、即日結審した。

2017年1月30日、東京高裁で控訴審判決が出され、1審の判決(懲役26年)を支持し、検察、被告双方の控訴を棄却した。実母は判決後の新聞取材に対し、「1年でもいいから刑を重くしてほしい。納得できない」と無念の思いを吐露した。実母によると、裁判長が殺害状況を読み上げる場面では涙が止まらなくなったが、目の前のAは淡々とした表情で、むなしさが募ったという。

Aは上告したが、9月10日、最高裁は上告を棄却し、懲役26年の刑が確定、結審した。事件が起きたのは2014年3月、2年10か月かけての裁判だった。

(5) ベビーシッター、マッチングサイトについて

1) ベビーシッターの位置づけ

事件当時は、国家資格の保育士と異なり、「ベビーシッター」には法的な定義がなく、いわゆる「子どものお世話をする人」で誰でもなることができた。契約の多くは民間のベビーシッター会社と個人との間で行われ、行政の規制の対象外となっていた。

一方、公益社団法人「全国保育サービス協会」(東京)は、独自に資格認定試験を実施し、2013年10月現在で約1万2千人が資格を取得していた(2014.3.18 読売新聞)。ある保育サービスを提供する企業では、書類審査や面接、実習や研修などを課した上でベビーシッターとして登録していた。経験を積み、保険にも加入して個人で活動するベビーシッターもいる。都内でベビーシッター事業を展開する会社社長は「事件が業界に悪いイメージを与え、『ベビーシッターはダメ』という風潮になってほしくない」「ほとんどのシッターはまじめに働いており、シッターも社会全体で子供を守る方策の1つ」という(2014.3.19 読売新聞)。こうした事件が起きたことで、誠実に取り組んでいる人が大多数であるにも関わらず、ベビーシッター自体への信用失墜につながる懸念された一方、行政の規制の対象外となっている課題が浮き彫りになった。

本事件や、2019年以降に起きたベビーシッターによるわいせつ事件などを受け、2019年には、ベビーシッター(認可外保育施設)の指導監督基準が創設された。現在は、ベビーシッターとして仕事をするためには、保育士や看護師などの有資格者、もしくは研修受講履歴があり都道府県に届出た者でなければならない

とされている。

2) 本事件で利用されたベビーシッターサイトについて

本事件の保育の約束が取り付けられた「シッターズネット」は、2008年に開設されたベビーシッターのマッチングサイトである。ソフトウェア開発会社「ファーストビット」が運営し、利用者は登録・利用ともに無料で、当時、約1万人が利用者登録し、約5000人がシッター登録していた（2014.3.18 読売新聞）。事件直後の取材で、サイト運営会社の代表は「あくまで個人間の契約なので自己責任で利用してもらっている」（2014.3.18 読売新聞）と言っていたように、あくまでも場の提供のみで、具体的な保育内容や条件については当事者同士で決めるシステムとなっていた。派遣型と比べ利用料は半額程度、ベビーシッターには保育士などの資格は必要なく、個人の登録情報を頼りに保育を依頼していたようである。

依頼者の中には、事前の面談や身分証明書の提示を求めているケースがある一方、中には「今日お願いしたい。直接連絡ください」という書き込みもあったようである。依頼料金は時給1000円前後が目立ち、保護者側も「離婚をされていて予算がない」「生活保護とバイトで生活」など窮状を訴えているものもあり、低予算でお願いせざるを得ない事情を抱えている保護者も少なくないようである。安さを求める代わりではないかもしれないが、ベビーシッターとしてサイト登録する際には、本人確認資料も求められず、自由に自己紹介も書きこめ、何が真実かわからない面もあったようだ。実際に事前のやりとりはしっかりできていても当日ベビーシッターが来なかったケースもあり、安さの陰に危うさもあり、その背景には様々な事情があることがうかがえる。

3) A自身が開設していたシッターサイト

2013年頃、Aも「シッターズネット」と同名の独自のサイトを立ち上げていた。「安心の24時間対応」「保険加入」「1時間1500円の安い料金」などとうたい、実名やAが子どもと一緒にいる写真を数多く掲載していた。料金は0歳児が訪問3000円（1時間）、在宅2000円（1時間）、1歳～未就学児は訪問2500円（1時間）、在宅1500円（1時間）と設定していた（2014.3.18 読売新聞）。公益社団法人「全国保育サービス協会」によると、ベビーシッターの1時間の基本料金は1500～2000円、首都圏では2500円など高めに設定しているところもあり、Aの設定は平均と同じ程度であった。サイトには勤務していた認可外保育園で撮影された写真が無断掲載されていた（2014.3.19 読売新聞）。保育が行われていた部屋は3LDKだったようである。

(6) 事件へのコメント、新聞記事での特集など

事件直後は、連日のように新聞で報道されるとともに、インターネットでベビーシッターを手軽に依頼できるシステムへの非難が集中した。コメントとして、

「現状では行政のチェックが働かないため、安さを売りにし、安全対策など最低限の質を満たさない業者や個人も存在する。質を保つため、少なくとも営利事業のシッターには国が研修を義務付けるべき。利用者側もネット情報をうのみにせず、顔を合わせて素性或保育経験を確認するのが大前提だ。その上で、事故に備えた保険加入の有無や、保育日誌をつけているかなどを確認し、自己防衛する必要がある。（大方美香教授、大阪総合保育大学、保育学）」（2014.3.18 朝日新聞）

「サイト経由でシッターを利用するなら、相手の素性或保険に入っているかなどを確認しないといけない。できれば地域の子育て支援センターなどで情報収集し、利用者側に話を聞き、良心的な人や組織を探すのが望ましい。いくら手軽でも、素人かもしれない人に子どもを預けるのは勧められない。（普光院亜紀、保育園を

考える親の会、代表)」(2014.3.18 朝日新聞)

「多様化する保育サービスの隙間を縫って出てきた安易なサービスが野放しにされている。ネット上のやりとりだけで子供の命をあずける危険性を利用者は意識すべきだ。(大日向正美教授、恵泉女学園大学、発達心理学)」(2014.3.18 読売新聞)

など、顔が見えないシステム上でやりとりに警鐘を鳴らす内容のものが多かった。

また、新聞では事件に関する報道だけではなく、社説や投稿、特集で本事件が取り扱われた。【よみうり寸評】(2014.3.18 読売新聞)、【声】(2014.3.23 朝日新聞)、【スキヤナー】(2014.3.30 読売新聞)、【アエラ】(2014.3.31 朝日新聞)、母親の座談会を取材した記事(2014.4.2 読売新聞)、【ニュースの扉】(2014.4.7 朝日新聞)、特集【女が生きる 男が生きる そこにある貧困：上】(2014.7.26 朝日新聞)、【フォーカス】(2015.3.17 読売新聞)で取り上げられ、安易に子どもを見知らぬ人へ預けることへの批判がある一方で、背景に待機児童や近隣との人間関係の希薄化などがあること、急な一時預かりに応じる施設が少ないことなどから、割安な料金も相まって利用されている実態が取り上げられた。これらの記事の中では自治体からの情報提供の充実を求める声や、いいベビーシッターを見つけるための7カ条も紹介された。

さらに、新聞記事にとどまらず、2014年3月18日、2人の政治家が自身のブログに事件をもとにした記事を投稿した。X政治家は、「大切な子宝を乳飲み子のうちから赤の他人に預けて憚らない風潮は、なぜ当然のようにまかり通っているのでしょうか。こんな風潮は、そろそろ止めにした方が良いと思うのです。」と書き始め、「心よりご冥福をお祈りします。そして、語弊を恐れず、あえて心を鬼にして言いたいのです。預ける相手もろくに知らずに、預けてしまう。しかも、3日間も。この実母に、非はなかったのでしょうか。」と実母への非難を表すと、それに対し批判が相次いだ。「そうさせてしまう社会」「預けないと働けない現実」の訴えがコメントに多く残された。さらに、Y政治家は、「2歳の子供を殺した男はとんでもなく論外だが、インターネットで見ず知らずの人に簡単に自分の子供、しかも2歳と8か月という幼い子を預ける実母の神経にも首を傾げざるを得ない。」と親の責任を問うた。もちろん、預けた親の責任が全くないとはいえないかもしれないが、預けざるを得ない背景を汲まないこうした親への直接的非難は自己責任の社会をますます強大化するだけであろう。

4月4日の週刊朝日は、実母が勤めていた飲食店の女性オーナーを取材し、「離婚はしたけど、勤務中は子どもは同居しているおじいちゃんに預けているから大丈夫と聞いていた。シッターを使っているとは知らなかった。相談してくれれば、力になれたかもれない」と肩を落としたという。実母は14日、15日の20時～24時まで出勤していたといい、勤務を週3日に増やした矢先の悲劇だったという。記事では本事件を「現代的」と評し、ネット上の仲介サイトには匿名シッターの書き込みが無数に並んでいるという。リスクがあるが、悪質シッターに遭遇しないためには自己防衛が欠かせないと述べられていた。

そして、事件が注目されたことは、事件後も定期的に新聞で取り上げられていたことからわかる。【知っておきたいニュースはこれ!】(2014.3.22 読売新聞)、【NEWS月録】(2014.4.14 読売新聞)、事件1か月後には地方(横浜)面(2014.4.17 朝日新聞)で子育て支援サービスの紹介がされ、1年後には【フォーカス】(2015.3.17 読売新聞)で事件後のベビーシッター規制強化の流れが掲載された。そして、2016年12月2日の読売新聞の神奈川版では、「読者が選ぶ県内10大ニュース2016」が掲載され、2016年に起きたニュースダイジェスト(月別に注目されたニュースが合計29個提示された)の中に、本事件で懲役26年が言い渡されたことが挙げられていた。2016年のニュースの中には、川崎市で起きた中1男児殺害事件や、相模原児童相談所に保護されなかった中学生が自殺したニュース、津久井やまゆり園での知的障害者殺害事件も掲載されていた。このような事件が続く、心が痛むのはみな同じであろう。

(7) 事件がもたらした影響

1) 新聞記事への掲載

まず、(6) でまとめた通り、本事件が起きた後、様々な新聞では自治体に「子どもを預けるサービス」があることが紹介されるようになった。本事件から1か月が経った時には朝日新聞の地方(横浜)面(2014.4.17)で、急な仕事や病気で子どもを預けたい時に行政や民間にはどんな受け皿があるのか改めて紹介された。具体的には、横浜市の子育て支援サービスの「24時間型緊急一時保育」や、「乳幼児一時預かり」(生後57日から預かる)、児童養護施設や乳児院での宿泊事業、ファミリーサポートが紹介された。また、一連の記事の中ではベビーシッターも含め、子どもの預かりサービスのメリット・デメリットが書かれるなど、こうした事件を受け、子育て支援サービスをもっと多くの人に知ってもらおうと積極的に記事に取り上げられるようになった。

2) 国や自治体の動き

事件直後の動き

事件から約1週間後の3月19日、厚生労働省から再発防止のため、ベビーシッターを利用する際の注意点が示された。10項目あり、①子どもを預ける前には必ず面会し、信頼できる人かどうか確認する、②シッターの氏名、住所、連絡先を確認する、③保育場所が自宅以外の場合、事前に見学する、など、事業者を選ぶ際には市町村が出している情報や、厚生労働省所管の公益社団法人「全国保育サービス協会」に加盟している会社リストを活用するように求めた。また「一時預かりや、ひとり親への支援が必要な場合は、市町村に相談して欲しい」とも呼びかけている。現在、厚生労働省のホームページには「ベビーシッターなどを利用するときの留意点²⁾」として10か条の項目が公開されている。続いて3月20日、埼玉県は、63市町村に認可外保育施設などの実態把握と指導監督を徹底するように文書で依頼した。地元の保育団体や民生委員らと連携したり、インターネット上から情報収集するなどして無届施設を把握するよう要請し、必要な場合は職員が現場を視察するよう呼びかけている。田村憲久厚生労働大臣(当時)は、25日の記者会見で、民間のベビーシッター業者やインターネットの仲介サイトを運営する事業者に対し、各自社サイトに厚生労働省サイトへのリンクを張るといった方法で、利用者への注意喚起を促す要請をした。

国による新たな指針作り・ガイドライン制定

事件の約3か月後、厚生労働省はベビーシッター仲介サイトに、保育者の身元確認の厳格化を求める方針を固めた。事件後に調査を行ったところ、保育者の登録情報について身分証明書などの確認なく自己申告のみ採用している仲介サイトがあるなどの実態が判明し、有識者の専門委員会を設置し、新たな指針作りに取り掛かることにした。指針の内容としては、仲介サイトに登録できるのは都道府県などに事前に届け出た人のみとして、登録時には身分証明書の提出を求めることなどが考えられていた。続いて7月、厚生労働省は都道府県・政令市・中核市(合計109自治体)、ベビーシッターマッチングサイトの管理者(8サイト中5サイトが回答)に実態調査を行った。その結果、ベビーシッターサービスについて、子どもの数や保育場所など何らかの情報を把握していたのは15自治体(13.8%)にとどまり、9割近くの自治体は活動実態を把握していなかった。また、回答した5つのマッチングサイトのうち、保育士などの資格の有無は4サイト、保育場所は4サイト、氏名・年齢などの本人情報については3サイトが自己申告であり、証明書などでの確認は行われていなかった。一方、保育対象が5人以下の認可外施設については、91自治体(83.5%)が何らかの情報を把握しており、3,637カ所、約5万人の子どもが利用していた。厚生労働省は社会保障審議会に専門

²⁾厚生労働省ホームページ「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/babysitter/index.html

委員会を設置し、ベビーシッターやサイトへの規制の在り方を検討し、認可外保育施設の届け出対象範囲も見直す方針を出した（2014.7.1 毎日新聞）。

事件から約7か月後、10月27日、厚生労働省は本事件を受け、認可外で子どもを預かる事業者への対応を検討していた専門委員会による報告書案を公表した。その中で、これまでは預かる子どもが6人以上の保育施設は市町村に届け出を出す必要があったが、基準を5人以下にも拡大し、1人でも預かる場合には届け出が必要とし、そこには規制対象外であったベビーシッター事業者（インターネットの仲介サイトに登録する個人の保育者まで含める）も加えた。また、年1回の立ち入り調査の対象にも含め、利用者からの苦情があった場合など必要があれば指導することも盛り込まれた。厚生労働省は、省令を改正し、これらを実施する方針を示した。さらに、報告書案では、仲介サイト事業者に対して、登録する保育者は自治体に届け出を出した人に限り、身分証明書での身元確認などを求め、利用者からの相談窓口を設けることを盛り込んだ指針を順守するように求めることも示された。また、サイトに登録した保育者が守るべき規約を策定し、利用者と事前面接を行うことや、身分証明書などを示して連絡先を伝えることなどを求めているが、義務化はされていないため、実効性に疑問が残るといった意見もあった。

2015年6月、厚生労働省はサイト業者向けに、登録するベビーシッターの自治体への届け出や身元について確認を求めるガイドラインを制定した。インターネットサイトがガイドラインに合っているかを示す「調査サイト」も設けた。

法改正

これまでの流れを受けて法改正が行われ、2016年4月以降、臨時に設置される場合を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となった。これまでは6人以上が対象であったのが、1人以上となり実質ベビーシッターも対象となった。

その後、2019～2020年にベビーシッターマッチングサイトを通じて依頼を受けたベビーシッターが、子どもにわいせつな行為を行ったとして逮捕された事件もあり、厚生労働省はベビーシッターの安全性を高めるために、2019年にベビーシッター（認可外保育施設）の指導監督基準を創設した。これまではベビーシッターになるために特に要件は決められていなかったが、保育士や看護師などの有資格者、もしくは研修受講履歴があり都道府県に届出た者でなければならないと決められ、「誰でもベビーシッターになれる」ものではなくなった。そして2020年6月に再度「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」が改訂され、ガイドラインが強化された。

（8）事件からの気づき

1）インターネットを経由したベビーシッターへの依頼

ベビーシッターによる保育は、少人数で預かることが大半であり、子どもの個別性に対応しやすく、融通もききやすい。子どもも誰を頼りにしていいか明確で保育者との関係も深まりやすい。信頼のおけるベビーシッターに出会った時には親子共々温かいサポートを受けることができるだろう。一方、保育場面には他人の目が入らず、そのため抑制力も緩みやすい。さらに、本事件では、預けられた子どもたちは性的搾取も行われていた。小児性愛者にとってベビーシッターは格好の仕事かもしれないが、依頼する時に見抜くことは至難の業である。

さらにインターネットサイトを利用してベビーシッターに保育を申し込むとなると、もう一段注意を払う必要がある。インターネットは手軽に検索、依頼することができ便利である一方、情報量が多い割に重要で正確な情報が少なく、溢れる情報に圧倒されやすく、自分で情報をつかんでいく力が求められる。せめて、紹介されている保育者について、その人が安全な人であるか、つまり基本的な情報の量や質、正確性について

て、実際に表に出る前に責任もって確認、管理するシステムが最低限必要であろう。

2) ひとり親家庭（母子世帯）の生活状況

今回、事件の犠牲となった家庭は母子世帯であり、事件当時、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給しておらず、子どもたちの父親からの養育費も払われていなかった。

ひとり親家庭（母子世帯）の生活はどのようなものだろうか。5年ごとに行われている「全国ひとり親世帯等調査」³（平成28年度報告）によると、大半の母親が働いているにもかかわらず、決して生活に余裕があるとは言えない上、父親からの養育費を受け取っている家庭は約2割強と少ない状況である。児童扶養手当を代表とする国や自治体からの支援制度もあるが、あくまでも生活の補助である。また、原則として申請が必要であり、制度自体を知らない、もしくは手続きをしていなければ受け取ることができない。

公的制度やサービスを使いこなすと働きながら生活を維持することは不可能ではないかもしれないが、実情は楽でないだろう。シングルマザーを雇ってくれるところも多くない上、子どもを抱えていると突発的な出来事も多く、職場を休まざるを得ない状況も少なくない。また、ひとり親向けのサービスを調べたり手続きをしたりする手間は想像以上に負担であろう。働いているのに貧困という状況は生活の余裕をも失わせ、その余裕のなさは子どもに向けるエネルギーの低下にもつながる。一人で子どもを育てるとするのは、経済的な視点からのサポートだけでなく、ひとり親の心の余裕の確保も必要であり、多方面からのサポート体制を考える必要がある。

3) 公的サービス、つまり社会への信頼を育てるために

では、サポート体制が整えられているといいかと言えばそうではない。全国どの自治体でも、ひとり親家庭への経済的支援・福祉的支援サービスは基本的に整えられている。一方、制度が整えられていることと、それが使いやすい設計になっているかどうかはまた違った角度からの点検が必要となる。手続きや制約が多い分、安心と確実性がプラスされていくかもしれないが、実際は行政サイドの都合で決められていることも多く、煩雑に感じる人も多いだろう。行政への不信があったり、様々な背景を抱えていたりして、他人に事情を知られることへの抵抗が強い人ほど、こうした行政サービスにたどり着かないように思う。社会への安心が育ってない場合、社会の代表ともいえる公的サービスに頼ろうという気持ちがそもそも湧かないのかもしれない。

また、日々の暮らしに追われ、経済的・時間的・精神的余裕がない状況に陥ると、安易に利用できるサービスに傾きがちになる。もちろん、(大事な)子どもを預けることへの抵抗感がある人も少なくないだろう。しかし、今回の事件のようなことが起きると、こうした安易なサービスを「選んだ」として、たちまち自己決定した母親への批判が生じる。母親はこうした選択にもともと後ろめたさがないわけではなく、そうした批判を受けてさらに罪悪感が掻き立てられ、子どもを亡くした悲しみだけではなく、批判に対して打ちのめされる。そしてまた社会への不信感が大きくなり、悪循環が一層深刻になる。その人がとった選択を批判することは簡単であるが、その選択をした背景、そうせざるをえなかった事情を考慮し、そこへのサポートを

³ 母子世帯の81.8%が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が44.2%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が43.8%と合わせると8割強の母親が就労していた。収入をみると、母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円、平均年間就労収入は200万円、母子世帯の平均年間収入（平均世帯人員3.31人）は348万円であった。勤務形態等によって平均年間収入の差が大きく、200万未満の世帯は23.6%いた。養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では「取り決めをしている」が42.9%と半数にも満たない。未婚家庭にいたっては83.9%の世帯が取り決めをしていない。受取状況を見ると、全体の24.3%しか受け取っておらず、養育費の取り決めをしている世帯においてもその53.3%と約半数しか受け取ることができていない。しかも受け取ったとしても、子どもの人数によって異なるが、平均43,707円と金額は決して高いとはいえない。

考えることが生きやすい社会につながるだろう。

<本事件の経過>

表. 事件の経過

- 2014 3月上旬 インターネットでベビーシッターの紹介サイトを通じ、『山本』と名乗る A に保育を依頼する。
- 3月14日 ベビーシッターBは『山本』を名乗る A から保育の依頼を受け、Bは親からの依頼と受け止めて了解した。午後7時に待ち合わせ場所の新杉田駅に行くが、『山本』から「行けなくなった」とメールが来た。同じころ、『山本』にお願いする予定の母親が駅に来ていた。Bには“二人の兄弟を預かって欲しい”、実母には“代わりの男性がいく”と連絡が入り、Bは母親から2人を預かる。Bはその後午後8時頃に横浜駅で『山本』に引き渡した。
- 3月15日 実母と A は子どもたちの様子についてメールでやりとりをする。実母が「写真を送って」と頼んだが返信はなく、その後連絡が途絶える。
- 3月16日 子どもたち引き取り予定。17時頃、実母が「ベビーシッターと連絡が取れない」と神奈川県警に通報する。警察が A の所在を捜査し、マンションを割り出した。
- 3月16日～
3月17日朝 本児が死亡した後とみられる時間帯に A はインターネットで「溺死」「死体の隠し方」「死体のうまい隠し方を教えて」という言葉を検索していた。後の捜査で押収されたパソコンの記録を分析して判明した。
- 2014 3月17日 午前8時15分ごろ、埼玉県富士見市のマンションの一室で、本児が遺体で見つかった。同じ室内で実弟（8か月）も泣いている状態で発見されたが、命に別条はなかった。遺体には新しいあざが複数カ所あった。
- 3月18日 死体遺棄容疑で A を逮捕。
- 3月18日 神奈川県警は司法解剖の結果から、本児の死因は窒息死とみられると発表。
- 3月19日 神奈川県警の調べに対し A は「16日昼過ぎに風邪薬を飲んで寝てしまった」「17日午前7時頃起きたら亡くなっていた」と話し、詳しい経緯については黙ったりあいまいな供述をしているという。
- 4月7日 実弟への保護責任者遺棄致傷容疑で A が再逮捕されたが、A は容疑を否認。実弟を低体温症、低血糖症、脱水症にさせた疑い。また、横浜地検は、A の死体遺棄の疑いについての逮捕容疑は処分保留とした。
- 4月9日 A は実弟の件で、容疑を否認していたが、「責任は100%私にある」と一部容疑を認める供述をした。
- 4月28日 横浜地検は実弟に対する保護責任者遺棄致死罪で A を横浜地裁に起訴。
- 4月28日 A のパソコンやスマートフォン、タブレット型携帯端末から、預かった子どもたちの裸の画像が保存されていたことが判明し、A は児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕された（3回目）。
- 5月20日 A が児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕された（4回目）。また、横浜地検は20日、同罪で追起訴（起訴2回目）。

- 6月10日 Aが児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）容疑で再逮捕された（5回目）。また、横浜地検は10日、同罪で追起訴（起訴3回目）。
- 7月1日 保護責任者遺棄致傷罪で起訴されているAが殺人容疑で再逮捕された。Aは容疑を否認。
- 7月2日 横浜地検はA被告を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）などで横浜地裁に追起訴。A被告の起訴は4回目。
- 7月17日 横浜地検はAの刑事責任能力などを調べる鑑定留置を横浜地裁に申請し、認められた。留置期間は約3か月。
- 10月24日 横浜地検はAを殺人罪で追起訴。目撃者がいない中、状況証拠を中心に間接証拠を積み重ねて起訴した。
- 2015 2月26日 横浜地検は、Aを別の男児らに対する児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの罪で2月26日と3月31日に追起訴。
- 3月31日 横浜地検は、処分保留としていた死体遺棄罪について不起訴処分とした。（殺人罪ではすでに起訴されていた）。
- 2016 6月10日 A被告に対する裁判員裁判が横浜地裁で始まった。
（裁判は計13回の審理が行われた。）
- 7月8日 検察側は無期懲役を求刑。
- 7月20日 横浜地裁は、懲役26年の判決を言い渡した。
- 8月3日 弁護側、検察側双方が1審判決を不服として東京高裁に控訴。
- 2017 10月12日 東京高裁で控訴審第一回公判が行われ、即日結審。
- 2018 1月30日 東京高裁で控訴審判決が出され、1審の判決（懲役26年）を支持し、検察、被告双方の控訴を棄却。
- 9月10日 Aは上告していたが、最高裁は上告を棄却した。一審二審の懲役26年の判決が確定。

（南山今日子）

引用文献

厚生労働省(2017). 平成28年度全国ひとり親世帯等調査報告書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>（2022年12月1日取得）

10. 厚木市5歳男児放置死遺棄事件（神奈川県 2014年）

（1）事件の概要

2014年5月22日、神奈川県厚木児童相談所（以下、児相）が警察署へ行方不明を届けていた男児（以下、本児）が厚木市内のアパートで遺体で発見され、翌日、保護責任者遺棄致死容疑で実父が逮捕された。本児は、生存していれば中学2年になっていたはずだが、3歳時に実母が家出し、父子2人だけの生活の中で、アパートから出ることもなく、十分な養育を受けられないまま、5歳で死亡していた。本児の遺体はアパートの中に7年以上も放置され続けていたことになる。

本児が3歳のとき（2004年10月）に児相が迷子ケースとして関与していたが、以降関係機関が関わることはなく、所在の確認がなされていなかった。横浜市で2013年に、居所不明児であった6歳女児が遺体で見つかった事件を受け、所在不明の児童の調査を本格化させたことで、ようやく発覚した事件であった。

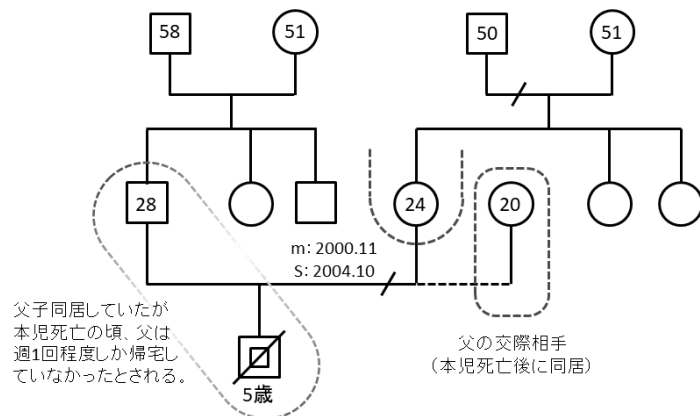
実父は殺人罪で起訴され、裁判員裁判において、殺人罪として懲役19年の判決が言い渡された。弁護側は控訴し、控訴審では一審判決が棄却され、保護責任者遺棄致死罪として、懲役12年が言い渡された。実父はいったん上告をしたものの、その後取り下げ、刑が確定した。

本事件や2013年に横浜で起きた女児殺害遺棄事件など、所在不明であった児童の虐待死事件が相次いだことが、国や自治体が所在不明児等の実態把握に積極的に取り組む契機となった。

本報告は、主に「神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会検証報告書」、新聞記事および杉山春（2017）「児童虐待から考える 社会は家族に何を強いてきたか」と石井光太（2016）「鬼畜の家 わが子を殺す親たち」をもとにまとめている。

（2）家族の状況

1) 家族構成（2014年：本児の遺体発見時）



2) 家族について

実父について：本児死亡時の年齢は推定 28 歳。トラック運転手。3人きょうだいの長男として出生、下に1歳年下の妹、4歳年下の弟がいる。実父が12歳の頃、祖母（父方祖母）が精神疾患（統合失調症）を発症し、入退院を繰り返していた。一時、「悪魔が来る」といって子ども3人を連れて実家に戻ったこともあったという。

20歳で自宅を出て一人暮らしを始め、21歳で実母と知り合い、実母の妊娠を契機に結婚している。

実父は知的な面でハンディがあったと思われるが（精神鑑定の結果は「軽度精神遅滞と正常下位の境界レ

ベル」とされた)、県立高校を卒業しており、本児誕生後に正社員のトラック運転手として運送会社に勤務し、早番(早朝4時前に出勤)や遅番のシフトがあったが、杉山(2017)によると月50~60時間(石井(2016)では70~80時間)の残業もこなし、逮捕されるまで就労を続けていた。会社での評価は高く、公判で証言した上司は、「上位20%に当たるAランクだった」と述べている。実母が家出した後、交際女性ができる。

実母について：本児死亡時の年齢は推定24歳。22歳(本児3歳)のときに、父子を残して家出している。祖母(母方祖母)は、子どもたちを厳しくしつけ、期待どおりでなかった実母は母方祖母との関係が悪く、17歳で本児の実父と出会うと、家出して実父の住むアパートで同居を始め、高校を中退、妊娠、結婚という歴史がある。

10代で本児を出産。実父は長時間労働のため、実母一人が本児の養育を行うことなどから、殴り合うような激しい夫婦げんかがあった。実母は本児1歳半の頃、コンビニでアルバイトを始め、仕事中は本児を部屋に放置していた。また、実父に内緒で風俗店でも働いており、本児を午前中から風俗店関係の託児所に預け、引き取りは深夜12時になることもあったという。買い物やホスト遊びで浪費し、借金がかさみ、家の中はゴミがあふれるようになって、夫婦げんかが絶えなかった。

本児が迷子として児童相談所で一時保護され、翌日引き取ると、その日の夕方に家出する。数か月後、一度は自宅に戻っているが、1泊して再び出て行った。その後は、時折「(本児は)どうしてる」などと実父にショートメールを送ることはあったが、「だいじょうぶ」と返信されると、本児に逢いに戻ることはなかった。なお、実母の携帯料金などは、家出後もずっと実父が支払っていた。

本児について：死亡時年齢は5歳。4か月健診や1歳半健診は受診しており、特段の所見は見当たらなかった。また、予防接種も済ませていたが、養育環境は、実母の家出前からネグレクト状態になっていたと思われる。父子2人の暮らしになると、実父が就労していることから一人部屋に取り残され、昼間は雨戸を閉め切り、外出できないよう出入り口はガムテープで塞がれ、食事はコンビニ弁当やペットボトルの飲料水が、実父就労時は1日2回、オフの日には1日3回程度与えられる状態だった。保育所も、シフト勤務の実父が「送迎できない」と考えて申請自体がなく、実母の欄で述べた風俗関係の託児所を除いて保育所等への入所歴はない。なお、実母が家出したことは会社も実家も知らされておらず、その後電気、ガス、水道が止められ、こうした環境で、本児は誰にも知られず生活していた。なお、実母が家出した後、実父に交際女性ができると、実父が家に帰る頻度は減っていき、死亡前は、週1回程度となって死亡したとされている。

実父の交際女性について：実父の8歳年下。実母が家出して約半年後(2005年の春頃)、アルバイトで働いていたキャバクラに客として来た実父と知り合い、交際を始める。実父は「独身だ」と自己紹介して本児の存在などは隠していた。交際中は週1~2回ホテルで一緒に過ごしていたが、同居するようになったのは本児が死亡して約半年後とされる。女性は、実父から暴力を受けたことは一度もなく、怒鳴られたこともないと話している。なお、本児死亡後、実父は女性と同居するまでの半年間は自宅に戻らず、車で寝起きしたり野宿していたとのこと。

父方祖父母(実父の両親)について：父方祖父は一部上場企業の工場で三交代の勤務をしており、経済的には安定した家族だった。一方、父方祖母は、実父が小学校6年生の頃に統合失調症を発症して幻聴や幻覚

に襲われ、入退院を繰り返していたが、父方祖父が仕事優先の生活を改めることはなかった。父方祖母は異様なほど火に執着し、ろうそくに点した火が着衣に燃え移って全身火傷をしたこともあった。こうした状況があり、実父は父方祖母や弟、妹を守るという重い役割を担わされていた。今なら明確なヤングケアラー、それもハードな役割を担わされていたヤングケアラーと位置づけられよう。

母方祖父母（実母の両親）について：母方祖父は、先代が築いた老舗の温泉旅館で働いていたが、女性問題で母方祖母と揉めることが多かった。一方、母方祖母は3人の娘全員を小学校から地元の名門私学に入学させて教育に力を注ぐ。実母の姉は期待に応えたが、いくら勉強しても学業不振だった実母を、母方祖母はきつく叱った。しかし実母の成績は低迷し、母方祖母と実母の母子関係は悪化。加えて実母には金銭の持ち出し、虚言等があり、学校で問題行動を起こして私立中学校を退学、公立中への転校など、母方祖母の期待を裏切る状態が続いていた。さらに、母方祖父が愛人とともに蒸発。多額の住宅ローンを抱えて生活の見通しが立たなくなった母方祖母は、母方祖父の代わりに、母方叔父が経営する旅館で早朝から深夜まで働いていた。

（3）事例の経過

表1に事件の経過の概要を示す。詳細については、実父母の結婚から本児の死亡後、遺体が発見されて実父が逮捕されるまでを述べる。

表1 事件の経緯の概要

2000年2月	実父と実母が婚姻。
2001年5月	厚木市に転入。本児出生。
2001年8月	市が児童手当申請受付。
2002年11月	1歳半健診受診。
2002年暮れ	実母、風俗店で働き始め、その後コンビニでも就労する。
2003年 10月	現況届未提出のため、児童手当を差し止め。
2004年10月7日	実母が外出。午前4時30分頃、自宅近くの歩道で、Tシャツ1枚、紙オムツ、裸足で震えていた本児を通行人が発見。警察に通報され、保護される。
同日	午前8時50分頃、警察は氏名等不詳のまま、児童相談所に身柄を伴う通告を行う
同日	児童相談所は本児を一時保護。本児の衣類や身体に汚れがあり、爪も伸びていた。また、「ママ」以外に理解できる発語はなかった。
同日夜	帰宅した実父が本児の不在に気づき、実母に連絡。7日夜から8日にかけて、実父母いずれかが警察に連絡（児相での保護を知らされたと思われる）。
10月8日	実母が児童相談所に来所。実母は「都内にいる友人が自殺未遂をするというので、実父に本児を預け6日に家を出た。自分にも責任がある。DVを受けている」などと説明。児童相談所は市に問い合わせ、1歳6か月までの乳幼児健康診査、予防接種の受診状況に問題は見られなかったことを確認し、「迷子の相談」と整理しつつ、今後、家庭訪問することについて実母の了解を得、一時保護を解除。実母が本児を引き取る。

10月8日	この日帰宅した実父に、実母は「ちょっと買い物に行ってくる」と話して外出し、そのまま家出、実父子での生活が始まる。
2004年11月	3歳児健診未受診。
2006年10月～	本児の死亡推定時期。秋口から家に帰るのが嫌になって、週2、3日しか帰らなくなった（日数について記憶はあいまい）。
2007年1月	実父が仕事から帰ってくると、本児が「Tシャツ1枚の姿」で横たわっていた。死んでいると分かってパニックになった。実父は数時間部屋にいた。「逮捕される」と思い、寒いので本児に毛布を掛け、すぐに家を出た。
1週間後	実父は、本児の死を確認した一週間後に家に帰り、玄関にペットボトルの飲み物とお供えを置いてすぐに出ていった。
2008年3月	市教育委員会は入学前の保護者説明会に欠席しているとの連絡を受け、家庭訪問を実施するが、アパートに人が住んでいる様子がないことを確認。
2008年4月	小学校の入学式に登校せず。
2008年4～6月	小学校が3回程度家庭訪問する。
2008年12月	児相が家庭訪問を実施し、誰も住んでいる様子がないことを確認。全国の児相にCA情報を発出する（どこからも情報は得られなかった）。
2009年1月	児相は不動産業者に家賃の支払いを継続していることを確認し、アパート管理会社訪問、家族から連絡があったら児相に連絡をくれるよう依頼。
2011年12月	住民基本台帳に異動がないことを確認。
2012年11月	児相が家庭訪問するが居住実態がつかめず。
2013年5～10月	県内で発生した児童虐待重症事件を受け、市教育委員会が家庭訪問を6回実施するが実態をつかめず。
2013年12月	中学校入学前にして市教育委員会が実父と面会。本児の安否について、実父は「いる」と回答
2014年1月	実父から電話で「子どもは実母と東京のどこかにいる」と話す。
2014年3月	実父が市庁に来て、「2005年から母子とは住んでいない。東京のどこかに住んでいる」と話す。市民課は住民基本台帳を職権削除、それを受け教育委員会は学齢簿から削除。
2014年4月	児相が父方祖父母宅を訪問。父方祖父母は「どこにいるか分からない」「長いこと会っていない」と話す。アパートを訪問するが居住している様子なし。
2014年5月	児相は本児の行方不明届を警察署に提出。1週間後に本児の遺体がアパートで発見される。翌日実父が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕される。

1) 実父母の結婚

実父母は、実父が20歳、実母が高校2年生の頃に交際を始めている。実母の家族にはさまざまな事情があり、実母と母方祖母との関係も悪く、あるとき、母方祖母と喧嘩した実母が家出して実父と同棲し、高校も中退する。その後、妊娠をきっかけに結婚し、新居を探して神奈川県厚木市に転入、本児が生まれている。

その後、実父がドライバーとして運送会社の正社員に採用されると、経済面は安定し、実母は友人などに電話で助言も受けながら家事をこなした。本児は、4か月健診、8～9か月健診、1歳半健診などをいずれも受

診し、予防接種（8回）も受けていた。

ただし、実父はシフト勤務で、早番だと午前4時前には出勤のために家を出る生活で、残業も多く、実母は子育てに疲れ、家事、育児が思うようにできない状態に陥っていく。

実父が帰宅しても食事が用意されていなかったり、泣いている本児の世話もしない実母に不満をぶつけると、夫婦げんかが始まり、殴り合いもあったという。

その後、実母は、実父に内緒で風俗店で働き始め、コンビニでも早朝のアルバイトをするようになると生活が一変した。実母は午前4時半に起床し、本児を自宅に残して5時から10時までコンビニで働き、一旦戻って本児に食事を与えると、今度は本児を連れてバスで風俗店に向かい、風俗店関係の託児所へ本児を預けて正午頃から深夜まで働く。こうした生活で、家の中は足の踏み場もないほどゴミがあふれ、しつてもできていない本児は手づかみでご飯を食べるような状態となった。

本児にとっては深刻なネグレクトと言わざるを得ないが、父母ともさまざまな事情で、いずれの実家にも頼れる状況ではなく、実母が風俗店で働いていることを実父が知ると、夫婦関係はより悪化し、暴力も激化していく。本児はますます取り残されていくこととなった。

2) 迷子の通告

こうした中で、児童相談所に迷子の通告が届く。本児が3歳半になろうとする時期のことで、早朝4時半頃、自宅近くの歩道で、Tシャツ1枚、紙オムツ、裸足で震えていた本児を見つけた通行人が110番通報をした。警察は身柄を確保したが、保護者が現れないことから、午前8時50分頃、児相に対して身柄を伴う通告をする。児童相談所は本児を一時保護したが、検証報告書によれば、この時点では氏名などわからず、本児の状態は、傷やあざについての特段の所見はなかったものの、衣類や身体に汚れがあり、爪も伸びており、「ママ」以外に理解できる発語はなかったという。

一時保護の翌日、実母が児童相談所を訪れ、次のように話す。

「都内にいる友人が自殺未遂をするというので、実父に本児を預けて駆けつけていた」

「その日の夜、実父が帰宅したら本児がいないため、（実母に）電話をしてきた」

児童相談所は、市にも連絡し、1歳半までの乳幼児健診や予防接種を受けていることを確認し、実母が今後の家庭訪問も了解したことを受けて家庭引き取りとした。

3) 当時の家庭状況

さて、本児を引き取ったその日の夕方、早番で帰宅していた実父に、実母は「ちょっと買い物に行ってくる」と言って外出し、そのまま家出してしまう。そのため、この日から実父子での生活が始まる。実母には一体どういう事情があったのか。そもそも、自殺未遂をした友人を訪ねたという実母の説明は、事実だったのか。本事例では、いきなり実母が家出し、何らの準備も心構えもできないまま、実父が養育を任されたことが事件の発端であり、可能な限り、その経過や、以後の夫婦関係を辿っておきたい。この点については、石井（2016）が、実母が勤務していた風俗店の関係者などにも取材しているので、本書も参考にしながら整理しておきたい。

石井は、実母が公判で、「西新宿のマンションに住む風俗店の同僚が、『私、自殺する』と電話してきたため、1時間かけてかけて友人宅に行った」といった趣旨の発言をしたことに疑問を抱く。というのは、その後の裁判官の質問に対する実母の証言が不自然だったからだという。そこで、石井は当時、実母を雇っていた風俗店の店長を捜し当ててインタビューしている。

「（実母の証言は）嘘、絶対に嘘。西新宿付近には風俗店がいっぱいあるから、わざわざ1時間もかけて

こっちに来る者はいません。うちで働いていたのはこの辺の子ばかりですよ」

店長は、さらに次のような説明をする。実母は開店当初からのスタッフで、他の女性と違って朝から晩まで店に詰めてくれたという。自然にナンバーワンになったが、新しいメンバーが次々入って、その座を新人に奪われると、モノを盗んで人のせいにするなどして嫌がらせを続け、結局いられなくなって辞めたという。石井は、店を辞めた時期と迷子の通告があった時期、つまり実母が家出した時期が重なるようだと推定している。

以下は単なる推測だが、こうした情報をふまえると、実母は本児が迷子とされた日、実は家出を決行したのだが、本児が迷子として警察や児相が関与していることを聞かされ、やむなく児相に赴いたのではないだろうか。児相から不在の事情を問われたときも、咄嗟に「同僚の自殺未遂」などという言い訳を思いついて話したという疑いが生じる。そして、とりあえず一時保護された本児を引き取ったものの、その日の夕方、改めて家出したと感じられるのである。

4) 児童相談所の対応

本児を実母に引き渡し、家庭訪問を約束した児童相談所は、その後の援助方針会議で、本事例を『虐待』ではなく『迷子』の相談と位置づけ、引き続き調査を継続し、家庭訪問をすることとした。

なお、本児は、一時保護した翌月の3歳児健診が未受診となったが、この点が児童相談所に伝わることはなかった。また、児童相談所も、実母と約束した家庭訪問を実行していなかった。本件を「児童虐待事案」と認識しなかったこと、担当職員が多忙を極めていたことなどが、背景にあったと思われる。とはいえ、本児は一時保護した時点ですでに重度のネグレクト状態に置かれており、一時保護の解除後、実母が家出してから、さらに深刻な事態となっていた。結果論ではあるが、仮に家庭訪問がなされていれば、そうした深刻な実態を把握することとなり、その後の対応は大きく変わった可能性があるだろう。

この点につき、石井(2016)は、「どうしてこのような事態になったのか、それは当時の児童相談所の危機管理体制が不十分だったからだ」と指摘し、杉山(2017)も「(迷子でなく)虐待であれば、児童虐待防止法を受けて、児童相談所は本児の安否を確認するため、家庭に踏み込むことができる」「児童相談所の判断は正しかったのか」と問題提起している。

これらの指摘はまさにそのとおりだが、県の検証報告書は、「当時、担当者の記憶によると、虐待ケースを中心に150ケース位を抱え、実際その中には緊急性を要するケース、対応困難な保護者への長時間の対応を要するケースも含まれ、個人が業務として正常に対応できる範囲を大きく超えていた」と述べて、業務多忙な状況の改善が求められていたことを指摘している。また、迷子とされて一時保護した日は、児童虐待防止法の第1次改正が2004年10月1日に施行されて1週間を経たばかりの時点で、11月に要保護児童対策地域協議会の設置等を決めた児童福祉法改正案が可決される直前であった(成立は11月26日)。児童虐待対策は途上にあり、関係機関の連携や情報共有も十分ではなかった時代背景もあったものと言えよう。

5) 父子の暮らし

実父は、一人で本児の面倒を見、1日最低2食の食事(基本的にはパン1個、お握り1個、500mlの飲料のセットが1食分の内容)をほぼ毎日本児に与えていたが、2006年秋頃から、既に電気、ガス、水道が止まり、ゴミで埋め尽くされた自宅に戻って本児の面倒を自分なりに見るのが嫌になって、家に戻る頻度が二、三日に1回くらいになり、家に戻った際に本児に与える食事でも上記セット1食分程度の栄養不十分なものであった。また、実父は、本児が勝手に家から出て行かないように、自宅6畳和室の入口引き戸に外側からガムテープを貼り付け、同室の雨戸を閉め切り、掃き出し窓に内側からガムテープを貼って本児が同室

内から出られない状態にしていた（一審判決から引用）。杉山が取材した近所の女性の話では、「閉まりっぱなしの家から、時折カタカタという音はして、小動物を飼っているのかと思っていた。だが、子どもの声や泣き声はしなかった」と述べている。

6) 就学時期の対応

就学前年の年、児相は2人目の担当者に交代した。後任の担当者も200事例を担当するなど多忙を極めていたが、改めて就学を前にして調査継続のままになっている本児の調査を再開することとして、12月、厚木市に住民票の確認と本児の所属の有無等を問い合わせる。その結果、住民票の異動はないこと、所属はなく、3歳児健診も未受診であり、主任児童委員による家庭訪問で居住の様子がないとの報告を受ける。

一方、市教育委員会は、就学前の保護者説明会欠席をふまえ、入学直前の3月、家庭訪問を実施したが、家庭内に人が住んでいる様子がないことを確認する。

4月、児相は再び担当者が交代し（3人目）、小学校に就学状況を問い合わせる。小学校は、本児が入学式を欠席し、6月までに3回程度家庭訪問したものの、いずれも留守であったと回答した。12月、児相は小学校を訪問し、本児が全く出席していないこと知らされ、住民票の異動がないことを再確認の上、ようやく家庭訪問を実施する。しかし、電気、ガスのメーターは止まっており、郵便ポストには古いチラシ等が詰まっていて居住実態があるようには思えない。そこで、これ以上の調査は難しいと考え、全国の児相にCA情報^{*1}を発出。もちろん、どこからも情報は得られない。

翌年1月、児相は不動産業者にも問い合わせたところ、家賃は支払い続けられているという。

担当者は「不気味だな」と感じたものの、当時もDVや借金を理由に住民票を異動しないまま転居する家族があったことから、事件性があるとまでは思い至らない。担当者は、それでもアパートの管理会社を訪ね、居室の中を見せてほしいと依頼する。ここで内部を見ることができれば、本児の遺体を発見できたはずだが、「勝手に鍵を開けるわけにはいきません」と応じてもらえず、実父の勤務先がどこかを尋ねても、個人情報との理由で断られる。やむなく「家族からコンタクトがあった場合、児相に連絡するよう伝えてほしい」と依頼するとどまり、調査は頓挫した。

このようにして、本児が小学校1年に該当する年の調査は終わる。なお、実父は事件が発覚するまで、7年以上家賃を払い続けていた。

7) 居所不明児童

その後も、何度か住民票の異動の有無を調査したり学校からの情報を得たりしたものの、所在がつかめないうまま、数年が経過する。本児が生きていれば小学5年生となる年、児相は担当者が再度交代し、迷子の通告から数えて4人目となった。

この年（2012年）7月、厚生労働省は、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（第8次報告）」をふまえ、同年11月30日付けで、雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」を発出、「居住実態が把握できない家庭の確認」の項を立て、児相に対し、「出頭要求や臨検・捜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める」よう求める。一方、神奈川

^{*1}当時、全国児童相談所長会での申し合わせにより、児童虐待で関わった事例が、転居又は行方不明により指導が中断した場合、中央児童相談所を経由して全国の児童相談所にFAXで情報を提供するシステムがあり、そこで提供される情報が「CA情報」である。なお、現在は、それにかわるものとして、ITを活用した「要保護児童等に関する情報共有システム」が稼働している。

県では、翌年 2 月に県が所管する自治体で児童虐待重篤事例^{*2}が発覚したことなどがあり、県は同月「支援を行っている児童の一斉点検について」という通知を出す。ただし、本事例は迷子にかかる養護相談と位置づけられて虐待事案とされていなかったことなどから点検対象から漏れてしまう。

8) 中学入学年齢を迎えての対応

こうした中、同年（2013 年）4 月には、横浜市において長らく行方不明だった 6 歳の女児の遺体が、横浜市の雑木林で発見される事件が発覚した（本章の事例 6）。県は 5 月にも上記と同様の点検を求めたが、このときの点検対象が、2 月以降に受理した事例を重点としたため、本児はまたしても対象として取り上げられなかったのであった。

一方、厚生労働省は、横浜市の事例を例示しつつ、6 月 11 日、改めて「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」を発出し、「必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い」「当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である」旨を指摘し、取り組みの強化を求める。

折しも、本児が生存していれば小学 6 年生となっており、厚木市教育委員会では、6 年間一度も登校していない児童を卒業させられるのか、中学に入学させてよいのかといったことが問題となっていたのではないだろうか。教育委員会は、5 月から 10 月にかけて、合計 6 回の家庭訪問を実施するが、居住の様子はうかがえない。そこで、10 月以降は実父の勤務先へ連絡し、実父の勤務先住所に宛てて所在確認通知などを行い、12 月によく実父と話した。

「本児の安否を確認したいのですが、いますか」

「います」

実父はこのように返事する。その後のやり取りの中で、実父が教育委員会に電話してきた。

「子どもは実母と東京のどこかにいます」

こう述べるので、教育委員会は実父に来所を求め、実父は「（迷子の通告の翌年に当たる）2005 年から母子とは住んでいない。東京のどこかに住んでいる」旨の書面を提出する。これを受け、市民課は住民基本台帳を職権で削除し、教育委員会も学齢簿の別冊から削除、一連の調査を終了した。

9) 遺体の発見

一方、児相は調査を続ける。新年度、すなわち本児が中学 1 年となるはずの 4 月には、5 人目となった新しい担当者が父方祖父母宅を訪ねる。父方祖母が応対した。

「どこにいるか分からない」

「（本児とは）長いこと会っていない」

事ここに至って、児相は「養護相談」から「虐待（ネグレクト）」に相談種別を変更し、母方祖父母宅も訪問する。

「実母とは縁を切ったも同然。本児には 2〜3 歳の頃に出会ったきりで、どこにいるかも知りません」

母方祖母もこのように話すので、5 月に入り、児相は、調査を尽くしたが所在は確認できないと判断し、本児の行方不明届を警察署に提出した。

1 週間後、警察が居住地とされるアパート内に立ち入る。本児の遺体が発見され、翌日、実父が保護責任

^{*2}神奈川県座間市で、児童相談所が虐待通告を受けて支援していた 6 歳男児が、実父母の継続的な暴力によって骨折や尿管断裂などの重傷を負われ、食事も満足に与えられず衰弱していたにもかかわらず、虐待の発覚を怖れて医療機関の受診もさせず放置していたとして、実父母が逮捕された事例。

者遺棄致死容疑で逮捕された。

実父は、本児死亡後も勤務先から家族手当を受け取っており、詐欺罪及び殺人罪で起訴された。

(4) 公判

以下の公判過程の記載は、判決文および杉山（2017）と石井（2016）の著書からの引用と新聞記事からの引用である。新聞記事については文章の後に（ ）で日付と新聞名を記した。

1) 裁判員裁判

2015年9月15日に裁判員裁判の初公判が開かれた。

○ 本児の死亡時期について

検察の起訴状によれば、本児は2007年1月中旬に栄養失調で死亡したとされた。現場である部屋の中は膨大なゴミで埋まっていたが、その中に未開封のコロケパンが発見され、その消費期限が2007年1月24日だったことが、唯一の根拠となった。実父によれば、Rの死を確認した日の1週間後、弔いのためにアパートに戻り、ペットボトルの飲料水と一緒にお供えしたものだだったという（杉山）。

死亡時期については、以下が一審判決からの引用である。

「1 関係証拠によれば、(1) 平成26年6月に被告人方内のゴミが押収されたが、その中に消費期限が平成19年1月24日午前5時と袋に記載されている未開封のコロケパンが1個あったこと、(2) このコロケパンは被告人方付近のコンビニ店舗に同月23日午前2～3時頃から翌日午前2～3時頃まで陳列されていたこと、(3) 押収されたゴミの中に、上記コロケパンの他に未開封のパンやお握りの袋はなく、パンやお握りの袋で消費期限や賞味期限がそれ以降と確認できたものはなかったこと、(4) 被告人は、被害児童の死亡に気付いた日から約1週間後に被告人方を訪れ、その際、お供え物として、未開封のパンを置き、それ以降被告人方には入っていないこと、(5) 上記コロケパンが上記店舗に陳列されてから被告人方で押収されるまで、被告人方には被告人及び捜査関係者以外の者は立ち入っていないこと、以上の事実が認められる。2 被告人が家に帰っていた頻度については、後記のとおり被告人の供述に変遷が見られるが、被害児童が死亡するまで少なくとも週1回くらいは帰っていたという点では一貫しており、上記押収時に被告人方に消費期限や賞味期限が断続的になっているパンやお握りの袋が存在していた事実と照らすと、その限度では信用でき、認めることができる。3 上記1によれば、被告人が被害児童の死亡を確認したのは平成19年1月16～17日頃と認められるから、上記2を踏まえると、被害児童の死亡時期は平成19年1月中旬頃であったと認められる。」

○ 本児の死因について

公判2日目には、本児の遺体について医師らの証言が行われた。検事から写真を提示されたJ医師は「遺体には、栄養不足から筋肉をエネルギーに変えることで筋肉が萎縮して、関節が固まる『拘縮』が見える。死亡の1か月前にこの拘縮が始まり、ほほがこけてげっそりとするなど、誰が見ても命の危機が分かるほど相当にやせて衰弱していた」と証言した。続いて小児の放射線科医のK医師が「骨濃度、骨密度が低く、緻密骨の骨量は通常の5歳児の半分程度」と証言した。一方、遺体の解剖を担当し、弁護側の証人として出廷したL医師は、「死因は不詳」と述べた（杉山）。

一審の判決文では、「被害児童は衰弱し死亡するまでどのような状態であったか（また、いつまで救命が可能であったか）」について以下のように述べられた。

「1 被害児童の遺体について、法医学、特に小児を専門とするJ医師は、被害児童の遺体写真を見た上で、「被害児童の遺体には、栄養が不足して異化作用が生じ、筋肉がエネルギーに変えられて萎縮し、関節が曲がって固まってしまいうという拘縮の跡が見られ、その程度が重度であることやこれまでの経験から、被害児

童は死亡時からさかのぼって少なくとも1か月以上は拘縮が進行する低栄養状態に置かれていた。」旨証言する。また、放射線による小児の画像診断を専門とするK医師は、被害児童のレントゲン写真を見て、「骨濃度、骨密度が低く、緻密骨の骨量が通常の5歳児の半分程度であって、少なくとも二、三週間以上は生命に危険が生じかねないほどの全体的な栄養不良の状態に置かれていた。カルシウム、ミネラル、リン等の特定の栄養素の偏りによる疾病によるものではない。」旨証言する。2 J医師は、栄養失調で飢餓の事例を10件以上経験し、拘縮の事例において救命、解剖等少なからず対応してきた十分な経験のある医師であり、その証言内容も、被害児童の遺体の手や足が、指の先を含め顕著に曲がっている様子を、飢餓死に至るメカニズムと結び付けて説明しており、説得的で優に合理性が認められ、信用することができる。また、K医師の証言については、証人の経験、説明内容の具体性、合理性から、その信用性を疑う余地はない。3 以上のJ医師の証言及びそれを補強するK医師の証言並びに第2で認定した被害児童の死亡時期に照らすと、被害児童は、遅くとも、死亡する1か月前の時点である、平成18年12月中旬頃までには、栄養不足を原因として拘縮が開始していたと認められる（以下、拘縮が開始した時点を「拘縮開始時」という。）。J医師の証言によれば、拘縮開始時の被害児童の状態については、ほほがこけてげっそりするような相当痩せた状態で、運動能力は非常に落ち、身体を動かさない状態で、手指はこわばってほほ動かせない状態であったと認められる。そして、同証言によれば、拘縮の始まった頃であれば、適切な医療を受けさせることで被害児童の救命はほぼ可能であったと認められる。4 ところで、法医学を専門とし、被害児童の解剖を行ったL医師は、ほぼ骨しか残っていない被害児童の遺体から死因を特定するのは困難であり、被害児童の遺体の関節に「拘縮」があつて飢餓の所見を示していると断定まではできない旨証言する。確かに、L医師は、飢餓死を含め十分な解剖の経験を有する医師ではある。しかしながら、小児の飢餓死事例の経験が多いとはいえず、また、拘縮の生じていた遺体の解剖の経験はなく、本件においては拘縮の点には着眼していなかったというのであるから、拘縮の点に関しては、J医師との経験の差は明白である。さらに、被害児童の手や足の状態について、L医師は、死亡時の姿勢、皮膚の乾燥や廃用性（動かさなかったこと）による萎縮の可能性を指摘するが、被害児童の遺体の写真からは、手足が指の先までも不自然に曲がった状態が明らかであり、これが死亡時の姿勢等によって生じるというのは説得力に乏しい。そうすると、同医師の証言は、J医師の拘縮に関する証言と矛盾する限りで信用できないというべきである。」

○ 実父の殺意について

公判で実父は「私は殺してません」と殺人罪を否定した。

検察側は「十分な食事を与えず医師の診療も受けさせないまま放置した」などと指摘し「殺意が認められる」と主張した（2015年9月16日付毎日新聞）。

一方、弁護側は「被告は死ぬと認識しておらず、保護責任者遺棄致死罪が成立する」と主張。逮捕後の県警の調べに、本児は「いずれ衰弱して死んでしまうかもしれないと思っていた」と殺意を認めるような供述をしたとされるが、「当時の供述は警察官や検察官の誘導によるもので信用できない」と訴え（2015年09月16日付読売新聞）、仮に罪が成立するにしても、死ぬとまでは思っていなかったと殺意を否定し、保護責任者遺棄死に止まると主張した。

公判での実父の証言は、二転三転し、実父が家に帰った頻度、与えていた食事の回数など、記憶があいまいで、自身の証言を何度も翻したという。その理由を問うと、「誘導を受けた」「こうじゃないか、こうじゃないかと言われ続けると、そんな感じもしてくる部分もあった」と語ったという。また、育児について問われると「育児についてはわかりません。戸惑いながら自分なりに」と答え、誰かに相談したり、保育園に預けたりすることは考えなかったかの問いに、「寡黙で相談が苦手な性格」「(保育園を) 考えてはいたんですが仕事の時間帯があり、送り迎えができない」。栄養はと問われると「何も考えなかった。毎日が必死で頑張っ

ていたので、頭が回らなかった」と言った（2015年10月8日付朝日新聞夕刊）。

公判の期間の中で、実父に対して、精神鑑定が行われ、鑑定医は「実父のIQが69で境界域の知能であり、精神障害にはり患していないが、内向的で鈍感なパーソナリティ傾向をもつという所見を述べた。また弁護側は、実父が12歳の時に母親が精神疾患を発症し、十分な養育環境で育っていないことが背景にあることを主張した。

10月8日に12回目の公判（結審）が行われ、検察側は、「栄養が不十分な食事しか与えず、飢餓死に至った。骨と皮だけにやせこけた状態を認識しており、死に至る可能性が高いことをわかっていた」と主張し、殺意が認められ、殺人罪にあたるとして懲役20年を求刑した。弁護側は「被告は自分なりに頑張って育児をしていた。殺意はなかった」として、有罪でも保護責任者遺棄致死罪に止まると主張した（2015年10月9日付朝日新聞朝刊）。

結審前の10月に石井は、実父のいる拘置所で実父に取材を行っている。その記載からは、実父には殺意があったとは感じられず、むしろ、ちゃんとやっていたという実父の自覚が読み取れる。実父子の二人きりになった後の生活実態は、本児が外に出ていかないよう雨戸をおろし、引き戸に粘着テープで目張りをした暗く、ゴミだらけの家の中に本児を残し、食事は「食事セット（パン1個、おにぎり1個、500MLのレモンウォーター）」、おむつ交換は1日に1回、入浴は数日1回などで、明らかに問題があるものだった。しかし実父は石井に対して、「ちゃんと育児していた」「フツーに面倒見てました」「体もきれいにしていました」「部屋は暗かったけれど、目が慣れれば不自由はなかった」等と堂々と語っている。端から見れば異常でも、本人には問題と認識できず、殺意などもないことゆえの証言といえよう。

10月22日の結審で、懲役19年の判決が言い渡された。

判決文では、「殺害の有無」について、以下の様に記されている。

「1 拘縮開始時の被害児童の状態は、第3の3のとおりであり、その時点において、被害児童に医師による適切な診療を受けさせるなどしなければ同児が死亡する可能性が高い状態にあったことは明らかである。また、拘縮が始まった頃であれば、適切な診療を受けさせることで被害児童の救命はほぼ可能であったことは上記のとおりである。

2 そして、拘縮開始時における被害児童の状態は、そのような状態を見た通常人であれば誰でもその死の結果発生の危険性を正しく理解できるような状態といえる。（以下略）」

裁判長は、「相当衰弱した状態を認識しており、死亡する可能性の高いことを認識していたことは明らか」と殺人罪の成立を認め、「唯一すぎるべき存在だった実父から十分な食事も与えられず、ゴミに埋もれた状態で不快で異常な環境に放置され、極度の空腹による苦痛を感じ、絶命していった。涙を禁じ得ない」と述べた（2015年10月23日付朝日新聞朝刊）。また実父の知的な問題について、「弁護人は被告人の知能の低さや被養育歴からくる受動的対処様式などの心理的特徴が本件の背景となっており、被告人のために酌量すべきであると主張しています。しかしながら、精神鑑定によれば、被告人に精神障害はなく、知能や性格は正常心理内の偏りにすぎないと認められる上、証拠によっても、被告人の知能や被養育歴に特段の問題は見受けられないことは明らかですから、被告人の心理的特徴は、量刑にあたり考慮の必要はないというべきです」と一蹴した。

判決後、石井は再び拘置所で実父と面会し、懲役19年という判決について尋ねた。それに対して実父は、「殺人ってことになってるけど、なんであれが殺人なのか意味が分かんないですよ」と答えた。なぜ本児が亡くなったのか尋ねると、「そんなの俺が知りたいっすよ。俺はちゃんとかわいがって、やることやってましたから。誰より一番本児の世話をしていましたから」と正しい養育をしていたと信じて疑わない様子だったという。

さらに、「あなたは裁判が何もかもおかしいと言いますが、特に許せないと思うのは？」に「あいつ」と実母をあげ、「本児を育てるのが面倒だからって俺に押し付けて、事件を全部俺のせいにして逃げるつもりでしょ。ふざけんなっすよ」と答えた。

10月1日に行われた公判に実母が出廷していた。実母は本児が生まれる以前から実父に暴力を受けていたと述べ、1人で外出したことについて「恐怖に耐えられなくなった。行く当てがなく、本児を置いていくしかなかった」と説明した。実母は当時の本児の様子について、「健康でいつも動き回っていた」と振り返り、「実父は本児をかわいがっていたので大丈夫だと思った」。また、実父に電話やメールで様子を尋ねたときには、「大丈夫」「元気だから」などと返答があったという（2015年10月2日付読売新聞）。しかし、石井の取材した店長の話によれば、実母は職場で様々な虚言をついており、実母の語りの信ぴょう性は疑問があることを指摘している。

実父は控訴した。「わざと殺したんじゃない。それなのに19年は長いってことですよ。だから俺、控訴するんです」と石井の取材の中で語ったという。

2) 控訴審

弁護側は、本児の司法解剖を担当したC医師らの意見書（飢餓と拘縮は無関係で、仮に拘縮があったとしても、ミイラ化した死体で関節拘縮はわからないという趣旨）をもとに控訴趣意書を書いて、裁判所に提出した。

2016年11月4日、東京高等裁判所で控訴審初公判が開かれ、即日結審した。

翌年1月13日の判決では、一審判決を棄却。保護責任者遺棄致死罪を適用して、改めて懲役12年を言い渡した。

本児の遺体に対して、「右手首の屈曲が拘縮であると説明しながら、左手首に同様の屈曲がないこと」を挙げ、「J医師の証言の信用性を高く評価できるかについても、疑問が残る」とし、「C医師の証言が説得的だ」と述べた。また実父の調書について、取り調べで誘導した疑いもあったとして「信用性は高くない」と指摘し、「適切な診療を受けさせるなどしなければ、死亡する可能性が高い状態になっていたとしても、そのことを被告人が認識していたとも認定できない」と結論付けた。ただし、本児が亡くなる直前の食事の回数は翻らず、「単独犯の保護責任者遺棄致死の事案の中では最も重い部類に属する」として量刑を説明した。

殺人罪による19年を破棄して保護責任者遺棄致死で12年とした根拠について、判決文には以下の様に記されている。

「被告人は、検察官調書（原審乙4）において、遅くとも平成18年12月上旬頃には、被害児は、体に力が入らず、自分で立ったり、動いたりできない状態になっていたなどと供述したことになるが、これより前の取調べにおいて、被告人がこれと異なった供述をしていることや誘導するような取調べがなされていること（原審甲115）からすると、上記検察官調書の信用性が高いとはいえず、これによって、被害児の状態を認定することもできない。そうすると、被告人の原審公判供述、C医師の原審証言等の原審証拠によれば、被害児が死亡するまでには、栄養不十分な食事しか与えられなかったことにより、栄養状態が悪化し、相当やせて衰弱した状態になっていたことが認められるが、医師による適切な診療を受けさせるなどしなければ、死亡する可能性が高い状態になっていたとも、そのことを被告人が認識していたとも認定できないのに、殺人の故意を認めて上記犯罪事実を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある」

なお、原判決で懲役19年であった点について、杉山は「懲役19年という刑期は、殺人罪の有期刑の最高刑（20年）に近く、過去の児童虐待事件と比べても異例の重さだった」とし、「児童虐待の厳罰化の流れに

沿ったものだと言える」と指摘している。

実父はこの判決も不服としていったんは上告したが、検察側が上告しなかったということで実父も上告を取り下げ刑が確定した。

(5) 事件の影響

1) 神奈川県調査検証報告書での指摘

この事件に対して、神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会が課題として、以下の5点を指摘した。要約を表2に示す。

表2 報告書が課題として示した指摘

<p>① 支援しているケースの進行管理について</p> <p>1) 組織としての進行管理体制</p> <p>当時の児童相談所におけるケースの進行管理は、担当者個人に委ねられた部分が大きく、組織としても、紙ベースでチェックしていくのみで、調査継続中のケースを漏らさずにチェックできる体制になかったなど、組織として十分な進行管理をする体制、仕組みにはなっていなかった。</p> <p>2) 相談種別による管理方法の違い</p> <p>相談種別が迷子の「養護ケース」として扱われており、組織内での情報共有、援助方針の検討が十分には行われていなかった。しかし、いずれの相談種別であっても、児童相談所が受理し、支援を行っている全てのケースについて、組織として適切な進行管理が行われるべきであった。</p> <p>3) 「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」の活用方法</p> <p>平成20年度から、「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」を導入し、これにより、それまで手書きでしか進行管理できなかった状況は改善されたと言えよう。しかし、現状においては、「虐待」ケースに特化した進行管理機能が多く、複数の目によるチェック体制の強化とリアルタイムな進行管理という期待された効果を、支援している全てのケースに対し、十分に発揮できている状況にはなっていない。</p>
<p>② 児童相談所の体制について</p> <p>県の児童相談所における児童虐待相談対応件数がその後も年々増加傾向にある中、これらの業務量に見合う職員配置が十分には進んでいない。児童虐待相談対応件数は1,482件から2,946件にほぼ倍増している。一方、児童福祉司の配置数は46人から58人と1.2倍増にとどまっている。よって、適切な支援を行えるよう職員配置を充実することが重要である。</p> <p>もちろん、職員の増員だけで解決するものではなく、児童相談所の専門性を向上させるという視点に立って、今後、システムの有効活用により業務量を適切に管理できる仕組みづくりや業務内容の分担等を見直すことも必要である。</p> <p>また、今回検証を行うに当たって、児童相談所における過去の経過を確認する際、一部に記録の記載漏れなどが散見された。担当者は児童記録票の記載に留意し、SVも記録の書き方等についての指導、援助を行うことが必要である。</p>
<p>③ 所在不明児童の対応について</p> <p>1) 所在不明であることの危機意識</p> <p>本ケースの死亡推定時期（平成18年10月～平成19年1月）から鑑みると、平成24年7月に県内で発生した6才女児虐待死亡事件（横浜市磯子区の事件）から遡ること5年以上前に、すでに事件は発生していたこととなる。両者は、いずれも居住実態がないと考えたことから、転居している可能性が高いと推測し、「きっとどこかで暮らしているはず」「きっとどこかの学校に通っているはず」「まさか殺されているはずはない」と思い込んで、危機感を持つことができなかった点が共通していた。本件のような事件が発覚した現在、これを教訓に、こうした事態もあり得ることを想定し、所在不明についての危機意識を共有し、活かしていかなければならない。</p> <p>2) 集約した情報の評価・検討</p> <p>本ケースにおいては、著しく長期間にわたって居住実態のない自宅アパートの家賃が支払われ続けていた。時折の住民基本台帳照会は行われていたものの、アパートの賃貸状況については、平成21年1月の後は、平成26年4月に教育委員会から情報提供されるまで調査されていなかった。支援に関わる機関は、自らが収集した情報を評価する際、一つひとつの事実を確認することなく、楽観的な推測だけで判断すると大きな落とし穴</p>

にはまってしまう危険性があることを自覚し、関係する機関が相互に連携して、すべての客観的な情報を集約・共有した上で検討・対応するべきであった。

④ 要保護児童対策地域協議会における情報集約、機関連携について

A市では、要保護児童対策地域協議会のケースとして登録されることはなかった。児童相談所では、平成16年に「養護」ケースとして受理して以降、A市の児童相談担当部署や教育委員会を通して乳幼児健診未受診や不就学、また住所地に居住実態がないことを把握していたが、要保護児童対策地域協議会のケースとして関係機関と情報共有することはなかった。教育委員会及び小学校も、要保護児童対策地域協議会に対し情報共有を図らなかった。居所不明児童については、必ず要保護児童対策地域協議会のケースとして取り扱うという徹底した対応が必要であった。

⑤ 社会全体での児童虐待防止の取組みについて

次世代の子どもたちを含め、社会一般における虐待リスクの理解を広げるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所へ通告することが重要であることを引き続き周知する必要がある。同時に、そうした情報提供が行われることにより、虐待を受けている子どもへの支援に繋がるといった認識を広め、社会全体として子どもを守るという気運を高めていくことが望まれる。

指摘事項を踏まえ、5つの提言を示した。要約を表3に示す。

表3 提言

<p>① 全ケースを対象とした組織としての進行管理の徹底</p> <p>1) 組織としての進行管理体制の整備</p> <p>ケースの進行管理について、組織として明確に意思統一を図り、調査継続ケースの網羅的な把握をはじめ、ケースの支援状況の確認、虐待リスクの評価、援助方針の見直し等を行う仕組みや方策について早急に整備する必要がある。</p> <p>2) 全ケースを対象とした定期点検方法の改善</p> <p>相談種別に関係なく、支援している全てのケースが進行管理される仕組みづくりが必要である。年複数回、全てのケースを対象とした定期点検を実施し、うち1回程度は、実際のケースファイルとシステムの進行管理情報の照合作業と同時に、家族以外の第三者による目視での安全確認を必須事項として行い、確実に所在を確認することについて検討する必要がある。</p> <p>3) 「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」の「進行管理機能」の改修等</p> <p>システムティックな進行管理機能を活用することで人の意識や主観的感覚による漏れを補完し、チェック機能を強化するためのシステム改修を早急に行うことが望まれる。</p> <p>また、児童福祉司が業務として進行管理が可能なケース数等、適正な業務量の上限設定を行い、システム上で管理できる仕組み作りについても検討すべきである。</p> <p>さらに、改修された進行管理機能を含め、システム全体の機能を十分に理解し、日常業務で適切なシステムの活用ができるよう、担当職員や管理職員それぞれに対し、求められる役割に応じたシステム運用のための講習会を毎年必ず実施する必要がある。</p>
<p>② 児童相談所の体制の充実強化</p> <p>1) 児童福祉司の配置基準</p> <p>現在は、児童福祉司の配置基準が「人口概ね4万から7万」に改正されているため、高い配置基準を採用し、少なくとも人口4万人に対し児童福祉司1名を配置することが望ましいと考えられる。</p> <p>2) 児童福祉司一人当たりの担当ケース数</p> <p>地区担当児童福祉司一人当たり30～50ケースを目安として考えていくことが望ましいと指摘されている。そのため、県としてこれを踏まえた適正妥当な水準を設定すると同時に、それを超えた場合にどのように支援をしていくのかについて、実効性のある体制作りが必要不可欠である。</p> <p>3) 業務内容の分担等の見直し</p> <p>警察や近隣等から急増している虐待通告への初期調査等への対応、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営活性化のための対応等についても、業務内容の分担等の見直しについて、併せて検討する必要がある。</p>
<p>③ 児童が所在不明の場合の所在確認の徹底</p> <p>仮に、管轄地域から転居している可能性が高いと推測される場合であっても、第三者による目視による安全</p>

<p>確認や子どもが安全であるという客観性の高い情報を確認するまでは、虐待の兆候が外部的に見られていないことに安心せず、手を尽くして子どもの所在の確認を急ぐ必要がある。</p> <p>その対応として、要保護児童対策地域協議会を十分に活用し、関係機関が把握した情報を速やかに集約・共有し、より効果的に役割分担と連携が図れるよう、調査・対応のルール化と体制整備を図る必要がある。</p>
<p>④ 虐待リスクに対する感度を高め、慎重な評価と対応の徹底</p> <p>1) 緊急受理会議、援助方針会議における虐待リスクの評価</p> <p>現場で感じ取った些細な違和感や気がかりな情報等について、組織としてどのように拾い上げ、支援につなげていくのかについても、実効性のある方策作りが求められている。</p> <p>併せて、収集した情報の的確な評価に加え、事例の変化に応じた、援助方針や支援経過等の検証、見直しが適切に行えるよう、記録内容の充実を図ることも肝要である。</p> <p>2) 国通知等の会議、研修等での周知徹底</p> <p>国の各省庁から発出される通知や、国及び他自治体からの虐待死亡事例等の検証報告書において、これまでも転居を繰り返す家族の虐待リスクの深刻化や、所在不明児童の虐待リスクの高さが周知されてきた。関係機関への通知の送付に止まらず、児童相談所の各種会議、市町村要保護児童対策地域協議会主管課長会議、要保護児童対策地域協議会の代表者及び実務者会議等の機会を活用して周知徹底を図るとともに、国通知や検証報告書の内容をテーマに取り上げた研修会を毎年必ず実施する等して、過去の虐待事例を教訓にするとともに、迅速に周知徹底されるよう取り組む必要がある。</p>
<p>⑤ 地域社会全体における児童虐待防止の取組みの展開</p> <p>1) 次世代への啓発教育</p> <p>従来から行ってきた啓発に加え、保護者になる可能性があり、被虐待児の心性に同一視しやすい児童生徒に対して教育機関が行ってきている人権教育などの学校教育の取組みと連携することも考えられる。具体的には、スクールカウンセラーや担任教諭が行う心理教育に予防的プログラムを提供したり、児童福祉司を講師として派遣したりするなどして、次世代を担う子どもたちが「虐待をしない・させない」社会的養護の担い手に育成することも視野に入れるべき。</p> <p>2) 地域社会への広報啓発</p> <p>本ケースは「迷子」とはいえ、その態様を見れば、本児のみを留守宅に残して保護者が外出した結果であると考えられ、こうした内容は、虐待の中のネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）の一類型である旨が、国の「子ども虐待対応の手引き」において明記されてきた。保護者がパチンコや買い物などの間、車内に放置された乳幼児等が熱中症で死亡したり、保護者が留守中の火災で、家に置いていかれた低年齢の子どもが焼死するような事例も、すべてネグレクトによる死亡である。</p> <p>こうした事例は、まだまだ一般的には、虐待による死亡とは認識されていないことが多いように感じるが、毎年必ずと言っていいほど発生している。こうした大人の判断の甘さや身勝手な行動により、子どもの身が危険な状態にさらされることについて、あらためて本ケースを通じて、社会一般に対し注意を喚起したい。</p>

そして、国への要望として、3点をあげた。表4に要約を示す。

表4 国への要望

<p>① 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり</p> <p>居所不明児童対策については、一自治体が収集することができる情報は限られている。また、個人情報保護やDV対応による情報の機密性とのバランスも求められる。そのため、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となる、国が情報を一元化する全国的な仕組みの創設と、個人情報の提供を加味した統一した情報提供のルール化を要望する。</p>
<p>② 児童相談所の体制強化に対する支援</p> <p>増加している児童虐待相談や要保護児童に対し、適切かつ迅速な対応を行うための児童相談所の相談・援助体制は、十分とはいえない状況である。引き続き、児童福祉司の配置基準の更なる見直しや、児童心理司や保健師などの専門職員の配置基準についても明確化し、充実するための適切な財源措置を講じられたい。</p>
<p>③ 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援</p> <p>平成25年度より「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は次世代育成支援対策交付金から安心子ども基金事業に移行されたが、市町村においては、相談窓口の整備や虐待防止等、要保護児童対策のためのネットワークの充実及び人材の養成・確保が引き続き図られるよう、市町村相談窓口の人員配置基準や職員の任用基準を示すとともに、適切な財源措置を講じられたい。</p>

2) 所在不明児童の調査

富田林の事件（2012年）や横浜市で起きた居所不明の女児殺害遺棄事件（2013年）等は、居所不明の児童の存在を明らかにし、その実態把握を急ぐべきという声が高まる契機となったが、本事件はその必要性を再認識する事件となった。

読売新聞は、2013年11月に全国1,742市町村を対象にアンケート調査を行い、乳幼児健診を受けず、所在が確認できない乳幼児が4,176人に上ることが分かったと報じた。併せて「虐待のリスクが高い」との専門家の指摘も掲載した（2013年12月30日付読売新聞朝刊）。

厚労省は、2012年の11月以降、各自治体に対して2回に渡って所在確認を求めてきた（「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」平成24年11月30日付雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）が、2014年2月26日に、都道府県・政令市の担当者ら約360人を集め、所在不明児の本格調査を行う方針を伝えた。それまでとは異なり、人数の報告を求め、結果も公表するとした。5月1日にその中間調査結果が公開され、所在不明の子どもが全国で2,908人いることが分かり、各自治体が追跡調査を進めていると報告された。

朝日新聞も、2014年に47都道府県20指定都市43中核市の110自治体を対象にアンケート調査を行い、7月下旬までに40都道府県19指定都市35中核市から人数の回答を得、その結果少なくとも30都道府県で1,588人の行方が確認できないことが分かったと報じた（2014年7月29日付朝日新聞朝刊）。

2014年11月13日に、先述の厚労省の調査結果の報告が公開された。報告では10月20日時点で、所在不明の児童が141人いたとされた。同年5月1日の時点では、不明の児童が2,908人であったが、各自治体が行った追跡調査の結果、9月1日時点で224人、10月20日時点で141人に減っていた。安否の確認できた2,684人のうち、東京都入国管理局に出国状況を照会し、海外への出国確認ができた児童が1,151人と全体の4割を占めた。出国確認ができた児童を除く1,533人のうち、1,036人の児童が目視により確認できた。1,533人については、同一市町村内で関係部署間の情報共有等により確認できた児童が1,347人（9割弱）おり、同一都道府県の関係機関等の情報共有により確認できた児童が108人、他の都道府県の関係機関等の情報共有により確認できた児童が78人となっている。所在が確認できなかった141人の内、国内に居住している可能性が高い69人、このうち虐待リスクが把握されている児童は4人、親族等からの情報で海外に出国している可能性があるが、東京入国管理局への照会で出国確認ができなかった児童が67人、東京入国管理局に照会中の児童が5人であった。

元大阪市中心児童相談所長の津崎哲郎・花園大学特任教授（児童福祉論）は「事件が起きてから対応するのでは遅い。国が先頭に立って所在不明児の調査を定期的に行い、支援体制を整えるべきだ」と指摘していた（2014年6月22日付読売新聞）。

また、情報の共有が必要にもかかわらず、個人情報保護に行政が縛られすぎとの指摘もある。NPO法人「シンクキッズ」の代表理事の後藤啓二弁護士は「個人情報保護法の施行後、行政機関は思考停止し、提供に問題のない命に関わる情報でも提供せず、連携して子供を守ろうとしない」と批判した（2014年4月8日付毎日新聞）。

厚労省は「居住実態が不明の児童」の調査を行った2014年以降、2017年度まで毎年調査を継続、実施した。こうした国の主導によって、各自治体での居所不明児童の把握と、安否確認の取り組みが進んでいったが、これまで確認が困難であるとされていた背景に、関係部署や入国管理局等との情報共有が、個人情報保護重視の観点から困難となっている点が浮き彫りになった。

2018年7月20日に取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、

不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、この年度（2018年度）からは、「居所実態が不明の児童」から、住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が安全を確認できていない子ども（把握対象児童）へと調査対象を拡大して調査が行われるようになった。表5に毎年度の結果を示す。

こうした調査結果を踏まえ、全国の自治体の関係部署間の情報共有の重要性への認識は高まり、各自治体で、関係部署や機関との情報共有の取り決めや、ITを用いた情報共有・管理のシステム化などの取り組みが進んでいった。

表5 把握対象児童等に関する調査結果

調査年度	「調査対象児童」数	居住実態が把握できていない児童
2014年度	2,908（2014年5月1日）	141（2014年10月20日）
2015年度	1,878（2015年6月1日）	35（2016年4月1日）
2016年度	1,630（2016年6月1日）	28（2017年6月1日）
2017年度	1,183（2017年6月1日）	28（2018年6月1日）
	「確認対象児童」（2018年度のみ 「把握対象児童」）数	
2018年度	15,209（2018年6月1日）	61（2019年4月8日）
2019年度	18,834（2019年6月1日）	16（2020年8月18日）
2020年度	32,079（2020年10月1日）	
2021年度		16（2021年12月24日）

→は調査対象に対する居住実態把握の結果が翌年に報告されたことを意味する

3) 児童虐待事件の重罰化のやり直し

横浜地方裁判所での裁判員裁判での判決は、殺人罪での懲役19年であった。杉山（2017年）は、懲役19年という刑期は、殺人罪の有期刑の最高刑（20年）に近く、極めて重いものだったと述べている。

裁判員裁判制度が開始されたのは2009年5月21日である。虐待死亡事件として初めての裁判員裁判が行われた事件は、東京都練馬区で2歳男児がゴミ箱に放置され死亡した事件で、制度開始9か月後に東京地方裁判所で行われた。判決は、被告人である実父母に対して、実父に懲役11年（求刑懲役12年）、実母に懲役7年（求刑懲役10年）であった（実母は控訴したが、高等裁判においては第1審を支持し、控訴を棄却した）。この事件以降、本事件以前で、メディアが大きく扱った虐待死事件での裁判員裁判の判決と控訴審での判決等を表6に示す。

本事件の裁判員裁判の判決は、これらの過去の児童虐待事件と比較しても異例の重さであり、杉山（2017年）は、裁判員裁判での児童虐待厳罰化の流れに沿ったものと指摘している。

本事件は、弁護側によって控訴され、高裁で控訴審が行われたが、そこでは1審判決を破棄し、殺人罪ではなく、保護責任者遺棄致死罪を適用して、懲役12年の判決を下した。杉山（2017年）は、「高裁が1審判決を破棄し、独自に判決を言い渡す例は1割に満たない」と指摘している。1審判決では、死亡した本児に「拘縮」があることが大前提であった。しかし、杉山（2017年）は、「法廷の外に出て、法医学の専門家たちを訪ね歩けば、『拘縮が飢餓と結びつくなど聞いたことがない』という意見ばかりが聞こえてくる」と述べ、日本法医学会の理事を務める岩瀬博太郎・千葉大学大学院医学研究院法医学教室教授のコメントを紹介している。教授は「この判決について2つのおかしさがあると指摘した。すなわち、(1) 飢餓と拘縮は無関係

係である。(2) 仮に拘縮があったとしても、ミイラ化した死体で関節拘縮はわからない」という。さらに「一般的に」と断って、次のように語ったという。

「ときどき警察や検察は、自分たちのストーリーに合う発言をする医師を選んでしまう傾向がある。そうってしまったのは日本の法医学全体が脆弱だからでもある。アメリカやヨーロッパなどでは複数の法医学専門の医師がいる施設で、同僚同士で批判を受けた鑑定結果が裁判に提出される。日本では1人の医師のみで鑑定を行う場合が多い。法医鑑定という、本来は科学的、客観的であるものが、時には偏りかねない1人の医師の判断に依拠させるのはどうかと思う。冤罪も起こりかねない」と。

本事件は、裁判員裁判における専門家を巻き込んだ犯罪のストーリー化と児童虐待重罰化の傾向に警鐘を鳴らす事件であったともいえよう。近年、乳幼児の頭部外傷による死亡事件で、一審で有罪の判決が下った控訴審において、無罪に転ずるケースが複数に及んでいる。公判における鑑定の在りかたを見直し、虐待死事件における裁判の適正化を検討する段階に入ったといえよう。

表6 本事件以前で裁判員裁判となった虐待死事件の公判結果

発生年	事件	被告	裁判員裁判	控訴審	上告審議
2008年	東京都練馬区でおきた2歳男児をゴミ箱に放置して死亡させた事件	実父	懲役11年（求刑懲役12年） 確定		
		実母	懲役7年（求刑懲役10年） 控訴	棄却 確定	
2009年	大阪市西淀川区で小4女児を虐待死させた事件	内夫	懲役12年（求刑懲役17年） 確定		
		実母	懲役8年6か月（求刑懲役12年） 確定		
2010年	東京都江戸川区で小1男児を虐待死させた事件	継父	懲役8年（求刑懲役10年） 確定		
		実母	懲役5年（求刑懲役7年） 控訴	棄却 上告	棄却 確定
2010年	奈良県桜井市で5歳男児をネグレクト死させた事件	実母	懲役9年6か月（求刑懲役10年） 確定		
		実父	懲役9年6か月（求刑懲役10年） 確定		
2010年	大阪府西区で3歳の長女と1歳の長男をマンション内に放置し、2人を死亡させた事件	実母	懲役30年（求刑無期懲役） 控訴	棄却	棄却 確定
2010年	大阪府寝屋川市で1歳8か月の女児を虐待死させた事件	実父	懲役15年（求刑懲役10年） 控訴	棄却 上告	懲役10年 確定
		実母	懲役15年（求刑懲役10年） 控訴	棄却 上告	懲役8年 確定
2011年	千葉県柏市で、当時2歳10か月だった男児を餓死させた事件	実父	懲役9年6ヶ月（求刑懲役12年） 控訴	棄却	
		実母	懲役7年（求刑懲役10年） 控訴		
2012年	埼玉県朝霞市で、5歳の長男に暴行を加え死亡させた事件	実母	懲役11年（求刑懲役10年）		
		交際相手	懲役11年（求刑懲役13年）		

(増沢 高)

引用文献

石井光太 (2016). 『鬼畜』の家 わが子を殺す親たち. 新潮社.

神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会 (2014) 「児童虐待による死亡事例調査検証報告書」

杉山春 (2017). 児童虐待から考える 社会は家族に何を強いてきたか. 朝日新書.

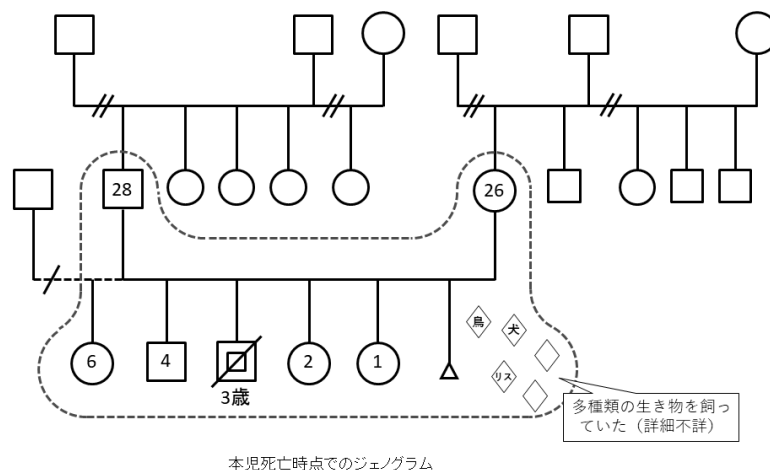
11. 足立区4歳男児遺棄事件（東京都 2014年）

（1）事件概要

2013（平成25）年3月、当時3歳の男児（以下、本児とする）が、口にタオルを巻き付けられた状態でウサギ用小型ケージに監禁され、窒息死した。遺体は遺棄されており、事件が発覚したのは2014（平成26）年6月であった。本家族は定期的に児童相談所等が支援しており、2013年2月に児童相談所が家庭訪問した際には、子ども全員の安全が確認され、健康状態にも問題は見受けられなかった。しかし、それ以降は接触を拒まれるようになり、2014年5月に本児の姿が見えないとの通告を受けて家庭訪問した際には、本児はマネキン人形で寝ているように偽装されており、事件発覚には至らなかった。同年6月、裁判所の許可を得て強制的に立ち入る臨検・捜索に踏み切ったところ、家財道具がなく居住の実態がなかったことから家族の捜索が開始され、事件が発覚した。本児の遺体が発見されないまま異例の立件となったが、監禁致死や死体遺棄等の罪により実父は懲役9年、実母は懲役4年の刑が言い渡された。

（2）家族の状況

家族構成（本児死亡時）



実父（28歳）

無職。0歳から15歳まで乳児院・児童養護施設で生活し、中学卒業以降は職を転々としていた。2012（平成24）年2月以降、窃盗容疑により度々逮捕・拘留されており、唯一つながりのある親族だった父方祖母とも金銭トラブルを理由に疎遠になっていた。

実母（26歳）

無職。第6子妊娠中。つながりのあった母方祖母やきょうだいとは2012年3月頃からトラブルをきっかけに疎遠となっていた。同年4月より、不安定な精神状態を訴えて、精神科への通院・服薬をしていた。

異父姉（6歳）

小学校在学。不登校傾向があり、スクールカウンセラーが関わっていた。

兄（4歳） 在宅（所属なし）

本児（3歳） 在宅（所属なし）

長妹（2歳） 在宅（所属なし）

次妹（1歳） 在宅（所属なし）

世帯の状況

生活保護受給世帯。家賃滞納が常態化していた。異父姉以外の子どもは未就園。犬や鳥など多種多数な小動物を飼っていたが、排せつ物の処理がほとんどできておらず、家の中は不衛生であった。結婚生活のほとんどを妊婦として過ごした実母はソファなどに横になっていることが多く、家事・育児の大半は実父が担っていた。

実父の生い立ち

実父はトラック運転手をしていた父方祖父（実父の実父）と都内のスナックなどで働いていた父方祖母（実父の実母）との間に生まれた最初の子であった。父方祖母は産後体調が回復するとすぐにホステスとして働き、朝まで飲み続けるなどしていた。父方祖父も仕事で家を空けることが多く、養育困難により、実父は0歳で都内の乳児院に入所することとなった。その後、父方祖父母の間には数年の間に長女、次女、三女（実父の妹）が立て続けに生まれた。また、父方祖母と新しい夫の間にも四女（実父の異父妹）が生まれたが、結局きょうだい5人全員が同じ乳児院、児童養護施設で生活することとなった。

父方祖母は子どもたちの面倒を一切見ようとせず、施設から一時帰宅した子どもたちの小遣いを取り上げ、まだ幼い実父を夜の街に連れ歩くなどの行動を見せていた。こうした父方祖母の振る舞いは確実に実父に影響を与えており、実父が生活していた児童養護施設の職員は、実父の衝動的な性格、無責任で短絡的な行動の数々、他人との関係性が築けない姿を「母親をコピーしたのだから思うぐらいそっくり」であったと話した（石井, 2016）。

実父は中学卒業と同時に児童養護施設を離れ、父方祖母との生活を始めた。しかし、食事を十分に作ってもらえることはなく、水道やガスが止まることも日常的であった。進学していた都立の工業高校はすぐに中退し、その後は様々な仕事を転々とする生活が続いていた。実母と出会ったのは2007（平成19）年5月、実父が23歳の時であった。

実母の生い立ち

実母はホストクラブで働いていた母方祖父（実母の実父）と銀座などでホステスをしていた母方祖母（実母の実母）との間に生まれた。実母が生まれた当時、母方祖父母は同居も入籍もしていなかったが、翌年に長男（実母の弟）が生まれたことを機に入籍した。しかし、最後まで一緒に暮らすことのないまま離婚することとなり、母方祖母は直後に再婚した男性との間に次女、次男、三男（実母の異父弟妹）を出産した。母方祖母は非常に粗暴な性格で、至るところで衝突を起し、その度に引っ越しを繰り返す生活が続いていた。

実母は実の父親である母方祖父と生活を共にした経験がなかったことから、母方祖母の再婚相手の男性を実の父親であると思い込んでいた。しかし中学3年生の夏頃、母方祖母により半ば強引に乗せられた車に母方祖父が乗っており、実の父親に関する事実が不意に打ち明けられた。思春期であった実母にとって、あまりに衝撃的な事実であったことは想像に難くない。そして、同時期に追い打ちをかけるように同級生からの深刻ないじめが始まった。高校は不登校などで学校に通えなかった生徒を支援する都内のチャレンジスクールに通ったが、当時付き合っていた先輩に妊娠したと偽って中絶費用を騙し取り、退学処分となった。その背景には、母方祖母が隠れて作っていた膨大な借金による生活苦もあった。退学後は母方祖母の道を辿るように夜の仕事に就き、客の22歳年上の妻子持ち男性との間に異父姉を儲けたが、多額の養育費を受け取って縁を切ることとなった。異父姉が生まれてすぐ、母方祖母とともに行ったホストクラブで出会ったのが実父であった。

家族の成り立ち

実父母が出会ったのは 2007 年 5 月、実母が未婚のまま異父姉を出産した直後であった。当時実父は 23 歳、実母は 21 歳であった。すぐに実父と母子 3 人の同居が始まり、実父は派遣会社で運送の仕事を始め、実母はホステスの仕事を辞めて子育てに専念した。2008（平成 20）年に本児の兄が出生してからは、本児、ついで 2 人の妹が立て続けに生まれている。後の法廷で子どもが多数いることについて聞かれた実母は「子どもが好きだったから」と答え、実父は自らも 5 人きょうだいであったことから「5 人目まではなんとも思わなかった」と答えた（塩入, 2016）。

（3）事件の経過

異父姉に対する身体的虐待の疑い

家族に虐待の影が見え始めたのは、異父姉に対する身体的虐待の疑いで、警察から東京都足立児童相談所に通告がなされた 2009（平成 21）年 3 月頃からであった。同時期には、実父母から児童相談所に、子どもの養育方針を巡って親族とトラブルになったとの相談があった。児童相談所による調査の結果、異父姉と実父母の関係性に問題はなく、傷痕も段差で転んだことによる軽い傷であるとして、虐待非該当による助言指導で終了となった。当時、本児はまだ出生していなかった。

実父母の逮捕と一時保護

次に関係機関が家族への関わりを強めたのは、実父母と本児を含むきょうだい 5 人が埼玉県草加市に引っ越していた 2012 年 2 月頃からであった。実母が異父姉の実父から受け取っていた養育費と派遣社員である実父の給料では、多子の家族を養うだけの経済力はなく、実父が仕事を辞めたことも重なって、実父母は万引きした粉ミルクを転売して逮捕され、執行猶予付きの有罪判決を受けた。きょうだい 5 人は 1 ヶ月ほど埼玉県越谷児童相談所に一時保護されることとなった。

この頃には、既に実父母による不適切な養育があったとみられている。2011（平成 23）年に一時的に本家族の住居で生活していた実母の妹によると、飼い犬の糞尿が適切に処理されていないなど、育児環境は不衛生極まりなかったという。また、本児が交通事故にあったとして 2011 年 7 月頃から通院していた医師のカルテには、本児の身体にタバコを押し付けられたような痕があったとメモされていた。

2012 年 3 月、実父母が釈放された。しかしその直後、詳細不明のトラブルをきっかけに母方祖母が実父母の養育実態を警察に通報、警察が児童相談所に通告し、家族の不適切な養育環境が認識されることとなった。実父母は児童相談所の目から逃れるため、元々住んでいた足立区に逃げるように転居し、同月に生活保護の受給を開始した。その後、越谷児童相談所はまず異父姉、兄、本児を保護解除とし、続いて長妹、次妹の保護を解除した。なお、一時保護した越谷児童相談所による本児の所見は、言語不明瞭、嫌なことには頑なに泣いて抵抗する、おもちゃの奪い合いで他児とのトラブルが多いなどであった。

同年 4 月、家族が引っ越した先の足立児童相談所は越谷児童相談所からの情報提供を受け、多子家庭であることや実父母に逮捕歴があることなどからリスクが高いと判断し、虐待事例として受理、養育状況が安定するまで継続指導を行うこととした。同月、実父が再び窃盗容疑で逮捕、勾留され、実母は不安定な精神状態を訴えて精神科への通院を始めた。児童相談所は実母が精神的に不安定で、通院、服薬をしていることを本人からの連絡で把握していたが、通院先の医療機関に病状確認や家族に関する情報提供を行うことはなかった。そのため、通院先の医療機関は虐待リスクの高い家庭との認識は持っておらず、来院時の子どもの様子を深く観察するなど、連携して家族を見守る体制は取られていなかった。なお、月 1 回程度の通院のほとんどは、後に釈放された実父による代理通院で、精神的不調を訴えていた実母本人によるものではなかった。

同年5月、実父の釈放までひとりで子ども5人の面倒を見ていた実母から児童相談所に、子育ての支援を求める相談があった。相談を受けた児童相談所は区子供家庭支援センターと共に家庭訪問し、在宅支援サービスの利用案内と、場合によっては子どもたちの一時保護を検討する旨を説明した。しかし、区子供家庭支援センターは、家族からのサービス利用希望がなかったとして、翌月には支援終了の判断を行った。本事例の経過や改善策等をまとめた検証結果報告書は、早々に支援を終了した背景に、虐待リスクが高いと判断して在宅支援サービス利用を勧めた児童相談所と、虐待のリスクを共有していなかった区子供家庭支援センターとの間に認識の差があったと指摘した（東京都児童福祉審議会, 2016）。また、同報告書では、一時保護歴があり、多子家庭であった家族が、勧められた在宅支援サービスを利用しなかったことによる虐待リスクの高まりを、児童相談所は適切に再評価できていなかったと指摘した（東京都児童福祉審議会, 2016）。

虐待の表面化

2012年6月、釈放された実父を含む家族7人全員が保健機関に来所した際、実父から異父姉に対し、「あっち行け、殴るぞ」といった発言が確認された（東京都児童福祉審議会, 2016）。また、異父姉が通う小学校もリスクの高い家庭と認識しており、同月には「実父母に連絡をとりたいが連絡がつかない。福祉事務所からの情報では子どもにお金が使われておらず、非常食を求めて来たこともあった」と子どもたちを心配する連絡を児童相談所に入れていた（東京都児童福祉審議会, 2016）。小学校では、異父姉に不登校の傾向があったためスクールカウンセラーが定期的に関わっており、無断欠席が続くときには家庭訪問をしていたが、実父母や異父姉との面談はほとんどできず、他の子どもたちの様子を確認することもできなかった。また、学校行事の際に実父が子どもを叩く場面を教員が目撃していたが、児童相談所や区子供家庭支援センターへの通告、実父への注意喚起などは行われていなかった。先述の検証結果報告書では、関係機関により実父の人物像の捉え方が異なり児童相談所は実父を話ができる人と評価していた一方、保健機関や小学校は実父に怖い印象を持っていたと報告した（東京都児童福祉審議会, 2016）。

一時保護の見送りと虐待の深刻化

本児が3歳になり、元気に動き回るようになると、実父母から関係機関に養育上の困り感が度々表出されるようになった。2012年10月、実父母は本児の3歳児健診で保健機関を訪ねた際、発語の遅れや聞き分けの悪さ、おむつが取れないことなどへの負担感を相談した。その後、心理相談を受けたものの実母の都合により途中で中断となり、以降実母は保健機関からの複数回に及ぶ連絡にも応答せず、関係を絶つようになった。なお、3歳児健診時の本児の身長は88.9cm、体重は13.6kgと平均をやや下回っている程度であった。

同年11月、保健機関から区子供家庭支援センターに、家族の状況が3歳児健診以降把握できていないことや本児が実父母の注意を聞かずに家を飛び出し、警察に保護されたことなどが伝えられた。しかし、区子供家庭支援センターは本児が警察に保護された情報を主担当の児童相談所に連絡することはなく、児童相談所はこの事実を把握していなかった。

同年12月、実父は保健機関に本児がうまく言葉を発せないこと、親の外出中に家の食べ物を食べたり、散乱させたりすることなどを相談した。児童相談所は本児の行動観察を目的に一時保護を検討したが、当時の一時保護所は定員を超える児童を入所させていたため、行動観察目的の本児は優先順位が下がり、一時保護はせず、在宅支援を継続することとなった。その決定を実父に説明したところ、実父から本児の状況が改善されたとして一時保護の依頼がキャンセルされた。しかし、この時期には既に実父母による本児への深刻な虐待が始まっていた。したがって、この時点で一時保護を見送った判断と、把握されていた情報が関係機関で共有されておらず、支援方針が再検討されなかったことは、この事件の大きな分岐点となったと言わざ

るをえない。

2013年1月、保健機関から実父へ電話連絡をした際、実父から心理相談の希望が語られたが、設定された相談日に家族が来所することはなかった。保健機関はこうした状況を児童相談所に情報提供したが、それ以降は「児相が対応すべきケース」として相談受診の勧奨をせず、所在も確認しなかった。その後、実母が第6子出産のために通院していた医療機関から、実父母のみによる来院で、子どもたちの世話は異父姉がしているという情報が福祉事務所に寄せられた。福祉事務所は、区子供家庭支援センターにこの情報を連絡したが、区子供家庭支援センターは虐待対応への切り替えを検討しなかった。同月、入院助産の手続きのため、福祉事務所に実父母、異父姉、兄が来所した。福祉事務所は、本児や2人の妹を家に置いてきたことを実父母に注意喚起した。

同年2月、児童相談所が家庭訪問し、玄関先から子ども5人全員の姿を現認し、安全であると判断した。児童相談所は実父母について、電話によるやりとりができ、会話も成立すること、児童相談所の関わりに拒否的でなかったことなどから、もう一步踏み込んだ生活実態の把握、養育状況のアセスメント等は行わなかった。結果的に、本児の無事を確認できたのはこの日が最後となった。

本児の死亡

本児は3歳児健診の頃から冷蔵庫内の食材やきょうだいのお菓子などを勝手に食べたり、食用油や小麦粉を床に散らかしたりする行動が目立つようになった。当初は言葉により注意をしていたが、言うことを聞かない本児に腹を立てた実父母は、徐々に体罰やウサギ用の小型ケージに閉じ込めるといった方法で対処するようになった。ウサギ用小型ケージは、縦約40cm、横約57cm、高さ約46cmで、当時90cmほどの身長だった本児は、膝を抱えて頭を下げる姿勢をとるのが精一杯であったと思われる。嫌がる本児に対し、実父母はケージの上に重石を置き、扉部分は結束バンドで固定するなどして行動を制限した。本児をケージに閉じ込める時間は次第に長くなり、2012年12月下旬には食事や入浴、おむつ交換、時折外で遊ばせる時間以外のほとんどをケージの中に閉じ込めるようになった。2013年の正月三が日だけはケージに閉じ込めることはなかったものの、すぐにケージに長時間閉じ込められる生活が再開した。本児は日に日に衰弱し、言葉を発さず恨めしそうに家族を見つめるだけになったが、その視線に耐えかねた実父母はケージを段ボールで覆い隠してしまう。同年2月には、本児の衰弱は著しくなり、食事もほとんど口にできない状態となった。しかし、実父母は排泄をすると汚いからという身勝手な理由で食事を2、3日に一度しか与えず、5日に一回程度しか入浴をさせていなかった。

2013年3月2日、家族は本児と長妹を家に残してショッピングモールに出かけ、21時頃に帰宅した。翌3日、出産を控えた実母や他のきょうだいが寝静まった午前2時頃、本児が突然奇声を上げはじめた。実父が注意すると静かになるものの、寝室に戻ろうとすると再び奇声を発することが繰り返された。嫌がらせをされたと感じた実父は、本児を無理やり静かにさせるため、タオルを口にくわえさせて後頭部で縛り、ケージに閉じ込めた。実父は30分から1時間おきに本児の様子を確認し、呼びかけにも応じることから午前4時30分頃に眠りについた。

同日午前6時30分頃、目を覚ました実父は鼻からピンポン玉大の細かな泡の塊を出してぐったりしている本児の姿を発見する。すぐに心臓マッサージや人工呼吸を施すが、すでに心臓は止まっており、本児は死亡した。騒ぎを聞いて起きてきた実母が救急車を呼ぶよう提案するが、実父は自分たちがしてきた監禁や暴行が発覚し、家族がバラバラになることを恐れ、その提案を退けた。

実父母は本児の死亡を隠すため、山中に埋めるか、川に流すかどちらかの方法で遺体を遺棄することを決めた。その後、死体の処理方法について調べた実父母は、川へ流す場合は水面に浮かび上がらないように遺

体に穴を空ける必要があることを知り、本児の遺体に傷をつけるのが嫌だったことや、自然が好きだった本児のため、山中へ埋めることとした。同日午後4時30分頃、実父母はショベルを購入し、本児の遺体が入った段ボールを車に積んで山梨県に向かった。その後の経緯については明らかになっておらず、山梨県の山中に遺体を埋めたとする実父に対し、車に残っていて現場を見ていなかったという実母は、北千住駅近くの荒川に遺体を遺棄した可能性があることを示唆した。しかし、実父母の証言をもとにした警察の捜索も虚しく、現在まで本児の遺体は発見に至っていない。

逮捕から1度目の裁判へ

本児死亡の翌日、家族は実母の提案で千葉県のテーマパークへ向かった。これについて実母は、「子どもに大きなショックを与えたので、気分転換で」と述べた(塩入, 2016)。その後、実父母は標的を変えるように長妹への虐待をエスカレートさせ、生活保護費や児童手当を不正受給し続けるなどの生活を送っていたが、関係機関が家族に介入することはなかった。

次に動きがあったのは、本児の死後1年以上が経過してからであった。2014年5月14日、足立児童相談所は、しばらく前から本児の姿が見当たらないという通告を受け、翌々日の5月16日に計2回の家庭訪問を実施した。実父は警察官を伴い訪問した児童相談所職員に対し、実母が新たに授かった第7子の出産を控えて体調不良であることや、子どもたちが寝ていることなどから、部屋の外から子どもたちの様子を確認するよう求めた。訪問した児童相談所職員は薄暗い寝室で、入り口を塞ぐように寝ている実母と、本児の死亡後に生まれた第6子を含む、子どもたち6人分の頭部を確認した。同日午後、実父は児童相談所職員が再び訪問した際に、居間で背を向けて座っている子どもの後ろ姿を指差し、「本児です」と説明した。児童相談所職員は実父の説明を真に受け、本児の安全を確認したとして訪問を終えたが、本児と説明されたのは、実父母により偽装工作されていたマネキン人形であった。同時期、実母が知人に「児童相談所に行くので、あなたの息子を貸して欲しい」と依頼し、知人が自分の子と次男の年齢が違うことを指摘したが、実母は「子どもの頭数がそろってればいい」と答え、知人がその依頼を断ったということも判明している(『読売新聞』, 2014年6月17日夕刊)。

数日後、再び本児の不在を心配する通告が入り、疑いを深めた児童相談所は、隠蔽や訪問拒否を防ぐため、実父母に子どもを連れての出頭を要求した。実父母が要求に応じなかったため、児童相談所は6月4日に臨検・捜索に踏み切った。しかし、家族は既に逃走しており、家には大型家具と、飼っていたリス、インコしか残されていなかった。

行方をくらませていた実父母が都内を車で走行中に発見されたのは翌5日であった。同日、実母は無免許運転の容疑で逮捕され、翌6日には実父もアパートのエアコンを持ち去った横領の容疑で逮捕された。きょうだい5人は保護されたものの、長妹の顔面には複数の傷痕があったほか、極端に痩せており、同年代女兒の平均体重の半分である8kgほどしかなかった。後に長妹に犬の首輪をつけ、顔を殴るなどして全治2週間の怪我を負わせていたことが発覚し、実父は傷害・暴行の容疑で再逮捕された。さらに、2011年7月から12月頃まで会社の給与明細の日付を改ざんして通院看護料を詐取していたことや、本児死亡後も児童手当や生活保護費をだまし取っていたことも発覚し、実父母は詐欺容疑でも再逮捕された。

実父母は本児の死亡は認めたものの、あくまでも自然死であると主張した。また、遺体の遺棄場所についても不明瞭な説明に終始し、遺体の発見には至らなかった。結局、死体遺棄や殺人による立件は見送らざるを得ず、実父母は詐欺や横領、道路交通法違反などの余罪とも言うべき容疑のみで起訴されることとなった。

裁判でも本児の死亡に関する真相究明には至らず、2014年11月14日には実母に懲役3年執行猶予4年、同年12月12日には実父に懲役2年10か月の判決が下された。

再逮捕から2度目の裁判へ

事件は裁判の結果をもって収束していくものと思われたが、2015（平成27）年4月下旬、実父母が本児に対する監禁致死と死体遺棄の容疑で再逮捕された。裁判後も続けられていた捜査において、関係者の証言と状況証拠が積み上がり、立件可能と判断されたため、遺体が見つからないまま異例の立件となった。

2016（平成28）年2月より始まった2度目の裁判においても、実父母は曖昧な受け答えに終始した。しかし、検察官らによる丁寧な状況証拠の積み重ねにより、本児死亡の真相が明らかとなっていった。

裁判の最大の争点は実父母の監禁致死罪が成立するかということであった。実父は本児の口をタオルで塞いだことは認めたものの、息は出来ていたとして、死亡とは無関係であったと主張した。実母は本児の口にタオルをくわえさせた行為は全て実父の独断による行為で、自身には監禁罪しか成立しない旨を主張した。

本児の死因に関して、出廷した医師は、ケージに監禁した行為と、タオルを口にくわえさせ、その両端を後頭部で結んだ行為があいまって、徐々に体に供給される酸素が不足し、ある程度時間がかかって窒息死する遷延性窒息であったと推定する旨を証言した。その理由として、①ケージ内で膝を抱えるような姿勢で座り、顔を下に向ける姿勢を強いられていたことで気道が狭まり、胸郭運動に障害を引き起こしたと考えられること、②口にタオルをくわえさせられたことにより、舌が喉側に押し込まれ、気道が狭まったと考えられること、③タオルで鼻が覆われていなかったとすると、不十分ながら呼吸が出来るため、急性窒息は考え難いこと、④鼻から出ていた泡が遷延性窒息の影響による肺水腫の症状であると考えられること、⑤他の死因の兆候が認められないことなどが挙げられた。また、検察はケージに監禁した行為と、タオルを口にくわえさせ、その両端を後頭部で結んだ行為は日頃から行っていた監禁行為の延長で、随伴して行われたものであり、監禁に同意・指示していた実母も共犯で、監禁致死罪が成立すると主張した。

次の争点は本児の死体を遺棄した場所についてであった。実母は、実父が本児を山中に埋めたとする行為の一部しか見ておらず、凍った地面で穴を掘れず、帰り道に寄った荒川に遺棄した可能性があるとして主張した。一方実父は、あくまでも山梨県の山林に穴を掘って遺体を埋め、異父姉と一緒に腐葉土をかけたとして主張し、帰り道に荒川に寄ったことも否定した。また、捜査段階では山梨県の山林に掘った穴に兄が試しに入れられていたことや、本児を監禁していたケージが荒川に捨てられていたことなどが明らかになった。しかし、本児の遺体は最後まで発見に至らず、裁判でも山梨県の山林に埋める方法、または荒川かその付近に投棄する方法をもって死体を遺棄したと認定されるに留まった。

2016年3月11日、実父母の監禁致死罪と死体遺棄罪が認められ、監禁行為は危険かつ悪質で、本児は劣悪な環境に置かれて死亡したとした上で、知的な発達の違いや問題行動があったとしても、行政機関に相談するなどの手段を尽くすべきであり、被害者に真に愛情を持って接していたとは評価できないとして、実父は懲役9年（求刑12年）、実母は懲役4年（求刑7年）の実刑判決が言い渡された。量刑の差について判決では、実父は主導的役割を果たし、犯行に真摯に向き合っているとは評価できないこと、対して実母は従属的な立場で犯行に関与し、一応反省の態度を示しているとして、相応の差が設けられるべきであるとした。

最終意見陳述で実母は、「次男を助けられず、本当にごめんなさいという思いです。今後は主人と話し合い、一からスタートしたいと思います。」と述べ、実父は「次男は3年しか生きられず、深く反省しています。自分の無知や対処が間違っていたことに結果が出るまで気づけなかった。他の子にも精神的に傷を負わせてしまった」と述べた（塩入、2016）。

表. 事件の経過

2007年		実母、勤務先の客との間に儲けた第1子（異父姉）を未婚のまま出産する。
	5月	実父の勤務先にて実父母が出会い、交際を開始する。 すぐに実父母、異父姉で同居を始める。
2008年		第2子（兄）が出生する。
2009年	3月	異父姉への身体的虐待の疑いで、警察から児童相談所に書類通告がある。
	7月	異父姉と実父母の関係性に問題はなく、傷痕も段差で転んだ軽い傷であると判明し、児童相談所は虐待非該当として、助言指導により終了する。
	9月	本児（本児）が出生する。
2010年	9月	第4子（長妹）が出生する。
	10月	埼玉県草加市に転居する。
2011年	9月	第5子（次妹）が出生する。
2012年	2月	実父母が窃盗容疑で逮捕、きょうだい5人が越谷児童相談所に保護される。
		実母が釈放される。
	3月	実父が釈放される。
		トラブルをきっかけに母方祖母が実父母の養育実態を警察に通報、警察が児童相談所に通告する。
		埼玉県草加市から東京都足立区に転居する。
		福祉事務所が家庭訪問し、実父母と面談、生活保護の受給を開始する。
		越谷児童相談所、異父姉、兄、本児の保護を解除する。
		福祉事務所に実父母、異父姉、兄、本児が来所する。
		越谷児童相談所、長妹、次妹の保護を解除する。
	福祉事務所に実父、長妹、次妹が来所する。	
	4月	足立児童相談所、越谷児童相談所から情報提供（養育困難）を受け、虐待として受理する。
		実父、窃盗容疑で逮捕、勾留される。
		実母、医療機関の精神科で診療を開始する。
児童相談所が家庭訪問し、きょうだい5人の元気な様子を確認する。		
5月	実母から児童相談所に子どもの養育支援を求める相談があり、児童相談所と区子供家庭支援センターが訪問、在宅支援サービスの利用案内と、場合により保護を検討する旨を説明する。	

		実父が釈放される。
		児童相談所、養育状況が安定するまで継続指導とすることを決定する。
6月		区子供家庭支援センター、家族から在宅支援サービスの利用申請がないとして、支援を終了する。
		家族7人全員で保健機関に来所した際、実父から異父姉への暴言が確認される。
		異父姉が在籍する小学校が児童相談所に対し、本家庭を心配する電話を入れる。
7月		児童相談所、実父母宅を訪問するが不在であった。
8月		福祉事務所、実父母宅を訪問し、実父に就労指導する。
		アパートの家賃を滞納するなどのトラブルもあり、足立区内の別アパートに転居する。
10月		実父母と本児が3歳児健診のために保健機関へ来所する。 実母から育児負担が語られたため心理相談を案内。実母の都合により心理相談の途中で終了する。
11月		保健機関、区子供家庭支援センターに対し、3歳児健診後の状況把握ができていないことや本児が家を飛び出して警察が保護したことを情報提供する。
		区子供家庭支援センター、児童相談所に健診後の家族状況が把握できていない旨を共有する。(警察による本児の保護については伝えられていない)
12月		実父、保健機関に本児の育児に関する相談をする。
		児童相談所、本児の行動観察を目的に一時保護する方針で検討するが断念、在宅支援の継続を決定する。
		児童相談所が実父に対応方針を説明、実父は本児の行動改善を理由に一時保護依頼をキャンセルする。
2013年	1月	実父、保健機関へ心理相談を希望するが予約日に来所せず。
		実父母、第6子出産を控え、医療機関へ通院する。 医療機関、福祉事務所に対し、実父母のみで通院し、異父姉が子どもの世話をしているとの証言を報告する。
		実父母、入院助産手続のため福祉事務所に来所する。 福祉事務所、実父母が異父姉と兄のみを連れた来所であったため注意する。
	2月	児童相談所、実父母宅を訪問し、玄関先から子ども5人の安全を確認する。
	3月3日	本児死亡、実父母により死体が遺棄される。
	3月4日	実母の提案により、家族6人で千葉県のテーマパークに向かう。

	3月	第6子が出生する。
2014年	5月14日	児童相談所に本児が見当たらないとする通告が入る。
	5月16日	児童相談所、計2回家庭訪問を実施するが、偽装工作されたマネキンを本児と誤認する。
		再度、児童相談所へ通告が入る。
	5月30日	児童相談所、実父母へ出頭要求をする。
	6月1日	実父母、子ども5人を連れて逃亡する。
	6月4日	児童相談所、裁判所の許可を得て臨検・捜索するが、家族は既に逃亡し不在。
	6月5日	東京都荒川区内を車で走行中の家族を発見する。 実母、無免許運転により逮捕。
	6月6日	実父、アパートのエアコンを持ち出した横領の容疑で逮捕。
	6月26日	実父母、児童手当や生活保護費の詐取により再逮捕。
	9月10日	東京地裁にて1度目の裁判が開始する。
	10月8日	実父、長妹への傷害と暴行により再逮捕。
	11月14日	実母、東京地裁にて懲役3年、執行猶予4年の判決が下される。
12月12日	実父、東京地裁にて懲役2年10か月の判決が下される。	
2015年	4月28日	実父母、遺体未発見のまま監禁致死と死体遺棄容疑で再逮捕。
2016年	2月25日	東京地裁にて2度目の裁判が開始する。
	3月11日	東京地裁にて、実父に懲役9年、実母に懲役4年の判決が下される。

(4) 事件へのコメント

事件の発覚は厚木市の事件¹発覚とほぼ同時期であったこともあり、「居所不明児童」の問題を象徴する事件の一つとして、連日のようにマスコミで取り上げられた。しかし、事件の詳細が明らかになるにつれ、家族の持つ課題の根深さや関係機関の対応などを中心に、事件の個別性を踏まえて様々な意見が挙げられた。ここでは、本事件に対する識者のコメントを「家族について」と「関係機関について」の二つの視点から整理したい。

家族について

事件の詳細が明らかになると、マスメディアやインターネット上では、実父母を非難する過激な言葉が目立つようになった。では、本事件の家族を識者はどのように見ていたのだろうか。

ルポライターの杉山春氏は、「非常に若くして親になった父と母と、幼い子どもたちだけでカプセル化し、孤立した家族だったと思います。」と述べ、家族が陥っていた孤立状態を浮かび上がらせた(『週刊朝日』, 2014年7月4日)。また、「貧困の下、子育ての知識はもちろん社会常識も不十分。次男は、そんな環境の犠牲となったのではないのでしょうか」と、実父母に子育てが出来るほどの知識や経験があったのか疑問を呈した(前

¹ 2014年5月、厚木市のアパートで死後7年以上経過した男児の白骨化遺体が発見された事件。男児は父親により監禁・放置され餓死しており、父親は男児の死亡を知った後も放置し続けていたことが発覚した。

掲記事)。福岡県立大学の松浦賢長教授（母子保健学）も同様の観点から、「父性も母性も、誰もが持って生まれたものではありません。」と述べ、「きちんと発揮されるためには『適切な育ち』が必要です。親としてどうあるべきかが形作られていない場合、子どもをかわいがるのが難しくなります。」と実父母の育ちが親に求められる最低限の能力や覚悟の欠如に影響していることを示唆した（前掲記事）。さらに、元児童相談所長で NPO 法人児童虐待防止協会の津崎哲郎理事長は「他の子供は育てているので、それなりの愛情は持っているのだろうが、経済的困窮など家庭生活のストレスが『育てにくい』と感じた子に向かったのではないか」と述べ、親としての未熟さに加え、様々なストレスが家族に加わり、最悪の事態を招いたと分析した（『毎日新聞』, 2015 年 4 月 28 日朝刊）。

本事件について、綿密な取材をもとにルポをまとめた作家の石井光太氏は、裁判の傍聴や関係者への取材などから、夫婦の力関係について重要な視点を示した。本稿執筆者の見解によると、実父母に対する世間の大方のイメージは、本児の死亡に主導的に関わり、次女に凄絶な暴力を振った実父と、それに従属的に関与し、身体的にも精神的にも不安定な実母、というものであった。しかし、実父母と付き合いのあった近隣住民は、石井氏の取材で「あの夫婦は奥さんの方が強いんです。」「旦那さんは愛想はいいけど、奥さんには頭が上がらないで、いつもあれこれ指示されてばっか。」と語っており、実母には頭が上がらず、従順であった実父という新たな夫婦間の力関係を浮かび上がらせた（石井, 2016）。

関係機関について

当時の足立児童相談所長が「虐待を疑う情報がない中、強引な対応をすると人権問題やトラブルになりかねない」と説明した通り、虐待を示す明確な情報を掴んでいなかった関係機関の家族への認識は、「支援が必要な家庭」に留まり、家族からの求めに応じて対応することはあっても、関係機関からの積極的な関与には慎重であった（『朝日新聞』 2015 年 5 月 20 日朝刊）。しかし、先述の津崎氏は、「虐待している親が自発的に訴え出ることはない。定期健診で接する保健師らが健康状態だけでなく家庭状況の把握にも努めるなど、周囲が気付ける体制を整えるべきだ」と指摘する（『毎日新聞』, 2015 年 4 月 28 日朝刊）。また、関西大学の山縣文治教授（子ども家庭福祉）は「虐待の有無を判断するためにもっと妻子に会う努力をすべきだった。夫が拒んだとしても、手紙や出先での接触など、別の方法を考えるべきだったのではないか」と述べ、関係機関の姿勢に疑問を呈した（『朝日新聞』 2015 年 5 月 20 日朝刊）。

また、関係機関の連携に課題が多かったとされた本事件について、NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会の後藤啓二代表理事は「関係機関がもっと連携していれば救える命だった。二度と繰り返してはならない」と話した（『朝日新聞』 2015 年 6 月 5 日朝刊）。NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワークの山田不二子理事長は厚木市の事件も合わせ、「行政内部の横の連携を強化し、今ある制度を十分に活用し、ひとりでも多くの命を救ってほしい」とコメントし、関係機関の連携強化が欠かせないことを強調した（『週刊朝日』, 2014 年 7 月 4 日）。

（５）事件がもたらした影響

東京都児童福祉審議会による検証報告書

東京都児童福祉審議会には小児科医や児童福祉を専門とする大学教授らでつくる検証部会が設置されており、本事件の改善策などをまとめた報告書が発表された。報告書では、個人の責任追求や批判を目的としたものではなく、未然防止・再発防止に向けたものであることを強調した上で、児童相談所や区子供家庭支援センター、保健機関、小学校、福祉事務所、医療機関、全機関共通事項に分けて課題と改善策がまとめられた。挙げられた改善策は、主に次の通りである。

- ・長期に（3 か月程度）子供の安全確認ができない場合は、子供への虐待の可能性を十分に意識し、あらゆる方法を活用し確実に子供全員の安全確認を行うこと。
- ・子供家庭支援センターは、児童相談所が主担当となって対応しているケースであっても、地域の子供であることを十分に認識し、危機意識をもって、子供の見守りや支援を積極的に行い、関係機関との連携を図ること。
- ・保健機関は、児童相談所が主担当として対応しているケースであっても、保健機関の役割として、家族単位で支援をすることが基本であり、家族機能に着目し、保健機関の立場からアセスメントを行い、他の関係機関とアセスメントの差異や共通点を確認することが必要である。
- ・各機関は、家庭の実態が把握できず、子供の安全確認ができない場合は、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とアセスメントを共有し対応を協議することが重要である。
- ・各機関は、保護者が、予定した支援を受けなかったり、期待した支援を受けられなかった場合、虐待リスクが高まる契機となることを踏まえ、積極的に保護者に関わること。
- ・児童福祉司等の増員や一時保護所の定員増など、児童相談所等の体制を一層強化することが望まれる。

報告書の最後には、「東京都をはじめ関係機関は、再び痛ましい児童虐待事例が繰り返されることのないよう、この報告書を今後の支援のあり方に十分生かしてほしい。」と綴られている（東京都児童福祉審議会、2016）。

しかし、この報告書は本児が死亡した 2013 年 3 月までを検証の対象としており、本児死亡から事件が発覚するまでの 1 年以上の経過については触れられていない。事件の発覚までに 1 年以上を要した事実や、その間も次女が凄絶な虐待の被害を受けていた事実などを踏まえると、本児死亡後の家族の変化や関係機関の対応まで踏み込んだ検証が必要であった筆者は考える。

臨検・捜索手続の簡素化

本事件の特徴の一つに児童相談所が臨検・捜索に踏み切った点が挙げられる。当時、臨検・捜索の制度はあまり活用されておらず、制度が施行された 2008 年 4 月から 2014 年 3 月までの 6 年間で臨検・捜索が実施された件数は 7 件であり、2013～14 年に絞ると、本事例のみであった。制度があまり活用されていない状況を踏まえ、2016 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童相談所の権限強化等の一つとして「臨検・捜索手続の簡素化」が明記された。その結果、従来は保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件であったが、「臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。」と変更になった。

「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施

本事件は本児の死亡から 1 年以上経過した後発覚したこともあり、「居所不明児童」問題を象徴する事件の一つとして取り上げられた。居所不明児童とは、住民基本台帳に記録はあるが、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスや幼稚園、学校等の教育に関する記録がなく、連絡や接触が図れないことで安否を把握できない子どものことを指す言葉である。

これまで発生した虐待死事件から、居所不明状態にある子どもに児童虐待の発生リスクが高いとの認識が高まり、厚生労働省は 2014 年に「居住実態が把握できない児童」に関する調査を実施した。「居住実態が把握できない児童」を「平成 26 年 5 月 1 日時点で当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診等の保健・福祉サービスに関する電話や家庭訪問等による連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の

児童」と定義し、文部科学省や警視庁等の協力を得て調査を実施したところ、2014年5月1日時点で2,908名もの不明者がいることが発覚した。厚生労働省は各自治体に住基データや各種手当の受給状況、関係機関等への照会などによる不明者の精査を求め、同年9月1日時点で224名、同年10月20日時点で141名が不明となっていることを発表した。最後まで居住実態が把握できなかった141名の詳細を見ると、国内に居住している可能性が高い子どもが69名、海外に出国している可能性のある子どもが72名という結果であり、前者のうち4名は市区町村が虐待リスクを把握しているとする子どもであった。

本事件はこうした実態調査の最中に発覚し、新聞やテレビでセンセーショナルに報道されたため、「居所不明児童」問題に対する世間の関心を集め、制度政策の見直しや、より詳細な実態把握への機運を高めるきっかけの一つとなった。

(6) おわりに：世代間連鎖を断ち切る社会的養護の役割

本事件について、家族のアセスメント不足や関係機関による対応の課題と改善策、不十分であった機関連携に対する見解などは既に検証報告書等で指摘されているためそちらに譲り、ここでは他で触れられることのない社会的養護の役割に焦点を当て、個人的な見解を記したい。

本事件で主導的な役割を担ったとされた実父は、0歳から15歳までの期間を乳児院と児童養護施設という社会的養護のもとで過ごした。社会的養護は保護者のない児童や保護者の元で監護することが適当でない児童を、公的な責任で養育する仕組みであり、安心・安全の場で育ちを保障され、社会的養護を離れた後も見据えた支援が提供される。虐待等の不適切な養育を受けた子どもが入所者の多くを占める現在では、公的な支援を提供することで虐待の世代間連鎖を断ち切る役割も社会的養護に課せられているだろう。

では、本事件で社会的養護はどのような役割を果たしたのだろうか。実父は裁判における弁護人とのやり取りの中で、自らが育った児童養護施設では体罰があり、日常的にビンタや蹴りを入れられていたことや、「おくら」と呼ばれる行動を制限するための石造りの蔵があり、そこに入れられた経験があったとし、本児をウサギ用の小型ケージに監禁した行為についても、「自分も『おくら』に入れられたことがあり、行動を制限できると思いました。(ケージは)おくらに比べて周りが見え、けがをする恐れもない。残酷ではないと思いました」と話した(塩入, 2016)。また、実父は本児が死亡した日、実母から救急車を呼ぶことを提案されたが拒否し、遺体を遺棄することに決めた理由の一つについて、「児童養護施設には悪い思い出しかない」という自らの経験を踏まえ、事件が発覚することで残された子どもたちが児童養護施設に行くことになるのを案じたためと述べた(石井, 2016)。以上のことを踏まえて実父の行為を見直すと、行動を制限する目的で本児を監禁した行為や、遺体を遺棄することに決めた背景には、社会的養護における否定的な経験が少なからず影響していると考えられる。つまり本事件においては、社会的養護というシステムが虐待の世代間連鎖を断ち切る役割を十分に果たせず、むしろ本児の死亡や死体遺棄に少なからず関与してしまったということである。

改めて、社会的養護が背負う責任の重さに気付かされる場所であるが、実父が生活していた児童養護施設のみならず、社会的養護のシステム全体が本事件から学び、改善し続けることが求められているであろう。確かに実父が児童養護施設で生活していた頃と比べると、関係者の尽力で様々な面で改善が見られ、その成果には敬意が表されるべきである。しかし、現在でも被措置児童等虐待が定期的に報告され、社会的養護を離れた後に孤立し、厳しい生活に陥っている若者も多くいる現状が報告されている。また、本事件と同様に社会的養護のもとで暮らした若者が虐待死事件の加害者となる事例も散見される。本来、不適切な養育環境にある子どもたちを保護し、安心・安全の場を提供する社会的養護の中で、さらなる傷つき体験が上塗りされることは決してあってはならないことであり、一度公的な支援に繋がった子どもたちが再度厳しい生活に陥り、不適切な養育を行う側に回ってしまうことはシステムとしての失敗と言わざるを得ない。児童虐待の

重大事例において、世代間連鎖を断ち切る一助を担う社会的養護の役割を改めて認識し、提供されるケアと治療、リービングケアからアフターケアに続く自立のための支援と、それを支える人材確保と育成、施設文化の醸成など多岐に渡る面で見直しを図り、より良いシステムに発展していくことを期待したい。さらには、社会的養護を経験した子どもたちがその後どのような生活を送っているのか明らかにすることで、社会的養護システム全体を評価し、制度・政策や実践に還元する円環的なシステムのデザインも欠かせない要素となるであろう。

最後に、残されたきょうだいが適切なケアを受け、信頼できる人と出会い、自分らしく成長できることを祈って終わりとしたい。

(佐藤 葵)

引用文献

石井光太 (2016). 「鬼畜」の家 わが子を殺す親たち. 新潮社.

塩入彩 (2016). (きょうも傍聴席にいます。) ラビットケージに消えた悲鳴. 朝日新聞デジタル 2016年3月19日 聞蔵Ⅱテキスト

東京都児童福祉審議会 (2016). 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について—平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書— (足立区内発生事例) .

参考文献

厚生労働省 (2014). 「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果概要.

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000065286.pdf>. (2022年3月31日取得).

東京地判平成28年3月11日 (LEX/DB 文献番号 25543389)

12. 川口市 17 歳男児祖父母殺害事件（埼玉県 2014 年）

（1）事件の概要

2014 年 3 月 26 日、埼玉県川口市で、借金するため実母の指示で母方祖父母宅を訪問していた 17 歳の男児（以下、本児）が、母方祖父母を殺害した。訪問前、実母は母方祖父母からすでに多額の借金をして関係が悪化しており、「祖父母を殺してでも」と本児に伝えていた。本児は母方祖父母殺害後、一旦は実母の元に戻って報告し、改めて実母に指示されて母方祖父母宅に戻り、現金やキャッシュカードを持ち出して実母に渡した。

実母には浪費癖があり、本児が小学生の頃からホストクラブに通い詰めるなどして長年にわたって養育を放棄し、一家は家賃を滞納して退去させられ、野宿生活することもしばしばあった。後に生まれる異父妹の面倒も、ほぼ全て本児に任されていた。また実母の交際男性（以下、R）とともにラブホテルに長期滞在しているときには、本児と同室で性行為を行うことも躊躇せず、本児に多大な心理的負担を与えていた。また、本児は R から激しい暴力も受けたが、実母は傍観していた。実母が本児に嘘をつかせて借金をさせることも日常的に行われていた。

事件はこうした中で発生した。母方祖父母殺害で得た金を実母が浪費して底をつくると、本児は就職し、実母や異父妹とともに会社の寮に住み込んだが、事件の約 1 か月後、キャッシュカードから現金を引き出した容疑で実母と本児が逮捕された。その後、本児は母方祖父母殺害容疑で再逮捕され、実母も、共謀してキャッシュカードを奪った強盗容疑で再逮捕された。

実母は公判で起訴事実を認めたが、強盗罪については、本児が主犯で自分は追従しただけだと述べ、母方祖父母殺害の指示はしていないと主張した。一方、「おまえのせいで貧しくなっている」などと本児を追い詰めたことは認めた。検察側は懲役 7 年を求刑し、懲役 4 年 6 か月が言い渡されて刑が確定した。

一方、本児は家庭裁判所に送致された後、刑事処分相当として検察庁に送致（逆送）され、裁判員裁判による公判が行われた。検察側は実母の殺害指示を否定、「母親も相当悪いが、それは母の刑事責任を問うべきこと」と述べ、成人なら死刑求刑もあり得るが、事件当時 17 歳であったこと、実母から追い込まれていたことなどを考慮したとして無期懲役を求刑した。一方、弁護側は、「本件は、母親が本児を犯罪の道具として利用した事件」「本児は母親からの犯罪的虐待の中で学習性無力感となり、母の指示に従うしかなかった」と主張、医療少年院送致を求めた。

判決は、実母の殺害指示を認めず懲役 15 年とされ、弁護側は即日控訴した。控訴審判決は、争点となっていた実母の殺害指示を認めつつも控訴を棄却。弁護側は上告したが棄却され、刑が確定した。

（2）事件の報道

報道は最初「夫婦殺害、孫の少年再逮捕」という形で親族間での殺害事件として報道されたが、本児が過酷な養育環境で生きてきたこと、実母が殺人を指示したことなどが分かるにつれて、加害者としての本児と、虐待の被害者としての本児の両面が浮き彫りになり、報道は事件そのもの以上に本児のそれまでの境遇に関心が向かい、実母の責任を問う声も強まった。こうした中、刑事処分を主張する検察側と保護処分を主張する弁護側の対立に注目し、公判の経過を詳細に報道した。表 1 に、朝日新聞および読売新聞で報道された見出しと日付を示す。

表 1. 事件の報道

日付	見出し
2014年 5月21日	・川口の夫婦殺害、孫の少年再逮捕 強盗殺人の疑い (朝日新聞朝刊 3 社会) ・借金断られ犯行か 強盗殺人容疑で孫逮捕 川口の夫婦殺害 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・祖父母殺害 容疑少年「金ほしかった」 暗証番号 母が教える? (読売新聞朝刊 埼玉)
5月29日	・夫婦殺害 容疑者の母を再逮捕 カードなど奪った疑い (読売新聞朝刊 埼玉)
6月12日	・孫を家裁に送致、2週間観護措置 70代夫婦殺害事件 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・強盗殺人の非行事実 17歳孫を家裁送致 (読売新聞朝刊 埼玉)
6月25日	・観護措置2週間延長 川口祖父母殺害事件 (読売新聞朝刊 埼玉)
7月9日	・川口老夫婦殺害、孫の送致を決定 強盗殺人と窃盗罪適用 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方)
7月18日	・17歳孫を強殺罪などで起訴 川口の夫婦殺害事件で地裁 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方)
12月16日	・祖父母殺害強盗、起訴内容認める 川口の事件・初公判 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・起訴事実を一部否認 祖父母殺害公判 (読売新聞朝刊 埼玉)
12月20日	・祖父母強盗殺人、無期懲役を求刑 18歳被告に検察側 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・無期懲役を求刑 祖父母殺害公判 (読売新聞朝刊 埼玉)
12月26日	・祖父母殺害少年、懲役15年の判決 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・裁判長 虐待見過ごし批判 祖父母殺害に懲役15年判決 少年 公園寝泊まりも (読売新聞朝刊 埼玉) ・川口の祖父母殺害で18歳に懲役15年判決 (読売新聞朝刊)
12月27日	・祖父母殺害 懲役15年「少年の不遇考慮」判決で専門家指摘 (読売新聞朝刊)
2015年 1月8日	・誰も少年を助けなかった 学校通わせず母親は金を無心 祖父母殺害し強盗、懲役15年 (朝日新聞朝刊 2 社会) ※公判で明らかにされた事件までの経緯を報じている
1月10日	・川口の強盗殺人 地検 控訴せず (読売新聞朝刊 埼玉)
1月15日	・(声) 祖父母殺害した少年の境遇に涙 (朝日新聞朝刊 オピニオン) 投稿者: 地方公務員 (50歳)
6月18日	・弁護側、保護処分求めて主張 川口の祖父母殺害控訴審 (読売新聞朝刊 埼玉)
9月4日	・申し訳ないことをした、でもどこかで正当化 川口・祖父母殺害少年、きょう控訴審判決 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方)
9月5日	・祖父母殺害事件、二審も懲役15年 少年側の控訴棄却 (朝日新聞朝刊 2 社会) ・母の殺害指示認定 少年の控訴棄却 祖父母殺害 (朝日新聞朝刊 埼玉・1 地方) ・祖父母殺害 控訴棄却 少年、懲役15年 不遇「1審で考慮」 (読売新聞朝刊)
2016年 6月10日	・強盗殺人の少年、懲役15年確定へ 最高裁、上告棄却 (朝日新聞朝刊 2 社会) ・祖父母殺害の少年 懲役15年確定へ 最高裁 上告棄却 (読売新聞朝刊)
8月29日	・追う「所在不明児 流浪の果て」 何度も職質…行政の網 限界 (読売新聞朝刊)

本事件について、毎日新聞社の記者である山寺香氏は本児との約30通にわたる手紙や面会でのやりとり、本児と関わった人々への取材などをもとに、本児の生い立ちや犯行に至る経緯等について詳細にまとめた『誰もボクを見ていない』(ポプラ社)を著している。

本報告は、この著書を中心にまとめた。表2に本児の出生から事件、逮捕までに至る経緯の概要を示す。

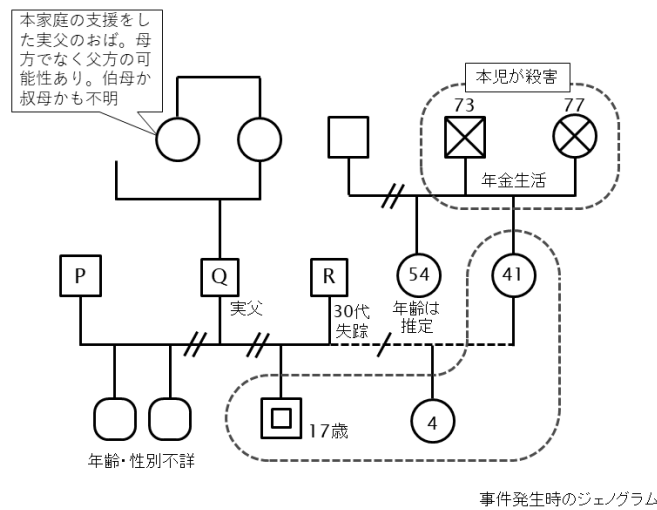
表 2. 本児の出生から事件発生、逮捕までの経過

年	年内の時期	年齢(学年)	経過
1996			本児誕生
2000		4歳	家賃滞納し、父方祖母宅へ父母子3人で転居、父方祖母が借りた住宅で生活
2002		6歳	入学を機に実父の働く埼玉県へ転居、実母は水商売などで就労 当時、実父に交際女性あり、殆ど帰宅せず、別居状態に

2004		小2	実母、ホストクラブに通い詰め、本児の養育放棄、ネグレクト状態に ホストや元ホストらが自宅に入り浸ることも
2006		小4	学期が進むにつれて次第に不登校となっていく。 別居状態だった実父母が正式に離婚（実父が養育費を月4万円支払う約束。一方、父方祖母は家賃の肩代わりをやめる）
2007	春	小5	家賃滞納でアパートを退去させられ、店の客だった中年男性宅へ（男性が生活費のほぼ全てを援助、まかなう） 実母が中年男性宅から家出、1か月後、後に再婚（事実婚？）する年下男性（以下、R）を連れて戻り、3人で名古屋へ 名古屋での生活が行き詰まり、埼玉に戻るが、2人とも働かず生活困窮 Rの本児に対する暴力が始まる 2人で金をだまし取ったり、親戚へ金の無心を本児にさせたりして生活
2007	10月～	小5	静岡県で2人が住み込み就職。住民登録をして本児は登校するが、仕事せず、3か月で寮を追われ、住民票を残したまま居所不明に。
2008	1月～		埼玉県のレストランで2年あまり生活（～2010年2月）。本児は全く登校せず。 Rの日雇い仕事、親戚から本児が借りた借金などでその日暮らしの生活。ベッド1つだけで川の字で寝る生活。2人は本児にかまわず性行為を行う。 実母らがあらゆる嘘の話をづくり、実父のおばから本児に金を振り込ませたり、実際に訪問させてだまし取ったりすることを繰り返す。
2010	冬		飛び込み出産で異父妹出生
2010	2月	中1	日々のレストラン代金払えなくなり、ホテル敷地内にテントを張って野宿。 異父妹出産時に居候していた家庭から数十万円を持ち逃げして4人で横浜へ（ホテルや野宿生活） 異父妹の面倒はほとんど本児が担う ホームレス状態等でイライラするRによる本児への暴力がエスカレート
	8月	中2	区役所に相談、生活保護受給。簡易宿泊所で生活。児童相談所から一時保護を勧められるが応じず。このとき、本児に傷や痣などは発見されず、異父妹の発育状態も概ね良好と判断されたため、児童相談所は職権保護を控え、継続支援方針とした。 区は無戸籍だった異父妹の戸籍を作成、本児はフリースクール通学の方針が出される
	10月		児童相談所、家庭訪問。担当者の働きかけで本児単独で児童相談所を訪問、面接を受ける。
2011	3月		保護費の無計画な使途を指導され、保護費支給日、嘘の書き置きをして宿泊所を出る。 ホテル代と遊興費で浪費する生活のさなか、東日本大震災発生（3月11日）。母方祖父母宅に身を寄せるが、金が入るとホテル、また野宿するなどの生活に戻る。
	5月	中3	Rが見つけた仕事先である横浜市の新聞販売店の寮に移り、住民票登録。行方を捜していた児童相談所が家庭訪問。
	6月		児童相談所が2度目の家庭訪問。今後の支援を約束する
	10月		集金した新聞代を持ち逃げ。児童相談所は全国の児童相談所にCA情報（転居先不明時の情報を発信して他県児童相談所からの連絡を待つシステム）等により行方を捜す
	11月		その後、Rが埼玉県の建設会社に就職し、寮生活。この時期Rの本児への暴力やDVが続く。数か月で解雇。

2012	8月	16歳	R、同市内の塗装会社に就職、寮生活。RのDV、本児への暴力が続き、実母の浪費癖も続く。
	11月		R、「仕事に行く」と言ったまま失踪、本児がRの後釜として塗装会社で働き寮生活を続ける。
			実母が本児に給料の前借りをさせて浪費する生活が続く（事件前には給料の額を超える60万円になっていた）
2014	3月10日	17歳	本児、会社のカーナビを盗む（実母が2万円で売却）、以後社長は前借りに応じなくなる。
	3月22日		実母が実家を訪ね、借金の相談をしようとするが、逆に母方祖父から今までの返済を迫られる。
	3月25日		本児は、「祖父母を殺してでも」と実母から責められて母方祖父母宅を訪問し、借金の依頼をしたが、強く拒否されたことから、母方祖父母を殺害。
	3月29日		実母の異父姉（本児の義伯母）の警察通報により、母方祖父母の遺体が発見される
	4月2日		奪った金を実母が浪費して底をついたことから、本児は東京都の解体業者で就労。家族は業者の借り上げたアパートで生活。
	4月29日		奪ったキャッシュカードで現金を引き出した容疑で本児と実母が逮捕される。
	5月20日		本児、母方祖父母の対する強盗殺人の容疑で再逮捕される
	5月21日		実母、本児の母方祖父母殺害後、共謀して母方祖父母宅からキャッシュカードを奪った強盗容疑で再逮捕される

(3) 家族の状況（事件発生時）



・実母について（事件発生時 41 歳）

1972 年出生。母方祖母（実母の母）は再婚しており、前夫との間に 13 歳上の異父姉（本児の義伯母）がいる。実母は定時制高校へ入学するもすぐに中退する。その後はアルバイトをするも長続きせず、キャバクラやスナックで働いていたこともあった。遊び歩いて家に戻らないこともあり、母方祖父母（実母の親）が探し回ることもあった。このころから異性問題や金銭問題でトラブルが目立つようになった。19 歳の時ディスコで出会った男性（P）と結婚し、2 子を設けるが、数年後に離婚し、子どもは父親（P）が引き取った。22~23 歳の頃、本児の実父（Q）との間で妊娠し、本児が出生する。本児が小学校に入学する頃、実父が別の女性と交際するようになり、別居する。実母はキャバクラで働いて収入を得ていたが、本児が小学校 2 年生の後半からホストクラブに通うようになり、仕事を辞めて実父や自分の両親に借金を繰り返すようになる。

本児が小学校4年生の10月に別居していた実父と正式に離婚する。その後、別の男性（R）と同居し、Rとの子である異父妹を出産する。実母は異父妹の養育を本児に任せ、居所を転々としながらRの収入でホテル暮らし等をするが、金がなくなると野宿し、本児を使って親族にお金の無心を繰り返した。実母に収入があっても、パチンコ等ですぐに浪費していた。

・実父（Q）について

本児が小学校4年の時に実母と離婚する。離婚理由については「(母親は)金遣いが荒く、人をだまして得た金をギャンブルに使う」と話している。実父は本児が小学校に入学する頃までは同居していたが、交際女性ができただけで、家に帰らなくなり別居。離婚後も実父は毎月、4万円の養育費を振り込んでおり、本児とも月に1、2回は会っていたが、本児が13歳の時、実母から金の無心の電話が入り、駅の改札越しに本児に5000円渡したのを最後に、以降は会っていない。この時、実父が「生活が苦しいならこっちに来ればいい」と言うと、本児は「大丈夫、心配しないで」と答えた。その後、実母から「3か月分をまとめてくれたら以降は養育費はいらない、迷惑をかけない」との手紙をもらい、まとめて12万円を振り込むと、その後は実母からの連絡も途絶えた。

・継父（R）について

異父妹の実父。本児が小学校5年の頃から同居。当時はホストクラブの従業員。その後、愛知県名古屋市、埼玉県、静岡県、神奈川県横浜市など、仕事を変えながら転々とする。Rから本児への激しい身体的虐待、性的虐待があり、実母に対しても暴力を加えている。事件の前年の9月に「仕事に行く」と言って出たまま失踪する。

・異父妹について

本児が中学校1年の時、Rとの間の子として出生。実母が妊娠した時、本児は出産することに対して猛烈に反対していたが、実母は聞く耳を持たなかった。妊婦健診も受けず、飛び込み出産し、出生届も出されぬまま無戸籍状況が続いていた。生活困窮のため区役所の生活保護課に相談したことで異父妹の存在が明らかとなり、区が児童相談所（以下、児相）に通告する。児相は一時保護を視野に入れて家族と会い、児相の保健師が異父妹の健康状態を確認したが、発育、発達は「概ね良好」と判断された。異父妹の世話は主に本児がしており、簡易宿泊所の管理人は、本児は「まるで母親のように妹の面倒をよくみていた」と語っている。

・母方祖母について

実母の母。祖母は再婚。夫婦関係は良好だが、病気がちで、実母の異父姉にあたる母方伯母が通院等に付き添っていた。実母の度重なる金の無心を断り切れず、母方祖父に黙って応じることも多かった。本児によって殺害され、死亡。

・母方祖父について

実母の父。事件発生時は年金暮らしで、繰り返される実母からの無心に応じなくなる。本児によって殺害され、死亡。

・実母の異父姉（本児の義伯母）について

実母の13歳年上。実母の無心先の一人。実母が生まれてから、結婚して家を出るまで、10年近く母方祖

父母と実母と4人で暮らした。実母の面倒をよく見た。実母が社会人になってからも映画を観に連れて行ったこともあった。実母の2回目の結婚後から、実母からは金の無心の時しか連絡が来なくなり、付き合いが途絶えていった。

・実父のおば（実父の父方おばか母方おばかは不詳）

自身に子どもがなく、実父を子どものようにかわいがり本児に対しては孫のように愛情をもって接していたという。本児には毎月の小遣いを振り込みで渡していた。実母はこの女性に対して、「野球部に入ったからお金が必要」などと本児にうそをつかせて金の無心を続けた。総額は400万から500万で、300回以上の送金をしていた。本児が逮捕された後、「何かの役に立てば」と拘置所などに複数回にわたって面会に行っている。

（4）事件までの経過

1）本児の幼少期（埼玉県）

1996年に出生。当時は埼玉県川口市のアパートで暮らしていたが、借金が膨れて家賃滞納となり、4歳になる頃に、父方祖母の家に移り、父方祖母が借りたアパートで生活。本児が小学校入学までの2年間はここで暮らす。実母はこの間、実父が就労中の昼間、本児を連れてパチンコなどに外出して浪費していた。本児は常に実母と過ごし保育所等に入園することはなかった。

本児の小学校入学を契機に父方祖母の家を出て、さいたま市に転居。小学校は休むことなく登校し、実母もサッカーの練習相手になるなどしていた。まもなく実父に交際している女性ができ家に帰らず、別居状態となる。実母はキャバクラで働いて収入を得ていたが、本児が小学校2年の後半からホストクラブに通うようになり、仕事を辞めて実父や自分の親族に借金を繰り返すようになる。また、自宅にはホストや女性の友人が入りびたり、本児の下半身の写真を撮って笑いのネタにすることもあった。この頃から実母は、言うことをきかないと施設に入れるなどと本児を脅すようになる。

2）不登校と放置（埼玉県）

小学4年の1学期までは登校していたが、2学期になると欠席日数が増え、3学期になるとほとんど不登校の状態となった。担任教諭がアパートを訪ねると、薄暗くたばこのにおいがする室内で眠そうにしていたこともあった。この年の10月に、別居していた実父母が正式に離婚している。

小学校5年の春、実母の浪費によって家賃滞納となりアパートを追い出され、実母が以前働いていた店の客でさいたま市に住む中年男性（実母は「金づる」と呼んでいた男性）宅で、この男性から生活費を得て暮らすことになる。その夏、実母は、本児を一人残して、男性宅から出掛けたまま帰らなくなる。本児は男性の買ってきた弁当や、家のカップラーメンなどを食べて風呂にも入らず、録画したアニメを何度も観てすごしていたという。

3）Rとの同居と転居（愛知県名古屋市、静岡県）

実母は愛知県名古屋市で若い男性（R）と一緒に暮らすようになる。本児がアパートに残されて約1か月、実母が突然、Rを伴い、本児のいるアパートに帰宅し、知人男性が帰宅する前に、荷物をまとめて本児を連れ、名古屋市に戻る。名古屋市に連れていかれた本児は、Rが働くホストクラブの片隅で過ごし、深夜は3人でホテルに宿泊した。名古屋市での生活費が尽きると、再びさいたま市の知人男性宅に戻り、男性から金銭をだまし取り、また本児に嘘をつかせて実父のおばに借金をするなどしてホテル暮らしを始めた。ホテル暮らしを続ける中で、Rの本児に対する暴力がはじまった。Rは、何かのきっかけで激昂すると、弱い立場の本児に暴力を振るい、歯止めがかからないほどだった。

本児が小学校5年の10月、金銭が底をついた3人は、静岡県伊豆市長岡町に転居し、住民登録をして旅館で住み込みの仕事を始める。同時に本児は地元の小学校に登校をはじめた。しかしすぐに実母とRは働かなくなり、3か月後の翌年1月、3人は旅館を追い出され、住民票を残したまま埼玉県に戻った。本児が突然、不登校となった学校は、両親の勤務先に連絡などしてみたが、行方を突き止めることはできなかった。

4) 居所不明児となったホテルでの暮らし（埼玉県）

埼玉県に戻った一家はさいたま市内のラブホテル（モーテル）で暮らすことになる。一家は住民登録をせず、静岡県にあった本児の学籍は、規定に従って1年後に除籍され、住民登録も削除された。こうして、本児は社会的な居所不明児となった。モーテルでの暮らしは約2年間にわたり、Rが食品会社の仕事等をして宿泊費を払い、生活した。ラブホテルは一室しか借りておらず、本児は、夫婦と同じベッドで性行為を目撃したほか、Rの陰部を押し付けられるなどの性的虐待も受けている。

Rの仕事がなくなり、収入が途絶えると、実母は本児に「野球部に入った」などとうそをつかせ、実母の母方祖父母、異父姉、実父のおばなど、思いつくところに金の無心をさせた。また養育費を月4万円振り込んでいた実父にも、本児を使って金を無心した。その後実母が実父に手紙で「3か月分をまとめてくれたら以降は養育費はいらない、迷惑をかけない」と伝え、実父がまとめて12万円を振り込むと、その後は実母から実父への連絡が途絶えた。

金が尽きると、モーテルの敷地内にテントを張って暮らした。後に山寺氏の取材に応じたモーテルの管理人は、この家族のことを記憶しており、お金のある時は宿泊料をきちんと払っていたので、テントを張ることを黙認したという。従業員の中には「警察に届けようか」と管理人に相談した人もいたが、「家庭の事情だから、踏み込んではいけない」と諭した。

5) 異父妹の出生と横浜での放浪

モーテルで生活している間に、実母は、Rとの間の子を妊娠、妊婦健診も受けないまま、ゲームセンターで知り合った子づれ家族の助けを受け異父妹を飛び込みで出産した。実母の妊娠が分かった時、本児は「子どもはいらない。生まれたらすぐ殺す」と猛烈に反対したが、実母は聞く耳を持たなかったという。実母は出産届を出さず、異父妹は無戸籍のまま、先の家族宅に居候する。しかし約1か月後、その家族から数十万円を持ち逃げして横浜市に移る。このとき本児は中学2年になっていた。

山寺氏によれば、この時点で「埼玉県内の児童相談所は、事前に受診がないまま飛び込みで女兒を産み、その後知人宅から金をもって行方をくらませた一家がいることを把握していた。その際に本児が学校に通っていないことや、一家4人の名前と生年月日なども把握していたようだ。金を持ち逃げされた家族、または実母が出産した病院が児相に通告したとみられる。児相にはそれ以外に一家に関する記録は残っておらず、その後一家に接触した形跡はない」という。

横浜市では、最初は持ち逃げした金でホテルに泊まったが、その後は実父のおばからの振り込みもなくなり、Rの日雇いの仕事だけが収入源となった。ホテルは3日に1度泊まれる程度で、他は児童公園で野宿した。異父妹の面倒はもっぱら本児がみた。抱っこひもで抱き、ミルクを与えた。ミルクも買えないときは、牛乳を盗むなどして飲ませることもあった。一家は不審に思われぬよう、一晩中寝ずに歩き回ったり、人目につかない建物の階段の下などで寝たりした。本児が人目につくような場所で眠ってしまうと、警察の目を気にしているRが本児を殴り、それにより本児の前歯が4本折れた。その時、実母は本児をかばうどころか、病院にも連れて行くこともなかった。また実母は「みんなで死ぬしかない」「私が風俗で働くしかない」などと言って、本児に金を調達してくるよう促したという。

6) 児相の関与、生活保護と簡易宿泊所での生活

本児が中学2年の夏、野宿していた児童公園近くの図書館に生活困窮者向けの行政窓口を紹介するチラシ

があった。それを見て、一家は横浜市の区役所に行き生活保護を受けるようになる。1歳に満たない乳児を連れて野宿生活をしていることから、区は児相に連絡する。連絡を受けた児相は、緊急性が高いと判断し、通常2人で対応するところ、担当係長、ケースワーカー2人、保健師の4人がその日のうちに区役所に駆け付け、面接を行った。児相は子ども2人の一時保護を勧めたが、実母らは「家族一緒でないとだめだ」と言って頑なに拒否し、保護には至らなかった。保健師が異父妹の健康状態を確認したが、本児の世話の賜物か、発育、発達は「概ね良好」と判断された。本児の欠けた前歯は見過ごされたのか、身体の傷があったとの記録はない。区は、生活保護を受けて区内の簡易宿泊所を提供し、区や児相からの支援を受けることを約束させた。区は異父妹の戸籍を作り、家族の住民登録も行い、本児は9月から近くのフリースクールに通うこととなった。学校に通うのは3年ぶりであった。このフリースクールには9回通ったが、集団生活になじめず、別のフリースクールに通い、そこでは翌年の2月まで計13回通った。この間、児相のケースワーカーの誘いで本児は児相を訪ねている。そこで本児は「自分にはどうしようもない。親についていくしかない」と語ったという。実母とRの浪費は続き、生活保護費もゲームセンターなどですぐに使い果たした。簡易宿泊所の管理人の話では、本児は「まるで母親のように妹の面倒をよくみていた。表情はいつも寂しそうで、笑った顔を見たことは一度もなかった」という。

7) 居所不明児となつての生活（神奈川県横浜市、埼玉県）

2011年2月、実母とRは、区から生活保護費のチェックや指導を受けることに嫌気がさし、保護費を受け取ると、嘘の書き置きをし、一家は簡易宿泊所を出てしまう。これによって本児はフリースクールに通えなくなる。3月に東日本大震災が発生し、いったん川口市にある母方祖父母のアパートに居候したのもつかの間、すぐにそこを出て、神奈川県横浜市の新聞販売店の寮へと移り、住民登録をする（5月）。それによって居場所を知った横浜市児相のワーカーと保健師は、その日のうちに寮を訪ね、母子と面談し、6月にもワーカーが家庭訪問して支援を促す。しかし一家は11月には集金した金をそのまま盗んで、寮を出てしまう。児相は「CA（Child Abuse）情報連絡システム」を使って全国の児相に情報提供を求めたが、反応は全くなかった。ここには約半年の滞在であった。

その後、Rが埼玉県の建設会社で働くようになり、一家はその寮で生活することになる（11月、本児は中学3年）。この頃から、Rは本児だけでなく実母にも酒を飲んで暴力を振るうようになる。それを見た本児は、「包丁を持って来い、殺すから」と実母に言ったが、実母は応じず、かえってRから激しい暴行を受けてしまう。Rが稼いだ金を実母がパチンコなどで使い果たす日が続く、Rは働かなくなり、建設会社を解雇される。

Rが次に就職したのは塗装会社だった。一家は社員寮に住んだ（8月）、本児はすでに16歳になっていた。実母は給料をすべてパチンコに使い切り、Rの実母への暴力が激しくなっていく。Rに別の女性ができなのか、4か月後、Rは「仕事に行く」と言って出掛けたまま家を出て、二度と帰らなかったのである。

8) Rの失踪後、本児が働く

Rの失踪後、本児はRの後任として、この会社で働き始める。本児は実母の指示で給料の前借を繰り返す。やがて前借額は数か月分に達する。実母の浪費は変わらないため、前借の額は膨らみ60万円に達した。

事件発生前の2週間余りの3月10日（本児、17歳）、本児は会社のカーナビを盗む。公判で、本児は「盗んだ日に1万5000円を前借したが、母親の望みの額と違い、その前から母親が『生活が大変』と言っていたこともあり、カーナビを盗んで売ろうと思った」と証言している。実母は盗んだカーナビを都内の質屋にて2万円で売却している。

(5) 事件の経過

カーナビ窃盗事件以降、前借ができなくなったため、実母は母方祖父母から金を借りようとする。しかし母方祖父母からの借金はすでに高額に達していた。それでも母方祖母は、母方祖父に隠れて融通してくれることがあったため、実母は実家に電話したが、電話を受けた母方祖父は母方祖母に取りつがない。実母は親戚に頼んで母方祖母に取り次いでもらい、3月21日の夜中に母方祖母に会い、母方祖母から現金2万円とタクシー代、本児は3000円ほどの小遣いをもらった。その際、母方祖父に謝りに行くよう言われ、翌日22日に母方祖父に会い、返済していないことを謝った。しかし、「年金生活だから返してくれないと困る」ときつく叱られ、借金することはできなかった。

3月25日から26日の朝にかけて、実母は再度母方祖父母から借りるよう本児に指示した。その際実母は「殺してでも」と言葉にしていた。実母は、引っ越し代として少なくとも5、6万と言い、「仕事もお金もない。お前のせいで貧しくなった」と本児を責めたという。

3月26日、母子はバスを乗り継いで実母の実家のある西川口に向かう。本児は実家近くの児童公園で実母と異兄妹と別れて、実家に行き、「建設会社の就職が決まった」というと、母方祖父母は家に上げてくれた。そこで、「引っ越し代が必要だ」と借金を口にするると母方祖父は怒り出し、本児の顔を平手で殴るなどした。本児はいったんトイレに入り、どうすべきか考え、「やっぱり殺すしかない」という結論に至ったという。母方祖母をキッチンに呼び出し、背後から延長コードで首を絞め、キッチンにあった包丁で刺して殺害する。その後、居間に戻り、「おばあちゃんがキッチンで倒れている」と母方祖父をキッチンに呼び出し、持っていた包丁で背中を刺して殺害した。

児童公園に戻った本児は、実母に「殺してきたのか」と尋ねられ、「多分」と答える。「お金は」と尋ねられ「持ってきていない」というと、実母は本児ともう一度家に戻ろうとしたが、お金などの置いてある場所を伝え、本児一人で実家に行かせた。本児は2人が死んでいるのかを確認し、現金とキャッシュカードや換金できそうなものを取って、実母の元に戻った。実母が暗証番号を知っていたため、3人は近くのショッピングセンターに行き、本児が金を引き落とした。

遺体が発見され、逮捕されるまでの4週間、本児は解体業者で働き、3人は業者借り上げのアパートに住んだ。

4月29日、防犯カメラで家族を発見した県警は母方祖父母宅からキャッシュカード等を窃盗したとして本児と実母を窃盗容疑で逮捕した。

5月20日、本児は母方祖父母の殺人容疑で再逮捕された。実母は翌日、本児と共謀して母方祖父母からキャッシュカードを奪った強盗容疑で再逮捕された。その後、実母は窃盗と強盗の罪で起訴された。

本児は家庭裁判所での少年審判の結果、刑事処分が相当と判断され、検察庁に送致（逆送）された。その後、強盗殺人と窃盗の罪で起訴され、裁判員裁判で裁かれることとなった。

(6) 公判

1) 実母の公判

【さいたま地裁での一審】

初公判（2014年6月24日）

実母は起訴内容を認めたものの、殺害への関与は否定した。事件前に実母から殺害を指示されたという本児の供述について、「言っていない」と否定し、「お前のせいでこんなに貧しくなっている」などと追い詰める発言をしたことは認めた。

判決（9月19日）

検察側の懲役7年の求刑に対して、懲役4年6か月が言い渡された。裁判官は「(借金を断られた) 息子

は、母である被告に説明できないと思い悩むあまり夫婦を殺害した」とし、「父母の殺害は別として、犯罪事実の責任は息子よりも重い。後悔の念はうかがえず、規範意識が鈍麻している」と指摘した。実母は控訴せず、刑が確定した。

2) 本児の公判

【さいたま地裁での一審】

・裁判1日目（2014年12月15日）

実母の判決から3か月後に裁判員裁判が始まった。3人の裁判官と、女性1人、男性5人、計6人の裁判員。

争点は2つであった。

- ① 実母から母方祖父母を殺害して金品を奪えという指示があったかどうか。
- ② 刑事処分（刑務所）とするか保護処分（少年院）とするか。

検察側は、「母親は殺害を指示していない」「強盗のみでの共犯であり、殺害は少年が単独で犯行に及んだ」とし、「刑事処分にすべき」と主張した。

弁護側は「母親が殺害を執拗かつ明確に指示しており、母親も強盗殺人全体の共犯である」「医療少年院などで矯正教育を受ける保護処分にすべき」と反論した。弁護人は「この事件は、母親からの虐待がなければ起きなかった事件です」と訴えた。法廷で、過酷な生育環境が明らかにされていった。

検察側の証人として、実母が出廷した。無表情のまま本児をじっと見つめている実母に対して、本児はうつむいたまま目を合わせなかったという。殺害の指示については、「していません」ときっぱり否定し、「延長コードで首を絞めれば、と言ったのか」問われて、「言っていません」と即座に否定した。

・裁判2日目（12月16日）

弁護側の被告人質問。前日の実母の証言について問われ、本児は「複雑な気持ち。自分が見聞きしてきたことや望むことと全く違ったことを話した。意味がなかったという感じ」「本当のことを言ってくれたらよかったのと思う」と答えた。

・裁判3日目（12月17日）

弁護側の証人として、精神科医が出廷した。本児について、虐待による「学習性無力感」を抱く過程でこの事件が起きたと指摘した。裁判官と裁判長から「学習性無力感であるなら、トイレに入って殺す以外の方法も考えたのはなぜか」との質問が出された。精神科医は『殺す』以外の方法も取りたいが、それは母親が本当に望むことなのかと考えたのだろう。少年の反社会的傾向は事件以前には見受けられない。なので、そうとしか説明できない」と証言した。

・裁判4日目（12月18日）

情状証人として実父が出廷。実父は再婚し夫婦2人で生活しているが、本児が社会に戻ったら支援するつもりだと述べた。離婚理由について問われ、「金の面。金遣いが荒く、人をだまして得た金をギャンブルに使う」と述べた。

実父のおばが証人として出廷。離婚後、小遣いの振り込みを毎月3000円からスタートさせ、学年を上がるごとに100円プラスすると約束していた。本児の無心を最初は全て信じたという。無心の期間は4年間続き、借金までして、300回以上振り込んだ総額は400~500万円に及んだ。逮捕された後、複数回、本児との面会に行った。「今後も面会や手紙のやり取りを続け、社会復帰したらできるだけのことをしてあげたい」と述べた。

実母の異父姉（本児の義伯母）が証人として出廷。家族は仲が良かった。実母が結婚してから無心する

ようになった。小学校5年の時、本児が無心してきて、後を追うと実母がいた。お金を渡して「もう付き合わない」と言った。それ以来連絡がない。本児に対しては「厳重な処分を望みます。保護処分は納得がいかない」と述べた。

本児は被告人質問で異父妹への思いについて尋ねられると、「自分の人生はとっくにあきらめたけれど、妹はちゃんと生活させ、学校に行かせたいとずっと思っていた」と答え、事件によって実母も本児も異父妹から離れてしまったことの後悔を語った。

裁判長から「亡くなった祖父母は好きだったか」と尋ねられると「結構意地悪な質問しますね、あはは」と動揺を隠すような乾いた声で笑ったという。「だから聞いているんだよ」と厳しい表情で尋ねられると「祖母は好き。祖父は好きなところもあるけど嫌いな時もある」と答えた。「悪いことをしたという気持ちはあるか」には「当然です」と。「母親の指示があったという前提で聞く。この事件、誰が悪いんだ？」に、「自分。母親への気持ちの持ち方をちゃんとしていれば、誰かにお金を借りに行くことも止められたはず」と声を震わして答えた。また「これから先、自分は生きていく自信がない」とつぶやきながら、「あははは」とまた場違いな笑いをしたという。

・裁判5日目（12月19日）

論告求刑公判で、検察側は、「殺害指示」はなかったと主張、「学習性無力感」については、「少年自身の判断」と反論し、無期懲役を求刑した。

弁護側は最終弁論で、「この事件は、母親が少年を母親の犯罪の道具として利用した事件です」と訴え、強盗だけでなく、強盗殺人全体で共謀が成立すると主張した。

また、社会の責任についても言及し、「周りの大人はシグナルに気づき母親から引き離すべきだった。しかし、誰もしなかった」さらに「児童相談所は一時保護の権限を持ち、母親から少年を引き離すことが可能だった。児相が一家を保護したときには前歯が4本なく、ほとんど学校に行っていなかったことも調べればすぐにわかること。なのに見過ごしてきた」と批判し、「未然に事件を防げなかったのは社会の責任でもある」と主張した。その上で、「反省を深め、自分の人生を自分でコントロールできるという実感を取り戻すための丁寧な働きかけをできるのは少年院だけ」と述べ、保護処分である医療少年院送致を求めた。

最後に本児に言いたいことはないか求めると、「今回事件を起こし、いい機会とは言えないが、自分が歩んできた道を見つめなおし、いろいろな人と出会い、自分の考えがおかしかったことに気づいた。そう思えたことが大きな進歩だと思う。これからもそういうことが続けていけたらいいと思います。以上です。」と答えた。

・判決（12月25日）

懲役15年の実刑判決言い渡された。

論点となっていた殺害指示については、「母親は普段から少年に金を借りさせる際に『殺してでも借りてこい』と言っており、事件前にそう言ったこと自体は否定できない」「しかし、金銭面で助けてくれていた祖母まで殺害しろというのは合理的ではなく、本児の供述が変遷していて信用できないなどの理由から、「母親の『殺してでも借りてこい』という言葉は借金を確実にさせるための追い込みの言葉にすぎず、強盗殺人を指示していない」と結論付けた。

その上で「知的能力に恵まれており、被告人の生育環境、性格傾向、犯行への母親の強い影響があったとしても、なお祖父母の殺害を思いとどまることも十分にできたはず。犯行に至るまでの周囲の者が被告人のおかれた劣悪な環境を改善できなかったことは残念だが、そのことが主要な原因とはいえない」として刑事処分を科するべきとした。

裁判官は次のようにも述べた。

「被告は、母親の極めて不適切な養育や不遇な生活を強いられる中で、母親に逆らわない性格傾向となり、自分自身には金が欲しいという強い意欲はなかったのに、母親に『殺してでも』などと強い言葉で祖父母からの借金を執拗に迫られ、追い詰められた気持ちが募って犯行に及んでしまった。最終的に本人が殺害を決意しているとはいえ、その決意は母親の養育や犯行前の母親の言動に大きく左右されたものであり、犯行当時 17 歳であったことからこの点は特に斟酌すべきである」。

加えて本児が後悔や反省の態度を示していることから、「最高刑である無期懲役に処すべきとまでは言い難い」と量刑の説明をした。

「殺害指示」はなかったとしたこの地裁判決に対して、弁護側は、即日控訴した。

【東京高等裁判所での控訴審】

・第 1 回公判（2016 年 6 月 17 日）

公判での争点は「殺害指示」の有無についてであった。

弁護側は、「殺害指示」について再び「あった」と主張し、弁護側証人として、親子関係の脳神経科学を研究する医学博士が次のように証言した。「本事件が起きた要因として重要な点は、母親が少年を幼いころから心理的に支配し、母親以外の大人に頼ることができず、結果的に母親に言いつけられたことに逆らえない状況に追い込んでいたことだ」。本児は強い「見捨てられ不安」を持ち続けていた。小学校 5 年の時に実母は本児を置いて 1 か月以上家に戻らず、この時の見捨てられたことへの不安と恐怖は実母への執着を一層強いものにしており、医師は「母親は、こうした少年の強固な見捨てられ不安を利用し、少年の行動や認知の様式を自らに都合よく変容させ、コントロールしていた」と述べ、またその背景に「母親の特異なパーソナリティの問題があった疑いがある」と述べた。

・判決（9 月 4 日）

裁判長は「本件控訴を棄却する」と述べ、さいたま地裁判決を支持した。ただし、「殺害指示」については、さいたま地裁判決を覆し、「犯罪指示はあった」と認定した。量刑については、実母の言動が影響していることは量刑上かなり考慮しているとし、さらに「殺害は少年自身の判断」と結論付けた。

弁護側は上告したが、棄却され、刑が確定した（2016 年 6 月 8 日）。

（7）事件の波紋：社会が注目した事件の特異性

1) 過酷な本児の養育環境

この事件は、17 歳の本児が母方祖父母を殺害したという衝撃だけでなく、それまでの本児の養育環境が極めて過酷なものであったこと、さらに殺害が母方祖父母の実子である実母からの指示で行われたことが大きな波紋を呼んだ。

2015 年 1 月 8 日付の朝日新聞の朝刊では「誰も少年を助けなかった 学校に通わせず母親は金を無心祖父母殺害し強盗 懲役 15 年」の見出しで、公判の過程で明らかにされた本児の過酷な境遇と実母の殺害指示について報じている。

山寺氏の著書によれば、実母が家族に無心を繰り返し、浪費し、居所を転々とし、ホストクラブで出会った R と暮らし、DV を受け、妊娠して異父妹が誕生し、その面倒を本児が見て、金が尽きると野宿をし、R も離れ、祖父母殺害へ向かっていく。この間、R は実母への DV だけでなく本児への暴力を激しく行い、さらには性的虐待も加えている。母親が妊娠してから横浜で生活保護を受けるまでの状況は、当時 14 歳だった本児に死を望ませるほどだったという。R の仕事があるときはホテルで宿泊し、ない時は野宿の生活となる中で、異父妹の面倒はもっぱら本児が見た。抱っこひもで抱き、ミルクを与えた。ミルクも買え

ないとき、牛乳を盗むなどして飲ませるときもあったという。本児が眠ってしまうと、警察の目を気にしているRが本児を殴り、前歯を折った。実母は少年をかばうどころか、病院にも連れて行ってももらえなかった。Rの本児への暴力の頻度は増えていき、本児はそこで「死ねたら楽だろうな」と思ったという。

2) 実母とのゆがんだ関係と本児の深刻な心の痛手

公判では実母の殺害指示の有無が大きな論点の一つとなった。この点について、控訴審の弁護側証人として立った医師は、「母親が少年を幼いころから心理的に支配し、母親以外の大人に頼ることができず、結果的に母親に言いつけられたことに逆らえない状況に追い込んでいた」と述べた。本児は実母から強い「見捨てられ不安」を持っており、実母に執着し、実母はこの不安を利用して、本児をコントロールしていたといい、この関係を「共依存関係」と説明している。「共依存」ととらえることの妥当性は別として、極めて呪縛的な本児への支配性は明らかであろう。弁護側は実母と本児のこうした特異な関係が殺害に及んだ大きな要因であると、「自分が自分自身をコントロールできるよう」回復するために少年院送致の保護処分を求め続けた。

また山寺氏は、裁判官から遺族の気持ちを問われたときの少年の印象について、「様々な可能性を頭で考えて検討することはできても、遺族の気持ちになってそのつらさや悲しみを想像することまではできていなかったようだ」と述べている。こうした状態からは本児に解離症状がある可能性を筆者は推察する。

通常、子どもは不安や恐怖を抱えたときに、信頼を置く養育者（アタッチメント対象）に近づいて安心を得ようとする。養育者は子どもの気持ちを受け止め、あやし、励ますなどして不安や恐怖を取り除き、子どもの心を平穏へと導いていく。安心を得た子どもは、好奇心旺盛に活動し、そこで様々な物事を吸収し育っていく。

本児の幼少期はどうだったか。実母が安定したアタッチメント対象であったとは想像しがたい。少なくとも夫婦別居（本児は小学校1年頃）後の実母は、本児の不安や恐怖を受け止めるどころか、逆に恐怖と絶望の淵に追いやる存在ですらあった。

多くの被虐待児がそうであるように、逆境状況におかれた子どもが生き延びる道のひとつが、不安や恐怖を感じないよう、心を麻痺させることである。これを解離と呼ぶ。解離は心を守る防衛機制の一つだが、解離が日常化することで、感情や感覚の慢性的な麻痺が生じ、相手の気持ちに共感することも困難にさせてしまう。また本児は事件前から過呼吸やフラッシュバックの症状がでていたようだ。解離を伴う重いトラウマ症状であり、深刻な心の痛手を被っていることは確実である。

危惧するのは本児の今後である。本児は、ある意味安定した刑務所の暮らしの中で、時間の経過とともに解離症状が解け、記憶や感覚がつながり統合されるにつれ、自分がしたことへの恐怖、遺族の悲しみや苦しみに直面することになるだろう。その重さは耐え難いものと想像する。これまでとは異なる新たな絶望感が本児を襲うのではないかとさえ思う。本児には、罪を償うと共に、心の回復に向けた支援が不可欠なはずである。なぜ弁護側の主張が通らず医療少年院送致等の保護処分にならなかったのか。事件を振り返り、この疑問を持つものは多かろう。

3) 映画「Mother」が描いた特異な母子関係と母親像

公判と山寺氏の取材で明らかにされた実母の言動、特に本児に対するものは極めて特異なものである。弁護側証人の医師は実母の人格について「特異なパーソナリティの問題があった疑いがある」と指摘した。しかし実母の人格的な問題や、それを形成したそれまでの生い立ちなどが公判で明らかになることはなかった。山寺氏は、本児と関係のある様々な人たちに取材を行い、実母自身にも取材を求めたそうだが、一

切応じなかったという。そのため実母についての詳細は分からないことが多い。

刑が確定した4年後の2020年7月、この事件をモチーフにした映画が公開された。大森立嗣監督脚本の「Mother マザー」である。この映画は、本児の少年期から事件までの経過を描いているが、主に実母に焦点を当て、本児との特異な関係性を描いている。

映画は、小学校時代と14歳から17歳で犯行に至る青年期の2つの時代に分け、本児の生きた逆境状況、特に常識からかけ離れた母親の描写は、人間の心の奥にある闇の世界がそのまま露呈されたかのような、ある種のリアリティをもった迫真の演技で表されていた。実母を演じた主演の長澤まさみさんは、この実母を演じることに、相当のためらいと苦しさがあつたようで、映画のパンフレットに掲載されている監督との対談で、長澤さんは、「私の場合、正直『怖さ』の感情が一番大きいです。これまで多くの作品に関わらせていただきましたが、演じている自分の姿を見るのにここまで気後れしたのは初めてかもしれません」と語っている。大森監督によれば、長澤さんは演じた後モニターチェックをほとんどしなかったという。

なお、長澤さんは、翌年の日本アカデミー賞において、この映画で主演女優賞に選ばれている。

映画は事実を基にしたフィクションであり、映画での母親の描写と実母とがどれほど重なるものかは分からない。それが分かるのは実母本人と本児、親族、そしてR等親密にかかわった者に限られるだろう。実母については、公判での実母の言動と本児の公判での証言、および山寺氏の本児への取材を通して得られた情報から推察する他ないが、深い心の課題を抱えていたことは確かといえよう。

4) 居所不明児であったこと

2016年8月29日付けの読売新聞では、本児が、「所在不明児」であったとして、所在不明児の解説も加えて、この事件を振り返っている。

2012年に富田林市で居所不明の男児(9歳)がいることが報道されてから、居所不明児童が他にも多数いることが分かり、この事実に社会は衝撃を受けた。居所不明児童たちの安否が心配される中、2013年に横浜市で6歳の女儿が殺害され遺棄された事件、次いで2014年に厚木市で男児の遺体が発見された事件が起きた。死亡した子どもがいずれも居所不明児童であったことで、居所不明児童問題は、重大な社会問題として位置付けられるようになった。

本児の事件は、本児による母方祖父母殺害であり、これら2件の虐待死事件とは全く異なるものだったが、「居所不明児」という共通の背景があり、2つの事件報道とほぼ同時期に起きた事件だったことも重なって、この視点からも注目されることとなった。

山寺氏の取材の動機も、本児が「居所不明児」であったことが大きかった。山寺氏は著書の中で「ちょうどこの裁判の頃、居所不明児童が虐待死する事件が相次いで発覚し、その存在がクローズアップされていた。社会との接点を失った居所不明児は、殺害されるなどして最悪の形で事件化しなければ社会から認知されることはない。少年のように、虐待で殺されこそしなかったが、心をコントロールされるように犯罪に追い込まれ、加害者として裁かれようとしている居所不明児童がいたことはさらに大きな驚きだった」と述べている。

5) 誰も本児を救えなかったこと

1審の最終弁論で、弁護側は、「周りの大人はシグナルに気づき母親から引き離すべきだった。しかし、誰もしなかった」と社会の責任の重さに言及した。確かに家族にかかわった人々や家族の状況を知りえた公的機関の対応がどうであったかのかは問われるところである。

家族は、埼玉県、愛知県名古屋市、静岡県、神奈川県横浜市と居所を転々としている。山寺氏が記載した家族の経過をたどってみると、本児が小学校4年の3学期から小学校5年（2007年）にかけて本児は不登校になり、後半の1か月間はアパートにひとりで過ごしているにもかかわらず、公的機関は、子どもを保護するなどの対応には至っていない。

2007年10月に、母子はRと共に静岡県伊豆市に転居し、住民登録をすることで、本児は学校に通うことができたが、2か月後には住民票を残したまま旅館を出て埼玉県に戻ってしまう。この際にも、学校が両親の勤務先に連絡などしたようだが、行方を突き止められないまま、そのままとなってしまう。

2010年に、妊娠した実母が未受診のまま飛び込みで異父妹を出産した際には、埼玉県内の児童相談所は、病院等からの通告で、女兒を産んだ後行方をくらませた一家がおり、一家4人の名前と生年月日、さらには本児が学校に通っていないことなども把握していたが、家族にアプローチした形跡はないという。

家族の問題を把握し対応に動いた公的機関は横浜市の区役所と児相であった。対応の詳細は先述した通りで、家族に簡易宿舎を提供し、本児のフリースクールへの通学を可能にし、継続的な支援の方針をたてて対応した。家族が再び消息を絶った後も、CA連絡システムを用いて全国の児相に情報を提供するなどして、家族の行方を捜したが、反応は全くなかったという。

しかし、横浜市での支援過程で、児相は乳幼児である異父妹と本児を保護することはできなかった。保護されていれば、その後の展開も含め、本児の人生は相当変わったものになっただろう。この点について1審の最終弁論で、弁護側は、「児童相談所は一時保護の権限を持ち、母親から少年を引き離すことが可能だった。児相が一家を保護したときには前歯が4本なく、ほとんど学校に行っていなかったことも調べればすぐにわかること。なのに見過ごしてきた」と批判した。

6) 子ども虐待防止学会かながわ大会での山寺氏の講演での横浜市のコメント

2021年12月に行われた子ども虐待防止学会・かながわ大会で、山寺氏は「少年事件からあぶりだされた社会の責任—川口市祖父母強殺事件の取材より—」のタイトルで特別講演を行った。またこの講演には指定討論者として、横浜市中心児童相談所支援課長が登壇された。

講演は、事件経緯、裁判の経緯と続き、最後に、学校の先生、ホテルの従業員、児相の職員、区の職員、簡易宿泊所従業員、フリースクール関係者など、多くの人が少年を気にかけていたのに、誰も少年を救うことができなかったのはなぜか、何が足りなかったのかという問いを投げかけて終わった。

講演後、支援課長は、区役所から通報を受けた横浜市児相がなぜ一時保護に至らなかったのかについて、当時家族に関わった職員全員へのヒアリングをもとに話された。ヒアリングを行った職員は皆、異口同音「今なら保護していた」と無念さをにじませ語ったという。

この家族の通告を受けた横浜市児相は、乳幼児がいるということで、保護することを前提に係長、児童福祉司2人、保健師の計4人で家族のもとに向かった。しかし本児と異父妹と会って、保護する方針に揺らぎが生じてしまったという。それは本児がかいがいしく異父妹の世話をしている、保健師の目には妹の発育状況に問題が見られず、あやせば笑うなど反応も良く、保健師がそのことを兄である本児にフィードバックすると嬉しそうに笑顔を見せたこと影響されている。「この少年なら大丈夫ではないか」と考え、本児も異父妹から離れたくないという態度を示したため、「この兄妹を分離させる切なさ」も重なって判断が鈍っていったという。こうした揺らぎは現場では生じがちなことで、客観的かつ多角的に判断するためには組織的な対応が必要だったと振り返る。当時の児相の職員配置は現在の5、6分の1の脆弱な体制で、虐待対応班は総勢6名しかおらず組織的な判断の欠落を招いてしまった。

現在は、体制も強化され、通告段階でスクリーニングをかけて、組織的な判断が可能となっているとい

う。また、子どもはすぐには胸の内を話さないが、一時保護してしばらくして話し出すことも多い。本児も物理的に家族と離して聞くべきだったと語った。

(増沢 高)

引用文献

山寺香 (2017). 誰もボクを見ていない——なぜ17歳の少年は、祖父母を殺害したのか——. ポプラ社.
「母親 MOTHER マザー」観賞用パンフレット (2020). スターサンズ.

参考文献

増沢高 (2015). 『所在不明』児童の虐待死事件からみえてくるもの子どもの. 虐待とネグレクト, **17**(1).
増沢高 (2021). 映画『母親 MOTHER マザー』が描く母子の闇. 子どもの虐待とネグレクト, **23**(1).
山寺香 (2020). 児童虐待と少年犯罪——川口市の祖父母強盗殺人事件から見えたこと——. 日本児童文学, **66**(2), 66-68.

13. 西東京市 14 歳男子自殺事件（東京都 2014 年）

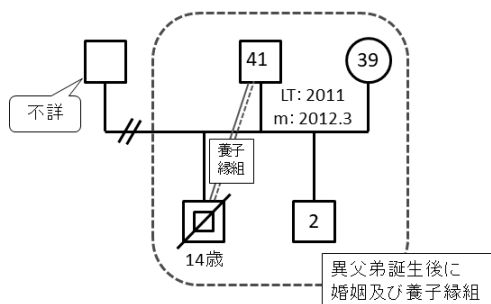
（1）事件概要

2014 年 7 月 30 日、中学 2 年男児（以下本児とする）が自殺した。遺体の顔や胸、手足などには計数十か所のあざがあり、養父が前日に暴行を加えたとして逮捕された。その後の調べで、養父は、本児が中学 1 年の頃から「しつけ」と称して暴力を振るっており、特に、中学 2 年の 6 月中旬以降、本児が不登校状態になると、実母の就労中は養父と本児の 2 人きりになり、養父は殴る蹴るの暴行を繰り返した。また、歩けなくなるほどのけがを負わせても受診させず、食事や排泄も制限してバケツへの排泄や失禁を余儀なくさせたり、女装や首つり自殺のまねごとをさせて写真撮影したりもしていた。

自殺の前日には、「24 時間以内に自殺しろ」などと言って本児に自殺を決意させた疑いが強まり、暴行傷害等にかかる初公判の後、自殺教唆の容疑で再逮捕され、追起訴された。その後の公判で、養父は暴行自体を認めつつ自殺教唆については否認したが、判決は養父の主張を認めず、傷害と自殺教唆の罪で求刑どおり懲役 6 年を言い渡した。養父は判決を不服として控訴したが、後に控訴を取り下げ、刑が確定した。

なお、学校では養父の暴力によるあざを 2 回確認しているが、校内での情報共有に留まり「児童虐待疑い」と判断せず、区子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡はしていなかった。

（2）家族の状況



本児死亡時点(2014.7.30)でのジェノグラム

養父（41 歳）

無職。前科 4 犯があり、2008 年恐喝罪により懲役 3 年となっていた。実母とは刑期を終えてから知り合い、異父弟の出生を機に、実母と婚姻、本児と養子縁組を行う。元ボクシングの練習生であった。無職のストレス、本児の実父に対して嫉妬を感じていたことなどから、本児に対して身体的虐待を行っていた(林, 2019)。実母への DV が日常的に行われていた。

実母（39 歳）

詳細不明であるが、働いていた。養父より DV を受けており、乱暴な言葉を浴びせられていた。養父の機嫌を損ねないようにしつつ本児をかばおうともしていたが、養父に言われるまま、不登校の理由などについて学校に虚偽の報告をしたり、本児への暴力を強要されたりしていた。

本児（14 歳、中学 2 年）

同級生によれば、「小学生の頃から明るくムードメーカー。友達もたくさんいた」とのこと。中学ではテニス部に所属していた。2014 年 6 月中旬から中学を欠席していた。

異父弟（2歳）：2012年、本児が小6の時に誕生。養父は実子である異父弟を非常にかわいがっていた。

（3）事件の経過

事件の経過に関して、本人や家族と学校の関係については、西東京市による『西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書』等をもとにまとめ、家庭内の状況については、新聞報道等その他の文献を参照し作成した。

1) 最初のアザ

母子と養父は2011年の夏頃より同居を始めている。それ以前の家族状況や本児の実父のことなどについては不明である。なお同居を始めてすぐ、養父は本児に対して暴行していたという情報もある（2014年8月8日『読売新聞』）。2012年に異父弟が誕生し、養父と実母が婚姻、養父は本児と養子縁組をしている。

中学に入学した本児は、2013年4月～5月の時点では身体測定や内科健診などにおいて、アザなど目で見える身体的な問題は見られず、担当教員からも問題がないと報告されている。

6月8日、運動会で本児が他児にからかわれたことで、本児が他児に仕返しをしようとするトラブルがあった。運動会の参観に来ていた養父に、担任がこの件を話したところ、養父は本児を強くしたいと述べ、数日後にこの件について面談を行った。

11月19日、登校してきた本児の顔に片目全体を覆うアザがあるのを担任が見つかる。担任が声をかけると、暴力を受けたものではないと否定したものの、下校時に別の教員が尋ねたところ、「洗濯物をたたまなかったので、養父に殴られた」と告白する。担任は校内で相談の上、実母に本児を眼科に行かせるよう電話で伝えたところ、実母は「やることをやらないので養父に殴られた。目に当てようとした訳ではない」と述べた。実母とのやり取りの報告を受けた教員は、担任に対し、眼科に行かせていなければ次の対応を考える必要があると伝えた。

翌20日、担任は本児から、眼科に行ったと聴き取り、念のため実母にも電話で確認し、校長に報告している。21日には校内の教育相談部会で本件を報告し、協議している。だが、ただちに虐待とは言えないとして、市や児童相談所（以下児相とする）への通告は行わなかった。本児は普段から「お父さんのように強くなりたい。『やられたらやりかえす』のが家庭の教育方針」と述べており、担任は「教育熱心な父親」と捉え、様子を見ることにしたという（2014年8月8日『読売新聞』）。12月2日には、脊柱側弯検診を上半身裸で実施したが、特に気になる点は見当たらなかった。

2) 2度目のアザ

中学2年となった2014年4月21日に、担任が本児の目の下のアザを発見した。担任が「（養父から）殴られたのか」と尋ねると、「うん」と肯定した。担任が「いつもなのか」と尋ねると、「いつもではない、大丈夫」と答え、日常的な虐待を否定した。担任は学年の他の教員に本児の様子を見てほしいと伝えている。4月24日に行われた身体測定では、特に気になる点は見られなかった。5月12日の学年会において、本児のアザについて報告されたが、情報共有をするにとどめ、この時も児相や市に報告することはなかった。

一方、5月25日から26日にかけて、本児は家出をして野宿し、声をかけた男性に対し、「いつも養父に殴られる。僕はこの世にいない方がいいんだ」と話していた。また後の調べでは、ボクシンググラブをつけ、「スパーリング」と称して本児を殴っていたことも判明している。

なおその翌日27日には内科検診があり、本児は上半身裸になって検診を受けているが、特に気になる点はなかったとのことで、医師からの申し送り事項もなかった。

3) 欠席の電話

6月10日の運動会の組体操の際、同級生が本児の腕や背中にアザがあるのを見つけており（2014年8月2日『朝日新聞』）、この頃から養父の虐待がエスカレートしていたと思われる。

12日には、運動会でバトンミスしたことを気にするそぶりがあったことから、学年の教員が声をかけているが、本児は「大丈夫」と返事した。翌13日になると、実母が本児の欠席を連絡してきた。それを聞いた担任は、折り返し電話したが留守番電話になっていたため、本児の様子を尋ねる内容や時間割についての情報を伝えるメッセージを入れている。実はこの日、本児は激しい暴力で顔が腫れ、足も引きずっていたため、実母は養父から休ませるよう言われて連絡したのであった。同日、養父は本児に実母のキャミソールなどを着せて撮影するなどの行為もあった。また学校を休んでいた時期には玄関ドアにチェーンがかけられ、養父が本児への虐待を隠そうとしていた（2014年10月29日『読売新聞』）。

実母は、週明けの16日にも、欠席の連絡をしている。翌17日、担任から実母に折り返し電話連絡すると、「(本児の) 体調が悪く、気持ちの問題もあるため、今週いっぱいはお休みする」と説明され、学校は、運動会の件などにも鑑みて、不登校の問題と位置づけたものと思われる。

それでも担任は、欠席が続くことを気かけ、19日には、担任から実母に電話連絡し、溜まっているプリント類を渡すためにも家庭訪問したいと話したが、実母は応じず、養父が担任に電話して、次のように説明する。

「本児は運動会のことを含む人間関係などの問題もあって落ち込むことやイライラすることがある。気持ちが不安定で今の状態ではしばらく学校に行かせられない」

「本児を近くの母親の実家に預けている」

「他生徒には、本人のプライドもあるので、体調不良で休んでいると伝えてもらいたい」

このように聞いたものの、担任は繰り返し電話して本児の様子を尋ねている。

「どうですか」

「どうって言われても……」

6月23日の母とのやり取りである。次いで7月4日。担任が、夏休み中の三者面談の予定を説明し、本児の様子を尋ねると、

「祖母の実家である山形に行っている」

実母はこのように答える。7月10日、再度電話したが、出られず留守電を入れると、今度は養父が電話してきた。

「本児は山形で少し落ち着いている」

「本児を励ます意味で、手紙を書いてよいでしょうか」

担任がこのように話すと、養父は次のように応じる。

「気持ちは嬉しいが、考えさせてくれ」

4) 養父との面談

こうしたやり取りがあったものの、担任はやはり気がかりだったのだろう。7月18日、改めて家庭に電話している。

「本児の荷物があるので、学校に取りに来てもらえないだろうか」

この要請を受けて養父が来校し、直接面談することとなった。養父が話す。

「7月25日に三者面談と言われたが、母親は仕事で都合がつかない」

「本児が山形の実家で負傷してしまった。迎えに行きたいが、まだ足が不自由なので、お盆のころまで預

けるつもりだ」

「じゃあ、お盆過ぎに電話しましょうか」

「いや、母親のほうから連絡させるので、待ってほしい」

「わかりました」

こんなやり取りとなって、結局、この後は、本児が死亡するまで学校から連絡することはなかったのであった。

5) 養父の虐待と本児の死亡

結果的に本児は6月12日を最後に中学校に登校していない。養父は本児が山形にいと担任に説明していたが、実際は自宅にいて、実母が仕事に出ている間は、養父と2人で過ごすようになった。6月下旬、養父と実母から足を蹴られるなどの暴行を受け、介助なしでは歩けない状態にまでなっていた。なお実母は養父に強要されて暴行に加わっていた(2014年10月31日『読売新聞』)。29日には、自室のロフトベッドの柵に結び付けたビニールひもを本児の首に回し、自殺をイメージさせるような写真を撮っていた。なお本児の両目の周囲にはアザができていた。また本児は自室でバケツへの排泄を余儀なくされ、失禁したこともあった。水分補給は養父や実母から与えられた水筒で行っていた。

自殺の約2週間前となる7月14日から15日にかけての養父の行動は、判決文から要約する。

7月14日、養父はおう吐するほど大量の食事を本児にとらせ、「案の定、ゲロった。ゲロっちゃうの。分かってたけどね(笑)」などと実母にメール送信し、さらに、本児の着衣の下腹部部分が濡れた状態の写真を添付して、「ションベン行かせてないわけじゃないんやけど、勝手に漏らしよった」などとも送信している。翌15日にも、『『食わせて下さい、お願いします』だつてさ』『てめーの息子を何で俺が世話しなきゃなんねーんだよ！クソ野郎！！』『真剣に離婚してくれと、お願いしたい。あなたと元旦那の子どもとは一緒にいたくはない』『喋りたくない、顔を見たくない、声を聞きたくない、近寄りたくない』などと書いたメールを送信している。

事件発生前日の29日午後1時10分頃、養父は「指示通りにふすまの開け閉めをしない」という理由で、本児の胸部を足で1回蹴り、顔面を両手の拳骨数回で殴るなどの暴行をしていた。本児は転倒した際に窓ガラスにぶつかり、窓ガラスが大きく破損した。

午後2時22分頃に養父は本児に対し、「24時間以内に自殺しろ」「死ななかつたら俺と弟が死ぬ」と脅している。

その後、養父から「貴女達にはついていけない」などと書いたメールを受けた実母は、仕事を終えて夕方帰宅した後、本児に暴行を加える。一方、養父は「24時間以内に死んでくれと本児に言った」と実母に告げた上、「私はあの子が死んでくれないと生きた心地がしない」「自殺するぶんには私達は犯罪者ではありません」「誰かが生きている限り、俺と弟の幸せは訪れません」などと書いたメールを実母に送信する。これに対して実母は、「本児は捨てるべきだと思います。殺すことが出来なくてごめんなさい」などと返信、「では離婚です」と養父が返していたのであった。

翌30日、午前6時30分から午前8時50分頃までの間に、本児は自室北側4畳半和室のロフトベッドの柵にタオルを縛り付け、首を吊って死亡した。朝方に養父と実母は口論になり、実母が「私が本児を殺せばいいんでしょう」と言って、本児の部屋に入ったところ本児は既に死亡していたのだった。その約3時間前、放心状態でベッドに腰かけていた本児に対し、実母が声をかけると「大丈夫」と短く答えたという(2014年8月8日『読売新聞』)。

実母が通報しようとしたところ、養父は「通報は待て。捕まる用意をする。」と述べ、約50分後に養父が

通報している。その間人工呼吸などの救命措置はしなかったという（2014年8月2日『朝日新聞』）。警察署より、本児が緊急搬送された旨を副校長が電話連絡を受ける。校長が警察署に出向き、本児の死亡を担任に伝えた。

6) 養父の公判

7月31日、養父は、本児に暴行を加えてけがを負わせたとして傷害容疑で逮捕された。養父は「長男を強くするために殴っていた」と話し、実母は「6月中旬頃から暴力がエスカレートし、長男の顔は腫れ、足を引きずっていた。」などと語っている。

20日、地検は養父を傷害罪で起訴した。自殺した前日の7月29日の件で、起訴状などによれば、本児の胸部を足で蹴り、顔を殴るなどの暴行をはたらき、全治2週間の胸部打撲や、全治3週間の上下口唇粘膜下出血、上唇挫傷、顔面打撲痕という傷を負わせていた。

10月20日、傷害罪による養父への初公判が開かれた。検察側は、養父が暴行の発覚を恐れ、本児に1か月半にわたって学校を休ませたことを明らかにし、11月にも追起訴する方針であると述べている。養父は「何とも言えない。」と罪状認否を留保した。

同月29日、警察は養父が本児に対し、「24時間以内に首を吊って死ぬ。」などと自殺をするよう迫ったとして、自殺教唆容疑で再逮捕した。暴行に気づかれないように、本児を外出もさせなかったとして、逮捕監禁の疑いでも調べた。さらに実母に対しても、本児に暴行するように強要していたことが調べで明らかになった。31日には、本児が女性用下着を着させられた画像が記録媒体より見つかっており、養父が撮影したものとみられ、自殺との関連が疑われた。

11月19日、地検は傷害罪で公判中の養父を自殺教唆の罪で追起訴した。「24時間以内に自殺しろ」とそそのかし、首にひもをかけて自殺を連想させる写真を撮影したことも明らかになった。実母にも暴力を強要しており、養父が本児を精神的に追い込んだとされた。

12月25日、地裁にて、傷害と自殺教唆の罪に問われた養父の第2回公判が開かれた。自殺教唆について、養父は本児に自殺させるよう実母に要求しただけで、本児に直接伝えたのではないと否認し、無罪を主張した。傷害事件についても、「妻も共謀しており、すべて自分がやったわけではない。」と一部否認している。

2015年10月29日、判決公判では、「養父として被害者を庇護すべき立場にありながら、被害者を肉体的にも精神的にも痛めつけた上、幼い弟の命を持ち出して自殺を迫り、被害者にその決意をさせたのであって、本件は非人間的で残酷、卑劣な犯行というほかない。傷害の犯行をみると、元ボクシングの練習生である被告人が、胸部を蹴りつけ、転倒した被害者の体をつかんで立たせて更に複数回顔面を殴るというもので、転倒の衝撃で窓ガラスが大きく破損したほか、被害者が着用していたマスクが血に染まったとも認められ、強度の暴行を執拗に加えた悪質な態様である。立腹の理由もささいなもので、犯行動機に酌むべき余地はない。傷害の結果もそれなりに重いものである」として養父の主張を認めず、求刑通り懲役6年の実刑判決を言い渡した。争点となったのは、①自殺を促す発言の有無、②発言が自殺を決意させるに足るものだったか、③傷害が養父のみによるものだったかの3点だった。養父は本児への自殺要求が「実母と離婚を承諾させるためだった」と主張したが、「理解しにくく、信用できない」として退けた。また「肉体的な虐待にとどまらず、女装させるなど精神面でも強度の虐待を加えて自殺を迫った。養父の発言が自殺を決意させたのは明らか」とした。また、実母の言動については、「自殺当日、本児の身の危険を案じ仕事を休もうとしたら口論になり、被告人が、『タイムリミットを早めてやる』と言ってビニールひもを持ち出し、弟の首を絞めようとした、そこで、私が『本児を殺せばいいんでしょ』と言い、本児の部屋に行ったと述べている。被告人と同じ姿勢で積極的に本児を虐待したというよりは、自らも被告人に粗暴な言葉を浴びせられ、その機嫌を更に

損ねないよう配慮しつつ、本児をかばおうとしていたと見受けられる」とした。なお、この点について養父は「女装はさせていない。状況証拠のみで物を言わないでほしい」などと、声を荒げる場面もあった（2015年10月30日『読売新聞』）。

養父は自殺教唆罪について判決を不服として、高裁に控訴したが、その後控訴を取り下げ、刑が確定した。

7) 学校・教育委員会の対応

事件発覚の3日後の8月2日、本児の通っていた中学校では緊急全校集会が行われ、生徒約420名に対し、校長から事件の概要を伝え、不安なことがあれば担任やスクールカウンセラーに相談するように呼び掛けた。19日には西東京市教育委員会の定例会が開かれ、学校側の態度を「虐待への感度が甘かった」「1回目の時点で通告すべきだった」と指摘している。今回の事件を受けて、全教員への児童虐待の研修受講や全市立小中学校に対応できる部会の設置など、再発防止策を提起している。

25日、西東京市教育委員会の定例会が開かれ、再発防止策として、児童虐待防止を担当する新組織を全市立小中学校に設置することが決定された。生徒指導に詳しい教員を中心に、民生委員にも参加してもらい、地域との連携も強める狙いもあった。

2015年4月1日、事件を受けて西東京市の小中学校28校で、虐待の兆候を見逃さないように独自の組織を校内に設けた。教師たちがパソコン上で情報共有できる回覧板の導入、民生委員を交えた定期的な校内委員会の開催を行っている。また6月1日、西東京市教育委員会は、児童生徒が5日連続で休んだ場合、教職員が直接会って状況を確認するよう、各学校に通知を行った。また3日連続で休んだ場合は、担任らが校長か副校長に報告することとなった。3日は検証委員会による報告書が発表され、関係機関の連携不足や児童生徒を理解する包括的視点に欠けているなどの指摘があった。

表. 事件の経過

2011年	夏頃	養父が実母と本児（小5）と同居を始める。
2012年		異父弟が誕生。養父は本児と養子縁組。
2012年	3月	養父と実母が結婚。
2013年	4月12日	本児が学校で身体測定を受ける。担当教員として特に気になる点はなし。
	5月21日	本児が学校で内科検診を受診。特に気になる点はなし。
	6月8日	運動会で他の生徒に対し、からかわれたことへの仕返しをしようとする。数日後、運動会のことで担任と養父が面談。
	11月19日	本児の顔に片目全体を覆うアザがあるのを担任が見つかる。本児は暴力を受けたことを否定。下校時に別の教員が尋ねると、「養父に殴られた」と告白する。担任は実母に眼科に行かせるように電話連絡する。
	11月20日	登校した本児に担任が声をかけ、眼科に行ったことを確認。また実母にも電話で眼科に行かせたことを確認。校長に報告。
	11月21日	校内の教育相談部会で、アザがあった件を報告し協議。ただちに虐待とは言えず、注意深く見守ることとした。
	12月2日	脊柱側弯検診を実施。担当教員、医師ともに気になる点はなし。
2014年	4月21日	本児の目の下に小さなアザがあるのを担任が見つかる。声をかけると「いつもではない。大丈夫」と答えた。担任が学年の教員に本児の様

		子を見てほしいと依頼。
4月24日		身体測定を実施。特に気になる点はなし。
5月12日		担任が学年会で本児のアザについて報告。
5月25日		本児が家出をして野宿をする。声をかけた男性に対し、「いつも養父に殴られる。僕はこの世にいない方がいいんだ」と話す。
5月27日		内科検診を実施。教員・医師から特に気になる点はなし。
6月10日		本児は運動会のリレーでバトンミスを気にしていた。閉会式に出たくない様子。同級生が運動会の組体操で本児の腕や背中にアザがあるのを見つける。
6月12日		当該学年の教員が運動会のことで声をかける。「大丈夫」との返答があった。
6月13日		実母から本児の欠席連絡あり。担任が折り返し、留守番電話に本児の様子を尋ね、時間割のメッセージを入れる。この時、養父は実母のキャミソールを本児に着させて、撮影をしていた。
6月16日		実母から本児の欠席連絡あり。担任が折り返し電話。留守番電話に本児の様子を尋ね、時間割のメッセージを入れる。
6月17日		実母から本児の欠席連絡あり。担任が折り返し電話。実母は本児が体調不良で気持ち的な問題もあり、今週いっぱい欠席するかもしれないと話す。
6月19日		担任から実母に電話連絡し、家庭訪問を提案。実母は本人の問題なので、しばらく休むと伝える。養父から担任に電話があり、しばらく学校に行かせられないと述べる。本児を近くの実母の実家に預けていると話し、本人のプライドがあるので他の生徒には体調不良であると説明してほしいと話す。
6月23日		担任から実母に状況確認の電話連絡。担任の「どうですか」という問いかけに対し、実母は「どうって言われても」と返答する。
6月29日		両目の周囲がアザとなっている本児が、自室のロフトベッドの柵に結び付けたビニールひもを首に回している写真が撮影される。
7月4日		担任から実母に電話連絡。夏休み中の三者面談の予定を説明し、本児の様子を確認。実母は「本児は祖母の実家である山形にいる」と伝える。
7月10日		担任から電話連絡するが、つながらないため台風の対応や三者面談について留守番電話にメッセージを残す。養父から折り返し電話があり、「本児は山形で少し落ち着いている」と話す。担任は本児に励ましの意味も込めて手紙を書きたいと提案するが、養父は考えさせてほしいと回答する。
7月18日		養父が学校で担任と面談する。本児が2学期から戻りたいと話していたと伝える。山形で本児が足を負傷し、お盆の頃まで戻れないとも伝える。担任はお盆過ぎに連絡すると提案したが、養父は「実母から連絡するので待ってほしい」と話す。

	7月29日	午後1時10分頃、養父は自宅にて、本児の胸部を足で1回蹴り、顔面を両手の拳骨数回で殴る。本児は全治2週間の胸部打撲痕、全治3週間の上下口唇粘膜下出血、上唇挫傷、顔面打撲痕。午後2時過ぎに養父は本児に対し、「24時間以内に自殺しろ」「死ななかつたら俺と異父弟が死ぬ」と脅す。
	7月30日	午前6時30分から午前8時50分頃までの間に、自室4畳半和室のロフトベッドの柵にタオルを縛り付け、首を吊って本児が死亡。実母によって発見され、学校は警察より緊急搬送された旨の連絡を受け、校長が警察に出向き、本児の死亡を担当に伝える。
	7月31日	本児に暴行を加えてけがを負わせたとして養父を傷害容疑で逮捕。
	8月2日	本児の中学校が緊急全校集会を実施。校長から生徒に対し、事件の概要を伝え、不安なことがあれば担任やスクールカウンセラーに相談するように呼び掛ける。
	8月19日	西東京市教育委員会が定例会を開催。全教員への児童虐待の研修受講や全市立小中学校に対応できる部会の設置など、市教育委員会が再発防止策を報告。
	8月20日	養父を傷害罪で地検に起訴。
	8月25日	西東京市教育委員会の定例会を開催。再発防止策として、児童虐待防止を担当する新組織を全市立小中学校に設置することを決定。
	10月20日	傷害罪に問われた養父への初公判が開かれる。検察側は11月にも追起訴する方針であると述べている。養父は「何とも言えない」と罪状認否を留保する。
	10月29日	本児に対し、「24時間以内に首を吊って死ぬ」などと自殺をするよう迫ったとして、養父を自殺教唆容疑で再逮捕。
	10月31日	本児が女性用下着を着させられた画像が記録媒体より発見される。養父が撮影したものとみられ、自殺との関連が疑われる。
	11月19日	地検は傷害罪で公判中の養父を自殺教唆の罪で追起訴。
	12月25日	養父の第2回公判。追起訴分の自殺教唆について、養父は否認。傷害事件については、「妻も共謀しており、すべて自分がやったことではない」と一部を否認。
2015年	4月1日	西東京市の小中学校28校で、虐待の兆候を見逃さないように独自の組織が校内に設けられる。
	6月1日	西東京市教育委員会が、児童生徒が連続で休んだ場合の対応について、各学校に通知。
	6月3日	検証委員会による報告書を発表。
	10月29日	傷害罪と自殺教唆罪に問われた養父に対し、地裁は求刑通り懲役6年の実刑判決を言い渡した。
	11月12日	養父は自殺教唆罪について判決が不服だとして、高裁に控訴。
	11月24日	控訴を取り下げていたことが明らかになり、養父の刑が確定。

(4) 事件へのコメント

検証報告

事件を受け、西東京市では西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会が発足し、本事案の事実の把握及び発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することとなった。養父の公判中である2015年4月30日に検証報告書が公開された。検証にあたっては、本児が所属していた中学校をはじめ、関係機関へのヒアリングを実施した。明らかとなった課題としては、当該校について「児童虐待を認知する感受性について」「児童・生徒を理解する包括的な視点について」「児童虐待に関する組織体制について」の3点、要保護児童対策地域協議会についての課題も提示された。

まず「児童虐待を認知する感受性について」として、2度アザを発見し、養父から殴られたと聞いていたものの、本児の「いつもではない、大丈夫」という言葉をそのまま受け止め、様子を見るにとどまってしまった点を問題として指摘した。また「児童・生徒を理解する包括的な視点について」では、不登校問題としての対応に終始し、本児の現認ができていなかった点、学校で見せる養父や本児の態度だけを見て家族関係を本質的に理解できていなかった点などを指摘している。「児童虐待に関する組織体制について」では、虐待対応を行う担当者が置かれておらず、不登校状態から虐待に気づけなかった点などが指摘された。

要保護児童対策地域協議会の課題としては、学校と子ども家庭支援センターとの相互理解不足、「西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き」の周知不徹底、教育委員会としては外部との情報共有や要保護児童対策地域協議会とのつながりが必要であることの周知不足などの問題点が指摘された。

対策・対応に関して、学校においては身体測定や健診、体育の場などで身体的虐待やネグレクトを発見しやすい点に留意しつつ、学校が把握できる情報だけでは児童・生徒や家族の理解は難しい点が指摘された。スクールカウンセラーなどの活用、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活かした他機関との連携が対策として指摘された。そして校内組織を強化し、虐待に関する定期的な情報共有と対策強化、気軽に相談できる専門家の配置や教員のバックアップ体制強化などに努めることとしている。

市に置かれている子ども家庭支援センターの対策・対応として、4点が指摘された。まずは研修の強化であり、要保護児童対策地域協議会向けの研修開催も挙げられている。2点目に、“顔の見える関係”強化として、児相や民生委員・児童委員などとの連携が強調された。3点目に、要保護児童対策地域協議会の見直しや子ども家庭支援センターの相談員の拡充などが挙げられた。最後に啓発・周知として、関係機関への対応マニュアル送付などの周知徹底を行うこととした。

最後に教育委員会の対策・対応として、市教育委員会主催の研修会などの開催、児童虐待対策システムや組織の構築と見直し、学校からの情報共有や長期欠席の児童の把握などが指摘された。

有識者のコメント

2014年8月8日の読売新聞は、鳴門教育大学の阪根健二教授（学校教育学）の以下のコメントを載せている。「学校は、親との信頼関係がこじれるのを恐れ、児童相談所への通告をためらいがちだ。児童虐待が年間7万件を超える時代、子どもが命を失う事態を防ぐには、虐待が疑われる場合は学校だけで抱え込まず、専門機関と一緒に対応すべきだ」と話した。

2014年10月30日の産経新聞は、花園大学の津崎哲郎特任教授（児童福祉論）のコメントを寄せている。学校側が児相に通告しなかった点に関して、「学校での様子が明るくても、実際には無理をしていたり、学校だけが唯一の救いの場で明るく振る舞っていたりするケースもある」と指摘し、「表面的な行動からは家庭の実態は読めず、虐待の可能性が少しでもあればすぐに児相に報告するなど学校側は緊張感を持って子供に接すべきだ」と述べている。

2015年4月2日の読売新聞では、大正大学の玉井邦夫教授（臨床心理学）が、「親との信頼関係を気にするあまり、教員は疑うことに二の足を踏みがち。意識を変えるため、専門組織を設ける意味はある。家庭訪問の拒否が続くような事態になれば、児童相談所にも速やかに伝え、役割分担して対応することが重要だ。」とコメントしている。

2016年9月17日の読売新聞は、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、山縣文治委員長（関西大学教授）が「学校側は児相や市などと情報共有すべきだった。」と9月16日の記者会見でコメントしたことを報じている。同委員会による『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第12次報告』では、学校の対応について「あざが認められた時点で、適切な質問をすれば虐待を把握できた。」と指摘していた。そして長期欠席している場合に家庭の状況把握は、学校のみでの対応は難しく、市や児相に連絡すべきだったとしている。

（５）事件がもたらした影響

2016年に報告された『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第12次報告』では、統計をとり始めた2003年から初めて「心理的虐待」による死亡事例として認定された。2016年9月17日の読売新聞などでも報道され、インパクトを与えることとなった。

この事件を受け、西東京市教育委員会は、市の検証結果も踏まえて全小中学校に設置する虐待防止の組織に民生委員など地域の人も加える考えを示した上で、2014年8月29日には、西東京市の全小中学校の教員を対象とした研修会が開き、約95%にあたる約670人が参加した。

さらに翌年5月以降は、正当な理由がなく欠席が続いている児童についての「西東京ルール」を決め、3日連続で欠席した場合には校長に報告、管理職が緊急性のあると判断した場合には子ども家庭支援センターに報告すること、5日連続で欠席した場合は、家庭訪問して直接児童に会うこととし、保護者の説明に不自然さがある場合もその対象とした。

2019年2月、西東京市は、子どもが虐待やいじめなどの悩みを相談できる「子ども相談室 ほっとルーム」を開設した。事件を受けて、専門員2名が常駐し、電話やメールなどで子どもからの相談を受け付け、問題を解決する。また子どもの権利に関する問題も受け付けており、その場合には子どもだけでなく大人も相談をすることが可能である。

（６）事件の個別性からの気づきや知見（執筆者の考察）

本事件が大きなインパクトを持ったのは、厚労省が設置している専門委員会（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）が行っている10年以上にわたる死亡事例等の検証において、初めて「心理的虐待」による死亡事例と認定されたからであろう（本事例は第12次報告において報告されている）。心理的虐待が死亡につながる可能性があることは理解されてはいたが、実際に、中学2年生の生徒が、養父による自殺教唆によって命を落とした事実は、心理的虐待の深刻さを物語ることとなった。

心理的虐待は表面化しにくく、発見が難しいため、学校での様子から本児が追い詰められていたとは気づけなかった。以下では、本事案の注目すべき点や問題点について、3つの観点からまとめた。

「大丈夫」と言う本児の発言

本事例では、学校が少なくとも2度にわたって本児の身体のアザを発見しているが、学校から児相や市区町村への通告がなされなかった。1度目は校内の「教育相談部会」において報告されただけであり、2度目は学年会での情報共有に止まった。本児は事件発覚の1か月前から登校しなくなり、その後は本児と1度も会

えないまま亡くなってしまった。なぜ本児の安全確認を行うに到らなかったのか。その理由として、「いつも養父に殴られるのか」という担任の問いかけに対し、本児が「いつもではない、大丈夫」と答えたことで軽視したことが考えられる。養父から殴られていることを認めつつ、日常的な虐待はないと、言葉通りに解釈したのでらう。

しかし「大丈夫」と言う発言には、SOSを発したくてもできない状態だというメッセージが隠されていた可能性がある。虐待を受けている子どもの発言だけでは、本当に子どもの安全が確保されている状態なのかどうかはわからない。子どもの発言ではなく、養父から殴られたというアザが2度見つかった点を重く受け止め、校内のスクールカウンセラー、児相や市区町村などとも連携するべきであった。子どもの発言が事実を伝えているとは限らず、そう言わざるを得ない状況にある可能性については、十分考慮すべきである。

学校における子どもや親への理解の難しさ

本事例の特徴として、学校から見えていた本児や養父像と、実際に家庭内で起きていたことに大きなずれがあった点がある。学校において本児は明るくムードメーカーの存在であり、養父は乱暴な一面があるものの、本児は「お父さんのように強くなりたい」と述べていたことから、担任は「子どもを育てる熱意が強い」と捉えていた。しかし実際は、養父から実母へのDVがあり、本児も身体的虐待・心理的虐待を受けていた。今回の事例のように、学校における生徒や保護者の様子に引っ張られ、虐待が見過ごされてしまう点にも注意しなければいけない。

本事例は、養父から実母へのDVがあり、家族全体に対する養父の心理的支配があった。子ども虐待、いじめ、DVなどは、暴力や暴言を伴った支配的な関係という点で共通している。支配的な関係が成立してしまうと、弱い立場にある者は、自らの居場所を維持するために、強者にある者の下に服従し、外部に訴えることもできなくなる。こうした虐待だけにとどまらない支配的な関係全般についての理解が促進されることも必要である。教育委員会からは「小学校で起きていたら通告していたのでは」との発言も聞かれ、暗に「中学生になれば虐待からは逃げられる」という認識があったかのようである。しかし本事案のように身体的な暴力に加えて心理的な支配のある家庭では、その関係から逃れることは容易ではない。

不登校の背後にある虐待問題

本事例の特徴として、本児の不登校が長期化していたが、学校側はあくまでも不登校問題として扱い続けていた点がある。しかし子どもが身体的虐待を受け、負傷している場合には、それを隠ぺいするため、学校を休ませることがある。本事例でも実際には本児は養父からの暴力により、足にケガをして学校を休んでいたが、学校には山形の実家で負傷したと虚偽を述べていた。また担任が三者面談の約束をしようと、「お盆過ぎに連絡しましょうか」と養父に述べたが、養父は実母から連絡するので待つてほしい、と言われ、本児と担任が会うことを阻止している。

このように不登校の問題の背後には、虐待を隠ぺいする心理が働いていないか、疑いの目を持つことも重要である。子ども同様、保護者の発言もそのまま受け取るのではなく、子どもの安全が確認できていない事実を重く受け止め、毅然とした態度で接することが必要になる。そのためにも学校だけでなく、市や児相などと連携し、虐待の早期発見に努めることが重要になるだろう。

(村木 良孝)

引用文献

林弘正(2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂.

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2016). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 12 次報告)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137028.html>. (2022 年 12 月 1 日取得)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2021). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 17 次報告)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00002.html.(2022 年 12 月 1 日取得)

14. 系魚川市嬰兒殺害遺棄事件（新潟県 2016 年） —性的虐待による出産で乳児を 2 度殺害した事例—

（1）事件の概要

生まれたばかりの赤ちゃんを殺害、遺棄したとして、2016 年 2 月、当時 28 歳の女性（赤ちゃんの実母、以下、実母）が自首し、同年 4 月に実母と実母の養父（当時 65 歳）が逮捕された。ただし、出産、殺害の時期は 2014 年のことで、遺体は発見されず、翌 5 月には処分保留で釈放された。実母は、2003 年にも 15 歳で別の赤ちゃんを出産し、直後に殺害したとも供述しており、釈放後、供述どおりの場所から白骨遺体が発見された。実母は、赤ちゃんの父親はいずれも養父であると話し、養父は否認したものの、逮捕から約 1 年後の 2017 年 4 月、地検は 2014 年の乳児殺害、遺棄事件で 2 人を起訴し、あらためて拘留した。また同月、2003 年の乳児殺害容疑で実母を起訴した。

実母の母親は 2001 年に再婚しているが、当時 13 歳だった実母は、その頃から 10 数年間、養子縁組した養父の性的虐待が続いていたこと、15 歳で養父（当時 53 歳）の子を出産、殺害したこと、同じく 2014 年にも妊娠がわかり、養父に中絶費用などの相談をしたものの非協力であったことなどから、出産後に殺害した（当時 27 歳）と公判で供述。また、2003 年の最初の事件では、殺害後に養父とともに裏山に遺体を捨て、2014 年には、養父から「泣く前にやっしまえ」などと言われて実行し、遺体は養父が遺棄したことなども供述した。

一方、養父は、実母と性交渉があったことは認めたものの、殺害、遺棄についてはいずれも否認して無罪を主張した。別々に行われた裁判員裁判で、実母は懲役 4 年、養父は懲役 8 年の刑を言い渡された。養父はこれを不服として控訴したが高裁で棄却、最高裁にも上告したが、やはり棄却され、刑が確定した。

（2）家族について

○実母の生育歴、生活歴

実母の両親は離婚している。また、実母は幼少期、児童養護施設に入所しており、7 歳で母親（死亡した嬰兒から見ると母方祖母に当たるが、以下「母親」と記す）に引き取られている（産経新聞 2018 年 3 月 7 日付け）。したがって、両親の離婚は、実母誕生後ほどなくしてのことかもしれない。離婚の事情や児童養護施設入所の理由などは不明だが、例えば、両親の離婚後、母親が実母を引き取ったものの、生活に困窮するなど養育困難となって施設入所を希望したといった可能性なども考えられる。もちろん単なる推測、仮説の一つに過ぎない。

さて、母子 2 人の生活となって、母親は飲食店で働き、機嫌が悪いときは、灰皿やコップを実母に向けて投げるなど、小学生だった実母にとって、家庭は安らげる場所とは言えなかったようである（産経新聞 2018 年 3 月 7 日付け）。

ただし、子ども時代のことを知っている近所の男性は、実母逮捕後のマスコミによる取材で、「歌うのが好きで、海で遊ぶのが好きな普通の子でした」と述べている（2017 年 6 月 1 日付け朝日新聞）。

このような家族に、新しい人物が登場する。母親が再婚したのである。このとき実母は 13 歳、すでに中学生年齢になっていた。母親の再婚について、実母は法廷で、「本心では嫌だと思った。だけど『いい』と応えるしかなかった」と述べている（産経新聞 2018 年 3 月 7 日付け）。再婚後、実母と男性は養子縁組を結ぶ。こうして 3 人の生活が始まったが、すぐに養父による性的虐待が始まった。

中学を卒業した実母は、地元のスーパーや宿泊施設で働いたこともあった（『週刊女性』2016 年 5 月 24 日号）。

裁判所は、実母について「情緒不安定性パーソナリティ障害の影響や、両親の過度な干渉により社会的・経済的に孤立したことにより、養父から精神的に支配され続け」ていたと認定している（林弘正，2019）。

○養父（死亡した子どもの実父）について

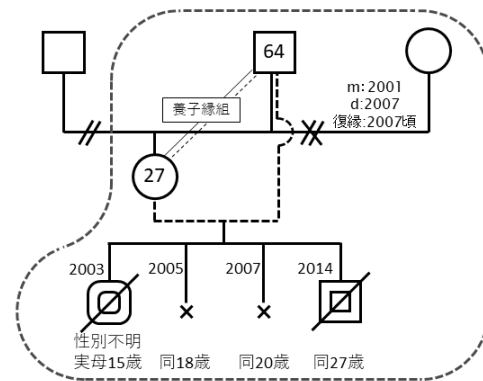
養父は、死亡した嬰兒 2 人の実父であると同時に、実母の養親でもあるので嬰兒の祖父と考えることもできる（ジェノグラムを参照されたい）。養父の具体的な生育歴や生活歴はほとんどわからない。わかっているのは年齢と、逮捕当時「アルバイト作業員」と報じられている程度だが、取材を受けた近隣住民は、次のような印象を語っていた。

「大酒飲み、山菜採りも魚採りもうまい。器用な人で、頼りがいがある」

「自分勝手に、仕事も続かず転々としていたようだ」（『週刊女性』

2016 年 5 月 24 日号）

性的虐待の加害者であり、ある意味では、今回の乳児殺害事件を主導したと言ってもいいのだが、生育歴はもちろん、過去の婚姻歴の有無や職歴なども詳らかではない。マスコミ報道などで実母の生育史がある程度明らかとなったことと比べると、養父に対する関心はいささか低いと感じるのは筆者だけだろうか。なお、養父は 2016 年 4 月の逮捕当時、実はすでに別件で逮捕、起訴されていた。容疑は 30 代の女性に対する暴行であった。



本図は、2度目の事件が発生した 2014年7月時点のジェノグラム。

○実母の母親について

各種報道を見ても、実母の母親の年齢を記載しているものはなく、年齢は不詳である。幼少の実母を連れ、母子で事件現場となる糸魚川市に転居し、上述したように飲食店で働いていたという。ただし、再婚した頃から病弱だったとも言われており、取材に応じた近隣住民は、次のように話していた。

「天気の良い日は、（実母が）母親の車いす椅子を押して散歩する姿を見た」

「（母親は）生活ベースで実母や養父に頼らなければならず、引け目を感じて（2 人の関係に）何も言えなかったのかもしれない」

なお、母親は一人で 1 階寝室で寝起きし、実母と養父が 2 階で寝るといった生活様式だったという（『週刊女性』2016 年 5 月 24 日号）。

（3）事件の経過

○経過一覧

年月日	実母・養父の年齢	事項
2001	13歳頃・51歳頃	実母の母親（以下、母親）が再婚。
同時期？		母親の再婚相手（以下、養父）と実母が養子縁組。
2001～	13歳・51歳	養父が13歳の実母に性的虐待（性交強要）。以後10年以上続く。
2003.5	15歳・53歳	実母が出産。出産直後に殺害。1週間後、実母と養父が裏山に死体遺棄。
2005	18歳・56歳頃	実母が養父の子を妊娠、中絶。
2007	20歳・58歳頃	実母が養父の子を妊娠、中絶。
同		実母の母親、養父と実母の関係に気づき離婚、母子2人の生活始まる。

同時期		離婚して約半年後、養父と母親復縁。再び3人の生活始まる。
2014.1.9	26歳・63歳頃	実母、妊娠を疑い医院を受診し、妊娠約14週と診断される。
2014.7.1	27歳・64歳	実母が出産。養父が出産を手伝い、実母に殺害を指示、実母が実行。
同日		養父が一人で遺体を搬出し、遺棄。
2016.2.20	28歳・65歳	実母、知人女性（30代）の迎いで家を出る。
同日		養父が当該知人女性に暴行を加える。
2016.2.25		実母、知人女性に伴われて警察に出頭。乳児殺害による自首。
2016.3.29		養父、傷害容疑で逮捕される（その後、懲役10か月執行猶予3年の判決）。
2016.4.25	28歳・65歳	実母と養父が2014年の乳児殺害容疑で逮捕される（養父は再逮捕）。
2016.5.16		実母と養父、処分保留で釈放（ただし、別件による養父の拘留は続く）。
2016.7		実母の供述通りの場所から白骨遺体が発見される。
2017.4.19	29歳・66歳	実母と養父、2014年の乳児殺害と死体遺棄の疑いで起訴される。
2017.4.21		実母、2003年の乳児殺害の疑いで追送検される。
2017.4.28		実母、2003年の乳児殺害の疑いで起訴される。
2018.2.20	30歳・67歳	実母に対する裁判員裁判の初公判開かれる。
2018.2.27		実母に、懲役4年の判決（その後、刑が確定）。
2018.6.8		養父に対する裁判員裁判の初公判が開かれる。養父は無罪を主張。
2018.6.27	31歳・67歳	養父に、懲役8年の判決。
2018.7.2		養父、判決を不服として控訴。
2018.12.26	31歳・68歳	高裁、控訴棄却。
2019.1.4		養父、高裁判決を不服として最高裁に上告。
2019.4.3	68歳	最高裁、上告を棄却。養父の刑が確定。

○発端

2016年2月25日、当時28歳の女性が、知人女性とともに愛知県警半田署を訪れた。

「私は生まれたばかりの赤ちゃんを殺害しました」

「父との間の子です。自宅（養父宅）2階の寝室で出産しました」

「父に指示されて刃物を使い、子どもの首を切って殺害しました」

「遺体は養父がどこかに捨てました」

自ら出頭し、自首したのである。ただし、逮捕は2か月後。自首から少し遅れた4月25日のことだった。また、逮捕したのは新潟県警捜査1課と糸魚川署。当該女性に加え、女性の養父（当時65歳）も同時に逮捕されている。この養父、実はすでに3月29日、別件の傷害容疑で逮捕され、起訴されていた。

本件はこのようにして始まったのだが、愛知県警に自首した女性が、どうして新潟県警に逮捕されたのか、また、逮捕が2か月後となったのはなぜか。さらに、養父の傷害事件とはどのようなものだったのか。以下、これらの疑問も念頭に置きながら、順を追って見ていきたい。

○釈放

2人の逮捕容疑は、逮捕時点から2年近く前になる2014年夏の出来事のことだ。先に述べたとおり、実母が、自身の養父との間に生まれた子どもを出産、殺害し、養父が遺体を遺棄したというもので、殺害に用いたと思われる凶器のカッターナイフが見つかっている。こうした中で、警察は2人の逮捕に踏み切った。

だが、養父は、実母の自白内容や逮捕容疑を全面的に否認する。なおかつ、肝心の遺体が見つからない。

養父は車の運転免許証を持たず、車も所有していなかったことから、警察は、実母の自白などをもとに逮捕後も自宅から徒歩圏内にある付近の雑木林などを捜索したが、遺体は結局発見されずじまいとなる。

「現時点で起訴するために必要な証拠が十分集まっていない」

地検は、このように説明して処分を保留し、2人を釈放したのであった（ただし、養父は別件の傷害事件で起訴されており、拘留は続けられた。なお、傷害事件については執行猶予付きの判決が出されているが、判決日は不詳）。

○1年後の起訴

最初に逮捕されてから1年後の2017年4月、地検は殺人、死体遺棄の容疑で2人を起訴し、改めて両名を拘留して次のように説明した。

「起訴に足りる証拠が得られた」

本件では、逮捕容疑となった2014年の殺人、死体遺棄の事件に関して、県警は多いときには20数人態勢で付近を捜索したが、最後まで遺体の発見には至らなかった。ただ、実母は2014年の事件だけでなく、10年以上前の2003年にも、自らが出産した乳児を殺害し、養父と一緒に遺棄したと供述しており、2人を釈放した後の2016年7月上旬、実母の申し立てたとおり、山中から白骨化した遺体が発見されていた。今回の起訴は、こうした事実が背景にあったのかもしれない。

実母は、2003年の事件にかかる殺人容疑で追送検、追起訴される。養父は2003年の事件では起訴されていないが、死体遺棄が時効となっていたことによるものであろう。

○始まり

さて、ここからは時計の針を巻き戻し、2001年に実母の母親が再婚した時点から考えて見たい。それはとりもなおさず、実母がまだ中学生年齢であるにもかかわらず、養子縁組して父となった養父から性的虐待を受けるようになった時点である。

なお、2001年と言えば、すでに児童虐待の防止等に関する法律が制定、施行されており、養父の行為は、言うまでもなく明らかな児童虐待と認められる行為である。それはさておき、繰り返されるこうした性的虐待について、母親を含めて誰もが気づいていなかったとのこと。マスコミの取材では、近隣の女性が「(2人は)山菜採りに一緒に行ったりして仲が良かった。こんな事件が起きるなんて信じられない」と述べており、別の女性も「妊娠していたとは全然気がつかなかった」と話している(読売新聞2016年4月26日付け)。中学校の教師などへの取材は見当たらなかったが、この後も10年以上、こうした関係が続いていくことを考えると、性的虐待を発見し、適切に支援していくことがいかに難しいかを象徴しているようにも感じられる。だが、当事者の実母は苦しんでいた。

「こういう関係は普通じゃない」

虐待をやめるよう養父に訴えるが、

「このことをお母さんにばらすぞ。やっとなつかんだお母さんの幸せを、おまえはつぶすのか」

養父はこう言い放って、虐待行為を続けていく(産経新聞2018年3月7日付け)。性的虐待加害者の常套句だが、中学生の実母が、これにあらがうことなどできなかったものと思われる。

○最初の出産と殺害

養父が避妊具を使うことはほとんどなかったという。やがて妊娠。まだ15歳だった。

「おお、そうか」

「(俺は) 仕事があるから、まあ頑張れよ」

最も責任を果たすべき養父は何らの対処もせず、本来ならすぐにでも相談すべき母親には、決して知られてはならないという状況である。孤立し、追い詰められて出産した実母は、同居の母親に赤ちゃんの泣き声を聞かれては困ると思い、出産直後にビニールひもで絞殺したのであった。

「殺したのか。まあ、仕方ないよな」

仕事から帰宅した養父は、こうつぶやいたという。殺害してから約 1 週間後、実母と養父は、一緒に裏山に向かい、嬰兒の遺体を捨てたのであった。このような出来事をふまえ、実母は再び性的虐待をやめるよう訴える。だが、養父はそれを拒否する。

「おまえは (俺の中では) 娘ではなく、(俺の) 女だ」

○母親への露見

このようにして妊娠・出産後も性的虐待は続き、実母は、2005 年 (当時 18 歳) と 2007 年 (20 歳) にも妊娠する。いずれも中絶しているが、養父の妻である実母の母親も、2007 年の妊娠と中絶時、ついに 2 人の関係に気づく。そのためなのか、母親は徐々にアルコールに溺れるようになり、養父とも離婚する。再び母子 2 人の生活となった。

ところが、離婚後約半年、母親と養父は元の鞘に収まってしまう。つまりは復縁である。再び 3 人の生活が始まると、ほどなく養父の性的虐待が再開する。その後は離婚もせず、2018 年になって開かれた公判で証言に立った母親は、離婚しない理由を問われ、次のように証言している。

「別に理由はありません。お互い大人だし、2 人で解決してもらいたいですね。周りを巻き込まないでもらいたい」 (林弘正, 2019)

離婚しない理由を尋ねたのが弁護士側だったのか検察側なのか、それとも裁判員や裁判官だったのかは確認できなかったが、その問いかけに、娘を守ることができない母親への非難めいたものを感じたのは誤解だろうか。

今回の事件で、最も被害を受けたのは、亡くなった 2 人の嬰兒だが、事件の加害者となった実母も、自分の夫が自分の娘 (実母) を妊娠させるという事実を前にしてアルコール依存症となった母親も、ある意味では被害者と言えるかもしれない。そう考えると、性的虐待、性加害がいかに重大な問題を秘めているのかが示された事例だとも言えよう。

○第二の殺害

出産と殺害、2 度にわたる中絶という事実を前にしても、養父の性的虐待は続き、実母は都合 4 度目の妊娠をする。実母 26 歳、養父は 60 歳を超えていた。妊娠検査薬で陽性反応が出たため、2014 年 1 月、実母が医院を受診すると、妊娠約 14 週と診断される。

「自分で病院を探すので、お金を用意してほしい」

「そんな金、どこにある」

養父が希望に応ずる様子はない。それでも実母は、紹介された病院で中絶を希望したものの、「中絶には胎児の父親の同意が必要です」と言われ、断念したのであった。*1

*1 日本には「墮胎罪」があり、「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1 年以下の懲役に処する (刑法 212 条)」「女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、2 年以下の懲役に処する (同 213 条)」「医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、3 月以上 5 年以下の懲役に処する (同 214 条)」等と規定されている。したがって、医師といえども、簡単に中絶手術をするわけにはいかない。

一方、母体保護法は、医師の認定による人工妊娠中絶を可能とする規定を設けている。すなわち、「(指定医師は) 次の各号の

2014年6月30日夜、自宅1階で陣痛が始まり、2階に上がると養父もやってきて、横になっている実母に腕を貸したり腰をさするなどしたという。

「息むので頭を引っ張って」

「俺は触りたくない」

「じゃあ、タオルで頭をつかんで引っ張って」

こんなやりとりの末に男児が生まれると、養父が言う。

「泣かせるな」

「泣く前にやってしまえ」

実母は男児の顔をタオルで覆い、カッターナイフを取り出すと、刃を全開にして男児の首に押し当てる。と、

「俺の目の前で殺すんじゃない」

「俺は下に行く。その間にやってしまえ」

養父は階下に降り、実母は男児の首をカッターナイフで何度も切りつける。しばらくすると男児は動かなくなり、次第に冷たくなっていったのであった。

「終わったか」

2階に上がってきた養父は、ビニール袋を持ってきており、2人で遺体の中に入れて口を縛り、洋服ダンスに入れる。その後、実母がまだ寝ているときのこと。

「臭うから捨ててくる」

養父は、こう言い残して出て行き、戻ると「埋めてきた」と言ったという。

○自首への道

「0日児の死亡をここまで見てくると、ある特徴に気づかされる。嬰兒殺が行われてもしばしば隠蔽され、すぐには発覚しないということだ。その結果、人知れず殺害が繰り返されることがある。生まれたばかりの新生児が、次々被害に遭うのである」

筆者は『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか』（岩波新書）でこのように記した。本事例でも、2件が2件とも当事者以外に知られることはなく、実母が自首しない限り、闇から闇に葬られていた可能性が高い。では、実母はどうして自首するに至ったのか。その経過を見てみよう。

いくつかの記事を見ていくと、その中に、実母と母親の間で金銭トラブルが発生し、30代の知人女性を頼って移住する気持ちを固めたとする記事があった（『週刊実話』2016年5月18日号）。この知人女性が、愛知県在住だったのである。実母は知人女性とSNSで知り合ったとのことで、家を出たいと相談したところ、2016年2月、女性が糸魚川の実母宅まで迎えに来てくれたのである。

それに激怒し、養父が女性に暴行を加えて全治9日間の傷害を負わせたことから、養父は3月に逮捕さ

一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる」とされており、以下がそれに当たる。一つは「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」であり、他は「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」である。

本事例の場合、実母が、受診先の病院で妊娠の経過を正直に話すことには強い抵抗があったと推測でき、中絶の条件である「配偶者の同意」を示すことは困難だったものと思われる。

そもそも、WHOの「中絶ケア・ガイドライン」は、「中絶の完全な非犯罪化を推奨する」と述べており、「中絶の理由に基づいて中絶を制限する法律やその他の規制を推奨しない」とも指摘している。したがって、日本が墮胎罪を置いていること自体がWHO基準に合致しておらず、経済的な理由や暴行などを理由とする（換言すれば、これらの中絶の条件とする）ことも、やはりWHOの基準からみればそぐわないと言わざるを得ない。

本事例が、嬰兒殺という結果を招いた背景の一つに、日本における中絶政策も関係している可能性がある点は、留意すべきであろう。

れたのであった。

一方、実母は迎えに来てくれた知人女性に連れられ、愛知県の女性宅で仮住まいさせてもらう。そこで過去の殺害事件を告白し、話し合った末に自首することを決意、女性に付き添われ、最寄りの愛知県半田検察署に出頭したのであった。

○処分保留

自首から 2 か月後、事件が発生した新潟県の警察が、実母と養父を逮捕した。

「2 人は 2014 年夏頃、当時同居していた自宅で、実母が出産した男児の首を切り、殺害した疑い。養父はその翌日頃、遺体を遺棄した疑い。場所は特定されていない」

「調べに対し、養父は『否認する』、実母は『(養父に) 指示された』と話しているという」(読売新聞 2016 年 4 月 26 日付け)。

ところが、5 月になると次のような続報が入る。

「新潟地検は拘留満期となった 16 日、2 人を処分保留で釈放した。赤ちゃんの遺体は見つかっていない」

「同地検は処分保留、釈放の理由について、『現時点で起訴するために必要な証拠が十分集まっていない』としており、検事は『遺体の発見に努める』と話し、今後も捜査を続ける考えを示した」(読売新聞 2016 年 5 月 17 日付け)

○起訴

事態が動いたのは、逮捕から約 1 年後だった。2017 年 4 月 19 日、地検が 2 人を殺人と死体遺棄の疑いで起訴したのである。検事は「起訴に足る証拠が得られた」としているが、本件の遺体が見つかったわけではない。県警は 5 月に 2 人を釈放した後も、9 月下旬まで付近の雑木林を捜索していたが、結局、発見には至っていなかった。

ただし、最初の殺害事件について、実母の供述をもとに自宅近くの山を捜索したところ、7 月、地中から白骨化した遺体を発見する。おそらくは、2 つの事件にかかる実母の供述の信用性が高まったことが、起訴に踏み込む根拠の一つになったのではないだろうか。

検察は、2003 年の最初の殺害について、4 月 28 日、実母を殺人の罪で追起訴した。

○実母の公判

裁判員裁判によって、2018 年 2 月に行われた公判は、実母と養父、別々に行われた。最初は実母の裁判。弁護側は冒頭陳述で、「被告は養父と同居を始めた 13 歳頃から性的関係を強要され、外出を禁止されるなど精神的に追いつめられていった」と主張、実母は起訴内容を認め、「私は、今まで両親から家に縛り付けられてきました。赤ちゃんの命を奪った自分を偽りの笑顔で隠して生活してきました。取り返しのつかないことをしたと思い、自分の罪を償いたいと心から思うようになりました」と反省文を読み上げている(朝日新聞 2018 年 2 月 21 日付け)。

検察側は懲役 6 年を求刑し、弁護側は執行猶予付きの懲役 3 年を求めて結審したが、裁判所は懲役 4 年の実刑判決を言い渡した。量刑理由について、判決は次のように述べる(以下は、林弘正(2019)から引用)。まずは 2003 年の最初の事件について。

「被告人は 13 歳の頃から養父に繰り返し性交渉を強要されるなどの性的虐待を受けており、妊娠に気付いた当時は僅か 15 歳であった。心身共に未熟な被告人が養父からの性交渉を拒むことは困難であり、望まない妊娠に至ったいきさつについて被告人に責任はない。また、被告人が妊娠した際、真摯に対応すべき養

父は何も適切な対処をしなかった上、母親に対しては恐怖や負い目を感じていて、周囲に相談することが困難な状況であったことを考えると、一人追い詰められて嬰兒を出産し、その泣き声を母親に聞かれては困ると思って殺害に至ったいきさつや動機は十分に同情できる。この点は同種事案と比較して刑を大きく軽くする事情といえる」と判示する。

ついで、2014年の事件。

「情緒不安定性パーソナリティ障害の影響や、両親の過度な干渉により社会的・経済的に孤立したことにより、養父から精神的に支配され続け、第1事件後も性交渉を受入れざるを得ない状況にあったと考えられることからすると、妊娠に至ったいきさつについて被告人を強く責めることはできない。他方で、妊娠後のいきさつをみると、被告人の働きかけにもかかわらず養父から中絶費用を工面するなどの協力を得られなかったことは同情できるが、被告人は当時既に成人しており、中絶手術も経験していたことからすると、手段を尽くして嬰兒の殺害を避けるべきであったといえ、第1事件のいきさつほどには同情できない。したがって、第2事件のいきさつや動機については、他の同種事案と比較して刑を少し軽くする事情といえる」と判示する。

このように認定した上で、2人の命が奪われていることをふまえ、上記のように実刑判決となったのであった。

○養父の公判

養父の裁判員裁判による初公判は、実母の裁判が終わったあとの2018年6月に開かれた。養父は起訴事実を否認して無罪を主張し、弁護側は、「被告は身に覚えがなく、客観的証拠がない」と反論し、実母が殺害に使ったというカッターナイフから人の血液が検出されておらず、証言は信用できないとした（読売新聞2018年6月9日付け）。公判には実母も証人として出廷し、養父に対して「素直に話してほしい」と訴える（朝日新聞2018年6月12日付け）。

検察側は懲役12年を求刑し、弁護側が無罪を主張する中、判決は懲役8年。判決では、「殺害状況や、殺害前後の被告とのやり取りに関する（実母の）供述は、具体的で真に迫っている」として被告の無罪の主張を退け（読売新聞2018年6月28日付け）、量刑の理由については「同種事案の中で最も重い事案よりもさらに重い」とした。

この後、養父は判決を不服として控訴したが棄却され、最高裁への上告も棄却されて刑が確定した。

（4）事件についてのコメント

ここまで見てきたように、事件は性的虐待が発端となって発生したものだが、深刻で重大な内容を含むものであるにもかかわらず、社会的に大きな話題となったとまでは言えない。その中で、報道や文献で確認できたコメントをいくつか紹介したい。

まず最初に、養父と実母が起訴され、公判が始まる前の段階での、元刑事裁判官木谷明弁護士のコメントを紹介する。木谷弁護士は、「遺体なき殺人」の立証について次のように話す。

「遺体がないということは、自白の信用性を裏付ける最も重要な証拠がないということだ。遺体がなくとも有罪判決が出る裁判は時にある。『現場に被害者の血液型と同じ型の多数の血痕が存在した』など、自白の信用性を高める要素がある場合などだ」

「今回、実母の供述に基づいて2003年の遺体が見つかったことは、一連の自白に『根本的な嘘』がないと言う裏付けの一つにはなるだろう」（朝日新聞2017年6月1日付け）

さて、本事件の公判を細かく分析、検討しているのは、林弘正（2019）である。林は、養父と実母の両方

が起訴された 2014 年の事件について、遺体が発見されていない中で、裁判所が丁寧に客観的な事実を確認している点を指摘する。すなわち、2014 年 1 月に中絶を希望して病院を受診したが、中絶手術をキャンセルしていること、新潟県だけでなく近隣の富山県や長野県の母体保護法の指定医師のいる全医療機関に実母の受診の有無を確認して履歴がないこと、2014 年の 6 月頃に見られた腹部の膨らみが、8 月頃には見られなくなっていること、養父宅寝室から発見されたペットボトルや瓶に入っていた乳白色の液体の DNA が、一部実母の DNA 型と一致していることなどである。

こうした事実を積み重ねた上で、事件の背景にある児童期における性的虐待の事実も認定して量刑事情に参入していることなどを捉え、懲役 4 年の判決は「妥当である」と結論づけている。

最後に、法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」のメンバーだった角田由紀子弁護士が、「若い女性への性暴力を考える講演会」で、本事件に言及しているのも、それについても紹介したい。

「家族の中に被害者と加害者がいるとき、プライバシーを侵害しない形で外から救い出せるかは、とても難しい問題だ」（朝日新聞 2018 年 5 月 27 日付け）

（５）参考事例

性的虐待、特に父から娘への虐待行為によって妊娠、出産するような場合は、特別の深刻さが生じることを、本事例は示したものと見えよう。こうした事例は、過去にも無数にあったと思われるが、ここでは、その中でも特に社会に大きな衝撃を与えた事例を、参考として取り上げたい。

○尊属殺人

ただし、参考事例は、本事例のように性的虐待を受けて出産した母が嬰兒を殺害したのではなく、加害者である自身の父親を殺害したもので、事件の発生もすでに半世紀以上前の 1968 年（昭和 43 年）。なおかつ、本事件が注目されたのは、性的虐待の問題というより娘が自分の親を殺害した尊属殺人制度の是非であった。

というのも、当時は同じ殺人罪であっても、尊属（親等の上で、基準となる人より先の世代の血族。父母・祖父母など）に対する場合は、刑法第 200 条によって刑が加重されており*2、それが法の下での平等を規定する憲法に違反するか否かが重大な関心事だったのである。

結論を述べると、1973 年（昭和 48 年）、最高裁が「刑法 200 条は、憲法 14 条 1 項*3 に違反する」との判決を下した。戦後初めて法律が憲法に違反するとされた事件として社会的な反響を巻き起こし、当該条文は紆余曲折の末、1995 年（平成 7 年）の刑法改正で削除されている。それはさておき、尊属殺人に刑を加重することが違憲と認められ、被告女性に対する高裁の実刑判決が破棄され、懲役 2 年 6 か月、執行猶予 3 年の刑が確定している。

なお、本稿ではそうした論点ではなく、事件の経過を詳細に記した地裁判決により、性的虐待の状況に焦点を当てて報告する。

○家族

性的虐待を受けた女性（以下、A 子）の両親は、ともに 21 歳で結婚している。A 子はこの両親の二女と

*2当時の刑法第 200 条は、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」とされていた。一方、同法第 199 条は「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」とされており（現在は懲役 5 年以上と規定）、尊属殺人の場合、刑が加重されていた。

*3憲法第 14 条第 1 項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

して 1939 年（昭和 14 年）に生まれ、弟妹が 5 人いる（A 子の姉や弟妹の年齢は不詳、性別が一部不明の者もいる）。父は農家の長男で、結婚後、母とともに北海道千島方面に出稼ぎに出るなどしていたが、戦中は召集を受けて陸軍の兵役に出ていた。戦後になって帰郷し、しばらくは農業に従事していたが、1953 年（昭和 28 年）、家督を弟に譲り、宇都宮市内に移住して食品等の小売り業を始めている。

○性的虐待の始まり

市内に転居してまもなく、A 子に対する性的虐待が始まった。このとき A 子は 14 歳になったばかりの中学 2 年生。恐怖と羞恥のあまり、A 子は声も立てられず、母に訴えることもできない。父はそれを奇貨として繰り返し性交を強要した。A 子が耐えきれなくなって母に訴えるまでに、1 年あまりを要することとなった。

話を聞かされた母は父を詰問したが、父はかえって逆上し、刃物を持ちだし、「殺してやる」などと母を脅迫する。母が A 子を伴って逃げ出しても、居場所を探し求めて連れ戻し、母に対しては「おまえは、どこの男とでも、どっかへ住め。俺は A 子と離れないぞ」などと放言し、暴行まで加えるのであった。母は、他の子を連れて家出したり、鉄道自殺を思い立つこともあったという。

一方、家庭内は落ち着かず、営業も不振に陥って店を人手に渡し、間借り生活を始めてからも父の行為は続く。母はそれに耐えられず、北海道の兄を頼り、A 子や妹を残したまま弟を連れて別居した。1955 年（昭和 30 年）頃のことだ。残された弟らの面倒を見たのは A 子であった。そして翌年、母が実家に戻ると父が気づき、再び同居が始まる。

一方 A 子は、こうした環境から逃れようとして、偶然知り合った男性と出奔したり、親戚宅に泊まって帰らなかったりしたが、その都度、父に発見されて連れ戻されるのであった。父は、A 子と A 子の妹を連れて母と別居し、植木職を始める。

○父の子を出産

このような生活が続く中、A 子は 17 歳で第 1 子を出産する。事ここに至って、A 子は生まれた子どものために、父の元から逃れ去ることを断念するしかないのであった。

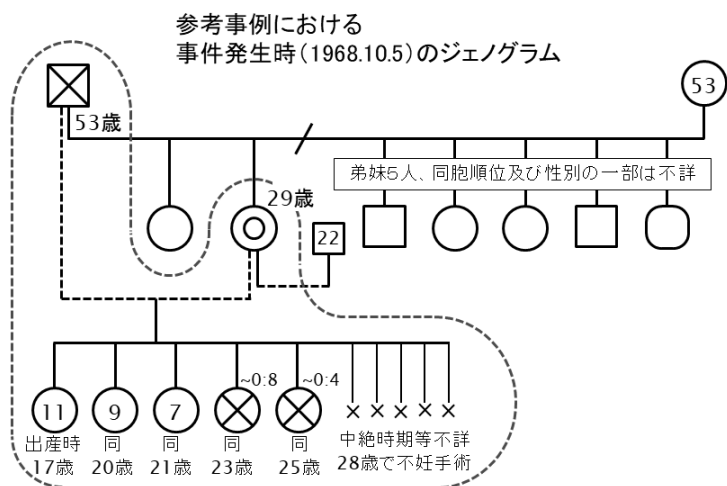
人には言えない環境のため近隣との交際は避け、親族も父の行為を忌んで寄りつかず、A 子は孤立無縁の中で、生まれた子どもの世話に明け暮れる日々を送ることとなった。

そして、20 歳で第 2 子を出産すると、21 歳、23 歳、25 歳で次々に出産する。なお、第 4 子、第 5 子の 2 人は 1 歳に満たずに死亡している。

判決文には記載されていないが、A 子は出産した子ども以外に合計 5 回の妊娠、中絶を繰り返し、母体の健康を心配した医師の勧めで、28 歳の頃に不妊手術をしたとの情報もあった。

○交際相手の登場

さて、1964 年（昭和 39 年）には、同居していた A 子の妹が中学を卒業し、他県で就職するため転居、転出した。また、第 4 子はその前年に死亡し、この年 2 月に出産した末子の第 5



子も 6 月に亡くなってしまふ。残された 3 人の子どもたちは、それぞれ 7 歳、5 歳、3 歳となっていて、A 子は家計を支えるため、この年 8 月から、父の紹介で近くの会社で働くこととなった。

A 子は陰日向なく真面目に働き、会社の上役や同僚からも信頼され、2 年あまりが経過する。そして 1967 年（昭和 42 年）、新しく一人の男性（当時 21 歳）が入社してきた。男性は、誠実で明るく振る舞う A 子の様子を好ましく思い、進んで A 子の仕事を手伝った。A 子も男性に好意を寄せ、語り合うことも多くなった。そして、翌 1968 年の 8 月下旬頃には相思相愛の仲となり、男性は A 子との結婚を望むようになる。A 子も、一方的に強いられる父との関係を断ち切って結婚を成就したいと願った。

○事件の前兆

1968 年 9 月 25 日、父はいつものように飲酒していたが、A 子は意を決して父に打ち明けることにした。このとき A 子 29 歳、父は 53 歳になっていた。

「今からでも私を嫁にもらってくれるという人があったら、やってくれるかい」

「お前が幸せになれるのなら行ってもよい」

意外にも結婚を承諾するような父の口ぶりに、A 子は、すでに意中の人があることを話す。と、父の態度が一変する。

「出てゆくのなら、出てゆけ、お前らが幸せになれないようにしてやる。一生苦しめてやる」

「今から相手の家に行行って話をつけてくる、ぶっ殺してやる」

父の怒りに怖れ、一旦は就寝させたものの、父は翌朝にも怒鳴りだし、暴力も振るいかねない様子に、A 子は寝間着姿のまま逃げ出して近隣の家に避難する。

「これでは到底、結婚の承諾など得られない」

そう考えた A 子は、家出するべく近隣宅で着替えをしていたところを父に発見され、暴力を用いて連れ戻されてしまう。以後、逃避することを警戒した父は、A 子を出勤させず、自らも仕事を休んで監視し、連日昼間から飲酒し、夜は性交を強要して安眠もさせなかった。

○事件の勃発

このようにして約 10 日間を経過した 1968 年（昭和 43 年）10 月 5 日、父は一旦仕事に出たものの、正午過ぎに帰宅し、寝たり起きたりしながら飲酒する。

「俺から離れて、どこにでも行けるなら行け、どこまで逃げてもつかまえてやる、一生不幸にしてやる」

こんな言い草を繰り返し、夕方には A 子に一升瓶の焼酎を買ってこさせてこれを飲み、夕食後は就寝し、A 子も子どもたちの食事や入浴の世話を済ませた後、午後 8 時頃には、父の寝床に並んで就寝した。

この夜 9 時半頃のことだ。父が突然起き出してコップ 2 ～ 3 杯の焼酎を飲むと、A 子に向かって大声で怒鳴り出す。

「俺は赤ん坊のとき親に捨てられ、17 歳のとき上京して苦労した、そんな苦労をして育てたのに、お前は十何年間も、俺をもてあそんできて、このばいた女」

A 子も目を覚まして反駁する。

「小さい時のことは私の責任ではないでしょう、そんなことは（自分の）親に言ったら」

「男と出て行くのなら出て行け、どこまでものろってやる」

「俺は頭にきているんだ、3 人の子どもぐらいは始末してやるから、おめえはどこまでものろい殺してやる」

父は怒号し、半身を起こして突然 A 子の両肩を両手でつかもうと襲いかかる。A 子はここに至って、父が

いる限り忌むしい関係を断つことも世間並みの結婚をすることも不可能であり、この窮境から脱出するためには、もはや父を殺害するよりほか、すべはないと考え、咄嗟に父の股引きの紐を取り、父の首を絞めて窒息死させたのであった。

○性的虐待の深刻さ

「娘を助けてください」

本件が発生すると、A子の母親は大貫法律事務所を訪ね、リュックいっぱいじゃがいもを差し出して頭を下げた。この法律事務所は、大貫大八・正一親子が弁護士をしており、弁護士費用も満足に払えない貧しい母親の依頼を無報酬で引き受けたのであった。蛇足だが、この弁護士親子に血縁関係はなく、定時制高校に通いながら苦学して大学を卒業し、猛勉強の末に弁護士となって大貫事務所に配属となった正一を気に入った大八が、「養子になれ」と声をかけて縁組を結んだとのこと。

それはさておき、親子で取り組んだ弁護活動だったが、最高裁での闘いを前に父の大八が癌で倒れ、結末を見ないまま帰らぬ人となった。

「原判決を破棄する」

判決の日、正一は父の遺影を胸に、画期的判決を聴いたのであった（「尊属殺人罪は違憲か合憲か？ 親子二代にわたる執念の戦いが日本の裁判史を塗り替えた 大貫正一弁護士ロングインタビュー」弁護士ドットコムタイムズ 2021年3月12日付け）。

話が横道に逸れてしまったが、以下では、高裁判決を不服として最高裁に上告した大貫大八弁護人の上告趣意書から、A子が受けていた性的虐待について述べている部分を抜粋して紹介し、性的虐待がどのようなものであるかを示したい。

*

被告人は原判決の認定のように、漸く満14才になったばかりの頃父に強姦されて以来夫婦の如き生活を強いられ、逃げ出せばどこまでも追いかけて連れ戻されて遂に不倫の15年の生活を余儀なくされたのである。原判決はその15年の生活の中に普通の夫婦に見られるような平穏さがあった旨を認めているが、それこそ皮相の見解であって被告人の異常な忍耐強さが表面に表わさなかっただけで、心中では常に父の背徳不倫行為に泣きつつあったのである。

以上のような事実は被告人が15年間その実父によって憲法第18条の禁止する奴隷的拘束を受けて来たことになるのである。

従って又被告人は憲法の保障する幸福追求の権利すら奪われてしまったのである。

被告人はこのように奴隷的拘束の下に15年の忍従生活を強いられて来たのであるから愛人ができ普通の結婚ができるとなれば自らの幸福追求のために従来の不倫の奴隷的拘束より脱却せんとすることはむしろ憲法上保障されたところの権利でさえあるのである。

本件は漸く人間的価値に目覚めた被告人が従来からの奴隷的拘束よりの解放を意識したのに対し狂気の如く之を阻止せんとした父に実力を以って抵抗したものであって、当然正当防衛ないし過剰防衛に該当するものである。

然も被告人の本件行為は前記正当防衛ないし過剰防衛に該当するばかりでなく、反射的には一部の学者の唱えるいわゆる低抗権の行使に該当し、この意味においては正当防衛として違法性を阻却されるのである。更に又本件の場合のように差し迫った環境の中においては被告人程度の一般女性には到底正当行為を期待することは不可能であり、このような見地からしても本件は違法性を阻却するものと言うことができるのである。

以上のような事実を総合するときは原判決は判決に影響を及ぼす法令違反ないし重大な事実の誤認をしておるものであり、然も既に述べたように極めて特異なケースである。

本件は之を破棄しなければ著しく正義に正するものと思料する。よって原判決は破棄するのが相当である。

(6) 結語

半世紀前の事件を振り返ると、性的虐待行為の犯罪性、またそれがもたらす結果の重大性に言葉を失うが、一方、仮にこのような事例が現在生じたとしたならば、生まれた乳幼児の健診や要保護児童対策地域協議会による情報の共有などを通じてもっと早く状況が把握され、種々の支援が実施されることで、事件を未然に防ぐ可能性が広がったのではないかと感じられる。

一方、10年以上の間隔を隔てて嬰兒2人の命が奪われた本事例は、知人女性に支えられて実母が自ら警察におもむき、自首するまで事件が明るみになることはなかった。逆に言えば、当事者が申し出ない限り、永久に闇に葬られていた可能性が高い事件であった。角田弁護士は、「家族の中に被害者と加害者がいるとき、プライバシーを侵害しない形で外から救い出せるかは、とても難しい問題だ」と述べているが、過去から現在に至るまで、時を経てもなお、このような児童虐待、性的虐待を発見し、支援することの難しさを痛感させられた事件であるとも言えよう。

日本では、昨今0日児死亡の問題が大きく取り上げられ、児童福祉法では、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」と定め、要保護児童対策地域協議会において、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うなどの取り組みを要請している。とはいえ、児童虐待の種類別対応件数において、性的虐待の割合は例年わずか数%にとどまっており、本事例のような形の父から娘への性的虐待による妊娠などを把握し、支援することは簡単ではない。

本事例は、現代社会においても、長年続く性的虐待や、それによって妊娠、出産し、殺害せざるを得ないところまで追い詰められる女性が存在していることを示したものであり、関係機関、関係する専門職等に対して、より丁寧に発見に努め、支援していくことを求めているものとも言えよう。

(川崎二三彦)

引用・参考文献

弁護士ドットコムタイムズ (2021). 尊属殺人罪は違憲か合憲か? 親子二代にわたる執念の戦いが日本の裁判史を塗り替えた 大貫正一弁護士ロングインタビュー

林弘正 (2019). 児童虐待の司法判断. 成文堂, p173-178

川崎二三彦 (2019). 虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか. 岩波新書.

最高裁判所 昭和 45 年 (あ) 第 1310 号 (1973 年 4 月 4 日判決)

『週刊実話』2016 年 5 月 18 日号

『週刊女性』2016 年 5 月 24 日号

東京高等裁判所 昭和 44 年 (う) 第 1629 号 (1970 年 5 月 12 日判決)

塚原久美 (2022). 日本の中絶. ちくま新書.

宇都宮地方裁判所 昭和 43 (わ) 第 278 号 (1969 年 5 月 29 日判決)

15. 相模原市 14 歳男児保護見送り自殺事件（神奈川県 2016 年）

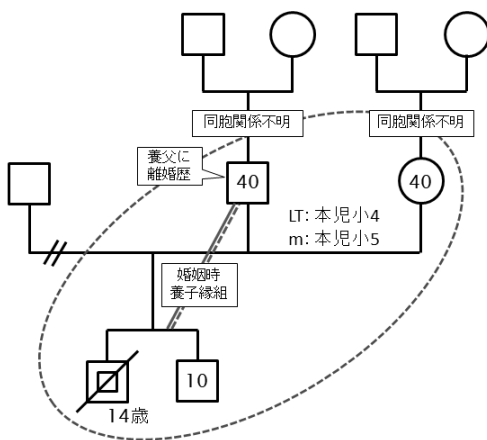
（1） 事件概要

2013 年（平成 25 年）11 月上旬、小学校から、区の児童家庭相談担当課(以下、(区)相談課とする)に虐待通告があり、同課が小学校を訪問、本児と面接したところ、養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をした。そこで(区)相談課は児童相談所に一時保護の検討を依頼したが、来校した実母が親族宅に本児を預ける提案をし、本児も希望したので一時保護はされず、本児は親族宅に帰宅した。その後も同様のことが続いたが、いずれの機会も一時保護はされず、親族宅や自宅に帰宅した。

中学生になり、同様の事態があつて、児童相談所は学校にて本児及び実母と面接した。養父に暴力を振るわせないことや児童相談所での面接を実母が約束したことから一時保護は見送られ、母子は帰宅。以後、母子は定期的に児童相談所に通所したが、都合 6 回の通所面接後、実母及び養父から今後は通所しない旨の意向が示され、児童相談所は、中学校訪問により本児の様子を確認していくこととした。

その後、中学校が児童相談所に対して、本児が養父からの暴力を訴えている旨を連絡したが、虐待通告として受理されず、児童相談所は学校に対して本児の引き続きの見守りを依頼する旨を連絡した。中学校からの連絡から 17 日後、自殺を図った本児が発見され、病院に搬送後、一命を取りとめたものの意識は戻らなかった。そして自殺企図から 1 年 3 か月後、本児は体調悪化により入院していた病院で死亡した。

（2） 家族の状況（年齢等は本児死亡時点）



本児が死亡した2016年2月28日時点の家族図
(自殺を企図し意識不明となったのは、2014年11月)

実母（40 歳）会社員。実父とは本児小学 2 年の頃離婚。

実父（年齢不詳）相談経過の中で実父の登場はなく不詳。

養父（40 歳）会社員。母子とは本児小学 4 年時から同居、本児小学 5 年の時に結婚し、本児及び弟と養子縁組。

本児（14 歳）中学 2 年生。中 1 の時に自殺を図って意識不明になった後、重症心身障害児としての認定を受け、医療型障害児入所施設に入所、その後死亡。

弟（10 歳）小学 5 年生。

(3) 事件の経過

小学6年の11月から3月まで（通告を受けての対応—小学6年生時）

2013（平成25）年11月上旬、本児が通う小学校が「本児の顔に痣がある」と(区)相談課に虐待通告をした。(区)相談課が小学校を訪問し本児と面接。本児が養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をした。(区)相談課は児童相談所に一時保護の検討を依頼する通告を行ったが、来校した実母から親族宅に本児を預ける提案があり本児もこれを希望したため、一時保護はされず、本児は親族宅に帰宅した。また、今後の本家庭への支援は(区)相談課が行っていくこととなった。

なお、小学校が(区)相談課に通告するにあたっては、教育委員会のスクールカウンセラーが、11月上旬に教職員からの相談を受け、本児から聞き取りを行い、(区)相談課へ通告するよう小学校へ助言している。

同月中旬、本児は泣きながら登校し、「これ以上親族宅にはいられない」「行き先がない」「施設から今の小学校に通いたい」などと話した。連絡を受けた(区)相談課は、家庭訪問して父に暴力を振るわないことを約束させるなどしたが、本児の不安は高く、(区)相談課や養父、実母、親族等が学校において話し合い、親族宅での生活をさらに1週間続けることとなった。なお、本児も「1週間したら家に帰ります」と発言し、学校も「1週間後には本児を家に帰すよう指導する」旨を述べ、本児は予定どおり帰宅した。

その後は順調に登校していたが、12月にも養父に軽く叩かれたという。連絡を受けた(区)相談課は、学校に対し無理に帰さないよう伝えているが、学校は、本児が帰宅する旨を発言したことを受けて自宅に帰宅している。

同月、今度は深夜に、近隣住民からもこども虐待110番と小学校へ通絡があった。本児が「養父に首を絞められた」と訴えて避難してきたという。深夜でもあったことから、学校教師と養父、実母及び本児が自宅に移動して話し合ったが、途中で本児が寝てしまい、教師も引き払ったのであった。翌朝の土曜日、学校は自宅に電話し、改めて状況を確認したところ、養父は首を絞めたことを否定、本児も「首を絞められていなかったかも……」と発言する。それを受けて養父は、「(本児が)嘘をつく、なぜ嘘をつくのだろうか」などと問いかけ、医療機関を受診する方向で話し合いが行われている。

一方、教育委員会では11月中旬にスクールカウンセラーが授業観察をし、12月までは学校から話を聞くだけにとどまっていたが、2014（平成26）年1月には本児と会い、担任と小学校の支援コーディネーターに相談ができていないこと、特に今は困っていることはないことを確認し、本児からも特に今は困っていることはない聞き取っている。

小学校卒業を翌月に控えた同年2月の深夜、本児が両親からの暴力を訴え、コンビニエンスストアに避難してきた。頬に青あざを確認したコンビニエンスストアの店員は学校に連絡し、本児は校長と一緒に小学校の保健室で一夜を明かす。学校から連絡を受けた(区)相談課が、学校も同席の上で改めて実母と面接したところ、実母は、(養父については触れず)自身の行為は認め、本児が嘘をついたり返事をしないからだの説明した。その上で、本児を親族宅に預けることは、家長である養父が拒否しておりできないと述べる。結果として、実母と本児の会話の時間を持つこと、養父が飲酒するときには、本児は自室に戻ることを実母が約束。本児も了解して母子で自宅に帰宅したのであった。(区)相談課は同日、対応した内容について児童相談所に情報提供した。

小学校は、虐待を把握し通告した後も(区)相談課との連携を図り、本児の気持ちを受け止め、保護者に対しても寄り添う関わりに努めながら見守りやケアを継続し、指導経過を中学校に引き継いでいる。一方、この時期児童相談所はケースの主担当であった(区)相談課に対応を任せる意識が働き、本児が中学校に入学して5月に通告を受けるまで、組織的な検討はなされていなかった。他方、(区)相談課においても主担当だった

間、児童相談所を含めた要保護児童対策地域協議会個別ケース会議を開催していない。これは、(区)相談課が状況を児童相談所に報告するとともに、学校と連携しながら本児や家庭に寄り添った支援を行ってきたことから、関係機関と状況の共有ができていと理解していたことによる。

中学入学後から中学1年10月上旬まで（中学入学後の対応）

このようにして本児は中学校に入学したが、中学校では、担任教諭が入学当初から本児の気持ちに寄り添い、家庭生活における苦痛を共感的に受け止めるケアを行うとともに、児童相談所及び(区)相談課と継続的に連携を図り、本児の見守りや家庭への連絡を行っており、11月中旬の学校行事でも、本児の活動の様子を見守ると共に声かけを行い、様子を確認し状況に応じた支援を行っている。

さて、中学入学後の2014（平成26）年5月下旬の夜、養父からの暴力により家を抜け出した本児は、コンビニエンスストアに助けを求めた。同店の店員が110番通報し、本児を保護した警察は、本児を未明に親族宅に引き取らせ、後日、児童相談所へ书面通告している。

この後、自宅に戻った本児は、「なぜ警察に連絡したのか」などと養父に叱責され、中学校教師に対して「できれば親族の家に帰りたい」と話したため、中学校は(区)相談課に連絡した。同日、(区)相談課から同趣旨の内容が児童相談所へ通告され、(区)相談課及び児童相談所が中学校を訪問、本児及び来校した実母と面接した。実母は、改めて養父に暴力を振るわせないこと、及び翌日の児童相談所での面接を約束したことから一時保護はされず、母子は自宅に帰宅した。これ以降、児童相談所が主担当として支援していくこととなった。

翌日、実母、養父及び親族が児童相談所に来所、面接し、実母及び本児が定期的に児童相談所に通所することとなった。以降、児童相談所は、実母及び本児と6回の通所面接を行った。通所面接では児童福祉司と児童心理司が毎回近況確認を行うとともに、本児に対して各種心理検査を実施。本児の特性を把握し、実母へ結果説明を行っている。

児童相談所が関わりを開始したことにより、中学校ではスクールソーシャルワーカーの要請の検討を行わなかった。また6月以降、児童相談所が親子通所面接を開始したため、スクールカウンセラーも積極的に面接を行うことはしていない。

同年10月上旬、第6回目の通所面接の際、実母及び養父から今後は通所しない旨の意向が示される。実母の体調不良により親子通所面接を終了したいとのことであった。児童相談所は、親子通所面接を継続できないのであれば、本児を一時保護することを保護者に提案したが、受け入れられなかったため、中学校訪問により本児の様子を確認していくこととし、中学校に本児の見守りを依頼。後日、担当児童福祉司が中学校を訪問し、本児と面接した。

なお、本件は、通所が中断した直後の援助方針会議で「報告案件」として説明されているが、同年6月から10月までの間、「要検討案件」として取り上げられることはなく、保護者の養育姿勢に関する本質的な課題や本児の養父に対する嫌悪感、施設で暮らしたいという本児の訴えに着目した論議はなされていなかった。

中学1年の10月下旬から中学2年の2月まで（自殺企図とその後の死亡）

通所による面接の終了が決まってから約3週間後の10月下旬、中学校は児童相談所に対し、「本児が『寝室で養父に投げ飛ばされ、ベッドに脇腹が当たって傷ついた』などと訴えている」と連絡した。ただし、児童相談所はこの連絡を虐待通告として取り扱わず、11月に入って、本児の見守り継続を依頼する旨、中学校に連絡するに留まっていた。

自殺を図った本児が発見されたのは、その11月中旬のことである。病院に搬送され一命は取りとめたも

の、意識は戻らなかった。児童相談所は、「昨晚本児が自宅を飛び出した後、翌朝自殺を図り、救急搬送された」という一報を、搬送先の病院から連絡を受けたこども虐待 110 番からの報告により把握した。

翌日には、中学校長、担任教諭、(区)相談課職員、児童相談所長で病院を訪問し、主治医及び看護師から本児の病状、経緯の説明を受け、今後の方針について確認している。

中学校は、搬送の連絡を受けた後、継続的に本児の状態について保護者に電話で確認を行った。また、事件当初から病院に出向いて様子を伺い、その後も継続的に病院に出向き、可能な際は本児の様子を見舞うとともに、難しい場合には、保護者との面会を行っている。教育委員会においても、スクールカウンセラーが学校から、本児の状況や今後の学校の対応について聞くとともに、本児が長期入院をしていたため、他の生徒のケアが必要となり、学年の様子について担任等と情報を共有し、見守りを行った。

2015 (平成 27) 年 6 月 (学年は中学 2 年)、本児は重症心身障害の状態であったため、医療型障害児入所施設に入所した。しかし、約半年後の 2016 (平成 28) 年 1 月、本児の体調が悪化したため、施設から病院に再入院となる。そして翌 2 月、入院中の病院で亡くなったのであった。

(4) 事件へのコメント

本事件公表直後の新聞報道

2016 (平成 28) 年 3 月 22 日、相模原市が本児の死亡を発表した。公表当日から、新聞等メディア各社がこの事件について一斉に報道を開始している。「児相保護せず、中学生自殺 両親の虐待で相談」(『朝日新聞』2016 年 3 月 22 日)、「中学生自殺 児相『適切に対応』 所長『指導で親子関係改善』」(『読売新聞』2016 年 3 月 22 日)、「<中学生虐待>警察や児相指導むなしく 自殺図り 2 月死亡」(『毎日新聞』2016 年 3 月 22 日) など、各社さまざまな見出しで記事を掲載した。

識者からのコメントでは、児童相談所の所長経験がある津崎哲郎・関西大客員教授 (当時) は「本人の意思表示がはっきりしているうえ、両親に指導できなくなった時点で保護するべきだ。なぜ保護しなかったのか理解に苦しむ」と批判する。児童虐待問題に詳しい認定 NPO 法人「チャイルドファーストジャパン」の山田不二子理事長は、児相は親子関係を改善する役割も担われていると指摘。「いずれ親元に帰ってもらうため、対立を避けようとしてしまう。児相の二つの機能を分離し、子どもを的確に保護できる仕組みをつくる必要がある」と提言する。(『朝日新聞』2016 年 3 月 23 日)

国の「子ども虐待対応の手引き」にある「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を用いて児童相談所が対応を判断していたことに触れた報道もある。「14 年 10 月には母親の体調不良を理由に面接指導ができなくなり、児相は一時保護を提案したが、両親は同意しなかったという。同意がなくても、児相は職権で強制的に保護できるが『急迫した状況ではなかった』として保護しなかった。相模原市の場合、一時保護が必要かどうかは『虐待による外傷があるか』など子どもの状況をリスクの高い順に 1~8 の数値で判断する。1~4 の場合は職権で保護する対象となるが、生徒はリスクが低い方から 3 番目の 6 だった」¹ (『朝日新聞』2016 年 3 月 23 日)

本児に関することでは、「通っていた中学校の教頭によると、生徒は野球部に入り、長期欠席することもなく、『学校が大好きだった』」(『朝日新聞』2016 年 3 月 23 日)、「生徒が通っていた中学校の校長が 22 日、

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成 25 年 8 月改正版)」では、一時保護の要否を判断する際に「一時保護に向けてのアセスメントシート」及び「一時保護に向けてのフローチャート」を参照することとし、第 1 群から第 8 群まで、情報整理のための 8 つの枠組み (①当事者が保護を求めている、②当事者の訴える状況がさし迫っている、③すでに虐待により重大な結果がある、④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い、⑤虐待が繰り返される可能性が高い、⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている、⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある、⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等)を設定している。

報道陣の取材に応じ、『学校が好きな明るい生徒で、普段は虐待で困ったような素振りは見せなかった。残念でならない』（『産経新聞』2016年3月23日）というコメントが掲載されている。また、「市関係者によると、生徒の母親は息子の死について『私たちが今後、懸命に生きることでは償えない』と話しているという。児相の対応については『子育ての苦勞が伝わらず、通えば通うほど親子関係が悪くなった』と話している」（『読売新聞』2016年3月23日）という情報を伝える報道もあった。

本児が通っていた市内の中学校では、2016（平成28）年3月23日に全校集会が開かれ、在校生約400人にこれまでの経緯が説明された。「集会は非公開。同校によると、生徒が一昨年11月に自殺を凶って意識不明となり、今年2月に死亡するまでの間、学校側は同級生らに病気で長期欠席をしていると伝えていた。集会では全員で黙祷し、校長らが『亡くなった彼の分まで命を大切に生きていこう』と訴えたという。2年生の女子生徒は『かわいいキャラで人気者だった。先生からは心臓が弱くて入院している、と聞いていたので、ニュースで知って、びっくりした。周りの友達には泣いている子もいた』と話した。」（『朝日新聞』2016年3月23日）

事例検証の実施

2016（平成28）年3月24日、相模原市の加山市長（当時）は記者会見で、『どこに問題があったのか、市の審議会に報告し、しっかり検証していく』と述べた。また、「22日の児相の会見では、担当者が同時に抱えていた取扱件数が約90件と、他の児相の担当者の30～50件に比べて多いことが明らかにされた。この点について、加山市長（当時）は『検証して、職員数が足りないのであれば最優先に対応したい』と語った」（『朝日新聞』2016年3月25日）

有識者5名を委員とする「相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会」が、2016（平成28）年4月から9月まで毎月1回、計6回会議を開催した。また、児童相談所、(区)相談課、中学校及び小学校を対象とした検証部会による個別ヒアリングが、5月下旬から6月初旬にかけ計4回実施されている。検証結果は、同年9月に「相模原市児童虐待重篤事例検証報告書」としてまとめられ、公表された。

検証報告書では、本事例から見出された課題を次の9項目に分けて整理し、それぞれの項目ごとに、課題に対する提言を行っている。

- (1) 要保護児童対策地域協議会による情報共有、情報連携
- (2) (区)相談課と児童相談所による二層構造の役割分担、責任の明確化
- (3) 児童に寄り添ったケースの見立て及び対応について
- (4) 一時保護（職権保護）の判断について
- (5) 児童相談所内の適切な意思疎通の確保
- (6) 児童相談業務支援システムの活用
- (7) (区)相談課、児童相談所の経過記録の記載方法について
- (8) 学校の対応について
- (9) 児童福祉施設の役割・機能に対する理解について

ここでは2つの項目を取り上げ、掲げられた課題と提言を紹介したい。

まず、(3)児童に寄り添ったケースの見立て及び対応について。この項目からは、児童相談所等が「なぜ本児に寄り添った対応ができなかったのか」、という多くの人が持ったであろう疑問に対して、課題と提言の記載内容から、本事例の状況を多少知ることができる。

（課題）

- ・本児が帰宅拒否の意思表示をした際、(区)相談課、児童相談所、小学校は、親族宅ならば安全と考えて対応

したが、その後の経過の中で、親族も養父の意向に沿って対応している様子がかがわれ、永続的に安全が確保できる状態ではないことは十分把握できたと思われる。また、本児の意向に沿わないと考えられるにもかかわらず、自宅に戻す対応がしばしばとられた。本児の訴えにきちんと耳を傾けるという点で課題があった。

- ・本児が学校で養父の暴力を訴えたり、逃げ出して助けを求めた際の対応として、多くの場合、保護者と同席で本児の面接や意向確認がなされているが、虐待を訴える児童が、保護者同席の場で、自己の意思を自由に話すのは難しいという基本的な理解が欠けていたのではないかと思われる。

- ・こうした対応の中で、小学校は、保護者の訴えに偏った判断を行い、本児に誇張や虚言癖の傾向があると受け止め、結果として、児童相談所に一時保護を求めるというより、本児の態度が変わることで家族関係が改善されることを期待し、本児の気持ちに寄り添った対応がなされなかったと言わざるを得ない。

- ・(区)相談課及び児童相談所も、小学校からの情報に対して、内容を精査して適切な見立てを行い、学校に理解を求めるという点で不十分さがあり、本児の意向に沿った対応ができなかった点で課題があった。

- ・児童相談所が主担当となって通所指導を行う際には、保護者に対して、「本児の課題について一緒に考える」といった説明を行って通所指導についての同意を得たため、本児の訴えや家族状況からうかがえる養育上の問題に対応することができず、保護者が通所を拒否した段階でも、危機感を持った対応ができなかった。

(提言)

- ・繰り返される子どもからの訴えについては、たとえその一つ一つが重大な結果に結びつく恐れが低いと思われる場合であっても、丁寧に聴き取る必要がある。その際には、加害者とされる者との同席を避けることも含めて、子どもが話しやすい環境を用意するよう心がける必要がある。

- ・(区)相談課や児童相談所は、児童福祉の専門機関としての立場から、学校等からの情報については、事実と評価を区分けして把握し、子どもの意見を十分踏まえたアセスメントを行う必要がある。

もうひとつの項目は、(4)一時保護（職権保護）の判断について、である。本児が複数回帰宅を拒否する意思表示をしたのに、なぜ一時保護が行われなかったのか、ということに関して、課題と提言の記述から要因等を読み取ることができるかもしれない。

(課題)

- ・本児はたびたび帰宅を拒否し、家を飛び出して保護を求めたことが何度もあった。こうした場面で一時保護を実施することは可能であったし、またその必要性は次第に高まっていたと思われるが、最後まで一時保護されることはなかった。その理由は、関係する機関の方針の不一致、(区)相談課と児童相談所の二層構造が適切に機能していなかったこと、本児の気持ちに寄り添った面接ができていなかったことなど、基本的な方針が不十分であったことによると思われる。

- ・加えて、本児が虐待を訴えてきた際に、面接した保護者の同意が得られず、その場でただちに一時保護に踏み切ることが困難だったという場合もあった。その場合、どのようにして子どもの安全を確保するのか(どのようにして一時保護を実施するのか)について検討すべきであるが、それがなされていなかった点も、課題としてあげられる。

- ・また、(区)相談課や学校は、一時保護の判断は児童相談所が行うものであるとして、受け身的な姿勢になっていたことも考えられる。(区)相談課や学校には、児童相談所が行う一時保護の決定や実施のプロセスなどについて十分な知識がなかったために、こうした傾向が強められたとも考えられ、この点でも課題があったと思われる。

(提言)

- ・児童相談所は、一時保護の判断とその実施は児童相談所長だけがなし得ること、また保護者の意思を問う

ことなく職権で実施できることを自覚し、仮に主担当機関でなくても、常に事例に注意を払い、一時保護の是非について主体的に検討する姿勢を持つ必要がある。

- ・一時保護の必要性が高いにもかかわらず、保護者の同意が得られない等の理由で一時保護ができなかった場合、所内で職権による一時保護の手順を確認し、速やかに子どもの安全を確保するよう取り組むことが必要である。

- ・児童相談所以外の関係機関においては、子どもの安全が守られているか否かについて常に注意を払い、必要に応じて児童相談所に対して一時保護の実施に関する意見を述べるなど、取り組みを強化すべきである。

- ・また、児童相談所以外の関係機関は、一時保護の決定と実施に至るプロセスを含めた虐待対応の仕組みについて、児童相談所の協力を得ながら、理解を深めていくことも必要である。

検証報告書公表時の報道

検証報告書が公表されると、新聞等メディア各社が一斉に報道した。「両親から虐待を受けて相模原市児童相談所（児相）に保護を求めた市立中学2年の男子生徒が自殺を図って死亡した問題で、市児相の対応などを検証していた医師や有識者ら第三者を委員とする審議会の検証部会は報告書をまとめ、16日に市に答申した。

報告書は、男子生徒が通っていた小学校の情報から、市児相や区の相談課は生徒が誇張や虚言癖の傾向があると考えていたことが問題の背景にあったと指摘。このため、男子生徒の意見を十分踏まえた対応の検討をせず、生徒が保護を求めたにもかかわらず一時保護がなされなかった、としている。

9つの問題点として▽要保護児童対策地域協議会による情報共有▽区の相談課と市の役割分担▽一時保護の判断などを挙げ、市児相の児童福祉司の増員や児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザーの適切な配置などの改善案を示し、市児相の体制強化を提言している。

会見した川崎二三彦部会長（子どもの虹情報研修センター長）は、『相談機関の方々は、常に子どもの立場に立って考えていると思うが、改めて子どもたちの思いを受け止める真摯な姿勢を忘れないでほしい』と強調した。

加山俊夫市長（当時）は『答申を重く受け止め、関係機関による情報共有の徹底と役割分担の明確化を図り、このようなことが繰り返されないよう万全の対策を講じたい』とコメントした。（『神奈川新聞』2016年9月17日）

（5） 事件がもたらした影響

一時保護基準の見直しへの動き

本児の死亡が発表された直後から、国はいちはやく動いた。2016（平成28）年3月28日には、渡嘉敷厚生労働副大臣（当時）が義家文部科学副大臣（当時）とともに、相模原市児童相談所を視察している。

「両親から虐待を受けて相模原市児童相談所（児相）に通所していた男子中学生が自殺を図って死亡した問題を受け、厚生労働省は児童を強制的に一時保護する際の基準を設ける方針を決めた。基準を明確にして、自治体が迷わず一時保護できるようにする狙い。28日に相模原市児相を視察した渡嘉敷奈緒美厚労副大臣が明らかにした。

義家弘介文部科学副大臣とともに視察後、渡嘉敷氏は「（強制的な）職権保護をどの段階ですべきだったのか。ちょっと問題があったのではないか。しっかり基準を定めていきたい」と述べた。

厚労省は同児相に報告書の提出を求めており、その中身を踏まえて基準をつくる方針。（『朝日新聞』2016

年3月29日)

「神奈川県相模原市児童相談所に保護を求めていた男子中学生が自殺した問題で、塩崎厚生労働相（当時）は29日の閣議後の記者会見で、男子中学生が求めていた一時保護が行われなかったことを踏まえ、厚生労働省が児相に示している一時保護の基準を改める意向を示した。」（『読売新聞』2016年3月29日）

「両親から暴力を受け、児童相談所（児相）に保護を求めていた相模原市の男子中学生が2014年11月に自殺を図り、今年2月に死亡した事案を踏まえ、厚生労働省は29日、虐待を受けた子どもを親から引き離す「一時保護」について、親の同意が得られなくても積極的に行う環境を整えるため、児相の運営指針を見直す」と発表した。

児相による一時保護は、親の同意を得ることが原則だが、同市のケースでは両親が保護を拒否し、保護を見送っていた。現行の指針は「放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合にはこの（原則の）限りではない」としているが、具体的な状況は示していない。」（『時事通信』2016年3月29日）

国会議での報告と運営指針改正

2016（平成28）年8月4日厚生労働省主催「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」の場で、相模原市児童相談所長が本事例を報告。翌月、2016（平成28）年9月29日付けで「児童相談所運営指針」が改正された。一時保護については運営指針第5章に示されているが、一時保護の目的に関しては「子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」という記述が加えられ、明確化が図られた。

特に大きかった改正点は、一時保護の強行性に関する記述である。改正前と改正後を次に記す。（下線は変更箇所）

（改正前）

3. 一時保護の強行性

(1) 一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。

(2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。なお、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう十分な調整を図る。

(3) 一時保護は、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合にも行うことができる。これは、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から例外的に認められているものである。なお、この場合においても親権を行う者又は未成年後見人の同意を得るよう十分な調整を図る必要がある。

（改正後）

3. 一時保護の強行性

(1) 一時保護は、事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい。このため、一時保護の理由や必要性等について理解と協力を得られるよう努力すべきであるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、当該同意を得なくても一時保護を行うことができる。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく

行うべきである。

(2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう努めることとする。

(6) まとめにかえて～この事件から3つの課題を考察する

調査保護への繋がり

児童相談所運営指針において一時保護の目的が加筆、明確化されたことは前述の通りだが、本事例が改正の契機となったことは間違いない。特に、一時保護を躊躇なく行うべき、という文言が書かれたことで、児童相談所は子どもの安全を守るための一時保護を、自信をもって実施できるようになった。

他方、社会の中で持たれていた児童相談所のイメージを、より一層強権的なものにしたのではないかと、ということも考えられる。児童相談所に躊躇なく子どもを一時保護されてしまった保護者が受けるダメージや、あるいは子ども自身が体験する衝撃は、決して小さくないだろう。

とはいえ、この改正の最大の貢献は、調査を目的とした一時保護が従来よりも実施しやすくなった点にあると考える。子どもが明らかに被虐待の状態にあるが、受理段階ではほとんど情報がなく、虐待者が特定できないような事例～例えば性的虐待が疑われる事例等は、調査を行う間、子どもを安全な場所に一時保護できているか、できていないかによって、児童相談所による調査方法や内容、支援のスケジュールが大きく左右される。児童相談所がアセスメントを見誤った場合には、子どもの人生が大きく歪められてしまうこともある。

新設児童相談所が抱える課題

相模原市児童相談所は、2010（平成22）年4月政令市移行に伴い開設された。本事例を受理した2013（平成25）年11月時点は、開設後まだ4年にも満たない時期である。

国の統計報告をみると、2010（平成22）年度相模原市の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は569件、児童福祉司の配置人数は13人。児童福祉司1人あたりの対応件数を単純に算出すると、43.8件となる。本来開設初期は組織の基盤をしっかりと固め、そのうえで人材育成の仕組みを整えたい時期だと思うが、相模原市においては毎年虐待対応件数が急増する時期が重なってしまった。児童相談所が本事例の主担当となった2014（平成26）年度には、対応件数951件、児童福祉司配置人数17人、児童福祉司1人あたり対応件数55.9件。人員増は図られているが、急増する対応件数に明らかに追いついていない。

他方、地域の社会資源を十分に整備してから開設できた児童相談所は、これまでどれくらいあったのだろうか。ほとんどの児童相談所は、地域の関係機関や支援者の方々に理解を求め、連携と協働を積み重ねながら段階的に整えていったものと思われる。相模原市においても、本事例に対応していた時期は社会資源整備の初期段階にあった。支援方針の検討や判断にどの程度影響があったのかまではわからないが、児童相談所を新設する際の課題のひとつであるという指摘はできるだろう。

児童相談所のアセスメントと子どもの意見表明権

本事例では、2014（平成26）年6月上旬から10月上旬の間で6回、児童相談所が本児と実母、養父らとの面接を実施している。その面接から児童相談所が何を評価し、また何を見落としてしまったのか。検証報告書に児童相談所のアセスメントに関する記述はないが、課題と提言(9) 児童福祉施設の役割・機能に対す

る理解について、の項目に、次のような記述がある。

・小学校の教諭や(区)相談課の職員の多くが、本児の実母に対する思慕の強さや本児の転校したくないとの意向にも影響され、在宅での支援を継続する方向に傾きがちで、結果的に支援の選択肢を狭めてしまう状況にあった。

児童相談所では母子通所面接を通じて、職権保護が判断できるような心配の事実を確認するよりも、安心な様子の方を本児ら家族から見出したのかもしれない、と推察する。

本児の気持ちに寄り添わなかった、という厳しい指摘から児童相談所が逃れることはできないかもしれない。だが、子どもを一時保護すること、ましてや施設措置することは、保護者や家族のみならず、何より子ども自身の生活、人生に大きな影響を及ぼすことである。児童相談所がその権限を行使する場合、子どもの最善の利益となるかどうか問われることになる。

一方、子どもの声を聴くことは、決して容易なことではない。児童福祉司や児童心理司だけが聴き取った内容で権限行使を判断している仕組みこそ、見直す必要があるのではないか。相模原市が2020(令和2)年3月に策定した「社会的養育推進の基本的方向性」では、子どもの権利擁護に関する取組の今後の方向性として、当事者である子どもからの意見表明や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策など、子どもの権利擁護に関する取組を進めることとしている。2016(平成28)年児童福祉法改正以降、国と地方自治体がようやく着手したばかりの取組であるが、本事例の再発防止のためにも、この取組の達成が急がれる。

(鶴岡 裕晃)

引用文献

平成28年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議(2016). 相模原市からの報告.

相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会(2016). 相模原市児童虐待重篤事例検証報告書.

表. 事件の経過

2013年	11月上旬	本児が所属する小学校から、(区)相談課に虐待通告があり、同課が小学校を訪問、本児と面接し、本児が養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をしたため、(区)相談課は、児童相談所に、一時保護の検討を依頼する通告を行ったが、実母から親族宅に本児を預ける提案があり、本児もこれを希望したので、一時保護はされず、本児は親族宅に帰宅した。
2013年	11月中旬	本児が養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をしたが、話し合いの結果、一時保護はされず、親族宅や自宅に帰宅した。
2013年	12月	こども虐待110番と小学校へ近隣住民から本児に対する養父からの暴力を主訴とした通告、連絡があったが、翌日に、小学校が、改めてこの出来事について、本児に確認したところ養父からの暴力を否定するような発言があった。
2013年	12月	本児が養父からの暴力を訴えて帰宅を拒否する意思表示をしたが、いずれの機会も、話し合いの結果、一時保護はされず、親族宅や自宅に
2014年	2月	

2014年	5月下旬	帰宅した。
2014年	6月上旬	本児に痣があるのを確認し、同年5月下旬の出来事を聞いた中学校から、(区)相談課に通告があり、同課と(区)相談課から通告を受けた児童相談所が中学校を訪問、本児及び実母と面接し、養父に暴力を振るわせないこと、翌日の児童相談所での面接を約束したので、一時保護はされず、本児は、実母とともに自宅に帰宅した。翌日、実母、養父及び親族が児童相談所に来所、面接し、実母及び本児が定期的に児童相談所に通所することとなる。
2014年	6月上旬～ 10月上旬	この間、児童相談所は、実母及び本児と6回の通所面接を行い、同年10月上旬、来所した実母及び養父から今後は通所しない旨の意向が示され、児童相談所は、中学校訪問により本児の様子を確認していくこととした。
2014年	10月下旬～ 11月上旬	中学校が、児童相談所に、本児が養父からの暴力を訴えている旨を連絡したが、虐待通告として受理されず、同年11月上旬、児童相談所は、中学校に、本児の引き続きの見守りを依頼する旨を連絡した。
2014年	11月中旬	自殺を図った本児が発見され、病院に搬送後、一命を取りとめたものの意識は戻らなかった。
2015年	6月	本児が医療型障害児入所施設に入所
2016年	1月	本児の体調が悪化して再び入院
2016年	2月	本児が入院中の病院で死亡

第 2 部

2021 年の児童虐待に関する文献一覧

表1 2021年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
相澤仁, 上鹿渡和宏, 御園生直美(編)	『中途からの養育・支援の実際：子どもの行動の理解と対応』	明石書店
相澤仁, 千賀則史, 野口啓生(編)	『家族支援・自立支援・地域支援と当事者参画』	明石書店
赤木ひとみ	『ジソウで見つけた宝石たち：児童相談所一時保護所で出会った子どもたち』	風媒社
安藤由紀	『ぼくのいのち』	復刊ドットコム
青山さくら, 川松亮	『ジソウのお仕事：50の物語で考える子ども虐待と児童相談所』	フェミックス
浅井春夫(編著)山野良一, 川松亮, 鈴木勲(著)	『子どものための児童相談所：児童虐待と子どもへの政治の無関心を超えて』	自治体研究社
飛鳥井望(編)	『複雑性PTSDの臨床実践ガイド：トラウマ焦点化治療の活用と工夫』	日本評論社
江花昭一	『虐待・いじめ・不登校の交流分析—親子と教師に役立つ心理学』	岩崎学術出版社
遠藤利彦(編著)	『情動発達理論と支援(シリーズ支援のための発達心理学)』	金子書房
藤本美奈子	『親の支配脱出マニュアル 心を傷つける家族から自由になるための本』	講談社
花丘ちくさ(編著)	『なぜ私は凍りついたのか：ポリヴェーガル理論で読み解く性暴力と癒し』	春秋社
原田誠一(編)	『複雑性PTSDの臨床：“心的外傷→トラウマ”の診断力と対応力を高めよう』	金剛出版
林知然, 永野真希, 林奈穂子	『児童養護施設から考える子どもの性と生：性教育実践報告』	かもがわ出版
本多隆司, 伊庭千恵	『心理教育教材「キックスタート、トラウマを理解する」活用ガイド——問題行動のある知的・発達障害児者を支援する』	明石書店
井上靖子	『「母なるものの元型」イメージがもたらす心の変容：事例に見る「二度生まれの心理療法」論(箱庭療法学モノグラフ第15巻)』	創元社
亀岡智美, 飛鳥井望(編著)	『子どものトラウマとPTSDの治療：エビデンスとさまざまな現場における実践』	誠信書房
関東若手市議会議員の会児童虐待防止プロジェクトチーム内書籍プロジェクトチーム	『子どもの虐待はなくせる!：「安心して子育てができる社会」を考える』	けやき出版
川畑隆	『要保護児童対策地域協議会における子ども家庭の理解と支援：民生委員・児童委員、自治体職員のみなさんに伝えたいこと』	明石書店
数井みゆき(編著)	『養育者としての男性：父親の役割とは何か』	ミネルヴァ書房
倉成央	『性格を変えるための認知行動療法ノート：幼少期のトラウマが消える』	大和出版
夾竹桃ジジ	『新・ちいさいひと：青葉児童相談所物語 9(少年サンデーコミックス)』	小学館
夾竹桃ジジ	『新・ちいさいひと：青葉児童相談所物語 10(少年サンデーコミックス)』	小学館
前川寿子	『保健師の裁量を拓く：@児童相談所：備忘録』	交友プランニングセンター・友月書房
松本邦裕	『トラウマの精神分析的アプローチ』	金剛出版
松本俊彦(編著)	『「死にたい」に現場で向き合う：自殺予防の最前線』	日本評論社
宮田量治	『外傷性ひきこもり：日本的な複雑性PTSDへの支援と治療』	星和書店
森田ゆり(編著)	『トラウマと共に生きる：性暴力サバイバーと夫たち+回復の最前線』	築地書館
永田晃一	『児童養護施設で育った俺がマンガ家になるまでの(おおよそ)8760日 2(コミック; 955.YKコミックス)』	少年画報社
南部さおり	『親の手で病気にされる子どもたち：医療乱用虐待と代理ミュンヒハウゼン症候群』	学芸みらい社
椛原真也	『児童養護施設で暮らすということ：子どもたちと紡ぐ物語』	日本評論社
日本弁護士連合会子どもの権利委員会(編)	『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第7版】』	明石書店
日本フェミニストカウンセラー協会日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会「アプローチ研究会DV被害者支援チーム」(編)	『DV被害を経験した女性と子どものために』	フェミニストカウンセラー協会
日本学童保育学会(編)	『学童保育研究の課題と展望：日本学童保育学会設立10周年記念誌』	明誠書林
日本公認心理師協会(監修)高橋幸市, 徳丸亨, 増沢高(編)	『児童虐待における公認心理師の活動』	金剛出版
二宮周平, 野沢紀雅(編)	『現代家族法講座 第3巻 親子』	日本評論社
信田さよ子	『家族と国家は共謀する：サバイバルからレジスタンスへ』	角川新書
野呂浩史(編)	『トラウマセラピーのためのアセスメントハンドブック』	星和書房
大江美佐里(編)	『トラウマの伝え方：事例でみる心理教育実践』	誠信書房
大西雅裕, 阪野学, 浦田雅夫, 山川宏和	『事例で学ぶ社会的養護』	八千代出版
大岡啓二	『人はなぜ、愛するわが子を虐待するのか：児童虐待が繰り返される本当の原因を探る』	みらいパブリッシング
大藪謙介, 間野まりえ	『児童養護施設施設長殺害事件：児童福祉制度の狭間に落ちた「子ども」たちの悲鳴』	中央公論新社
奥田晃久, 長田淳子	『それでも児童相談所は前へ：激動の現場で子どもの笑顔を守り続けたその仲間たちとの記録』	都政新報社
小野真樹	『発達障がいとトラウマ：理解してつながることから始める支援』	金子書房
小野修	『トラウマ返し：子どもが親に心の傷を返しに来るとき 新装版』	黎明書房
尾添椿	『こんな家族なら、いらぬ。(コミックエッセイの森)』	イースト・プレス
芝野松次郎, 新川泰弘, 山川宏和(編著)	『社会的養護入門』	ミネルヴァ書房
杉山登志郎	『テキストブックTSプロトコル：子ども虐待と複雑性PTSDへの簡易処理技法』	日本評論社
鈴木秀洋	『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』	第一法規
立花良之	『産婦自殺・母子心中をなくすための対応ガイド：10のケースでみる：母親のメンタルヘルスサポートハンドブック 続』	医歯薬出版
田中晶子, 安田裕子, 上宮愛(編著)	『児童虐待における司法面接と子ども支援：ともに歩むネットワーク構築をめざして』	北大路書房

田中れいか	『児童養護施設という私のおうち：知ることからはじめる 子どものためのフェアスタート』	旬報社
たつみ寛	『生きていて良かった虐待されても』	アイシーメディックス
鶴田智子	『保育所等における乳幼児ソーシャルワークに関する研究：要支援子ども・家庭への切れ目のない支援をめざして』	風間書房
上田礼子	『家庭と地域の連携でめざす子ども虐待予防：新しい実践的戦略』	ミネルヴァ書房
鵜飼奈津子, 服部隆志(編著)	『虐待を受けた子どものアセスメントとケア：心理・福祉領域からの支援と協働』	誠信書房
魚田コットン	『家族、辞めてもいいですか？』	KADOKAWA
山縣文治	『保育者のための子ども虐待Q&A：予防のために知っておきたいこと』	みらい
山口季音	『児童養護施設の生活環境のダイナミクス：家庭で暮らせない子どもの育ちと職員の実践』	学文社
山本潤	『13歳、「私」をなくした私：性暴力と生きることのリアル』	朝日新聞出版

表2 2021年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・編者	書籍名	出版社
クラウディア・ブラック(著)水澤都加佐(監訳)会津亘(訳)	『あなたの苦しみを誰も知らない：トラウマと依存症からのリカバリーガイド』	金剛出版
アイリーン・ムンロー(著)増沢高(監訳)	『子ども虐待 保護から早期支援への転換：児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして』	明石書店
メリッサ・K・ラニアン, エスター・デブリンジャー(著)亀岡智美, 花房昌美(監訳)	『CPC-CBT 親子複合型認知行動療法セラピストガイド：身体的虐待リスクのある子どもと家族をエンパワーする』	金剛出版
トリイ・ヘイデン(著)入江真佐子(訳)	『シーラという子【新版】：虐待されたある少女の物語』	早川書房
トリイ・ヘイデン(著)入江真佐子(訳)	『タイガーと呼ばれた子【新版】：愛に飢えたある少女の物語』	早川書房

表3 2021年の児童虐待に関する雑誌特集号

(『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
地域保健 52(2)	『児童相談所と地域の関わり：これからの社会的養育推進に生かす保健師の視点』	座談会 児童相談所保健師の現場から 知ってほしい！「社会的養育の推進に向けて」 三重県の取り組み：都道府県の事例 明石市児童相談所「明石こどもセンター」の取り組み：中核市の事例 江戸川区児童相談所「はあとポート」の取り組み：特別区事例 「三沢キッズセンターそらいえ」を児童虐待防止の拠点に：市町村の事例 民間との協働事例から考える特別養子縁組 フランスの途切れない福祉と専門職への信頼形成	稲垣美登利, 小林幸恵, 杉山真澄, 義永直巳 河野真寿美 白井美樹 白井美樹 吉田靖代 田鎖雅子 森崎智恵子 安發明子
保育の友 69(14)	『子どもと保護者を虐待から守る：いま、私たちにできること』	児童虐待の現状と保育園等の役割 児童虐待対応において保育園等がかかわる関係機関と専門職	川松亮 笠原正洋
保健医療科学 70(4)	『子どもへの虐待のない社会の実現に向けて：児童虐待予防に向けた課題と戦略』	巻頭言 子どもへの虐待のない社会の実現に向けて—児童虐待予防に向けた課題と戦略— 児童虐待防止に関連した法律の改正にともなう新たな児童虐待防止の対策 児童相談所保健師に期待される役割 虐待を受けた子どもの社会的養育について 児童福祉司を中心とした子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について：国家資格化に向けた養成課程や養成システムのあり方を視点にして 市町村における地域の児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望—公衆衛生学アプローチと包括ケアシステムとの融合—(解説) 児童虐待防止のための多職種・多機関連携の促進	大澤絵里 久保健二, 湯川慶子 中板育美 上鹿渡和宏 相澤仁 大澤絵里, 越智真奈美 松繁卓哉, 越智真奈美, 湯川慶子, 大澤絵里
保健師ジャーナル 77(7)	『DVと子ども虐待』	DVと子ども虐待との関係—早期発見・支援の重要性と保健師への期待 DV被害者支援のための法制度と課題 DV被害者やその子どもに必要な支援とは—母子保健の現場でできること 産後に強い不安感を訴えた母親への保健師によるDV対応と虐待予防— NPO法人埼玉子どもを虐待から守る会の事例 児童相談所保健師によるDV対応と虐待予防：川崎市の事例	山縣文治 可児康則 大島亜友美 渡辺好恵 田畑奈津美
看護技術 67(11)	『救急領域における虐待への気づき』	救急領域における虐待の現状 看護師が行うアセスメントと連携のポイント	山田典子他 山田典子
看護のチカラ 26(561)	『STOP THE 児童虐待』	小児虐待対応チームの活動と看護師の役割 小児医療ができること	近藤美和子, 中田尚子 本山景一
刑法雑誌 60(1-3)	『児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方』	共同研究の趣旨・問題意識 将来に向けた子ども虐待対応制度の提案 警察の立場から 児童虐待への刑事的介入と多機関連携：公共政策としての刑事司法の観点から	増井敦 久保健二 三原恵 稲谷龍彦
子育て支援と心理臨床 20	『家族関係のアセスメントと支援』	総論 家族関係のアセスメントと支援 児童虐待に関する家族支援とアセスメント 青年期家族のアセスメントと支援：アタッチメント対象移行のために アセスメントと協働を歪める虐待トラウマ：二次的外傷性ストレスと社会的防衛、そしてワークディスカッション	菅野信夫 桜井亮平 北島歩美 鈴木誠
公衆衛生 85(9)	『児童虐待予防に求められる医療・保健の役割：これ以上痛ましい事件を繰り返さないために』	近年の児童虐待と児童相談所の役割 児童虐待予防に果たす市区町村の体制と保健・医療・福祉の行動連携：東京都の特別区で進む児童相談所設置の意義にも触れながら 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けて—国が向かおうとしている新しい福祉ビジョンに求められていること 子どもの心の傷を癒やす家庭養育推進に必要な医療・保健の役割 行政の援助を拒む保護者への法的アプローチ：児童相談所の法的介入の現状と課題 児童相談所の一時保護所の役割と機能：子どもの緊急保護を担う一時保護所とはどのようなところなのか 性的虐待を受けた児童への児童相談所の対応と関係機関の役割の重要性：児童のダメージに向き合う 全国児童相談所間リスク管理と情報伝達—転居していく子ども家庭のリスクを関係機関の谷間に落とさないために	鈴木香奈子 小林拓 有村大士 三輪清子 池田清貴 井上景 田崎みどり 奥田晃久
日本周産期・新生児医学会雑誌 56(4)	『ワークショップ 2「社会的ハイリスク妊娠」』	助産師からみた産前・産後ケアの課題 妊娠・出産から育児への過程を支えるために—心理士の立場から— 特定妊婦への対応と課題	井本寛子 新村麻里奈 水主川純

世界の児童と母性 89	『コロナ禍と社会的養護の明日：変わる子ども社会、問われる養育現場』	<p>I. 総論—コロナ禍と社会的養護の明日 コロナ禍という現象と子どもの育ちへの影響 困難を抱える人々はコロナ禍の中で そもそも学校とは何か— with コロナを契機とした教育転換の方向性</p> <p>II. 各現場における新型コロナ対応 コロナ禍の休校で失われたもの—遊びへの影響と学校の役割 コロナ禍で顕在化した子どもたちの ICT 環境整備の課題— ICT を社会的養護の子どもたちの力にするために コロナ禍でますます追い詰められる 10 代の子どもたち、その SOS に応える コロナに負けない！ 里親が支え合う仕組み作りをオンライン里親会で べろべろばあはもう見えない—コロナ禍の児童養護施設 コロナ禍から乳幼児を守る二葉乳児院の取り組み コロナ禍から母子の生活を守り抜く—母子生活支援施設ひまわり苑の取り組み 母子保健・児童福祉の現場で何が起ったか—市保健師からのレポート 社会的養護を経験した若者はコロナ禍をどう生きたか— IFCA プロジェクト C アンケート調査結果から</p> <p>III. 国内外の動向 ニューヨークにおけるパンデミックと子どものメンタルヘルス</p>	小野善郎 杉山春 苫野一徳 山田真理子 伊丹桂 岡田沙織 岩朝しのぶ 大塚斉 大沢恵美子 齋藤弘美 大島亜友美 永野咲 森真佐子
世界の児童と母性 90	『子どもの「レジリエンス」と「受援力」を高める：切れ目のない支援の実現に向けて』	<p>I. 総論—切れ目のない支援の実現に向けて SOS ！と言えるカー「受援力」を高めることから始まるレジリエンス ケアラーバーの自立に向けた制度の変遷—切れ目のない支援の実現をめざして 母子保健活動と子ども虐待—子どもを育て、母を育て、家族を育てる支援</p> <p>II. 子どもの「レジリエンス」と「受援力」を高める 子どもとの暮らしの中に見つけた「小さなこと」「小さな幸せ」：こころの回復と成長を育む暮らし 退所児童のレジリエンスを高める性教育 本人が気づき、選び、歩み出すまでの伴走者として 子どもたちの明るい未来を紡ぐために—特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネットの取り組み 生徒をエンパワする学校 —西成高等学校の生徒支援の取り組み</p> <p>【特別座談会】社会的養護を離れて —私たちの自立、そして家族を形成すること</p> <p>III. 国内外の動向 フィンランドのネウボラに学ぶ日本の保健師活動—切れ目のない妊娠・出産・育児支援をめざして</p>	吉田穂波 太田一平 小林美智子 松永忠 山口修平 石井敦、石井佐智子 矢野茂生 山田勝治 永野咲ほか 横山美江
精神科治療学 36(1)	『マルトリートメントを受けた子どもたちと精神科医療』	<p>特集にあたって 児童期のマルトリートメントがこころの発達に及ぼす影響 子どもマルトリートメントに関する最近の神経生物学的知見 マルトリートメントと神経発達症との関係—エビデンスの再整理— COVID-19 による社会状況の変化とマルトリートメント 自殺とマルトリートメント 虐待された子どもへの地域支援体制と精神科医療の役割 虐待が疑われるケースでの事実の聞き取り(司法面接)と医療の役割 虐待された子どもの精神科入院治療</p> <p>マルトリートメント要因に配慮した思春期・青年期の問題行動への対応と地域精神保健福祉の課題 マルトリートメントに対する社会的養護 精神医療における養育者のマルトリートメントの予防や介入 マルトリートメントとレジリエンス マルトリートメントを受けた子どもへのトラウマインフォームドケア 母子保健とマルトリートメント—虐待予防における親子 2 世代のメンタルヘルスの視点—</p>	本田秀夫 尾崎仁、田中究 友田明美 神尾陽子 田崎みどり 勝又陽太郎 山下浩 仲真紀子 大石聡 村上真紀 上鹿渡和宏 森田展彰 宮地尚子 亀岡智美 山下洋
精神神経学雑誌 123(10)	『児童虐待を予防する—産婦人科医、小児科医、精神科医のコラボレーション—』	<p>虐待予防のために精神科医ができること—周産期メンタルケア外来の実践から— 産科における胎児・児童虐待予防に向けた両親の支援と他科への引き継ぎの重要性 児童虐待の対策・予防に向けた家族支援における小児科医の役割 小児総合病院における複数診療科、多職種連携による虐待予防—安定した精神状態での子育てを支援すること—</p>	菊地紗耶、小林奈津子、本多奈美、富田博秋 西郡秀和 本村如華子 三宅和佳子

表4 2021年の児童虐待に関する論文

(『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題	雑誌名など
安部計彦	都道府県社会的養育整備計画に見る里親委託率の上昇	『西南学院大学人間科学論集』16(1), 125-152.
相澤仁	児童福祉司を中心とした子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について：国家資格化に向けた養成課程や養成システムのあり方を視点にして	『保健医療科学』70(4), 377-384.
赤間健一, 稲富憲朗	児童養護施設における退所児童の自立の現状と課題：小規模データを参考に	『福岡女学院大学紀要・人間関係学部編』(22), 39-46.
秋谷進	聴覚障害,知的発達症と自閉スペクトラム症の重複障害があり,マルトリートメントを認めた4歳男児例	『小児科臨床』74(4), 428-432.
秋谷進	起立性調節障害の背景にマルトリートメントが認められた14歳男児例	『日本小児科医学会会報』62(0), 218-221.
安藤久美子	外国人の保護者の子育て支援についての一考察	『愛知教育大学教育臨床総合センター紀要』(11), 19-26.
荒木敏宏	児童福祉現場におけるワークエンゲージメント概念の活用について	『関西福祉科学大学紀要』(25), 77-82.
荒屋昌弘	児童養護施設の可能性(山本昌輝教授退職記念論集)	『立命館文學』(671), 545-532.
有園正俊	児童期マルトリートメントを体験した強迫性障害への遠隔診療での認知行動療法の症例報告	『認知行動療法研究』2021, 1-11.
浅井鈴子, 倉石哲也	家庭児童相談室の専門性に関する研究：2000年の『児童虐待防止法』施行後の歴史的変遷を踏まえて	『臨床教育学研究』(27), 27-38.
クウィーラ, ダーヴィット=ドミニク	江戸中後期における〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て子や子殺しに対する認識	『障害史研究』(2), 15-39.
藤原映久	児童相談所向け小学生用性教育プログラムの開発：性問題行動の再発防止を目指して	『島根県立大学松江キャンパス研究紀要』60, 111-120.
藤井美穂子, 石田弘子, 大石真弓, 上松恵子	双子家庭を対象とした妊娠期からの地域社会とつながる出産準備教室のプログラムと実践方法の検討	『和洋女子大学紀要』(62), 87-99.
藤本拓己	児童養護施設におけるソーシャルワークの展開可能性に関する研究—グループを媒介とした専門職支援のあり方—	『社会福祉学』(45), 45-47.
藤岡孝志	被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の構築に関する研究	『日本社会事業大学研究紀要』67, 161-177.
藤原伸夫	児童相談所の一時保護所に関する一考察	『福祉臨床学科紀要』(18), 23-32.
古川心	コロナ禍における子育て支援：Internet Parent-Child Interaction Therapy(I-PCIT：インターネット親子相互交流療法)導入の試み	『神戸親和女子大学研究論叢』(54), 41-49.
古川真由, 有村達之	子ども時代のネグレクト体験の報告は大学生の痛み体験と関連している	『心理・教育・福祉研究』(20), 85-94.
波多江洋介	虐待を体験した子どもとの遊戯療法における主体の確立：セラピストの内化の視点から	『遊戯療法学研究』20(1), 3-12.
原田剛	児童虐待防止のための親権制度等の平成二三年民法改正管見(野沢紀雅先生 退職記念論文集)	『法学新報』127(3・4), 479-508.
原山郁花	叱責場面における親の不適切な養育行動と児童の怒り表出の関連	『発達研究』35, 51-62.
林知然	児童養護施設からの家庭復帰に係る研究(2)-A児童養護施設における経年調査と児童虐待-	『東洋大学大学院紀要』(57), 113-132.
林幸範, 石橋裕子, 今林俊一	特別支援教育における被虐待児童への対応等に関する研究(2)養成校学生と養護教諭の虐待に対しての意識の比較(創立50周年記念号)	『滋賀短期大学研究紀要』(46), 79-90.
羽間京子	被虐待体験と非行の関連及び非行・犯罪からの離脱のプロセスを左右する要因	『生活指導研究』(38), 45-57.
平林工志, 岡田昌毅	児童養護施設利用者の心理的自立に至るプロセスと指導員による支援の関連性についての探索的研究	『キャリア・カウンセリング研究』23(1), 1-14.
堀場純矢	児童養護施設職員のストレスと健康状態：20施設のアンケート調査から	『医療福祉政策研究』4(1), 85-106.
池田りな	乳児院における養育環境の変遷：児童福祉法制定後から2015年「乳児院養育指針」刊行まで	『大妻女子大学家政系研究紀要』(57), 43-60.
稲田達也, 新川泰弘	要保護児童対策地域協議会における調整担当者に関する研究：ある調整担当者へのインタビュー調査を通して	『豊岡短期大学論集』(17), 1-10.
稲富憲朗, 赤間健一	児童養護施設における被虐待児、発達障害児の入所が施設環境に及ぼす影響	『福岡女学院大学紀要・人間関係学部編』(22), 31-37.
井上寿美, 笹倉千佳弘	性的虐待を受けた女性サバイバーと非加害親である母との関係：母親への思いと子育て観の変化をとらえて	『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』(11), 1-19.

石田健太郎	子どもと家族の(健康)問題としての児童虐待：子どもの養育における体罰の禁止	『駒沢社会学研究』(56), 61-81.
和泉広恵	子ども虐待を考える	『日本女子大学紀要. 人間社会学部』(31), 1-13.
柿田多佳子	長崎県における児童虐待の現状と課題～児童相談所の対応から見えるもの～	『児童教育支援センター年報』(15), 19-34.
水主川純	特定妊婦への対応と課題	『日本周産期・新生児医学会雑誌』56(4), 607-609.
角野雅彦	フィンランドのネウボラと子育て世代包括支援センターの比較考察：日本版ネウボラは成功するのか	『福祉社会学部論集』39(4), 1-14.
亀岡智美	児童青年期の心的外傷後ストレス障害と認知行動療法(特集 子どものための認知行動療法)	『児童青年精神医学とその近接領域』62(1), 1-10.
上鹿渡和宏	虐待を受けた子どもの社会的養育について	『保健医療科学』70(4), 364-376.
川並利治	子ども虐待を人任せにしない新たな児童相談所の相談体制の一元化及びスマート化に関する考察	『金沢星稜大学人間科学研究』14(2), 23-29.
河嶋静代	コロナ禍の中、オンラインで実施したチャイルドライン北九州の継続研修：性化行動と性被害のケースをとりあげて(野井英明教授 退職記念号)	『北九州市立大学文学部紀要. 人間関係学科』28, 41-58.
菊池愛美, 高岡昂太, 坂本次郎	児童虐待防止リスクアセスメント項目の選抜：現場での利活用のために	『行動計量学』48(2), 79-87.
北村由美	子ども虐待と「新しい社会的養育ビジョン」にみられる社会的養護	『関西大学人権問題研究室紀要』(82), 49-59.
北村由美	日本における子ども虐待の現状と課題	『関西大学臨床心理専門職大学院紀要』(11), 21-31.
児玉(渡邊)茉奈美	2, 3 歳児を育児中の夫婦が抱く虐待不安と夫婦関係との関連：第二子と第一子の比較	『子育て研究』11(0), 17-29.
児玉匡, 阪龍太, 井深奏司, 黒田征加, 今福紀章, 細木瑞穂, 白河伸介, 山下定儀, 山本暖	小児腔内異物の2例	『日本小児外科学会雑誌』57(3), 700-706.
小嶋理恵子, 柴田長生, 山本美由紀	【実践報告】虐待を受けた子どもたちから学び直さなければならないもの—児童相談所で虐待対応に従事した助産師からの視点—	『京都文教大学 こども教育学部研究紀要』(1), 119-127.
小谷正登	今後の特別支援教育の方向性に関する検討(3)児童虐待の問題を視点に	『教職教育研究』(26), 27-36.
厚生労働省	地域における児童委員・主任児童委員の業務実態等に関する調査研究	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: みずほ情報総研株式会社)
厚生労働省	子育て支援ネットワーク構築に向けた調査研究	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: みずほ情報総研株式会社)
厚生労働省	医療機関における被虐待児童の実態に関する調査	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: PwCコンサルティング合同会社)
厚生労働省	潜在化していた性的虐待の把握及び実態に関する調査	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: 国立研究開発法人産業技術総合研究所)
厚生労働省	児童相談所職員のメンタルヘルスに関する調査	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: PwCコンサルティング合同会社)
厚生労働省	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: PwCコンサルティング合同会社)
厚生労働省	児童福祉司・要対協調整担当職員・スーパーバイザーの義務研修修了要件の在り方についての調査研究	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
厚生労働省	児童相談所の第三者評価に関する調査研究	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
厚生労働省	子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究	令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

厚生労働省	一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)
厚生労働省	医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:PwC コンサルティング合同会社)
厚生労働省	体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社キャンサースキャン)
厚生労働省	DV・児童虐待併存事案のスクリーニング方法と連携機関へのつなぎ方	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社リベルタスコンサルティング)
厚生労働省	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)
厚生労働省	児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:みずほ情報総研株式会社)
厚生労働省	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社野村総合研究所)
厚生労働省	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:PwC コンサルティング合同会社)
厚生労働省	子ども虐待による死亡事例検証結果を用いた研修に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:PwC コンサルティング合同会社)
厚生労働省	通告の一元的運用に関する実証的調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:PwC コンサルティング合同会社)
厚生労働省	地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:公益社団法人 母子保健推進会議)
厚生労働省	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:公益社団法人 母子保健推進会議)
厚生労働省	予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における子どもともに安心・安全に出産できるための取組と出生した子どもへの支援に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社シード・プランニング)
厚生労働省	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社野村総合研究所)
厚生労働省	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:国立研究開発法人産業技術総合研究所)
厚生労働省	児童虐待対応における AI 利用に関する調査研究	令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書(受託:株式会社 AiCAN)
黒田公美, 白石優子	児童虐待刑事事件の生物・心理・社会要因に関する質問紙調査: 妥当性・安全性および倫理的配慮(特集 同意取得が困難な事例を対象とした症例報告や研究における問題点と課題)	『精神神経学雑誌』123(6), 333-341.
桑名佳代子, 桑名行雄, 山本文枝	児童養護施設のリーピングケアにおける児童指導員・保育士・看護職の「性に関する課題」の認識	『宮城大学研究ジャーナル』1(2), 46-61.
京野由紀, 城戸拓海, 菅秀太郎, 仲宗根瑠花, 阿部真也, 芦名満理子, 藤岡一路	精神疾患合併妊婦から出生した児の自宅退院困難に関連する要因の検討	『日本周産期・新生児医学会雑誌』57(3), 494-498.
李璟媛, 谷口晴香	児童虐待防止教育に関する中学校教員の意識と現状	『研究集録』(177), 85-93.
前田研史	不適切な養育と心理的援助	『教育諸学研究』34, 55-65.
増山貴子	児童養護の脱施設化に向けた政策に関する国際比較: アジア4ヶ国を対象として	『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』13, 184-198.
緑川喜久代, 渡邊多恵子	児童虐待予防に向けた母子保健担当保健師と要保護児童対策地域協議会の連携システムに関する研究	『淑徳大学看護栄養学部紀要』(13), 25-35.
三野寿美	社会的養護における未成年後見の意義と課題: 今後の発展に向けた法・制度的課題の検討	『社会問題研究』70(149), 53-66.

光田信明(研究代表者)	社会的ハイリスク妊婦の把握と切れ目のない支援のための保健・医療連携システム構築に関する研究	令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業)
宮島清	児童相談所と市町村子ども家庭福祉担当部署の現状と課題：業務を担う者が社会福祉専門職として機能するために(特集 ソーシャルワーク専門職が抱えるジレンマとパワーlessness状態が問いかける課題：「実践原理」の空洞化と支援の隘路を乗り越えるために)	『ソーシャルワーク実践研究』(14), 15-27.
宮本まゆみ	札幌市における児童虐待防止対策について	『北海道の公衆衛生』(47), 21-25.
村田紋子	研究論文 社会福祉士による刑事施設退所者への社会復帰支援の「視座」と「手法」に関する一考察 —『子ども虐待』の視点から—	『鴨台社会福祉学論集』(29), 30-38.
永江誠治, 河村奈美子, 星美和子, 本田純久, 北島謙吾, 岩瀬信夫, 小澤寛樹, 花田裕子	障害のある虐待被害児の自立支援において里親が抱える養育上の困難さ	『保健学研究』34, 57-66.
中井(松尾)和弥, 福井義一	小児期逆境経験が身体症状による負担感に及ぼす影響—愛着スタイルを媒介変数として—	『心身医学』61(2), 186-194.
仲山正志, 井上景	健全な子ども育成を目指して：幼稚園・保育・社会的養護の必要な子ども達の健康な生活を考える	『甲南女子大学研究紀要』I(57), 143-152.
名城健二	要保護児童対策地域協議会ケースにおける虐待者のメンタルヘルス疾患と他の要因との関連性	『沖縄大学人文学部紀要』(24), 1-16.
西林佳人, 田中淳一, 高橋眞琴	児童養護施設における不登校児支援：公的事業における期待と実践における課題	『鳴門教育大学学校教育研究紀要』(35), 19-27.
西本佳代	児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援の現状と課題	『香川大学教育研究』(18), 99-112.
西岡咲季	子ども虐待対応イギリス政府ガイドライン“Working Together”に関する研究：子どもの意見尊重の側面に着目して	『教育福祉研究』(25), 99-114.
西岡弥生	伝統技能伝承のあり方にみる児童虐待防止対策におけるオルタナティブな視点：関連文献及びフィールドワークの検討から	『洗足論叢』(49), 65-80.
丹羽健太郎	虐待を受けた知的障害のある子どもへの教育指導法に関する一考察	『椋山女学園大学教育学部紀要』14, 209-218.
野坂祐子	教育講演 トraumafreeフォーラムドケア：子ども・支援者・組織の再トラウマを防ぐ公衆衛生のアプローチ(第61回日本児童青年精神医学会総会 児童青年精神医学のこれから：「生きる」をまもり「育ち」を支えること)	『児童青年精神医学とその近接領域』62(3), 344-349.
野澤義隆, 大内善広, 萩原康仁	保育士の育児理解と多重役割理解が母親のマルチロールメントに与える影響	『東京未来大学研究紀要』15(0), 141-148.
緒方康介	日本における性的虐待の犯罪化：公的統計資料の分析	『人間社会学会誌こみゆにか』(15), 1-8.
小川久貴子	思春期からの不妊予防(1)若年妊婦への支援：産む選択を支える WHC 研修(第3回 日本助産診断実践学会学術集会) —(ワークショップ)	『日本助産診断実践学会誌』3(2), 13-15.
小楠美貴	「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の状況とその発生要因に関する研究：医療ソーシャルワーカーへのアンケート調査を通して	『浜松学院大学研究論集』(17), 25-35.
大江直行, 岩間亨, 岡本遥, 長屋聡一郎, 大鷲悦子, 庄田健二, 豊田泉, 中山則之, 矢野大仁, 小倉真治	児童虐待が疑われる頭部外傷患児診療における問題とその対策	『小児の脳神経』46(1), 8-13.
大河原美以, 鈴木廣子, 林もも子	母子のトラウマ体験が子の感情制御の発達に及ぼす影響(4)：授乳時の愛着システム不全と幼児期の感情制御の発達不全との関係(縦断研究)	『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』(72), 141-156.
大原天青	非行少年に対する児童自立支援施設における治療教育と心理的支援	『心理臨床学研究』39(2), 118-129.
大橋冴理, 船越明子	問題行動を呈して入院した思春期の被虐待児に対する看護介入	『日本精神保健看護学会誌』30(1), 12-20.
大村美保	障害児に対する保護者による虐待の防止及び保護者支援の連携・支援モデル構築(基本テーマ 健やかでこころ豊かな社会をめざして) —(高齢者の健康と子ども・若者支援)	『豊かな高齢社会の探究 調査研究報告書』29, 1p,1-25.
大岡由佳, 岩切昌宏, 瀧野揚三, 浅井鈴子, 毎原敏郎	絵という表現活動を通して見えてくる子ども時代のトラウマ—トラウマフォーラムドケアの実践—	『学校安全推進センター紀要』(1), 43-54.
大迫秀樹, 白澤早苗	乳児院における早期からの連続性を持った心理的ケアに関する実地インタビュー調査研究	『福岡女学院大学紀要・人間関係学部編』22, 71-78.
太田博恵, 岡本玲子	A市母子保健データにおける母親の喫煙関連要因：4ヵ月児健康診査のデータ分析より	『大阪大学看護学雑誌』27(1), 9-17.

岡田英作, 田村優佳	社会的親に関する一考察 -児童養護施設児の養育-	『愛媛大学教育学部紀要』(68), 277-281.
奥井菜穂子	乳児院職員の語りからとらえる養育のパスベクティブ : 子どもの将来を見据えた今	『大阪樟蔭女子大学研究紀要』11, 87-96.
尾崎美恵子, 清水洋子	子ども虐待予防の支援における多職種連携の課題に関する文献検討	『東京女子医科大学看護学会誌』16(1), 25-32.
酒井佐枝子	親子関係再構築プログラムを通じた支援連携のありよう	『心的トラウマ研究』(16), 1-11.
眞田英毅	親から暴力を受けた子どもの体罰容認意識 : 世代間連鎖の観点から	『社会学年報』(50), 57-68.
佐々木真吾	虐待報告の聞き取り形式と子どもの報告の詳細さ、司法面接の知識が教職員の虐待判断とその後の対応に及ぼす影響	『名古屋女子大学紀要. 家政・自然編, 人文・社会編』(67), 59-70.
笹倉千佳弘, 井上寿美	社会的養護児童と外集団構成員との関係構築過程 : 学習支援ボランティア活動のエピソードをととして (創立 50 周年記念号)	『滋賀短期大学研究紀要』(46), 67-78.
佐竹要平, 有村大士, 土橋俊彦	公立・民間児童養護施設の就学前児童の入退所の実態に関する研究	『日本社会事業大学研究紀要』67, 59-68.
佐藤睦子, 上野昌江, 大川聡子	児童虐待予防においてかわかりが難しい母親との信頼関係構築に着目した熟練保健師の支援	『日本公衆衛生看護学会誌』10(1), 3-11.
瀬々倉玉奈	心理職による家庭訪問に関する調査の再検討 : 英国における対話的インタビュー調査の内容分析	『京都女子大学発達教育学部紀要』(17), 163-169.
柴野芳彰, 吉野佳子, 合田真優子, 塩谷茉智子, 本間進, 幸本康雄	多職種による包括的支援を行った統合失調症合併妊婦の2例	『東京家政大学研究紀要』61(2), 61-67.
椎野智子, 榎原信子, 友田明美	マルチリポートメントの理解に関する研修効果の検討—子ども虐待を低減するシステムの構築を目指して—	『小児の精神と神経』60(4), 337-343.
志村浩二	児童虐待(Child Abuse and Neglect)における陽性症状と陰性症状—神経心理学からみたトラウマ症状について—	『浜松学院大学短期大学部研究論集』(19), 9-20.
新藤こずえ	児童養護施設で暮らす障害のある子どもの進路と支援 (小内透教授退職記念特集)	『北海道大学大学院教育学研究院紀要』(138), 119-136.
四宮理絵, 岸上多栄子, 山本潤美, 桑橋美帆, 國方美佐, 黒田泰弘	香川県救急隊員の児童虐待対応に関する認識と経験についての調査研究	『日本臨床救急医学会雑誌』24(3), 346-353.
白井聖子	「子どもへの暴力がとまらない」と訴えた母親への主体感の獲得をめざした心理療法 : 自身の被虐待体験とDV被害による感情の「気づき」を通して (特集 子どものための認知行動療法)	『児童青年精神医学とその近接領域』62(1), 76-89.
鈴木ちひろ	オートエスノグラフィー : 「児童性的虐待についてのマルチプル・リフレクション—レイヤード・アカウントの提言」(Ronai 1995)をテキストとした、創作対話形式によるマルチプル・リフレクション	『人間社会学研究収録』(16), 57-90.
鈴木崇之	児童福祉制度の国際比較に関する基礎的研究: 日本とフィンランドの児童保護制度を中心に	『ライフデザイン学研究』(16), 439-458.
高田豊司	児童福祉施設における被虐待児を対象とした学習支援上の工夫に関する一考察	『関西福祉大学研究紀要』24, 159-167.
高原稔, 高橋英樹	児童養護施設のケア効果の検討—「Child Behavior Checklist (CBCL)による入所児童の評価と『新しい社会的養育ビジョン』との比較から」—	『社会福祉学』62(1), 27-37.
高橋伸夫	保育所における児童虐待と保護者支援	『佛敎大学大学院紀要, 社会福祉学研究科篇』(49), 91-108.
高城絵里子	児童養護施設のトラウマケアにおけるソリューション・フォーカスト・アプローチの活用 ~トラウマインフォームドケアの視点からの一考察	『ブリーフサイコセラピー研究』29(2), 65-77.
高岡昂太	児童虐待対応におけるリスクアセスメントのためのデータ収集基盤構築とAIを活用したリスク評価に向けた研究	令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
田中英三郎, 西川瑞穂, 大久保圭策, 亀岡智美	精神科診療所受診患者における逆境的小児期体験と生涯トラウマ体験の頻度および PTSD 症状に関する横断調査	『精神神経学雑誌』123(7), 396-404.
谷口恵子, 菱川愛	子どもの願いを裏切らない虐待再発防止のケースワークの要素 : 特性要因図を用いた分析	『東京福祉大学・大学院紀要』11(1・2), 41-48.
辰己隆	「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」における一考察	『教育学論究』(13), 59-66.
Thompson Stephen	児童養護施設における子どもの暴力行為とケアワーカーの支援方法 : コンテインメント論の観点から治療的支援の考察	『横浜女子短期大学研究紀要』(36), 23-35.
坪井瞳	乳児院研究の動向 : 児童福祉法制定以降の乳児院研究論文の分類と分析	『こども臨床研究』(8), 3-12.

鶴田武志	松本清張「鬼畜」と松竹映画「鬼畜」(1978)の断層 一清張作品を人情ものの一	『名古屋短期大学研究紀要』(59), 55-79.
上田裕美	児童養護施設出身学生への学生支援に関する調査：大学への質問紙調査の結果から	『大阪教育大学紀要, 総合教育科学』69, 93-105.
上原正希, 飯浜浩幸, 小早川俊哉, 西崎毅, 藤根収, 吉江幸子, 杉本大輔, 櫻井美帆子, 大島康雄, 吉澤英里, 湯浅頼佳, 西野克俊, 畠山明子	地域における予防・発見・発信機能のシステム構築への一考察：児童虐待防止活動の実践より(第2報)	『星槎道都大学研究紀要』(2), 71-75.
海野千畝子	子ども専門病院での心理士による虐待対応院内システムづくり—トラウマインフォームドケア・システムアプローチからの振り返り—	『小児の精神と神経』61(1), 18-19.
宇野耕司	大学生による児童虐待防止啓発運動の実践報告：社会人基礎力の育成に有効か	『目白大学高等教育研究』(27), 39-47.
浦田泰成	児童・家庭福祉領域における精神保健福祉士の役割に関する一考察：児童虐待に対するかかわりを中心に	『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』(11), 33-40.
和食沙紀, 中石裕子, 坂本まゆみ, 野村加代, 内田智子, 大野由香	歯科衛生士が気づく「気になる親子」の着目点：歯科診療所における子ども虐待の早期発見に向けて	『日本歯科衛生学会雑誌』15(2), 70-79.
若井 裕子	虐待環境で育ち希死念慮がある女子中学生へのスクールカウンセリング	『心理臨床学研究』39(3), 233-243.
渡辺梨紗子, 古池雄治, 廣原紀恵, 瀧澤利行	児童相談所一時保護所にて入所経験のある児童生徒と養護教諭の関わり	『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』(70), 405-420.
八木淳子	少年刑務所の入所者が教えてくれるもの—発達とトラウマの視点から—	『小児の精神と神経』61(3), 222-226.
山田不二子	児童虐待対策における行政・医療・刑事司法の連携推進のための協同面接・系統的全身診察の実態調査及び虐待による乳幼児頭部外傷の立証に関する研究	令和2年度 厚生労働省科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
山田晋	児童虐待における「家族の再統合」という病理	『修道法学』43(2), 690-664.
山縣文治	子ども虐待と予防：子ども虐待死亡検証報告を踏まえ(狭間香代子教授 退職記念号)	『人間健康学研究』(14), 27-37.
山縣文治	子ども虐待予防支援の課題：虐待による死亡を防ぐために	『ソーシャルワーク実践研究』(13), 2-14.
山口季音	子どもの家庭復帰を妨げる保護者の社会環境に関する考察：児童相談所の虐待相談記録の分析を通して	『至誠館大学研究紀要』8, 85-94.
山野則子, 小倉康弘, 石田まり	見えない貧困, 子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り—スクリーニングの可能性—	『教育システム情報学会誌』38(1), 31-41.
山岡祐衣	子ども期の逆境体験が子どもの健康・発達に与える影響について(第36回日本ストレス学会学術総会記録)—(シンポジウム 小児期逆境体験(ACEs)の発達・健康への長期的影響)	『ストレス科学』35(3), 201-206.
柳川敏彦	医療機関・診療所における子ども虐待への対応～子どもの最善の利益の観点から～	『日本小児科医会会報』61(0), 11-12.
横浜勇樹	シンガポールの子どもの家庭福祉政策：児童虐待への対策	『関東学院大学人間環境学会紀要』(35), 23-381.
横井良憲, 鈴木裕子	新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の中での保育施設の課題	『愛知教育大学教職キャリアセンター紀要』(6), 19-26.
横溝珠実, 二宮忠矢, 片岡久美恵, 中塚幹也	妊娠期からの子どもの虐待予防：妊娠中からの気になる母子支援連絡システム(岡山モデル)の8年間の取り組み	『日本公衆衛生雑誌』68(6), 425-432.
横山登志子	ドメスティック・バイオレンス被害者の「その後」における生活困難——緊急一時保護の利用者調査から——	『社会福祉学』61(4), 57-70.
吉川知巳	児童養護施設の子どもの進路選択と週末・季節里親：対人援助職以外の職業達成モデルを求めて	『浜松学院大学研究論集』(17), 85-94.
吉澤あやね	子どもアドボカシー制度の導入：虐待を受けた子どもの意見表明権を支える仕組みを考える	『立命館法政論集』(19), 208-245.
湯澤直美	児童養護施設等経験者の高校卒業後の就学支援：学生支援ハウスようこそその取り組みから(特集 地域共生社会における参加支援の可能性を探る)	『地域福祉研究』(49), 35-46.

執筆者一覧

※【 】内は担当章

研究代表者

増沢 高（子どもの虹情報研修センター）【Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ-6，Ⅲ-10，Ⅲ-12】

共同研究者

川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-7，Ⅲ-14】

中垣 真通（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-1】

鶴岡 裕晃（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-15】

南山今日子（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-9】

佐藤 葵（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-11】

村木 良孝（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-3，Ⅲ-13】

平田 悠里（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-4，Ⅲ-5】

竹下 由茉（子どもの虹情報研修センター・聖マリアンナ医科大学病院）【Ⅲ-2，第2部】

富樫健太郎（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ-8，第2部】

2021年（令和3年）度研究報告書
子ども虐待に関する文献研究
児童虐待重大事例の分析 2010年～2020年
（第1報）

令和5年3月31日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（虐待・思春期問題情報研修センター）
- 編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 研究代表者 増沢 高
共同研究者 川崎二三彦
中垣 真通
鶴岡 裕晃
南山今日子
佐藤 葵
村木 良孝
平田 悠里
竹下 由茉
富樫健太郎
- 印刷 コトブキ印刷工業有限公司
TEL. 045-324-7201